

**Journal
of
Shariah Studies**

**No.8
2011**

Contents

<Thesis>

Study of contemporary scarf controversy

- Between Western and Islamic Perspectives of Laity.....Junya Shinohe

Ijma as a source of legitimacy of Islamic law Nobuo Mori

Cause disagreement and Islamic jurists Yoshihide Kashihara

<The Islamic world circumstances>

"Arab spring" of the Middle East situation and subsequent Takaharu Nakajima

- Materials for Understanding Middle East situation -

Recent affairs of the Arabian Peninsula and the Islamic world Nobuo Mori

Malaysian Halal Standards Hideomi Muto

<Reviews>

Lecture in October,2011 "Status of Islamic Law in Indonesia"

Report of "Tafshir(exegesis)Quran" study

1. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 1~26..... Nobuo Mori

2. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 27~53..... Jiro Arimi

3. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 54~79..... Junya Shinohe

4. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 80~103..... Toshio Endo

5. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 104~128..... Kimiaki Tokumasu

6. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 129~147..... Hideomi Muto

7. Report of "TafshirQuran" study : Surah 6. 148~165..... Yoshihide Kashihara



Shariah Research Institute
Takushoku University
Tokyo,Japan

シャリーア研究

第八号

2
0
1
1



シャリーア研究

第八号

2011

拓殖大学
イスラーム研究所

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

—目 次—

〈論考〉

現代スカーフ論争の検討

- 西欧とイスラーム信徒の視点の間で -

…………… 四 戸 潤 弥 1

イスラーム法源としてイジュマの正当性

…………… 森 伸 生 27

イスラーム法学者の見解の相違とその原因

…………… 柏 原 良 英 47

〈イスラーム世界事情〉

「アラブの春」とその後の中東情勢

…………… 中 島 隆 晴 59

- 中東情勢理解のための資料 -
アラビア半島の最近の情勢とイスラーム世界

…………… 森 伸 生 75

マレーシアのハラール規格

…………… 武 藤 英 臣 91

〈記録〉

平成 22 年度 第 2 回イスラーム講演会記録

インドネシアにおけるイスラーム法の現状

…………… ファーザ・アリー・シプロマリシ博士 145

第1回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第1節～26節	森 伸 生	171
第2回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第27節～53節	有 見 次 郎	191
第3回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第54節～79節	四 戸 潤 弥	211
第4回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第80節～103節	遠 藤 利 夫	229
第5回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第104節～128節	徳 増 公 明	251
第6回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第129節～147節	武 藤 英 臣	279
第7回タフスイール研究会報告クルアーン第6章家畜章 第148節～165節	柏 原 良 英	295

執筆者紹介

- | | |
|-------|-----------------------|
| 有見 次郎 | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| 遠藤 利夫 | 拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員 |
| 柏原 良英 | 拓殖大学イスラーム研究所主任研究員 |
| 四戸 潤弥 | 同志社大学神学部教授 |
| 徳増 公明 | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| 中島 隆晴 | 拓殖大学海外事情研究所助教 |
| 武藤 英臣 | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| 森 伸生 | 拓殖大学イスラーム研究所所長・教授 |

(五十音順)

現代スカーフ論争の検討 ―西欧とイスラーム信徒の視点の間で―

四 戸 潤 弥

目次

1. イスラーム潮流のなかのヒジャーブ論争 ―内包されるアラブ民族主義―
2. フランスのスカーフ論争問題の位置づけ
3. 『クルアーン』御光の章の構成にみる家族を基礎とした男女関係作法
4. 『クルアーン』御光の章の対比表現にみる男女関係作法の明確化
5. 『クルアーン』御光の章30節、31節の対比にみる法規定の検討
6. 『クルアーン』御光の章60節 結婚を望めない女性の服装規定からみるヒジャーブの立法意図
7. 『クルアーン』部族連合章59節にみる預言者の妻たちの服装「ジャルバーブ」
8. 『クルアーン』に記された「覆うもの」を示す「ヒジャーブ」、「ヒマール」、「ジャルバーブ」
9. イスラーム女性に課せられた「隠す」義務と現代的解釈
10. スカーフと身の安全
11. まとめ

はじめに

イスラーム世界の女性が頭髪を隠す衣装を「ヒジャーブ」と呼び、ヴェールと訳されるが、『クルアーン』では衣装の意味で用いられてはいない。また頭髪から身体を覆う布として、ヒジャーブの根拠となっているのは、『クルアーン』では「ヒマール」と「ジャルバーブ」だが、イスラーム教徒女性の衣装は、「ヒジャーブ」、「ヒマール」、「ジャルバーブ」の解釈をめぐる論争が展開されてきた。つまり、「隠す」ことは義務であるが、どの部分からめぐる論

争されてきたのである。たいていの場合、女性の服装は、非イスラーム世界であっても「肌を露わにしない」ことが基本であるから、イスラーム世界と非イスラーム世界の女性の服装問題の違いは「頭髪」を隠すかどうかであった。そして1400年のイスラームの歴史のなかで確定してこなかったものの、多数説は「頭髪は隠す」である。そして『クルラーン』での「仕切り」の意味で用いられた「ヒジャーブ」という単語を、「男性と女性を隔てる仕切り（カーテン）」の衣装という意味を内包させて「ヒジャーブ」と呼称してきたのである。

しかしながら2004年にフランスで起こった頭髪を隠す「スカーフ（ヒジャーブ）」禁止法は、身体のどの部分を隠すかが争われたのではなく、スカーフ着用の是非をめぐる争われた。すでに、この時点から「スカーフ」論争は異教徒の問題であって、イスラーム教徒の問題ではなくなったのである。なぜなら「（頭髪を隠す）スカーフ」は義務であるからだ。義務である以上、着用の是非論はイスラーム教徒にとって自由意思で着用するか、否かにかかわらず論争にはならない。論争となるためには着用を否定する「フランス側の圧力」に対する抗議の形でしかおこらない。こうして「スカーフ論争」は「イスラームを否定するかどうか」の問題に簡単にすり替わってしまう。

スカーフ問題で、フランス側が憲法規定からスカーフを否定するのではなく、またスカーフが女性抑圧のシンボルであるから否定するのではなく、イスラーム教徒のヒジャーブ（スカーフ）として、「身体のどの部分」、「頭髪を含むか」、あるいはそれが「伝統的ヒジャーブのデザインであり続けるのか」の点をつめて話し合えば、お互いに納得いく、そして満足のいく妥協点を見いだせたことだろう。

また2004年にフランスでのスカーフ禁止法が出された背景には、2001年9月のニューヨーク同時多発テロ事件を経て、過激派がヨーロッパの主要都市で自爆テロ事件を頻発させていた時期であったことを考慮に入れられないわけにはいかない。つまりスカーフはフランスの安全を脅かすシンボルと見られたため、スカーフ禁止法制定に拍車がかかったのである。

本稿は、通常であればイスラーム信徒の間でも議論の余地があり、そして現

代的な対応が可能である問題であっても、異教徒社会がイスラーム信徒の義務である部分を否定すれば容易に政治的対立に向かってしまうこと、そしてその時期がイスラーム過激派が西欧との対決姿勢を強めている時期であれば、非イスラーム世界の安全保障問題として捉えられてしまうことに焦点を当てて、

- 1) スカーフ論争が先鋭化した時期的な背景と、
- 2) イスラーム教徒の義務を否定すれば、それは宗教間対立の問題になってしまう事情をフランスでのスカーフ論争を例にとり、イスラーム法の視点からのヒジャーブ（スカーフ）の論議の実際と現代的対応の可能性を明らかにしようとするものである。

2010年12月から始まった中東民衆革命によるチュニジア、エジプトの長期独裁政権の打倒と、2011年後半に起こった仏英の軍事介入支援によるリビアのカダフィ長期政権の打倒、そして米国によるビン・ラーディンの暗殺事件などめまぐるしく変化する中東情勢の中で、スカーフ論争は過去のものとなったような感があるが、前記の視点に立ってみれば、イスラーム世界と非イスラーム世界の政治対立の原因と、イスラーム社会内部問題と現代的対応の在り様を探るのは常に要求される問題である。

1. イスラーム潮流のなかのヒジャーブ論争 - 内包されるアラブ民族主義 -

90年代にフランスなどで起こったスカーフ論争は、中東地域で潮流となった第2イスラーム主義の影響を受けたものである。

1967年の第3次中東戦争での敗北以後、アラブ民族主義は衰退していくことになる。この衰退したアラブ民族主義は消えたのではなく、1973年の第4次中東戦争での実質的なアラブの勝利を契機にイスラーム主義として変貌を遂げたことが、その後のイスラーム過激派の活動から裏付けることができる。しかし、当時はイスラーム主義がアラブ・イスラーム世界の連帯の絆となった理解されていた。このイスラーム主義は第1次イスラーム主義と位置づけられるものだった。こうして中東全域はイスラーム主義の潮流が支配的になっていった。

1990年のイラクのクウェート侵略に対抗する多国籍軍のサウジアラビア進駐、翌91年の多国籍軍のイラクに対する勝利とクウェート解放以後の米軍軍属のサウジアラビアを初めとするアラブ産油国駐留を契機に、欧米に敵対するイスラーム主義がビン・ラーディンの過激派組織アルカーイダに代表されるようになる。このイスラーム主義は第2次イスラーム主義と位置づけられる。

第1次と第2次のイスラーム主義は共に、反植民地、アラブの解放を謳うアラブ民族主義を内包していたが、第1次のそれはアラブ民族主義とイスラーム主義の融合であった。そして第2次のそれは欧米に対する憎悪にまで高めたものであった。(注1)。

2. フランスのスカーフ論争問題の位置づけ

1989年のフランスの公立中学校でスカーフを教室内で着用した女子たちが退学処分となったことを発端として発展したスカーフ問題を、さらに150年余遡って、フランスのスカーフ問題を歴史的に位置づけた森千香子の論考(注2)によれば、その歴史的系譜の始まりをフランスのアルジェリア植民地統治の開始に求め次のような歴史的流れを指摘している。

1) 総督ユーエヌ・ドマスによる1835年フランスのアルジェリア統治開始から30年間にわたるアルジェリア女性調査の成果の書『アラブの女』(154頁)の記述として、「この民族の風俗、慣習、思考を覆い隠すヴェール」として象徴的にとらえられた。

2) 1954年のアルジェリア独立戦争開始で、フランス兵がムスリム女性のヴェールを力づくで引き剥がす事態が頻発した。

3) 1958年フランス帰属を集会で、アルジェリア人女性がヴェールを放棄。フランス側はヴェールを女性抑圧の象徴とした。

4) 1989年以降、フランス国内の公立学校で女子生徒のフカーフ着用をめぐる「スカーフ論争」が発生。

5) 1994年、「スカーフ着用をめぐる生徒と教師間のトラブル」300件

6) 2003年、「スカーフ着用をめぐる生徒と教師間のトラブル」150件

7) サルコジ内相、UOIF（フランス・イスラーム組織連合）大会で、「身分証明写真ではスカーフ着脱が義務」と発言し、イスラーム側の反発を招いた。

8) 2004年「公立学校におけるこれ見よがしの宗教シンボル着用の禁止法」可決。根拠は、フランス国家原理「ライシテ(公的空間における非宗教の原則)」であった。

このような歴史的背景説明の中で、イスラーム教徒たちのスカーフ問題が政治問題化したことが二度あったことを指摘している。

そしてどちらにも共通していることとして、「女性抑圧の象徴からの解放」がフランス社会の見方としてあるとしている。

また30年後にスカーフ論争が再燃した原因をアラブ系移民の子弟たちのイスラームを通じた自己のアイデンティティーの覚醒に求めるのが、西欧における移民問題とイスラーム主義問題の研究者たちの共通した傾向であることが森などの専門家たちの指摘から読み取れる。

説明を求める側としては、なぜイスラーム主義なのかを知りたいのだが、そうした問いを無視できるほど、90年代からのフランス移民子弟たちの間でイスラーム主義の潮流が存在していたのだった。

ただ、フランスと深い関係にあった旧植民地のアルジェリアの当時の政治的状况を見るならば、スカーフ論争が再燃し始めた1989年は、中東においてアラブ民族主義がイスラーム主義の中に内包されてから20年弱も経過した時期であり、自己のルーツを直接的にアラブ民族、あるいはアルジェリア人に求めることはもうできない時期に入っていた。民族でなくイスラームが自己アイデンティティになっていたのである。すでにアルジェリアは民族主義ではなく、イスラーム主義の時代へと向かっていた。

アルジェリア独立戦争に参加、投獄された経験を持ち、思想的にはイスラームではなく社会主義的傾向の思想を抱くアッバース・マダニー（1931～）は、1989年にアルジェリア憲法改正により多党民主政治が許されたのを契機に、アルジェリア・イスラーム救国戦線を結成、地方選挙で躍進し、イスラーム世界の改革を提唱していた。

彼はサウジアラビアのような厳格なイスラーム法導入の必要性を主張したが、同時にサウジアラビアのように婦人をヴェール強制や運転免許の禁止はしないと主張していることから伺えるように、1973年以來、イスラーム主義はアラブ民族主義が変貌した姿であり、その核に反植民地、反西欧思想があった。

こうした本国の動きと、フランス国内におけるスカーフ論争は無縁ではないと言えるのは、フランス移民の子弟たちの母国アルジェリアはイスラーム主義へと変化を遂げていたし、もう一つの母国モロッコは、伝統的な王制でイスラームは国教であり、その教えは社会的規範だったのであるから、移民たちが自己のルーツを本国に求めた場合、イスラームしかなかったという事情を考慮する必要があるからだ。

そして翌90年のイラクのクウェート侵略を契機とした米国主導の多国籍軍のサウジアラビアを初めとするアラブ半島諸国への進駐は、植民地の再来とも受け取られて、欧米への憎悪は高まり、反欧米のアラブ民族主義を内包した第2イスラーム主義が強くなっていった。

ところで、フランス社会側からスカーフ論争を見ると、そこには前記のライシテの原則と、女性抑圧のシンボルとしてのフカーフの2点に焦点が当てられことはすでに述べた。

一方、イスラーム教徒女性にとって、「スカーフ」は、『クルアーン』第24章御光の章31節のある通り、義務であり、彼女たちの宗教実践の一つとなり、着用の是非は論議のテーマとはならないとのイスラーム教徒の側の立場がある。したがってスカーフ着用義務は、イスラーム教徒女性たちにとっては異教徒が口をはさむ問題ではなく、純粋に宗教実践の問題であるはずだった。

一方フランス側も、ライシテと女性抑圧だけでスカーフに反対していたのではない。フランス社会はスカーフ問題に関して、9.11のニューヨーク同時多発テロに至った欧米を憎悪するアラブ民族主義が内容したイスラーム主義を警戒したのだった。またアラブ系移民とその子弟たちイスラーム教徒たちが第2イスラーム主義の時代の影響を受けていたことも併せて警戒したのだった。

つまり、イスラーム側もフランス社会も共に、スカーフ問題の背景に政治的イスラーム主義があることに気付いていたのだった。

3. 『クルアーン』御光の章の構成にみる家族を基礎とした男女関係の作法

3-1. 『クルアーン』の章について

『クルアーン』は114章から成立しているが、各章毎に、まとまりのある独立した内容になっているわけでない。

『クルアーン』にはイブラーヒーム（アブラハム）が担った役割である唯一神教の覚醒を、再び促すために派遣されたアッラーの使徒ムハンマドの役割を示唆する表現が文脈に関係なく明記されている。また一連の節の端々に唯一信仰とアッラーへの賛美と偉大さが伝えられる。そのため、『クルアーン』の読み方に慣れないと、唯一信仰とアッラーへの賛美、偉大さの描写に注意が行ってしまい、元の文脈を失うことが多々にしてある。

23年間断続的に啓示されたアッラーの御言葉の記録が結集され、現在、私たちが手にする『クルアーン』の体裁を取って、114章からなる一冊の本としての形になっているが、各章の構成内容は、章の名称を中心として結集されていることは非常に稀である。唯一例外とされるのがユーセフの章であり、この章は完結した一つの物語である。したがって『クルアーン』の構成を検討して、啓示の意図を導き出すことは、しばしば徒労に終わることになる。

しかしながら、本稿で検討しようとしている「御光の章」は一遍の物語ではないが、1) イスラームが男女関係を否定していないこと、2) 合法的男女関係は結婚を通じのみであること、3) それ以外は不倫であること、4) 既婚女性の服装、家へ食事に招待された際の接客作法と、客の作法、血縁、親戚関係にある男女関係の規則、5) 未婚の女性と、婚姻が見込めなくなった女性の服装など、男女の社会的マナーと服装基準が一通り示されている。さらに一步踏み込んで言えば、婚姻を通じた夫婦間の性的関係のみを維持するためのシステム法の啓示である。この章を見れば、イスラームが示した社会における男女関係の在り方を総体として、また個々の規則として理解することができる。

だから女性の服装のあり方として、当時、尊敬される女性の服装はどのようなものかも知れるのである。

3.2. 御光の章の構成からみる啓示の意図

日本ムスリム協会の『クルアーン』解釈書には、御光の章の全体としての内容が示されている。

「ヒジュラ5、6年のころの啓示である。環境と社会影響は、往々にして性関係の考え方に退廃をもたらすばかりでなく、不行跡の形や誤解や誤伝により、また個人的、家族的に洗練された伝統から反して、それが墮落させられることがある。こんな悲しむべき事実を完全に克服することによって、アッラーの創造にかかる自然の光の、より高い境地が開拓できる。それに関連して、次章にわたり教義が示唆される。内容の概説 第1 - 26節、貞節は男にとっても女にとっても、一つの美德である。これを犯す者は厳しく処罰されるべきだが、それには確実な証拠が必要である。婦人に関し軽々しく噂をたてる者は、アッラーに見捨てられる。第27 - 34節、謹厳な生活を営み、品格を高めることは徳を培養する。礼拝と祈りと善行で十分にそれを身につけ、われわれの魂をみがき、暗黒から遠ざかるよう努めなければならない。第35 - 64節、家庭における作法、並びに社会の、あるいは集団生活の分野における態度は、高い徳を養う上に役立つものである。そして精神的な諸義務を果たすことによって、初めてアッラーのみもとに導かれる。(注3)」

こうした内容解説を法学的観点からみれば、男女関係をめぐる道徳法であり、次のような構成となっていることが理解できる。

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において。

1. 前文

男女関係に関する法を制定すると宣言

2. 姦通した男女の懲罰

鞭打ち100回、敬虔な信徒は刑の執行を確実に担保すること、敬虔な信徒による刑の執行の見届け義務

3. 姦通罪の犯罪性の程度

姦通罪は、唯一信仰における最大の罪である多神教と同等であるとして、罪の重さを明確に理解させる表現：姦通者同士、あるいは姦通者と多神教徒が婚姻できるなど。

敬虔な信徒は姦通者との婚姻できない（婚姻欠格事由の明示）

4. 姦通罪訴訟法

姦通罪の立証手順：告発、4人の証人

4-5. 姦通訴訟における偽証罪

立証不可：懲罰は鞭打ち80回、立証不可の場合には証人としての資格剥奪（欠格事由）証人資格回復方法：アッラーへの悔悛

6-7. 妻に対する姦通罪訴訟法：夫の告発

妻の姦通罪立証手順：夫の告発、4人の証人か、夫単独の場合はアッラーへの誓い5回。5回目の誓い文言の明文化

8-9. 妻に対する姦通罪訴訟法：妻の反証

告発された妻の姦通容疑否定手順：妻のアッラーへの誓い5回。5回目の誓いの文言の明文化。

10-11. 姦通罪訴訟法の叡智と慈悲

アッラーが定めた姦通罪訴訟法が慈悲に基づいていること、そして姦通誣告罪が信徒たちの間に起こることの危険性と、危険に嵌った信徒たちへの懲罰があることの警告。

12-21. 姦通罪に関する流言飛語の罪に対する現世と来世での懲罰規定

姦通に関する4人の証人不在、根拠なき言動、中傷行為は罪であること。信徒はそうした性向を矯正すること。

姦通誣告流布は現世、来世でも懲罰があること。悪魔の教唆であることを警告。姦通誣告の罪の回避はアッラーの恩恵と慈悲によって可能となる。

22. ザカート強要の禁止

富裕者への喜捨（ザカート）の強要禁止。

23-25. 不倫誣告者の来世での裁判と懲罰

不倫誣告罪者への来世での罪の立証方法と懲罰

26. 信徒の分類

姦通者は姦通者同士、貞淑な人々は貞淑な人々同士に分かれる。

27 - 29. 訪問作法

他人の家への訪問作法：勝手に入り込まない。案内を待つ。

30. 主婦の接客法

訪問での男の作法：視線を落とす。男女関係は婚姻を通じてのみ。

31. 客の礼儀作法

訪問での男の作法：視線を落とす。男女関係は婚姻を通じてのみ。胸を露わにしないで隠す。他人と近親者との関係における服装の違い。

32 - 33. 敬虔なイスラーム信徒の婚姻の奨励

敬虔な信徒は婚資を支払って婚姻せよ。奴隷の解放と婚姻の症例。

34 - 38. 社会生活でのアッラーの導きは光

社会生活における男女関係の明確化はアッラーからの光である。商売の中にあってもアッラーを忘れず、そしてアッラーの導きに従え。

39 - 57. 信仰弱き者と敬虔な信徒

信仰弱き者と、そうした者が見る世界は深海の暗黒。アッラーの光と、アッラーへの賛美（信仰告白）は聞こえない。アッラーは創造者で、人々に道を示したが、背いた者には来世での懲罰がある。

58 - 59. 近親者同士の男女関係の規律

近親者同士の間での服装と、入室での作法。素肌を見せないこと。

60. 年老いた女性の服装

結婚の可能性がない女性、更年期の女性の服装。外衣は義務とならなくなるが、派手な衣装は良くない。

61 - 62. 障害者への接し方

視覚障害者、身体障害者、病人に接する場合の服装規定と、親戚訪問と訪問先での交際と食事作法。帰宅許可の必要。

63. 一般信徒とアッラーの使徒への呼びかけの違い

信徒同士の作法と、使徒への作法の違い。

64. アッラーの偉大さ

法的観点から見ると、男女関係に関する道徳法である。具体的には、他人、そして近親者たちとの男女関係の規則、違反した場合の訴訟法である。

そしてイスラーム信徒女性の服装の根拠はこの中に規定されているのである。

以上のように、「御光の章」が全体として道徳法と姦通に関する刑法であることが理解される。

4. 『クルアーン』御光の章の対比表現にみる男女関係作法の明確化

全体として、家族を軸にした男女関係をめぐる道徳法である。特に、家庭を訪問した場合には、その家の主婦、あるいは夫人、そして息子や娘たちと接する機会が生まれる。そこには他人同士の接触があるが、そうして接触が、夫のいない家への訪問があった場合など醜聞が立ちやすくなる。したがって、日頃から家庭を訪問した異性客とはヒジャーブ（仕切り）を介して話すことが良いとされている。こうした男女交際のマナーは宗教の枠を超えて世界的に共通したものである。また家族を含めた男女の交際作法と服装について規定は、家で寛いでいても、他人や親戚の訪問者があった場合には、外での服装程度は求められることなどイスラームの枠に留まらない共通事項である。そうしたことを踏まえて、同章の道徳法は対比表現法を用いて効果的に表現されていることが特徴的である。

それらを具体的に見ていく。

（数字は節番号）

1 - 2. 対比による戒律の明確化：姦通の男女、姦通と多神教、同一部族、家族内における懲罰執行人と被懲罰人。同章は、対比表現を用いて、男女関係の作法を明確にしている。

まず、2節を見てみると、「姦通した男と女」を挙げて、男女の区別なく、罪であり、懲罰が各々鞭打ち 100 回であること、また姦通が多神教と対比されて、同等の罪であること明らかにされている。

また懲罰の執行は敬虔な信徒の責任であり見届けることが明記され、懲罰執行者と懲罰を受ける者との対比され、情に流されてはいけなと明示されている。

3. 姦通者と、敬虔な信徒の婚姻における対比

4 - 5. 姦通罪立証手続きにおける告発人と被告発人の対比（訴訟法）

6 - 7. 夫婦間の姦通事件における告発人夫と被告発人妻との対比（訴訟法）

10 - 21. 姦通罪告発人と被告発人との対比

22 - 25. 不倫誣告罪での現世と来世の懲罰の対比。

26. 姦通者と貞淑者との対比

27 - 29. 他人の家への訪問作法と、訪問された家族と訪問客との対比

30 - 31. 男女関係における作法の男性と女性の対比

32 - 33. 自由人と奴隷との対比。敬虔な信徒は婚資を支払って婚姻せよ。奴隷の解放と婚姻の奨励

34 - 38. 光と闇の対比。社会生活でのアッラーの導きは光、迷いは闇。

39 - 57. 信仰弱き者と敬虔な信徒との対比

58 - 59. 近親者同士の男女の対比。

60. 婚姻可能な女性とそうでない女性との対比における服装規定。

61 - 62. 視覚障害者、身体障害者、病人と、そうでない者たちとの対比

63. 一般信徒と、アッラーの使徒との対比における呼びかけの違い

このように対比法を用いられることにより、聞く者たちは、疑問を發することなく、アッラーの命を心に刻むことができる。

5. 『クルアーン』 御光の章 30 節、31 節の対比にみる法規定の検討

イスラーム教徒女性の頭髮や身体を覆うものの規定の根拠となっているが 31 節であるが、対比という観点から見ると、そこにはイスラーム教徒女性に課せられた義務が、30 節で男性にも同時に課せられた義務として対比的に規定されていることが読み取れる。

つまり男女関係における作法は、男性女性共に、そして同じ個所にまとめて

明らかにされているのである。

この点に関して、多くの研究者は 31 節の女性に課せられた義務に焦点を当てすぎて、男性の義務を軽視しがちだが、30 節と 31 節の規定を男女に課せられた男女関係に関する義務（行動と服装）として見ると、『クルアーン』で伝えられている意図に気づくことになる。

「男の信者たちに言ってやるがいい。「(自分の係累以外の婦人に対しては) かれらの視線を低くし、秘所（ファルージュ）を守れ。」それはかれらのために一段と清廉である。アッラーはかれらの行くことを熟知なされる。30」

「信者の女たちに言ってやるがいい。かの女らの視線を低くし、秘所（ファルージュ）を守れ。外に表われるものの外は、かの女らの美（や飾り）を目立たせてはならない。それからヒマールをその胸の上に垂れなさい。自分の夫または父の外は、かの女の美（や飾り）を表わしてはならない。なお夫の父、自分の息子、夫の息子、また自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子または自分の女たち、自分の右手に持つ奴隷、また性欲を持たない供回りの男、または女の体に意識をもたない幼児（の外は）。またかの女らの隠れた飾りを知らせるため、その足（で地）を打ってはならない。あなたがた信者よ、皆一緒に悔悟してアッラーに返れ。必ずあなたがたは成功するであろう。31」

男女に課された共通した義務は、「他人に対して目を逸らすこと」である。まずこれは、イスラームに限らず、他人をじろじろ見るなどということである。他人は異性に対してばかりでなく、同性に対しても同様である。

また男女に課せられた第 2 の義務は、「秘所（ファルージュ）を守ること」である。

この部分は説明が必要である。いきなり「秘所」という単語が出てくる。これは「異性関係や性的関係がふしだらであってはいけない」と単純に言っていると理解してはいけない。なぜなら全体に課せられた一般規定であるから、その目的を含めて理解すべきである。

当時の社会状況を考えると、女性は家庭の中で、接する人たちと言えば、血縁者と近親者であった。預言者のような指導者となれば、部族の有力者たちが預言者宅を訪問すること多くなり、預言者の妻たちは血縁者や近親者たちばかりでなく、そういった有力者や他の部族の男性たちとの接触の機会も増えていったと推測できる。ちなみに預言者の妻たちの服装については、別の章である部族連合章でジャルバブ着用義務として明示されている。

したがって「秘所」を夫婦間以外に見せることは通常ありえないから、この部分は「正式な婚姻を通じてのみ秘所を使うことが許される」ということと解釈すると全体のバランスが良くなる。つまり男女関係に厳しく、ふしだらな行為者を糾弾しているのではなく、「性的関係のあり方」を一般規定として具体的に表現しているのである。それを裏付ける根拠として『ジャラレーンのクルアーン解説書（注4）』がある。同解説書には「30節が、男性はそれ（秘所）使うことは許されない、31節は、女性はそれ（秘所）を使うことは許されない」と説明されている、つまり「夫婦関係のみで秘所の使用が許される」ことを指摘しているものである。つまり、ここでは、「正式な婚姻による夫婦間以外では秘所を使ってはいけない」と夫と妻に対して明示されているのである。したがって本章の流れから、1）姦通は罪である。2）姦通でない夫婦間の男女の交わり以外は秘所を使うのは違法行為である、と解釈されると構成の安定した流れを感じ取ることができる。

この後、イスラーム信徒の女性に課せられた義務が述べられる。

「ヒマールで胸を隠せ」との義務が課される。ヒマールとは、頭髮と胸を隠す布とするのが多数説である。アラビア語の古典的辞書『リサーヌルアラブ (lisaAn-l-arab)』もまた、「頭を隠す布」と説明している。

「頭髮は礼拝のための清めで、顔を水で洗った後、頭髮部を摩（さす）り、その後で、また足を水で洗う。洗浄の身体部は布で覆っていないから部分で、汚れるから洗うのだ。頭髮もその一部である。したがって頭髮は隠す部分に含まれない」とする説もある。合理的で説得力のある意見であるが、多数説は頭髮を含めている。

またヒマールの前文である「外に表われるものの外は、かの女らの美（や飾り）を目立たせてはならない」の解釈はいろいろに分かれるはずである。その理由は、当時の貞淑な女性の服装の基準が聞き手の頭の中に予め描かれていて、外に現れるもの（顔、手、足）以外は差支えないと言っていると解釈されるからである。時代や場所が異なった場合、聞き手たちの頭に描かれた具体的服装は異なってくる。それを十分想定していた啓示であれば、社会の発達程度や、文化、風土の違いに応じて、外に現れるものにも変化があるはずだ。アラブ社会を超えて、イスラームが人類の普遍的宗教の一つとして拡大した現在、全世界のイスラーム信徒女性が、7世紀当時のイスラーム社会における貞節な女性の服装しか着てはいけないというのは「アッラーが異なる民族を創造したのはお互いによく知り合うためだ」のイスラームの原則と合致しない。貞節な女性の服装は文化や社会発達程度によって変化してきたのは歴史的事実であるから、イスラーム教徒女性の服装に多様性が許されないはずはない。そういう可能性は残されているのである。

そうした解釈はひとまず置き、同章 30 節、31 節を要約すると次のようになる。

- 1) 視線を外すこと：男女の礼儀である。
- 2) 秘所を守ること：正式な婚姻関係以外の男女関係は認めない。男女関係の否定でないことの注意が必要である。
- 3) 外に表われるもの（顔、手、足）以外は隠せ。
- 4) 31 節；女性の服装：胸を露わにしない。

そこで、もう一つの問題が提起される。それはこの立法の意図がフィットナ（社会秩序を乱す行為）の発生を防ぐ目的があり、それが女性の服装の規定だとの説である。しかしながら、この後の節で示されているように、他人の異性であっても、「自分の右手に持つ奴隷、また性欲を持たない供回りの男」に隠す必要がないとされていることと併せて理解しようとするなら、「フィットナ」が男女の接触から即発生といった神経質的な解釈は受け入れられない。男女関係は正

式な結婚を通じてしか許されないことを論ずることで、結果としてフィットナを防ごうとしているのであり、フィットナの現場を抑えることが意図ではない。フィットナを具体的には男女の接触ではなく、道徳律としての見地から論じているのである。性的関係以外は他人の男性であっても、必要があれば隠さなくてもよいことを認めているのである。例えば、外科手術である。男性医師の執刀が必要な場合、異性であることを理由に飽く迄拒否する必要はないのである。こうした論議は無駄なように見えるが、イスラーム信徒にとっては深刻で重要な問題なのである。

6. 『クルアーン』 御光の章 60 節 結婚を望めない女性の服装規定からみるヒジャーブの立法意図

「結婚を望めない、産児期の過ぎた女は、その装飾をこれ見よがしに示さない限り、外衣を脱いでも罪ではない。だが控え目にするのは、かの女らのために良い。アッラーは全聴にして全知であられる。60」

女性一般に顔、手、足以外は隠すように命じていながら、「結婚の可能性ない、子供を産めなくなった女性」には、そうした義務を免除していることは、一部女性たちに不快感を与えるかも知れない。

だが、服装の規定が女性一律でないことは、立法意図が総体的な道徳律に基づくものであることを示唆し、適用において、「女性の保護の確立」、とか、「女性の存在」とか、あるいは「女性は美しく守られるべきだ」とかの理念的、抽象的な部分での論議ではない。当時の女性にあって自由奔放な性格を持っていた預言者の妻アーイシャの姉妹ハフサのような女性には、時には自由を失わせる束縛感情を生む事情をも考慮に入れるならば、アッラーが命じた、「身体を覆う布」の着用は人間の本能を抑えるものであるから、こうした軽減は歓迎されるべきものである。

一部『クルアーン』の解説書には、美しい女性はフィットナを防ぐために顔を隠してないといけないと明記されている。「年老いた女性」や、こうした解説も、共に一部の女性に不快感を与えるだろうが、全体の流れのなかで理解すれ

ば、前者は義務の軽減、後者は法の観点からでなく、宗教的指導であろう。

7. 『クルアーン』 第 33 章部族連合章 59 節にみる預言者の妻たちの服装「ジャルバーブ」

預言者の妻たちには、『クルアーン』の別の個所で、「ジャルバーブ」が義務づけられている。

「預言者よ、あなたの妻、娘たちまた信者の女たちにも、かの女らに長衣（ジャルバーブ）を纏えと、告げなさい。それで認められ易く、悩まされなくて済むであろう。アッラーは寛容にして慈悲深くある。58」

ここで明記されているジャルバーブ (jalbab) とは何か。『リサーヌルアラブ (lisaAn-l-arab)』によれば、「ジャルバーブ：ヒマールより、ゆったりとしたもので、女性の頭部と胸を覆うが服ではない。あるいはまたゆったりとした服であるが上着でないとも言われる。女性が身につけるものである。」とある。

同節は、預言者には四人以上の妻がいたが、それらの妻たちを離婚するかどうかを選択し、その後において、預言者にはさらなる新しい妻を娶うことは許されないとした啓示であった。つまり立法後の違法状態に対する法的措置として、過去に遡及はしないが、改めて立法に即して離縁のみの選択を許し、離縁しないならば、立法後における違法状態は過去の違法状態に対し遡及効果をもたらさないとした法的判断が下されたのである。これは自由人同士の正式な婚姻に関する法的規定であって、(売買、あるいは戦利品としての) 奴隷には適用されないことは、同啓示にあるとおりである。

「あなたはその後、女（を娶うこと）もまた妻たちを取り替えることも許されない。仮令その美貌があなたの気をひいても。ただしあなたの右手が所有する者は別である。アッラーは凡てのことを監視なされる。(51)」

これにより四人を越えた預言者の妻たちの地位が確定した後、預言者の家を頻繁に訪問する信徒たちに対する妻たちの交際規定が続き、その中で、前記 58 節にある通り、妻たちにはジャルバーブの着用が命じられたのである。

ジャルバーブの法的解釈は、「預言者の妻たち」だけに限定されたものか、あるいは預言者の妻以外の女性たちにも法的判断が及ぶものかということである。

前者は預言者の妻たちは、信徒の女性の模範であるから特別厳しい規定が課せられたという主張と、そうではなく模範であるから他の女性たちもそれに倣うことが義務付けられたとする主張である。

こうした主張を裏付ける根拠はないが、当時の女性たちの模範的礼儀作法がどうであったかによらなければならない。ただ中東社会で成人女性たちが男性の客たちと普段着で接触することはないことから、伝統が維持されたことを考慮に入れば、同啓示が家庭を訪問した男性客たちに対するマナーとして女性一般に命じられた規定であると理解するのが妥当であろう。

「ジャルバーブ」頭まですっぽり覆うかどうかという点であり、ジャルバーブの語義が重要な意味を帯びてくる。

8. 『クルアーン』に記された「覆うもの」を示す「ヒジャーブ」、「ヒマール」、「ジャルバーブ」

ヒマール、ジャルバーブについてすでに検討した通りである。『クルアーン』にある女性の身体を隠すものとして記されている他の語に、「ヒジャーブ」がある。ヒジャーブはヴェールを表す語として、ヒマールやジャルバーブよりも人口に膾炙している。

ヒジャーブは通常、ヴェールと訳されるものである。『クルアーン』には合計7箇所、見出すことができる。

『クルアーン』から導き出されるヒジャーブの意味は、「仕切り、幕、夜の帳」である。ヒマール、ジャルバーブと比較すると、仕切りであるから、より強い意味となる。だが、衣装としてのヒジャーブの用例でないことが注目すべきである。

1) 『クルアーン』第7章高壁章46節である。

最後の審判の日、楽園（天国）と、火獄は「高い壁」によって隔てられてい

る。仕切り（ヒジャーブ）である壁の「仕切り」がヒジャーブである。イスラームにおいては、此岸彼岸の概念ではなく、現世が消滅した後に時系列の形で来世が現れる。来世は天国と地獄ではなく、ジャンナ（園）とジャハンナム（火の懲罰が行われる場所）である。高壁の上には、善行と悪行がちょうど同じ重さのため、まだどちらへ行くかの運命が定まっていない人々がおり、樂園の住民と火獄の住民との会話の中で、現世での唯一信仰の実践がどのようなものであったかが伝えられる。

1) 「両者の間には仕切り（ヒジャーブ）の壁があり、高い壁の上には印によって、凡ての者を見分ける人びとがいて、・・・」46]

2) 『クルアーン』第17章夜の旅章45節にある。

夜の旅とは、預言者ムハンマドが一晩でマッカからエルサレムへ旅をし、天に昇った話である。

「あなたがクルアーンを読唱する時、われはあなたと来世を信じない者との間に、見えない幕（ヒジャーブ）を垂れる。45」

3) 『クルアーン』第19章マルヤム章17節にある。

「またこの啓典の中で、マルヤム（の物語）を述べよ。かの女が家族から離れて東の場に引き籠った時、16 かの女はかれらから（身をさえぎる）幕を垂れた。・・・」17」

4) 『クルアーン』第33章部族連合章53節にある「帳（とばり）」と訳されているのが、アラビア語の「ヒジャーブ」である。

預言者ムハンマドの家で食事に招かれた者たちと、彼の妻たちは直接会話するのではなく、「帳：ヒジャーブ」を隔てて会話せよとの啓示である。極めて、奥ゆかしい礼儀作法の雰囲気を感じることができる。

「・・・ またあなたがたが、かの女らに何ごとでも尋ねる時は、必ず「帳」の後からにきなさい。・・・」(53)

5) 『クルアーン』第38章32節にある。夜の「帳（ヒジャーブ）」である。ここでは夜の闇が光を遮る「ヒジャーブ」として表現されている。ダーウード（ダビデ）は駿馬に気持ちりが引き付けられてしまい、主であるアッラーを念じる（信

仰表明)ことを忘れてしまった。

「かれは言った。「本当にわたしは、(この世の)素晴らしい物をめでて、夜の帳(ヒジャーブ)が降りるまで、主を念ずることを忘れてしまったのです。32」

6)『クルアーン』第41章解明章5節である。ここでは「幕(ヒジャーブ)」として用いられている。

「またわたしたちの耳は遠く、しかもわたしたちとあなたの間には、幕(ヒジャーブ)がかかっている。・・・5」

7)『クルアーン』第42章シューラー章51節にある。ヒジャーブはここではアッラーと人間との間を隔絶する帳(ヒジャーブ)として用いられている。アッラー御自身が直接、人間を導くことはない。

「アッラーが、人間に(直接)語りかけられることはない。啓示によるか、帳(ヒジャーブ)の陰から、または使徒(天使)を遣わし、かれが命令を下して、その御望みを明かす。本当にかれは、至高にして英明であられる。51」

ヴェール、スカーフと訳されるヒジャーブは意外なことに『クルアーン』に根拠がない。いつの時代からこの呼称が始まったのであろうか。

9. イスラーム女性に課せられた「隠す」義務と現代的解釈

イスラーム教徒女性が身体を隠すことは義務であるが、それには頭髮も含まれている。これはイスラーム学者たちの多数説である。しかし全世界のイスラーム教徒女性がアラブ人のイスラーム教徒女性と同じ服装であることは義務づけられていない。それどころか中東の女性たちの間でも、アラビア湾岸諸国と、シリアやイランとではスカーフファッションが異なっている。どちらも身体を隠しているが、シリアの女性たちはレインコートのような外套で身体を隠している。頭部はスカーフである。イランの女性たちにもそのような服装が多い。エジプトの女性たちは、アラビア湾岸女性に近く黒い布で身体を隠している。

そして現代の著名な進歩的なイスラーム学者であるワフバト・ズヘイリーさえも『クルアーン』解説書『タフスィールル・ムニール』の解説において、彼もまた多数説と同じく「頭髮、首、胸を覆うことが義務である(注5)」とし

ている。

『クルアーン』御光の章 31 節の部分は、女性の衣装のデザインには言及していない。その意味は前記の通り、聞き手である当時の信徒たちにとって貞淑な女性たちの服装のデザインに共通したイメージがあったのであるから、時代や場所、社会風俗が異なれば、貞淑な女性たちの服装で隠す部分と外にでる部分は変化が生じるはずだからであると推定される。ここに現代的対応の可能性はある。頭髮も含めることは多数説であるが、礼拝の清めの手順からは頭髮を水をつけたたま撫でるため、多数説にも解釈の余地が残っている。クルアーンには身体部の明記がなく、ヒマール、ジャルバーブという隠し方を示しているだけである。そこからヒマールは胸を、ジャルバーブはそれを超える身体部を隠すと解釈しているのである。ヒマールが頭から胸までなのかははっきりと言及されていない。

現代生活で問題となるは「頭髮部」を隠すスカーフであるが、「頭髮部」の明示はないのである。

従って、尊敬され、社会的マナーを弁えた女性であれと言うのが『クルアーン』の意図であるなら、顔と手、足以外であっても、腕、首筋、頭部が社会の発展に応じて、また場所の変化に応じて、許容範囲が広がる可能性があるだろう。

シャーフイーは、シャフワ（性的欲望）が起こることがないのなら、女性に偶然目が行ってしまっても目をそむければ問題はないとしている。また視線を外すことが礼儀であるなら、そして性的関係は正式な結婚以外にあってはならないとする道徳を前提とするなら、誰かを識別できないイスラーム教徒女性の服装は変化を求められても対応できる余地があるだろう。

10. スカーフと身の安全

2007年7月、ドイツのドレスデンの裁判所で原告のエジプト人女性がスカーフをめぐる訴訟裁判で被告人の男性に刺殺される事件が起きた。

被告はロシアからの移住したドイツ人で、原告エジプト人女性がまもって

たスカーフを指してテロリストと罵り、幾度となく嫌がらせをしていた。裁判所が被告に罰金刑を課した判決を不服として控訴裁判の最中に起こった刺殺事件だった。この事件は二人の間に起こった感情的対立による諍いの側面もあるが、被告のドイツ人男性のイスラーム女性に対する偏見もその原因となった。

2001年のニューヨーク同時多発テロ以後の欧米でのイスラーム過激派による自爆テロ、ムハンマド風刺事件での殺人事件、あるいはまたイスラーム批判映画監督の殺人事件など、イスラーム過激派による一連の事件は欧米社会にイスラーム嫌悪感を生み出していた。そのようなことも十分考慮してヒジャブ問題を検討しなければならないだろう。

イスラーム信徒の女性がスカーフが目印となって欧米社会で暴力を振るわれる、あるいは嫌がらせを受けるなら、スカーフ着用の本来の目的が達成されないどころか、イスラーム教徒女性の日常生活での安全が脅かされている。

そうした状況にあつて危険を回避する自由裁量がイスラーム教徒女性に許されないのだろうか。スカーフが目印となって身の危険を大きくするなら、スカーフ着用を控えることは信仰が弱いことにならない。例えば、本来、イスラーム教徒の埋葬場所には墓石をつくらないが、イスラームの国であれば、どこに埋めたか分かるように目印の石を置く。イスラームに敵対的な国であれば何も目印になるものを置かないようするのである。

2001年のニューヨーク同時多発テロ以後、スカーフが身の危険を招くものであるなら、緊急避難措置としてスカーフ着用を控えることはイスラーム法的に何ら問題ないことである。そうした啓蒙活動もイスラーム法学者の役割ではないだろうか。

11. まとめ

『クルアーン』の解釈はいつも多くの困難を伴う。そうした困難さがイスラーム法学者たちの間で、統一的なひとつの結論を導くことなしに続いてきた背景には、イスラームが理性的解釈の多様性を認めながらも、アッラーからの直接的メッセージである『クルアーン』を重視してきたことがある。

ヒジャーブ論争も、その根拠を宗教的人権に求めるのではなく、アッラーからの直接的メッセージにもその根拠を求めなくてはいけない。ヒジャーブの論争がフランスなどの西欧にあっては宗教的人権であるイスラーム信仰が西欧に認知されるかどうかという問題のように提示されるが、現代イスラーム信徒にとって、ヒジャーブ着用の義務の「様態」が「どのような衣装」を指すものであるか、そしてそれが社会の発展に対応してどこまで「変更可能かどうか」が検討されるべきであって、それが本来のヒジャーブ論の核心なのである。西欧にとっては、それはヒジャーブ論争の外に置かれている。

イスラーム信徒たちが頑なであるとの印象を与えがちであるが、それはまったく逆である。なぜなら、ヒジャーブそのものが明らかにされることによって、西欧社会の中で、どこまで変容可能かどうかを計測し、定め、信徒たちに対し一定の指針を導き出す、本来の意味のフィクフ（イスラーム法判断を導くプロセス）が動き出し、その後で、西欧に暮らすイスラーム信徒たちにとって実りある対話が可能となるかである。

エドワード・サイードが彼の著書『オリエンタリズム』で非難したようにオリエントの問題がオリエントの問題ではなく西欧の問題として語られるところにオリエンタリズムの本質があると指摘したが、イスラーム教徒たちの内部の問題が西欧の社会で問題になる時、彼のこのことばが強く思い出されるのである。

● 注

注1 中東世界において、ヒジャーブは1980年代初めころから社会現象として目立ち始めた。この社会現象はアラブ民族主義を標榜するエジプト、シリアなどで起こっていた。サウジアラビアを初めとするクウェート、バーレン、カタール、UAE、オマーンのような王制の保守的なアラブ湾岸諸国やイエメのような伝統的社会において女性が黒い布で身体と頭部を隠し、さらに顔全体や、目だけを隠すことは継承された風習として今日も続いている。

ここで社会現象というのは、民族革命を経て西欧型近代化を目指したエジプト、シリア、アルジェリアあるいは西欧化が進んだチュニジア、そして

1990 代後半になって経済発展と安定化が実現するに至ったトルコなどで目立ち始めたことを指す。従って、アラビア半島諸国におけるヒジャーブ、ニカーブ、ブルカなどの風習はヒジャーブ論争から除外される。

このような現象が生じた背景には 1973 年の第 4 次中東戦争がエルサレムの奪還を大義として掲げた対イスラエル戦争がある。1967 年第 3 次中東戦争（6 日間戦争）では、イスラエルの奇襲攻撃でエジプトとシリアは敗北した。同戦争のアラブ側のアラブ民族主義の指導者であったナセル（アブドゥナーセル）大統領は 1970 年 9 月に心臓発作で死去した。この後を継いで大統領となったサダト（アンワル・アッサーダート）はそれまでの政策を転換し、社会主義的経済政策から経済自由化政策へと政策転換を行い、イスラーム主義運動を容認した。前者はソ連の軍事顧問団追放などで米国接近をはかり、兵器購入での対ソ債務の問題を処理しようとするものだった。さらにナセル大統領が行ったイエメン内戦介入では、ソ連と歩調をあわせて和派支援し、サウジアラビアとの外交関係が悪化した。ナセルは敗北後、サウジとの外交関係の改善を目指し、サダトはその路線を継承した。こうした一連の動きは、エジプト軍の兵力増強と第四次中東戦争への準備のためであった。外交関係の変化は対イスラエル戦争を「民族主義」から「イスラーム主義」への転換を推進するものとなった。このアラブ・イスラーム主義が今日に至るまでの潮流となる始まりだった。

第 4 次中東戦争は米国の介入により停戦で終焉したが、アラブ側にとっては実質的勝利であった。と同時に、アラブ民族主義はアラブ・イスラーム主義へと変貌を遂げ始めたのである。サダト大統領はこの戦いでの実質的勝利により、エジプトはアラブの大義ではなく、自国の経済、社会発展を追求する権利が与えられたと考えられた。つまり、アラブの大義のためにエジプトは大いに貢献し、感謝されてしかるべきであるが、そのためにエジプトの軍事予算は拡大し、対外債務としてエジプトの経済発展を阻害するものとなっていた。サダト大統領はアラブ民族と、イスラームの大義のために貢献、あるいは義務を果たしたエジプトは自国の経済、社会発展を追求しても非難はされないと考え、イスラエルとの単独和平を進め、1978 年にキャンプデービッド合意を経て、翌 79 年エジプト・イスラエル平和条約に調印した。しかしエジプト国民はサダト大統領と認識を異にしていた。キャンプデービッド条約は中東の安定ではなく、もう一步で勝利していた対イスラエル戦争を放棄する裏切りと認識されたのである。その結果、サダト大統領は 1981 年第 4 次中東戦争開戦日記念パレード観閲中に、イスラーム復興主義過激派ジハード団に属していたイスランプリーなどの軍人たちによって殺された。これを契機にエジプトでは原理主義的なイスラーム主義が強まっていった。これはエジプトのムスリム同胞団によるイスラーム運動ではなく、エジプトのアシュートなど中心に生まれたイスラーム主義で、サダト大統領がイスラーム

ム運動を容認した結果、勢いを増していったグループたちの運動であった。この潮流はエジプトの大学自治会を支配するようになると共に、大学内においてヒジャーブを被らない女子学生たちに対し攻撃を始めた。こうしたイスラーム主義は80年代に着実に拡大していった。一方経済分野においてもアラブ産油国の資源輸出収入増を基にイスラーム無利子銀行設立された。80年代の国際金融ブームの中でイスラーム投資会社の動きが活発化していった。

民族主義からイスラーム主義の潮流の変化は保守的なサウジアラビアを満足させた。サウジアラビアはイスラーム教育を拡大するために、ほぼ世界の主要都市にイスラミックセンターを設立し、エジプトなどの著名なイスラーム学者たちをセンター長に任用した。アラビア半島の他の豊かな産油国もサウジの例に倣い国際イスラーム宣教に力を入れた。こうした動きは、それまでイスラームとは無縁とも言える在西欧の移民イスラーム教徒たちの若者にたちにイスラームを学習するという機会を与え、イスラーム覚醒に大いに作用したのである。

このイスラーム主義は、アラブ民族主義が内包されて変貌した「第1次イスラーム主義」であった。第1次イスラーム主義が、欧米に敵対するイスラーム主義へと変貌を遂げる時が到来する。その契機となったのは、イラクのクウェート侵略であった。クウェート防衛、そしてクウェートの次のターゲットであったサウジアラビア防衛のために、米国を中心とする多国籍軍部隊はサウジアラビアに進駐した。サウジアラビア国内への米軍進駐、そして湾岸戦争勝利後においてサウジアラビア・ペルシャ湾地域における米軍属駐留が目立った。これは、それまでのアラブ民族主義を克服し、アフガン戦争において対社会主義政権のソ連邦への防衛を果たしたイスラーム主義を、反欧米イスラーム主義へと変貌させる契機となった。これを第2次イスラーム主義とするならば、フランスなどに起こったヒジャーブ論争は、民族よりもイスラーム信徒としての自覚を促した第1次イスラーム主義ではなく、欧米の文化、そして存在に対する敵対感情を内包したイスラーム主義、つまり90年代に勢いをもった第2次イスラーム主義の時期と呼応する。それはビン・ラーディンの過激派に同調するイスラーム主義であると言える。

したがって、ヒジャーブ論争におけるイスラーム主義は、自発的覚醒と当事者たちの自覚であると位置づけても、そこにはアラブ民族主義は2度変貌した結果としての敵対的イスラーム主義が内包されていたのである。

注2 内藤正典、原口正二郎編著『神の法 VS. 人の法 ―スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層―』日本評論社、2007、「フランスの「スカーフ禁止法」論争が提起する問い「ムスリム女性抑」批判をめぐって」pp156 - 180

注3 <http://www.isuramu.net/ja/24.aspx>

注 4 <http://quran.al-islam.com/Page.aspx?pageid=221&BookID=14&Page=353>

注 5 Wahbah al-Zhhaily “al-Tafsīr al-munīr fī al-ḥaqā'idah wa-sharīḥah wa-manhaj” Dar al-Fikr, Damsucas, Vol9. P561

イスラーム法源としてイジュマーの正当性

森 伸生

はじめに

シャリーアつまり、イスラーム法はムスリムにとって神意を体現した法である。その所以は法源にある。シャリーアの法源はクルアーンと預言者のスンナである。クルアーンはアッラーの言葉であり、スンナは預言者ムハンマドの言行である。ムスリムの行動規範のすべてがこの二つの法源から導き出されることになる。つまり、ムスリムの行動に関する規範はまずクルアーンに求め、そこに回答を見つけたならば、それを実行する。しかし、クルアーンに見出せない場合には、スンナの中に規範を求める。だが、そこでも、回答を見出せない場合には、ウラマーの合意（イジュマー）した規範に回答を見出すことになる。さらに、ウラマーの合意した規範にも、見いだせない場合には、ウラマーの類推（キヤース）による規範に求めることになる。イジュマー及びキヤースによる規範は二次的法源と呼ばれている。それはイジュティハード（法規範発見の営為）が可能なウラマー（法学者）によって、クルアーンとスンナから新たに導き出される規範である。このウラマーのことを特にムジュタヒドと呼ぶ。ムジュタヒドには厳しい条件が求められるが、ムジュタヒドの責務は基本的にクルアーンとスンナから神意を汲み取り、新たな事象に対して規範を出すことにある。一次的法源において疑義をはさむことは起こり得ないが、二次的法源についてイスラーム法学派の間でも多々見解の相違が出ている。二次的法源は上記の二種類に続き全部で10種類ほどがあげられる。本稿では二次的法源の最初にあげられるイジュマーを取り上げ、シャリーアの法源の一つとして、神意をいかに体現していくかを明らかにしていく。

1 イジュマーの定義

(1) イジュマーの語義

イジュマーの語義は二つある。

第一語義:「物事に対する決心」。この用法の例として、クルアーンの一節「それであなたがたは、自分で立てた神々と（相談して）あなたがたの事を決定しなさい（アジュミウ）」（10章71節）、ハディース「ファジュルの前に断食を決意（ヤジュマウ）しなかった者には断食はない。」（正しい断食ではない。）などがある。

第二語義:「物事に一致すること」。この用法の例として、クルアーンの一節「かれらはかれ（ユースフ）を連れていき、かれを井戸の底に投げ込むことに決めた（アジュマウー）」（12章15節）がある。

第一語義、第二語義の違いは、第一語義の場合には一人にても複数でも使用可能であるが、第二語義は双数以上でないと使用できない。また、第一語義が基本にあって、第二語義が成立することも理解される。

（2）イジュマーの法学的定義

イブン・クダーマ（1223年没、著名なハンバル学派法学者）による定義は、「宗教的事柄について、ムハンマドの共同体の一時代のウラマー（ムジュタヒド）の合意」である¹。

ハッラーフ（1956年没、現代アラブ世界を代表するモダニスト系イスラーム法学者）による定義は、「使徒の死後のどの時代であれ、その時代のムスリムの中の全ムジュタヒドが、ある事件についての法判断に於いて一致すること」である²。

イブン・クダーマの定義では「預言者ムハンマドの死後」が省かれ、現代学者のハッラーフでは「宗教的事がら」が省略されている。またイブン・クダーマの定義にはウラマーを複数で表すだけで全ウラマーと明記していない。しかし、アラビア語表現にて定冠詞を付けていることによって全体を示していると考えられる。どちらの定義にしても、明記しなくても理解される常識の範囲としていることが理解されるが、ここではより正確を期すためにハッラーフの定義に「宗教的事がら」を追記してイジュマーの定義とする。

2 イジュマー成立の条件

イジュマーの成立条件に次の五条件が定義から考えられる。

第一条件：ムジュタヒドの一致。ムジュタヒドとは、イスラーム法源から法的規範を導き出す能力を有する者。

ゆえに、ムジュタヒドが存在しない時代ではイジュマーは成立しない。同様に、一時代にムジュタヒドが一人しか存在しない場合には、彼が自分の見解を出しても、それはイジュマーにはならない。ムジュタヒドが三人以上の複数名存在したならば、彼らの一致によってイジュマーは成立する。ムジュタヒドが二人存在し、二人がある見解に一致した場合、二通りに分かれ、イジュマーにならないとの主張と、イジュマーになるとの主張であるが、後者が多数派見解である。

第二条件：全ムジュタヒドによる一致。もし、大多数のムジュタヒドがある法判断に一致し、一部の者がそれに反対した場合には、多数派見解ではイジュマーにならない。たとえ、反対者の意見が少数であったとしてもである。なぜなら、真実は多数派に反対した方に存在する可能性もある。それがたとえ一人であっても。

全ムジュタヒドの一致の条件により、マディーナの人々（ムジュタヒド）の一致、二聖都の人々の一致、クーファとバスラの人々の一致、聖家（預言者の家系）の人々の一致、アブーバクルとウマルの一致などはイジュマーとして成立しない。なぜなら、彼らは全ムジュタヒドではなく、彼らの一致は人々が遵守すべきイジュマーとはならない。この見解についてさらに異論が存在するので別項で解説する。

第三条件：ムジュタヒドはムハンマドの共同体からである。クルアーンとスンナを基盤とする共同体であるゆえに、ムハンマドの共同体の無謬性が保証されており、他の共同体とは峻別されているのである。そのことは記すまでもないことであるが、ムスリムを条件とすることを意味する。

第四条件：イジュマーは預言者ムハンマドの死後の時代に成立する。これゆえに、預言者時代にイジュマーは存在しない。なぜなら、サハーバが一致した

法判断に預言者が同意したならば、その法判断はスンナとして定着するのであって、イジュマーではない。もし、預言者が彼らに反対したならば、彼の一致に意義はなく、彼らが一致したことはイスラーム法的規範にはならない。

第五条件：ムジュタヒドたちが一致した法判断はイスラーム法的規範となり、ムスリムの行動を裁定することになる。これによって、一致は言語的問題や科学的問題では法的イジュマーとはならない。

3 イジュマーの種類

イジュマーには明言のイジュマーと沈黙のイジュマーがある。

(1) 明言のイジュマー

明言のイジュマーは各ムジュタヒドがある一つの問題について見解を明らかにし、これらのムジュタヒドの見解が一つの採決に一致することである。

または、一時代に一つ事件が起き、一人のムジュタヒドが一つの見解を出す。次に、他のムジュタヒドがその事件について同様の見解を出す。次に、三番目のムジュタヒドが同様の見解を出す。このようにして、最終的にその事件についてその時代における全ムジュタヒドが一つの見解に一致することである。明言のイジュマーが真実のイジュマーであり、多数派の立場からすればそれが法的権威である³。

(2) 沈黙のイジュマー

沈黙のイジュマーは一部のムジュタヒドが一つの事件について見解を明らかにして、同時代の他のムジュタヒドはそのことを知っているが沈黙していた採決である。彼らからは先の一部のムジュタヒドの見解に対して承認とも、否定とも全く明言することはない。沈黙のイジュマーは想像上のイジュマーであり、その正当性に見解が分かれている。その見解の相違については後述する。

4 イジュマーの正当性

(1) 正当性の根拠

イブン・クダーマは、イジュマーの存在は事実であり、法源の一つになると

述べている。つまり、イジュマーによる規範は実施することは義務となり、違反に対して罰則が科されることになる。イブン・クダーマはイジュマーの正当性の根拠としてクルアーンとハディースをあげている。ここでは明言のイジュマーを基本としている。

クルアーンの一節「導きが明らかにされたにも拘らず、使徒に背き、信者の道ではない道に従う者には、かれが転向したいままに任せ、結局かれは地獄に入るであろう。何と悪い帰り所であることよ。」(4章115節)。この節は信徒の道に従うことが義務であるとし、彼らが背くことを禁じている。アッラーは信徒の道でない道に従う者には地獄に永遠に住ませることを懲罰として約束した。つまり、信徒以外の道は不正であり、ならば、反対に信徒の道は正義となる。ムジュタヒドたちが一致した道が信徒の道であり、つまり、それに従うことが正義であり、それに反することは許されない。

この証明の根拠に対して反論が出ている。この節における信徒の道の意図は、預言者に従うことであり、ムジュタヒドたちが一致した法判断に従うことを意図していない。ゆえに、この節の意味は、アッラーの使徒に敵対し、闘い、使徒に従う中で信徒の道に反した者に対して、アッラーは助けず、来世にて地獄にて懲罰を与えるのである⁴。

そこで、他のイスラーム学者はイジュマーの根拠として次のクルアーンの一節をあげている。「あなたがた信仰する者よ、アッラーに従いなさい。また使徒とあなた方の中の権能をもつ者に従え」(4章59節)ここに出ている「権能をもつ者」について、すでにイブン・アッバース(クルアーン解釈の父と呼ばれる。教友の一人。686年没)を初めとする何人かのクルアーン注釈者たちは、ウラマーのことであるとしている。つまりウラマー(ムジュタヒド)がある判断に於いて一致したとき、それに従い、彼らの判断に従うことが義務となると理解されている。

次いで、イブン・クダーマはイジュマーの正当性の根拠として、イスラーム共同体の無謬性を示す多くのハディースをあげている。「わがイスラーム共同体は迷妄に合意することはない。」「アッラーはこのイスラーム共同体が迷妄

に合意するようになかった。」「ムスリムたちが伝えたことが善事であれば、それはアッラーのもとでも善事である。彼らが伝えたことが醜事であれば、それはアッラーのもとでも醜事である。」などである。

この共同体の無謬性を保証する理由として、ハッラーフは次のように説明している。「すなわち、これらムジュタヒドの全員が、考え方や彼らを取り巻く環境の違い、意見の相違を生み出す原因が多いにも関わらず、ある事件について一つの判断で一致したということは、真理・正しいことは一つであり、それが彼らの言葉の一致を生み、彼らの対立の要因を克服したことを証明するものだからである。」⁵ その真理への道標がムジュタヒドならば会得すべきクルアーンとスンナの理念である。それゆえに共同体の無謬性が保証されると考えられる。

(2) イジュマー否定論者の根拠と反論

1) クルアーン解釈の相違

イジュマーの正当性に異議を唱える学者が存在した。イブラーヒーム・アンナッザーム（ムウタズィラ派の代表的神学者。840年没）と一部のシーア派学者である。その主張は一部を示すと次のようなものがある。

正当性の根拠としてあげたクルアーンの一節（4章59節）について、イジュマー否定の学者は、「この節は、問題があればアッラーつまりクルアーンに戻り、そして預言者が生存しているならば預言者に尋ね、預言者が他界した後ならば預言者のスンナに戻ることを意味しており、そこには、共同体におけるムジュタヒドたちの合意に戻れとは命じていない。ゆえに、彼らの合意は認められておらず、証明の根拠（フッジャ）とはならない。」と主張する⁶。

これに対して、支持の学者は、異論があればクルアーンとスンナに戻ることが命じられ、その二つクルアーンとスンナにイジュマーが証明の根拠（フッジャ）であることが見出され、そのことに従うのである、と反論する。

さらに、異論の学者は預言者がムアーズ・ビン・ジャバル（640年没、預言者ムハンマドの教友、著名なアンサールの1人）をイエメンに派遣した際に、頼るように命じたことの中にイジュマーは言われなかった、と主張する。これ

に対して、預言者が存在する時代にはイジュマーは存在していなかった、と反論している⁷。

2) 根拠の確定性に対する理解の相違

イジュマー否定の学者はまた次のような主張をする。イジュマーを行う場合にも、その証明の根拠が必要であり、確定的な根拠が存在する場合には、人々はムジュタヒドに意見やイジュマーによる法判断を求める必要がない。なぜなら、確定的根拠は人々に周知であり、人々はその確定的根拠によって法的規範を知ることができるからである。また、蓋然的な根拠でイジュマーを行う場合には、蓋然的根拠は意見の相違を生み出すゆえに合意を見るのは困難になるからである⁸。

この主張に対して次の反論がある。確定的な根拠が存在していても、それが必ずしも人々に周知とは限らない。例えば、預言者ムハンマドが他界した時に、ウマル（ムハンマドの教友、第2代正統カリフ〔在位 634 - 44〕）はムハンマドの死を受け入れることが出来ずにいたが、アブーバクル（ムハンマドの教友、第1代正統カリフ〔在位 632 - 34〕）がクルアーンの一節「ムハンマドは、一人の使徒に過ぎない。使徒たちはかれの前に逝った。もしかれが死ぬか、または殺されたら、あなたがたは踵を返すのか。誰が踵を返そうとも、少しもアッラーを損なうことは出来ない。だがアッラーは、感謝してかれに仕える者に報われる。」（3章 144節）を読んで、ウマルや人々の動揺を抑えた。この節は預言者の死に対する確定的根拠である。そこで、預言者の死に合意することは決して無駄になることではない。このイジュマーに価値があり、それはこの根拠の確認となり、このイジュマーによる法的規範に対する異議を禁じ、以後、この法的規範に対して探求行為を必要としないことになる⁹。

3) 根拠の蓋然性に対する理解の相違

次に、蓋然的な根拠についてである。例えば、キヤースやアーハード伝承¹⁰である。その根拠による合意は不可能とはいえない。なぜなら、蓋然的根拠のいくつかは法判断の明白な根拠になることがある。その法判断について諸見解の相違を生じさせない分野がある。実際にそのような事例が存在する。例えば、

小麦などの食糧の販売について、買い手が売り手から手にする前に販売することは禁じられる。ムジュタヒドたちは小麦の販売を禁止することに合意した。禁止の根拠は預言者の言葉「食糧を売る者はそれを手にするまで売ることはいできない」によるが、それはアーハード伝承であり、蓋然的根拠である。

他の事例では、アブーバクルのカリフ位選出である。ムスリムたちはそのことに同意した。彼らから一人も反対する者は出なかった。彼らの根拠は預言者が病床の折、預言者がアブーバクルにイマームを任せたことであり、彼らはそのことからキヤースを行い、「預言者が宗教の事がらでアブーバクルに満足したならば、我々が世事について彼に満足しないことがあるか」と言った。

4) ムジュタヒドに関する疑義

イジュマを行うムジュタヒドに関しても疑義が出ている。それは、ムジュタヒドの基準が明確でないことによりムジュタヒドの資質を図ることが困難であること、ムジュタヒドが存在しても共同体全域におけるムジュタヒド全員の合意を確認する方法が存在しないこと、全ムジュタヒドの合意がとれたとしてもムジュタヒドが以後も意見を変更しない保証はない、ことなどである¹¹。

ムジュタヒドに関する疑念について、以下のような見解が出ている。

サラフ（イスラームの初期世代）の時代は二つに区分することができる。一つはアブーバクルとウマルの時代である。二つ目はウスマーン（ムハンマドの教友、第3代正統カリフ〔在位 644 - 56〕）とそれ以後の時代である。

第一時代ではムスリムたちは一体となっていた。ムジュタヒドは彼らの中の一部であり、人々によく知られており、有名であった。なぜなら、都市はマディーナ一つであり、人々の数は少なく、社会も小さかったからである。たとえ、マディーナ外にいてもその人物の考えを知ることが可能であった。ムジュタヒドの能力を知ることが容易であった。彼らの見解が必要な時にはそれを求めることが可能であった。特にウマルの時代には、絶対的な必要時を除いて、サハーバの中でも高齢で有識者はマディーナから出ることを禁じられた。この時代のことを考えると、イジュマの存在を否定することは妥当ではないと考える。アブーバクルとウマルはムジュタヒドたちの見解を無視することはなかった。彼

ら二人はクルアーンとスンナに物事の法判断が示されていない時には、常にムジュタヒドたちに見解を求めていた。彼らの見解が定まったならば、それを実行した。そのようなイジュマーの数々が信頼を持って伝承されている。

その中から、預言者死後のアブーバクルのカリフ選出・就任、アブーバクルのカリフ時代におけるザカート拒否者に対する闘いへの彼らの合意、クルアーンの編纂に関する彼らの合意、六種類の物品（金、銀、小麦、大麦、ナツメヤシ、塩）に対するリバー（利子）の禁止に関する合意、他にも第一時代に実際にイジュマーが存在したことが知られている。

以上の見解は第一時代におけるマディーナでのイジュマーに限定してムジュタヒドの資質を肯定している。

第二時代について、それはウスマーンとそれ以後の時代である。イジュマーの実現は困難であった。特に、ウスマーンが殺害された混乱以後は困難であった。同時に、それは征服地にムジュタヒドたちが分散した時代でもあった。ムジュタヒドの状況や考えが知られにくくなってきた。さらに、政治的な出来事や宗派の分裂による混乱が生じてきた。このような状況の中で、合意は困難であり、最低でも全てのムジュタヒドの考えを掌握することは難しいことであった。だが、法判断が必要な事柄について、ムジュタヒドたちが同意したことについて、どこからも誰からも反対は出なかった。イジュマーは定義どおりには実現が難しかったが、このような形で、この時代におけるムジュタヒドたちのイジュマーは実現し、それはフジヤとなり、その実施が義務であった。

第二時代に関する見解では疑義の通りであるが、ムジュタヒドの中から否定する者が出なかったことをあげて、全体の一致とみてイジュマーとしている。この見解に関しては、異論があり、イジュマーの種類、とくに沈黙のイジュマーに関する説明を合わせて理解する必要がある。

5) アハマドの発言の真意

イジュマー否定の学者はその理由としてアハマド・ビン・ハンバル（ハンバル学派の祖。855年没）の言葉をあげている。イブン・ハズム（ザーヒリー派の代表的な神学者、法学者。1064年没）はその著『諸規範』（アルアハカーム）

の中で、アハマドの子アブドッラーがいったこととして、次のような言葉を伝えている。「私は父が次のようにいうのを聞いた、『何事であれ、イジュマーとして人が主張することは虚言である。イジュマーを主張する者は大嘘つきである。おそらく人々の間に相違があるのにそれに気付かず、また知らされなかったからであろう』と」¹²。

否定論者はこの言葉によって、アハマドがイジュマーの正当性を否定して、イスラーム法の法源として認めていないと主張する。

このアハマドの言葉についてウラマーの諸見解が出ている。

一つは、アハマドはサハーバ以外のイジュマーを否定しているとの見解である。サハーバのイジュマーについてはそれはフジヤであり、存在していた、と認めている。しかし、イジュマーを行う人物は少なく、サハーバ時代後、分散し、イジュマーが難しくなったと見ていた。

二つ目は、アハマドはイジュマーを伝承する者を否定したのである。伝承者の信頼性を問題にしたとの見解である。

三つ目は、アハマドは多くの課題でイジュマーを重視しているとの見解である。例えば、ハサン・ビン・サッワーブは次のように伝えた。「アハマドは『私は巡礼でアラファの日の朝からタシュリーク（イスラーム暦12月11日、12日、13日）の最後の日までタクビール（アッラーフ アラクバル〔アッラーは偉大なり〕）を行うことに賛同する。』と言った。そこで、彼は『なぜ、そのようにするのですか？』と問われ、『ウマルとアリーとアブドッラー・ビン・マスウード（654年没、預言者ムハンマドの教友、クーファ学派の権威）とアブドッラー・ビン・アッバースのイジュマーによる』と答えた。」

これはアハマドが、イジュマーは反対意見が知られていないことにより成立するとみなしていたことを意味している¹³。

以上の見解を総合的に考えると、アハマドの立場は預言者のスンナを体現した時代に生きたサハーバの合意においては異論はないと推察できる。

5 イジュマーに関する議論

イブン・クダーマのイスラーム法理論の著書「ラウダト・アンナーゼル・ワ・ジャンナト・アルマナーゼル¹⁴」は説問形式をとっている。その中からイジュマーに関する主な説問を抜き出し、以下に纏める。

(1) マディーナの人々（ウラマー・ムジュタヒド）の合意はイジュマーを成立させるのか。（サハーバ時代のマディーナのことである。）

この件に関してウラマーは二見解に分かれている。

一つ目はマディーナのウラマーの一致はイジュマーを成立させないとの見解である。これは多数派の見解であり、これがより好ましい見解（ラージフ）である。

二つ目はマディーナのウラマーの一致はイジュマーを成立させるとの見解である。これはマーリク（マーリク学派の学祖）の見解である。

1) 多数派の見解の根拠には二通りある。

第一根拠：無謬性は共同体全体によって確定する。マディーナのウラマーは共同体全体ではない。ゆえに、イジュマーにならない。

第二根拠：もし我々がマディーナのウラマーの見解をイジュマーと見なした場合、イジュマーにおいて、優秀者の見解を採用することなく、非優秀者の見解を採用することになり、そのことを定着させることになる。なぜなら、マディーナの外にサハーバの年配者が居たからである。彼らはマディーナに残留の一部の者よりも優秀であった。それゆえに、彼らの一致はイジュマーにはならない。

2) マーリクの見解の根拠

第一根拠：預言者がマディーナとマディーナのウラマーを称賛していた。ハディース「鍛冶屋のふいごが鉄の不浄物を取り除くように、マディーナはその邪悪さを取り除く。」

ハディースは、間違いは邪悪であり、邪悪はマディーナとそのウラマーから追い払われることを意味している。そこで、彼らの一致は成立したならば、それはイジュマーとなる。

第二根拠：マディーナのウラマーは啓示の下った時代に生きた人々であり、アッラーの使徒から解釈を知りえた。そして、このことは集団から集団へと伝承された。このような集団が一致したならば、一般的に彼らが間違いと虚偽に一致することは不可能である。ゆえに、彼らの一致はクルアーンとスンナの理念から逸脱することはなく、それはイジュマーとなる。

3) マーリクの根拠に対する反論

第一根拠に対する反論：預言者がマディーナとマディーナのウラマーを称賛していたことにより、彼らの一致がイジュマーになるならば、マッカはそのことに関してより優れているか同等であり、同様の事態が起こることになるが、そのような事態は起こっていない。

また、我々がこの賛美によって、マディーナのウラマーの一致をイジュマーと見なしたならば、その事態は継続しなければならないが、そのことを主張する者は存在しない。

第二根拠に対する反論：真実は彼らから逸れることないとの主張は偏見である。つまり、サハーバの一人が使徒からハディースを旅先で聞くこともあり、またマディーナで聞くこともあるが、マディーナでそれを伝えず、マディーナの外で伝えることもある。これにより、真実はマディーナの人々（ウラマー）に限られることはない。ゆえに、それはイジュマーにならない。

より好ましい見解は、マディーナのウラマーの一致はイジュマーにならないが、彼らの一致はイスラーム法的に蓋然的な証明の根拠（フッジャ）になる。ただし、それはより優越な反対見解がないとの条件が付く。

(2) 正統カリフ4人の一致はイジュマーとなりうるか。

正統カリフ4人の合意はイジュマーにならない。それはマディーナのウラマーの一致に関して述べた理由と同じである。

しかし、次のようなアハマド・ビン・ハンバルの言葉「私は正統カリフ4人の見解を否定して、他の見解を採ることはない。」が伝えられている。

一部の者はアハマドの言葉によって、彼が正統カリフ4人の一致はイジュマーとした、と理解した。

上記の見解に対する反論：アハマドの言葉は彼らの一致をイジュマーとなることを証明していない。しかし、彼らの一致が証明の根拠（フジャ）であることを証明している。この理解に基づき、彼らの一致見解をイジュマーと考えることはできない。証明の根拠（フジャ）であることがイジュマーであると確定させることにはならない。なぜなら、広意義の確定は特定意義を確定しないからである。つまり、フジャは広意義であり、イジュマーは特定意義である。（フジャは蓋然的な根拠であり、イジュマーは確定的な根拠であるからである。）

より好ましい見解は正統カリフ4人の一致は証明の根拠（フジャ）であるが、イジュマーではない。アハマドについての伝承はこのことを伝えているものである。

(3) イジュマーに参加した者たち全員が死去することが、イジュマーの成立する条件となるか。または、彼らの生死に関係なく、彼らの一致によってイジュマーは成立するのか。（この説問が出てくる理由はイジュマーを否定する学者からイジュマーに参加したムジュタヒドが生涯意見を変更しない保証はないとの意見が出ていることによる。）

この条件に関して二つの見解がある。

第一見解：一部のイスラーム法学者（シャーフィイー学派）と神学者は一時代の消滅（イジュマーに参加したムジュタヒド全員死去の意）なくしてイジュマーは成立しないと主張した。

第二見解：一時代の消滅は条件ではなく、共同体の意見が一致した時に、イジュマーは成立するとした。それは大多数の学者の主張である。

1) 「一時代の消滅」条件を拒否する多数派の根拠

第一根拠：イジュマーの正当性を証明しているクルアーンの節、ハディースは一時代の消滅という条件を付けていない。イジュマーの正当性を一時代の消滅によって制限することは偏見であり、それには根拠がない。

第二根拠：イジュマーの真実はムジュタヒドの一致によって実現する。証明の根拠は彼らの一致にあるのであって、彼らの死にあるのではない。

第三根拠：タービウーン（預言者ムハンマドの教友〔サハーバ〕の後継世代）はアナス（711年没）などのサハーバ時代末期の人々によるイジュマーを根拠としていた。同様に、サハーバは彼らの一部に対してもイジュマーを根拠としていた。それは一時代の消滅が条件でないことを示している。

第四根拠：我々がイジュマーの成立の正当性について一時代の消滅を条件としたならば、イジュマーは禁じられ、イジュマーの存在が根本から困難となるであろう。現象として、時代は継続している。ムジュタヒドの時代は繋がっている。このことは一時代の証明はイジュマーの成立条件とならないことを示している。

2) 「一時代の消滅」条件を主張する者たちの根拠

第一根拠：サハーバの時代の出来事に基づいている。サハーバが全員で一致したことを一部のサハーバが後に改変した。そのことは一時代の消滅が条件であることを示している。（つまり、改変した事がらがイジュマーになっていなかったゆえに、改変が許された。それは一時代の消滅の条件が成立していなかったからである。）

その出来事の一例：飲酒の固定刑¹⁵はアブーバクル時代には40回むち打ちであったが、ウマルは80回とした。そしてアリーは40回とした。

もし一時代の消滅が条件でなかったならば、ムジュタヒドはイジュマーが確定していることを認識しながら、後に自分の言葉を変更することは許されない。実際に見解の変更は行われたことである。一部のサハーバは他の者たちと一致したにもかかわらず、彼らの言葉を変更したことが知られている。（つまり、その一致した法判断は一時代の消滅という条件を満たしておらず、イジュマーとなっていなかったので、変更が許されたのである。この条件を付すことによってほとんどイジュマーは成立しないことになる。）

第二根拠：サハーバが二つの意見で分かれた場合、彼らが違いを正当とし、二つの意見のどちらを取ることも正当とすることに一致した後、さらに彼らが一つの意見に一致したならば、その一致はイジュマーとなる。もし、一時代の消滅を条件としないならば、それは許されない。なぜなら、イジュマーの一つ

は間違いになってしまうからである。(ここで一時代の消滅を条件とするならば、一時代の消滅が起こるまでイジュマーは成立しないことになる。)

3) 2) への反論

第一根拠への反論:これは理性的にも想像できることである。つまり、ムジュタヒドのイジュティハードが変わることは起こりうることである。ムジュタヒドが反対意見に一致することも禁じられることではない。結婚が保護者なしで正しいとしていた者が、それが無効であるとの根拠が明らかになり、無効と判断する者に同意することがどうして許されないであろうか。

一事案に対するイジュマーは一イジュマーで完結するとの主張であるが、同時代でありながらも状況の変化によって同事案に対する別のイジュマーが成立することがある。(つまり、飲酒の刑罰についてアブーバクルは預言者のスンナ40回むち打ちを実行したが、ウマルは状況から判断して80回むち打ちのイジュマーを実行した。さらに、アリーは状況から判断してスンナにもどって実行した。)

第二根拠の状況設定に対する反論:イジュマーの一つに間違いが起こるような事態は現実として受け入れられない。なぜなら、イジュマーは確実性を示すものである。当然、確実性には間違いはありえない。その状況設定に矛盾がある。

上記の状態を現実として受け入れたならば、最初の一致(相違の正当性に対するイジュマー)はイジュマーとはならない。つまり、ムジュタヒドたちが意見を異にした時、各自が真実は自分にあると考えたはずであり、彼らは相違の正当性に一致しなかったはずである。

第一のイジュマーを認め、同時に第二のイジュマーを認めることはあり得ない。第二のイジュマーとは二意見の一つに一致したことである。第二のイジュマー、そのみがイジュマーと見なされると考える。(つまり、一般的に意見相違の後に、一つの意見に収れんして一つのイジュマーが出ることである。このことは歴史的事実である。例えば、ザカートを否定する者に対する戦いを合意したことや、またアブーバクルのカリフに対して、意見の違いの後に定まっ

たことなどである。)

「一時代の消滅」に関して、このような執拗な議論が展開されるのはイジュマーの正当性として、イジュマーの信用性をムジュタヒドの採決の不変性に求めたからである。イジュマーの確定は法源の一つなるので、その法判断は不変であるが、個人のイジュティハードに関しては状況の変化に応じた判断が行われることになる。それが先の例に示された飲酒の刑罰の変化であると考えられる。アリーのとった決断はイジュマーというよりもカリフとしてのイジュティハードと取るべきであろう。

(4) 沈黙のイジュマーの正当性とその条件

1) 沈黙のイジュマーの条件

沈黙のイジュマーと呼ばれるのはムジュタヒド全員が見解の採決に対して明言せず、一部の者が沈黙しているからである。沈黙のイジュマーの条件は二つある。

第一条件：その採決が宗教的事項であり義務性があること。

第二条件：その採決が有名となり知られて、異見がないこと。

2) 沈黙のイジュマーの正当性に対するウラマーの見解：ウラマーは沈黙のイジュマーについて見解が分かれており、三見解がある。

第一見解：これはイジュマーである。アハマドとシャーフィイー学派の多数が支持している。この採決に対して違反は許されない。

第二見解：これは証明の根拠（フッジャ）であるが、イジュマーではない。この採決に対して違反は許される。

第三見解：沈黙が満足を証明する状況であれば、それはイジュマーと見なされる。それがなければイジュマーではない。

第三見解において、反対を表に出さず、沈黙している可能性は以下のとおりである。

- ・否定は内面にあり、表に出さない場合。
- ・全てのムジュタヒドは正解であると信じている場合。
- ・ムジュタヒドの出した結果を否定しないとうイジュティハード行使の了解

に基づく場合、たとえ彼が同意していなかったとしてもである。

- ・急いで否定することに利益を見出さない場合。
- ・否定することによって自分が不利益を被ることが予測される場合。
- ・彼は思慮の時間を必要として、態度を保留した場合。
- ・彼は沈黙したのは他の者が否定するので十分であり彼が表明する必要がないと考えた場合。

3) 正当性主張（第一見解）根拠：

第一根拠：証拠が明らかな時は、異見表明をせず、沈黙することはない。それゆえに、彼らの沈黙は満足を示していることになる。つまり、沈黙はイジュマーになることが明らかになった。

第二根拠：タービウーンは問題が起こった時には、彼らにサハーバー人の有名な見解が伝えられ、他の者たちは沈黙であり、彼らはそれから変更を許さなかった。これによりこの状況は沈黙のイジュマーであった。彼らはそのように認めていた。

第三根拠：ムジュタヒドたちの沈黙が満足を示していなかったならば、イジュマーの存在は不可能である。それは、実際の問題に全てのムジュタヒドの見解を停止させることは困難であることが、理解される。

沈黙のイジュティハードに関するイブン・クダーマの見解はその正当性を認めていることになる。ここで問題となっているのは、沈黙が採決の見解に満足を表明しているかどうかである。そこで、沈黙がこの問題を検討するに十分な時間をかけた結果であることが必要とされる。それはそれぞれの問題においてかける時間は異なるので、それぞれの問題において常識的度の時間が設定されることになる。そこで、沈黙が、もし一部のムジュタヒドが一致した見解に明らかに同意を示すことが理解されたならば、それは沈黙のイジュマーではなく、明言のイジュマーとなる。もし、反対を示すことが理解されたならば、基本的にイジュマーは成立しなくなる。

さいごに

イジュマーは法源の一つとなり、イジュマーによる法判断を実行することは義務であり、来世にて報償を受け、逆にその法判断を実行しないことは禁忌となり、来世にて懲罰を受ける対象となる。そこで、とくに注目したい項目はイジュマーの条件であるムジュタヒド全員の一致である。イジュマーは慎重に慎重を重ねて成立させなければならない。それは神意を探求する行為であるからである。ゆえに、全員の一致として、異論を受け付けていない。イジュマーによる法判断に異論を唱えることはイスラームの信仰の問題へと発展しかねからである。さらに、イスラーム共同体の分裂さえも招きかねない。イブン・クダーマは合意に対する異論について、「シュズーズ（真理からの逸脱）は合意の後の異論によって起こってくる。シュズーズを行う者は共同体から出てイマームに挑むフィトナ（不和）を扇動することになる。アリーに対するハワーリジュ派（イスラーム初期に政治的理由で興った神学派）のように。」¹⁶と指摘している。

全員一致のイジュマーの成立は非常に困難であることが理解される。そこで、先の議論の中にもあったが、大多数の一致による法判断が重視されることになる。それはイジュマーではなく、あくまでもフッジャとみなされる。フッジャは法源になるほどの義務性を持っていないが、それを否定する見解が出ない限りは実行性の高い証明の根拠となる。そこには、神意をさぐる柔軟性が存在すると理解される。そして、それが現在のイスラーム世界に実施可能な神意の探りかたであろうと推察される。集団の意見は一人の意見より真実に近いからである³。そして、それが集団の法解釈と言えるものとなる。

● 注

- 1 イブン・クダーマ「ラウダト・アンナーゼル・ワ・ジャンアトアルマナーゼル」アブドルアジーズ・ビン・アブドッラハマーン・アッサイド『イブン・クダーマ・ワ・アーサールフ』130 ページ

- 2 アブドルワッハーブ・ハッラーフ「イスラムの法—法源と理論」中村廣治郎
訳、東京大学出版会 1984 年、55 ページ
- 3 ハッラーフ同 64 ページ
- 4 ザキー・アッディーン・シャバーン「ウスール・アルフィクフ・アルイスラ
ミー」ダール・アルキターブ・アルジャーミー、カイロ 1955 年、84 ページ
- 5 同上中村 59 ページ
- 6 ザキー同、85 ページ
- 7 同上 85 ページ)
- 8 ハッラーフ同、60 ページ
- 9 ザキー同上、89 ページ
- 10 単独（アーハード）のスンナ：スンナは伝承者経路から見て三つに区分され
る。すなわち、ムタワールティルのスンナとムシュフルのスンナとアーハ
ードのスンナである。ムタワールティルのスンナは通常その全員が一致して虚言
を伝えることが不可能なほどの人々が使徒から伝え、それをさらに同じよう
な別の人々が我々に至るまで伝えたスンナのことである。マシュフルは使
徒から一人、二人、ないしはタワートルのレベルまでにはいたらぬ数の教
友が伝えるが、その後の世代では、伝承者の数はタワートルに達してスンナ
のことである。単独のスンナは一人または二人、ないしはタワートルの数に
達しない単独の人々が使徒から伝えるスンナのことである。（ハッラーフ同、
49-51 ページ参照）
- 11 ハッラーフ同、60 ページ
- 12 ハッラーフ同、61 ページ
- 13 ザキー同上、92 ページ
- 14 イブン・クダーマ同上、130-155 ページ参照
- 15 飲酒の刑罰に関する見解

「ムスリムがその多量は酩酊させることを知りながら自分の意志でそれを飲
んだ時は、彼に対して自由人ならば八十回の鞭打ちの刑が科せられる。奴隷
であれば四十回である。」アル・マクディシー著「飲酒罪に対する固定刑
の章」『ザード・ル・ムスタクニウ』参照。

ハディース：アナス・ビン・マールクは次のように伝えている。

アッラーの預言者は飲酒の刑罰としてナツメヤシの枝とスリッパでたたいた。
それからアブー・バクルは 40 回の鞭打ちを行った。そしてウマルがカ
リフになって人々が村々や都市へと広がって住む（注 1）ようになったとき、
彼は教友達に次のようにいった。飲酒に対する鞭打ちの刑についてあなた達
はどのように考えますか？するとアブドル・ラフマーン・ビン・アウフは答
えて「最も軽い刑罰（注 2）に決めるべきだと思います」といった。それで
ウマルは 80 回の鞭打ちを執行することにした。

(注 1) 大征服によってアラブ人がシリアやイラクをどの葡萄がよくできる（従って

葡萄酒の産地) 地方に移り住むようになったことを示している。その結果ウマルの時代は飲酒かかなりアラブ人の間に急速に広まったと思われる。

(注2) 窃盗が手首切断、姦通が鞭打100回、中傷罪が80回、従って最も軽い刑罰とは80回の鞭打ちということになるわけである。

(日訳サヒーフ・ムスリム第2巻日本サウディアラビア協会1991年747ページ)
ハディース：アリーはこういった。「アブドッラー・ビン・ジャアファルよ、立ちなさい。そして彼(アリーの息子ハサン)を鞭打ちなさい。」それで彼(アブドッラー)は彼(ハサン)を鞭打ったがアリーは40回まで数えたところで「それまで」といった。そして彼(アリー)はこういった。「預言者は40回鞭打ち、アブ・バクルも40回鞭打ち、ウマルは80回の鞭打ちを執行した。これらすべてはスンナの範疇に入るのだが私にとってはこれ(40回)が最も好ましい。」(同上749ページ)

16 イブン・クダーマ同上、144ページ

17 ハッラーフ同、63ページ

イスラーム法学者の見解の相違とその原因

柏原良英

はじめに

イスラーム法学者たちの基本合意は、シャリーア（イスラーム法）の規則の源は、常にクルアーンであり、それを補うスンナ（預言者の言行）であることは疑いの余地はなく、それは永遠に変わらないものである。しかし、同じクルアーンとスンナを使いながらも、現在、イスラーム世界の多数派を占めるスンナ派のシャリーアは大きく分けて4つの法学派が認められている。多くのムスリムは、自分の所属する法学派の判断に従って様々な行動における基準を定めて、日常生活を送っている。この4つの学派が成立した背景には、同じクルアーンとスンナという法源を持ちながらその解釈の相違がある。そしてそれはシャリーアの成立過程の要因と密接に関連している。ここではその原因を歴史的にたどりながら探っていきたい。

1. シャリーア成立の4段階

シャリーアが整備されていく過程は、大きく分けて次の4つの段階に分けられる。

- (1) 預言者の時代
- (2) サハーバ（教友）の時代（ヒジュラ1世紀末まで）
- (3) 記録とイジュティハードの時代（ヒジュラ暦4世紀半ば）
- (4) 模倣の時代（ヒジュラ暦4世紀半ば以降）

預言者時代は全ての問題は預言者を通じたアッラーからの啓示によるか、預言者の承認によって正しい回答を見出すことが出来た。従って、そこに人々の見解の相違は見られない。

しかし、預言者の死後、様々な出来事に対する法的判断が求められた時、残されたサハーバにはアッラーからの啓示であるクルアーンと預言者から聞いた

判断や行った行為であるスンナしか残されていなかった。アッラーと預言者の判断を絶対のものと見做し、自分達の判断を極力避けてきたサハーバは、残されたものによって問題の解決を図ることになった。更に、当時は非常な勢いでイスラーム世界が拡張している時代で、預言者の時代には遭遇したことの無い出来事にも対処せざるを得ない状況に彼らは、徐々に置かれていった。そこでは、クルアーンやスンナに回答が見出されない時に、それぞれの判断を行い対処せざるを得なくなった。そこからサハーバの間でも見解の相違が見られるようになる。しかし、初期段階でそれはいくつかの問題に対するものでシャリーアそのものではない。たとえば預言者の死後の後継者問題や、初代カリフ（後継者）・アブーバクルのリッダ（背教者）の戦いにおける判断がある。この戦いは預言者の死後、一部の信者が義務のザカート（喜捨）を拒否したことが原因で起きたものだ。ザカートを拒否した者達の根拠は、クルアーン「かれらの財産から施しを受け取らせるのは、あなたが、かれらをそれで清めて罪滅しをさせ、またかれらのために祈るためである。本当にあなたの祈りは、かれらへの安らぎである。」（9章103節）による主張で、預言者からの祈りが得られなくなった以上、それを出す必要はないというものであった。またウマルもシャハーダ（信仰告白）をした者はその財産と生命は守られるというハディースを根拠に彼らを殺すことは出来ないと反対したが、アブーバクルはその同じハディースの最後に「ただし、その義務を果すことで」と言う部分を根拠にウマルを説得して、共に戦いに乗り出した。

この時代の特徴は自分が知らないハディースがあっても周りの仲間に聞くことができたことで、後の時代の見解の相違とは異なる。この時代の相違は、ハディースを伝えた本人がそれを忘れたり、そのハディースが伝わっていなかったりしたためなどによる。従って見解の相違が現れるのは、クルアーンにもスンナにも回答が見い出せない時に行う個人的な見解から相違が出てくることになる。

サハーバの次の時代はタービウン（預言者をサハーバから知った第二世代）で、この時代はイスラームが拡大し、サハーバが各地に散らばってそれぞれの

場所で自分達の知識に従ってイスラームを伝えた。タービウーンはそれぞれのサハーバからそれを受け継いだ。それぞれの土地に主なサハーバが出て来て、それを弟子のタービウーンが伝えていく。マッカではイブヌ・アッバースが、マディーナではイブヌ・ウマル、クーファではイブヌ・マスウードが有名である。またそれを引き継いだタービウーンの中から有名な学者が出てきた。タービウーンは次の時代の法学派の基礎になっていく。タービウーンの次にそれぞれの都市に後の4法学派の開祖となる法学者が現れる。クーファにはアブーハニファ。マディーナにはマーリクなどが出る。その後に来たのがシャーフイーであり、アフマド・ブン・ハンバルである。またこの時代にハディースの記録が始まり、正しい信憑性のあるハディースとそれ以外のハディースを分けたハディース集が編纂されるようになり、シャリーアの基礎が出来あがって行った。その結果、それぞれの法学派が成立し人々の間に浸透して行った。

その後、それぞれの法学派は、大学者の業績を伝えることが主になって、自ら法的判断を行う努力をするイジュティハードが見られなくなっていった。

2. 見解の相違は善か悪か

シャリーアにおける法的見解の相違について、それを良いものとする立場と悪いものとする立場の二つが存在する。それぞれの根拠は、以下の通りである。

(1) 善と見る根拠：

- ① シャリーアは容易さを求めるものであるから、一つの見解だけで他を認めないことは困難を伴う場合がある。
- ② クルアーンやハディースには人々の見解が異なるものがふくまれている。
- ③ ハディースに「私のウンマに相違があるのは慈悲である」とある。
- ④ 状況や問題が異なればその法規も変わらざるを得ない。
- ⑤ 一人のムジュタヒドの見解だけが正しいのか。両方が正しい場合はどれかを選ばざるを得ない。

(2) 悪と見る根拠：

- ① クルアーンやスンナは相違を悪としている。「明証がかれらに来た後分裂し、また論争する者のようであってはならない。」(3章 105節)「あなたがたは何事に就いても異論があれば、アッラーと終末の日を信じるのなら、これをアッラーと使徒に委ねなさい。」(4章 105節)
- ② ナースィフ(新たな規則)とマンスーフ(新しい規則により無効となったもの)がクルアーンに存在すること。もし相違が認められるならナースィフとマンスーフが存在している意味がない。
- ③ 相異の存在は反対の根拠も存在することになり、すべきかしてはいけなかが確定しているのにそれがあることになり想像できない。
- ④ 相異の存在はそれぞれの根拠を吟味する門を閉ざしてしまう。

3. 法源における相異の原因

(1) クルアーン：

クルアーンでもタワートル(集団によって伝承されるもの)でない読み方(キラアトルシャーザ)でもそれを実行するかどうかで見解が分かれる。ハナフィー派はそれがクルアーンである以上実行される。それを実行しない人々はそれはタワートルではないからとする。例えば、誓約を果たせないときの償いの規則でクルアーンには、「だがあなたがたが誓って約束したことに対してはその責任を問う。その贖罪には、あなたがたの家族を養う通常の食事で、10名の貧者を養え、またはこれに衣類を支給し、あるいは奴隷1名を解放しなさい。(これらのことが)出来ない者は、3日間の齋戒をしなさい。それがあなたがたが誓いをした時の賠償である。」(5章 89節)と書かれているが、ハナフィー派とハンバリー派は、この3日間に「連続したと」という条件を付けている。その根拠として教友のウバイ・ブン・カアブとイブヌ・アッバースが、この節を「連続した3日間」と読んでいたことを上げる。これに対し、マーリキー派とシャフイー派は、この二人のクルアーンは、タワートルではない読み方であるから「連続した」は条件には入らないとしている。注1

(2) スンナ（預言者ムハンマドの言行録ハディース）：

クルアーンに次ぐ法源。「また使徒があなたがたに与える物はこれを受け、あなたがたに禁じる物は、避けなさい。」(59章7節)

サハーバのハディースの暗記による相違。アブーバクルは祖母の相続についてのハディースを知らなかったが、他のサハーバがそれを知っていてアブーバクルはそれを取り入れた。

ハディースが記録され、それぞれのハディースの信ぴょう性について定められた時に、相違が起きる。タワートルの次のマシュフル（教法の伝承段階でタワートルの段階にまで達していないハディース）についてそれを規則の根拠として取るのが大勢である。例として、ウマルの伝える「すべての行為はその意図による・・・」これを取らないのはハワリジュ派と一部のムウタズィラ派で、これはアーハード（伝承者が一人であるハディース）であるからとする。

アーハード：ハナフィー派はそれはクルアーンに書かれていることの追加となる。追加は廃止されたものとなる。しかし大勢はそれは廃止にはならない。それはクルアーンに書かれたことに反しなければそれを行う。「あなたがたの仲間から、2名の証人をたてなさい。2名の男がいなければ、証人としてあなたがたが認めた、1名の男と2名の女をたてる。」(2章282節) ハディース「アッラーの使徒は一人の商人と誓約によって裁いた」ハナフィー派はこのハディースについては言及しない。大勢はこれを取る。何故ならクルアーンは二人の証人か一人の証人と女性二人とだけ言っていてそれ以外を否定していない。

(3) イジュマーウ（合意）：

サハーバは預言者の言動を実際に見て聞いて伝えた人たちであり、問題があれば集まって相談して結論を出した。それはイジュマーウとして受け入れられるものである。しかしサハーバの後のイジュマーウについてそれを根拠と出来るかどうかで相違がある。イジュマーウの種類には、黙認のイジュマーウ、これは一部のムジュタヒドが語ったことを他の者

が黙認した場合。

その時代の学者がある問題で意見が異なって、次の時代でそれらの一つの意見に合意した場合それはイジュマーウになるか？認める者と認めない者がいる。

マディーナの住人が合意し行ったことはイジュマーウになるか？

マリーキー派は根拠となる。大勢はイジュマーウにはならない。

(4) キヤース (類推) :

クルアーンにもスンナにも言及されない問題に対して似たケースをあてはめる。これはムジュタヒドが新たな規則を定める時のやり方になる。それを認めない者と認める者との相違。認める者の中にも一部の部分での相異。

認めない者は、シャリーアは預言者の時代に完成しているから、キヤースはザンヌ (想像) の上に成り立っているとし、規則はザンヌ (想像) によらない。

大勢はキヤースを認める。それはキヤースの根拠はクルアーンやスンナやイジュマーにあるからである。また預言者もキヤースを認めている。サハーバ時代のイジュマーはキヤースによってなされている。

4. アラビア語の意味の解釈からくる相違

言葉 : 二つ以上の意味を持つ言葉の解釈によるもの。本来の意味と比喩的な意味、法的な意味と本来の意味の相違。

例えば、クルアーンの中で離婚した女性が次の結婚まで、ある一定期間前の結婚による妊娠の有無を確認するためのイッダ (待機期間) について定められている。その期間を表現する言葉としてアラビア語で「クルウ」とあり、その規定は、クルアーンの「離婚された女は、独身のままで3度の月経を待たねばならない。」(2章228節)にあるが、この「3度の月経」の月経(クルウ)が、もう一つの意味として月経と月経の間の清浄の意味の二つの意味をもっているためにイッダの期間が、どの意味で解釈するかで、その長さが異なることにな

る。マーリキー派とシャーフィイー派は、月経後の清浄の意味と解釈し、その期間は、3回目の清浄の終了を待たなければならないとする。一方、ハナフィー派は、クルウを月経の意味に解釈し、3回目の月経の終了までをイッダとしている。

5. 各学派における法学用語上の解釈の相違

(1) 義務：

①シャーフィイー派：アラビア語では、ワージブとかファルドと呼ばれるが、シャーフィイー派では同じで、それを行った者は報償（来世における）を得、それを行わない者は罰（来世での）を受ける行為。これには義務の礼拝のような全ての義務行為が入る。ファルドとワージブの意味の違いは、巡礼についての規定で、ファルドは、それを行わないと巡礼が無効になってしまう行為を指し、ワージブは、それを行わなくても償いの犠牲を捧げることで、巡礼そのものは無効にならない行為を言う。またワージブは、義務が求められる全て一人一人に対する義務をワージブ・アインと言い、一部の人がそれを行えば他の人の義務は免除される行為はワージブ・キファーヤと分けている。

②マーリキー派：規定はシャーフィイー派と同じで、ワージブとファルドの違いについても巡礼における規定も同じである。ファルドについては、義務が求められる全ての人に対する義務は、義務の礼拝のようにファルド・アインと言ひ、葬儀の礼拝のように一部の者がそれを行うと他の者の義務は免除される義務行為をファルド・キファーヤとして分けている。

③ハンバリー派：義務は、ファルドと呼ばれる。それは行えば報酬があり、怠れば罰を受ける行為。それは義務の礼拝だけではなく、ウドゥー（小清）やグスル（大清）のようなそれに至るための行いまで含まれる。それはルクヌ（柱）とも呼ばれる。ワージブは、ルクヌと同じだが、前出のように巡礼では、ファルドはそれを行わないときには巡礼が無効になるが、ワージブはフィドヤ（償いの犠牲）を出せば無効にならない行為をいう。同様に、礼拝についてもワージブを決めていて、例えば、意図的に礼拝を行わない時は、その礼拝が無効に

なるが、忘れてたり不注意による場合は、取り戻しのサジダ（礼拝の額づく形）を行うことでその礼拝は無効にはならない。またマーリキー派のように、ファルドをファルド・アイヌとファルド・キファーヤに分ける。

④ハナフィー派：ファルドは、確定した証拠によって定まり、そこにはシュブハ（疑義に近いもの）が無いもので、義務の礼拝や、義務のザカート（喜捨）など疑いのないものである。そのためにそれを否定することは不信仰になる。一方、ワージブは、ファルドと区別される。それは、そこにシュブハがある証拠によって確定するもので、それを否定しても不信仰にはならない。故に、それを行わない罪は、ファルドの場合より軽くなる。ファルドを行わない罪は地獄の業火だが、ワージブを行わない場合は審判の時の預言者による執り成しが無くなるだけである。

（2）ハラーム（禁止）：

①シャーフイー派：ハラームは、それを行うと罰（地獄の懲罰）があり、それを行わないときには報奨がある。

②マーリキー派：それを行うと罰せられるが、行わなくても非難されることはない行為。マフズール（禁止）ともマアスィヤ（反抗）ともザンプ（罪）とも名付けられる。

③ハンバリー派：ハラームは、それを行うと罰を受ける行為であり、それを法の順守によっておこなわない者には報奨があること。

④ハナフィー派：ハラームは、ファルドの対極にあるもので、それを行えば罰を受け、それを法の順守によって行わない者には報奨があること。

（3）マクルーフ（嫌われる行為）：

①シャーフイー派：これは行わないことが求められるが、行ったとしても罰を受けることがなく、行わなければ報奨がある行為。

②マーリキー派：これは、完全に禁じられていないが禁じられている行為。もしそれをしてもその行為に対する罰はない。ヒラーフル・ウーラー（最初の相違）とも名づけられる。例えば、アスル（午後）の礼拝とマグリブ（日没）の礼拝の間で行う任意の礼拝（一般的にこの時間帯には礼拝が禁じられている）

などである。

③ハンバリー派：他の派と同じく、それを行っても、行わなくても罰を受けることはない行為。

④ハナフィー派：マクルーフ・タフリーム（禁止に近いマクルーフ）とマクルーフ・タンズィーフ（その行いを行なわないことが求められるが、行なっても罰はない行為）の二つに分ける。マクルーフ・タフリームは、ワージブヤスンム・ムアッカダ（義務に近いスンナ）に対応する行為。マクルーフ・タンズィーフは、それを行っても罰は受けないし、それを行わなければ最小限の報酬が与えられる。スンナ・ガイル・ムアッカダ（行なうことが好ましいが、行なわなくても罰にはならない行為）に対応する。

（４）スンナ：

①シャーフイー派：これは行うことが求められるが、確定ではない行為で、それを行えば報酬が得られ、それを行わなくても罰はない。マンドゥーブ（許されるもの）ヤムスタハッブ（好ましいもの）やタタウウ（すすんで行うもの）とも呼ばれるが、意味するところは同じである。スンナは、スンナ・アイヌと、スンナ・キファーヤに分けられる。スンナ・アイヌは、個人個人に行うことが求められるスンナで、スンナ・キファーヤは、一部の者が行えば他の人のスンナは免除される行為で、例えば、食事の前のタスミヤ（ビスミッラー：アッラーの御名によってと言って行動を始めること）を集団の一人が言えば他の人のスンナは免除される。このように集団の一人が、スンナで求められる行為を行えば、他の者のスンナは免除される行為である。しかし、この場合報酬を得るのは一人だけである。

②マーリキー派：これは求められる行為であるが、義務となる根拠がないもので、より確定に近く、その評価は高い行為である。それを行えば報酬があり、行わなくても罰はない。例えば昼の義務の礼拝の前に行われる、４ラカア（１ラカアは礼拝の一単位）の礼拝などである。その他、イード（大祭）の礼拝やウイトル（奇数）の礼拝など。

③ハンバリー派：他の派と同じく、それを行えば報酬があり、行わなくても罰

はない。マンドゥーブやムスタハップとも呼ばれるが、意味は同じである。スンナ・ムアッタダ（確定されたスンナ）とスンナ・ガイル・ムアッカダ（確定されないスンナ）に分けられる。スンナ・ムアッカダは、ウイトルの礼拝やファジュル（未明）の礼拝前の2タラカアの礼拝やレマダーン月（断食月の）夜に行われるタラウィーフの礼拝などで、それを行わないのはマクルーフになる。

④ナフィー派：スンナは、ムアッカダとガイル・ムアッカダに分けられる。ムアッカダはワージブの意味で、それを行わないと罪になるが、その罪はファルドより軽い。またガイル・ムアッカダは、マンドゥーブやムスタハップとおなじである。

(5) ムバーフ：マーリキー派では、これは求められることもなく、禁じられることもない行為。行為者は、どちらも自由に選択できる。

おわりに

シャリーアにおける各学派の見解の相違の発生する原因を、みてきた。それらはそれぞれの学派ないし、法学者の規則を導き出す上でのそれぞれの原則の相違であったり、時代時代の要請の相違であったりするが、最終的のどの見解を受け入れるかはそれぞれ信者の選択に委ねられていて、スンニー派ではこの4つの学派のどれを採ってもよいとされている。さらに今のイスラーム世界の現状では各国がそれぞれの国の宗教権威に法勧告を求めて、それぞれの国ごとに見解を出す状況で、その選択の幅はさらに広がっているとも言える。シャリーアがあらゆる問題に回答を出し続け、信者を正しい方向へと導く義務を負っている以上、それぞれの見解の相違は信者に混乱を与えることになる一面、選択の幅を認め、互いに相手の考えを認め合うという合意があれば、イスラームの多様性として受け入れられていくであろう。

注1 التفسير المنير لوهبة الزحيلي جـ 7 ص24 دار الفكر المعاصر

参考文献：

1. 日亜対訳聖クルアーン（宗）日本ムスリム協会
2. أسباب اختلاف الفقهاء عبد الله بن عبد المحسن التركي مكتبة الرياض الحديثة
3. المدخل لدراسة الشريعة الإسلامية عبد الكريم زيدان مؤسسة الرسالة

「アラブの春」とその後の中東情勢

中 島 隆 晴

本年1月中旬から始まった中東における一連の政権交代は「歴史の転換点」として特筆される出来事である。チュニジアのベンアリ政権崩壊はエジプトへと波及し、30年以上続いたムバラク政権の交代を実現した。その後も勢いは衰えず、リビアで勃発した内戦では10月20日カダフィ大佐がついに国民評議会側の兵士に捕えられ殺害されるという無残な形で終わりを告げた。さらにはシリアでも国民のアサド政権への抗議デモが継続し、政府軍の激しい弾圧と武力衝突の結果これまでに3,000名以上が死亡しているとの報道もある。その他にもバーレーン、ヨルダン、サウジアラビアなど、今まさに中東地域は激しい政治的変動の最中にある。

一方、欧米各国は今回の中東における体制崩壊を歓迎し、「独裁から民主的な国家への移行プロセスを歓迎する」という風潮が見られる。しかし事はそれほど単純ではなく、これから誕生する各国新政府が欧米にとって理想的なパートナーとなりうるかは定かではない。本稿では今回の中東における政変とその経緯を検討し、今後の情勢を展望してみたい。

チュニジアからエジプトへ

事の発端は2010年12月17日にチュニジアで発生したある事件であった。同国中部の都市ジディ・ブジドにて定職の無い青年が路上で果物売り場を設営したところ、それを「違法」だとして治安当局が強制撤去したのである。他に家族を養うすべを持たない青年は将来を悲観し、これに抗議する形で焼身自殺を行った。むろんこの事件は政府統制下のマスメディアでは報道されなかったが、事件の映像はインターネットに投稿され、そのショッキングな事実と映像

を国民の多くが目の当たりにすることとなった。この結果拡大した政府に対する怒りの抗議デモは政権打倒運動へと変化し、事件発生からおよそ1カ月後の1月14日、23年もの長期に渡るチュニジアのベンアリ政権は崩壊、大統領は国外逃亡を余儀なくされることとなった。人々はこれを「ジャスミン革命」と呼称することとなった。

ジャスミン革命の余波はその後アラブ有数の大国エジプトに波及し、ムバラク政権打倒の動きを加速化させた。チュニジアのベンアリ政権とムバラク政権が崩壊した背景には複数の類似点が見られる。それは「深刻な経済難」、「貧困・失業の蔓延」に加えて「縁故主義・腐敗の横行」といった問題である。

エジプトの人口は約8,400万人だが、その失業率は公式な発表でも10%を超え、国民の20%が一日1ドル以下での生活を余儀なくされていた。特に若年層の失業率の高さがここ数年危機的な水準に達していた。エジプトの総人口の7割は30歳以下によって占められ、大学・大学院といった高等教育を修了しても権力層とのコネクションがなければ職を得ることが困難であった。このようにエジプトではムバラク長期政権の弊害による縁故主義と汚職の拡大が進み、社会全体に不公平感が広がっていた。

一方で国民はこうした状況を改善する選択肢がなく、覇気にも欠けていた。反政府的な思想・信条を持つ人物は選挙に立候補することも出来ず、ムバラク政権は選挙結果を自由に捏造する始末であった。また事実を知った人々が抗議デモを行おうとしても、政権側はデモ隊の数倍もの治安警察を動員しデモを封じ込める手段を取ってきた。こうした絶対的な権力によってエジプトの民衆は反政府的な活動を諦めざるをえなかったのである。¹

しかしチュニジアでのジャスミン革命がエジプト人の意識を大きく変えることとなった。チュニジアでのニュースは瞬く間にエジプトに伝わったが、そのニュースはフェイスブックやツイッター、さらに携帯電話といったインター

ネットメディアを通じて瞬く間に伝わった。エジプトと同様に長期独裁政権を維持してきたベンアリ政権崩壊のニュースはエジプト人達の中に「自分達も同様の事が可能である」との意識を芽生えさせた。1月25日、カイロのタハリール広場に多くのデモ隊が集結した所から今回のエジプトでの政変は始まったが、チュニジア同様、デモは極めて短時間のうちに数万人規模のデモへと拡大する様相を見せた。その数は3日後の28日には数十万を超え、ムバラク政権への抗議デモはかつてない大規模なものとなった。この大規模デモの鎮圧に向かった治安警察との間で衝突が発生し、デモ隊も与党ビルを放火するなどして当初は政府への現状改革を求めていた抗議デモは次第に政権打倒デモへと変化していく事となる。

事態がこれまでになく深刻であることを知ったムバラク大統領は翌29日、テレビ出演し、「貧困・失業対策を行う」と述べてデモの鎮静化を図った。これによりエジプト国内のデモは一時沈静化の動きを見せるが、2月2日の抗議デモの最中、突如馬とラクダに乗り「ムバラク支持」を訴える一団がデモ隊と衝突し多数の負傷者が出た「馬・ラクダ事件」が発生する。後の調査でこの一団がムバラク政権に金で雇われたことを知った民衆の怒りは再び爆発し、政権打倒のデモはますますその勢いを増していった。

こうした最中、事態の収拾に動いたのはエジプト軍であった。エジプト軍最高軍評議会は当初から「平和的なデモに対して妨害はしない」立場を貫いてきたが、事態の深刻化を防ぐべく2月11日、ムバラク大統領を説得し、その辞任後に大統領権限を引き継いだ。² こうしてついにムバラク政権も崩壊したが、ムバラク大統領が辞任を余議なくされるまでには「ジャスミン革命」より短い18日しかかからなかったのである。

一連の政変とインターネットメディアが果たした役割

先に少し触れたが、今回の一連の政権交代を実現させた重要な要因として携

携帯電話やコンピューターを利用した「ツイッター」、「you tube」、「face book」といったインターネットメディアの役割が極めて大きかったと指摘されている。もっともインターネットメディアが中東におけるデモに利用されるのはこれが初めてのケースではない。2008年4月6日に発生したエジプトの地方都市での賃上げ要求デモでは、それを支援した市民グループがツイッターを利用したデモの呼びかけを行っている。中東におけるフェイスブックの利用サービスは2009年3月に始まっているが、その利用者はすでに1,000万人を超えており、日本の201万人よりも遥かに多い。³

インターネットの役割もさることながら、デモが短期間に拡大したのはアルジャジーラの衛星放送の役割も大きかった。アルジャジーラは24時間体制でチュニジアやエジプトでの一連の出来事をリアルタイムで放送し、インターネットの動画サイトからもデモの映像を抜粋して放映した。こうした従来型メディアとインターネットのような新たなメディアが複合的に利用されたことが政権交代の一因となった。特にツイッターの力は大きく、誰かが「明日デモを行おう」という呼びかけを100人に行うと、その三分後には100万人に情報が伝播されるという強力な情報伝達力を持っていると指摘されている。チュニジアに続きエジプトにおいても長期独裁体制が崩壊したことで、デモは中東全域へ拡大していくこととなった。また両国における革命の成功によってツイッターやフェイスブックといったインターネットメディアは武器をもたない民衆にとって「強力な政治的影響力を有する武器」とみなされるようになったのである。

エジプトにおける「1月25日革命」の後も中東各国では反政府デモがさらに活発化する様相を見せた。中東各国の反体制派は金曜日の集団礼拝の日を指定してデモを呼び掛けることが増加している。この日の昼、多くのムスリムたちはモスクに集まり集団礼拝を行うが、より多くの人々に抗議デモへの参加を呼び掛け、実際に動員力を飛躍的に増加させることが出来る有効性がエジプト

のケースによって証明されたためである。チュニジア・エジプトにおける政権交代と、インターネットメディアの存在に驚異を感じた中東各国の指導者達は早急にインターネット規制を強化した。にもかかわらずその余波は次々に中東各国に拡大していくこととなる。

エジプトにおけるムバラク政権崩壊後、次にその余波が及んだのはバーレーンであった。バーレーンでは政府治安部隊が2月16日深夜から17日かけて実弾を用いて大規模な弾圧を実行した。しかしデモ隊は急激に拡大し、2月22日には10万人を越す大規模デモとなった。バーレーンにおいてもインターネットメディアが治安部隊の弾圧を中継したことで、デモを急激に拡大させる結果を招いた。また一方で世界の主要金融センターの一つであるバーレーンにとって、インターネットメディアによって過酷な弾圧の事実が明るみに出たこともは経済的に極めて大きな打撃となった。⁴

また王政の国々にもデモが拡大、中東最大の産油国であるサウジアラビアにおいても政府に対する抗議デモが発生した。サウジアラビアでも近年貧富の差が拡大し、王制に対する批判は高まっていた。今回の政権交代の流れの中で大衆の中には「権力者を従来のように恐れる必要は必ずしもなく、大規模なデモを起こせば現状を変えられる」という意識が確実に芽生えた。インターネットメディアによって瞬時に情報が拡散されることで、むしろ権力者は大規模な弾圧を実施することが困難となった。サウジアラビア政府はいち早く公務員の給料を値上げし、住宅ローンや結婚資金の低金利ローンを実施するなど人々の不満を抑え込む対応を取った事で大事には至らなかったが、今後大衆の要求と不満が再度拡大する可能性は否定出来ない。また万一中東最大の新興国家であるサウジアラビアの現王制が倒れた場合、米国の中東戦略にも多大な影響が発生しかねない。⁵

今回の一連の「アラブの春」が示したインターネットメディアの重要性は各国指導者にとって極めて重要であり、今後一層統制が強まることが予想され

る。しかし大衆もその重要性を理解しており、指導者のメディア統制そのものへの反発を強めることは必至である。短期間で広範囲に意図を伝達できるインターネットメディアの存在は人々の不満を糾合しやすく、大規模な反政府運動を組織するため不可欠なツールとなりつつある。今後中東ではインターネットメディア規制に対する民衆の抗議活動の進展にも注目する必要があるだろう。これまで中東地域における民衆の不満は貧困、失業、汚職・腐敗の蔓延、そして圧政等が中心であったが、インターネットメディア統制、言い換えれば「自由な議論を制限されること」も重要性を増すと考えられる。⁶

イスラエルへの波及

インターネットメディア統制の動きは中東各国だけでなく、イスラエルにも拡大している。2月中旬までパレスチナではツイッターやフェイスブックは比較的自由に利用することが可能で、デモの呼びかけも広範に行われていた。しかしイスラエル政府はその後パレスチナにおけるインターネットメディアの統制を強化し、フェイスブックも全面的に閉鎖された。

閉鎖の理由としてイスラエル政府は「イスラエルに対して不満を持つパレスチナ人の一部が「イスラエルへのテロ」や「エルサレムの武力解放」を呼び掛ける書き込みを行っていたため」と述べている。実際にパレスチナにおけるフェイスブックの利用者は34万人を超えており、中東各国での動きに刺激されたイスラエル国内、ヨルダン川西岸地区、そしてガザのパレスチナ人が連携して抗議行動を活発化させる可能性は高まっていた。

しかし、パレスチナにおけるインターネットメディア統制の動きはイスラエルにとって両刃の剣となるかもしれない。人々の様々な考えが反映されるインターネット上には一部に過激な主張が確かに存在している。しかし過激な反イスラエル闘争を煽る内容の書き込みはごく少数であり、大半のパレスチナ人は「平和的な連帯行動」のためにフェイスブックを利用していたことは否めない。全面的なインターネットメディア統制によって平和的な活動を阻害され、パレ

スチナ人の失望感が強まれば、その怒りの矛先はイスラエルに対する過激な武力行動に向けられる結果になりかねない。イスラエルも中東各国と同様、インターネットメディア統制において深刻な問題を抱えているといえる。⁷

最悪のケースとしてのリビア

今回の一連の政変の中で最も凄惨な事態に進展したのはリビアであろう。10月20日、リビアの前指導者カダフィ大佐が同国中部の町シルトでついに拘束され、その直後殺害された。今回の中東各国における一連の政変で前指導者が殺害されるというケースはこれが初めてのこととなった。

カダフィ大佐の最後に関しては情報が錯綜しているが、概ね次のようなものであったと伝えられている。20日シルトに潜伏していた大佐一行は国民評議会の軍が迫ったためシルト脱出を決意、雇った160名ほどのアフリカ系傭兵らと20台の四輪駆動車に分乗して東に逃走を開始した。しかし数キロほど走ったところで国民評議会の軍の攻撃を受け、やむなく南に進路を変更、さらにその後間もなくNATO軍機による空襲を受けた。最初に3台が空爆を受け、第二波の空襲でさらに11台が破壊された。カダフィ大佐が乗っていた車両はどうかこれら二回の空襲を避け、荒地を逃走し続けたが行き止まりにぶつかりそこで三度目の空襲を受け車両が大破。車両を失った大佐らは数百メートルを走って、付近に見つけた高速道路下の直径1メートルほどの排水管に逃げ込んだ。

そこにすでにカダフィ大佐一行を追跡していた国民評議会の部隊が到着し、わずかに残った大佐の護衛部隊と銃撃戦になった。しかし多勢に無勢、勝算の無い事を悟った護衛部隊長は降伏を決意、カダフィ大佐は排水管から引きずり出された。なおこの時すでに大佐は背中や足などに重傷を負っていたという。

大佐が拘束された際の携帯電話で撮影された映像は日本のメディアでも広く

放映されたが、インターネットの動画サイトの映像ではより鮮明な映像が確認できる。大佐は明らかに重傷を負っており、長い間の逃亡生活により疲労しきっている様子だった。その後国民評議会の兵士は大佐に暴行を加え、どこかに連行されていく模様であった。一説ではシルトの国民評議会軍本部に連行する予定であったが、その途中カダフィ大佐の護衛部隊と再び戦闘になりその巻き添えになって大佐は銃弾を受けて死亡、あるいは21歳の兵士に連行途中で頭部と腹部の二か所を撃たれ、病院への搬送途中で死亡したと伝えられる。いずれにせよカダフィ大佐の最後については依然はっきりとしていない。

同日カダフィ大佐の遺体はミラストへと搬送され、21日から三日間一般市民に公開された後、大佐の四男であるムタシム氏の遺体と共に25日砂漠の極秘の場所に埋葬された。42年間に渡りリビアを統治してきた最高指導者にしてはあまりに無残かつ悲惨な最期であったと言わざるをえない。

今回のリビアにおける内戦は2月15日にリビアの東部都市ベンガジで拘束されている人権活動家の弁護士釈放を求めるデモが発生したことが原因であった。このデモを鎮圧しようとした治安部隊とデモ隊の衝突により38名の負傷者が発生、カダフィ政権は事態の深刻化を防ぐため翌16日にはその釈放に応じたが、反体制派は17日を「怒りの金曜日」としてカダフィ政権への抗議デモを行い、治安部隊との衝突で死者が発生する事態となった。20日までに死者は250名に達しカダフィ政権は政治改革を行うことを発表したが、21日までにデモはトリポリにも拡大、本格的な内戦状態に突入した。

リビアのケースもやはり本年1月のチュニジアにおける「ジャスミン革命」、さらに2月から始まったエジプトの「1月25日革命」が契機となって発生した連鎖反応と考えられる。カダフィ大佐は当初からこの2つの政変を非難してきたが、その影響が国内に波及することを食い止めることは出来なかった。リビアの場合2月18日までインターネットが比較的使用出来る状態にあったことが致命的であった。19日になってようやくリビア政府は首都トリポリでのインターネットの全面統制に成功し、ベンガジを含む地方都市における統制に

も成功した。しかしこの間国民の多くインターネットを通じて弾圧と抗議デモの様子を目の当たりにし、さらにチュニジア・エジプトにおける政権交代についても知るところとなった。インターネットメディアを通じて人々は大規模な反政府デモを組織しただけでなく、武器を取ってカダフィ政権打倒へと動き出したのである。

こうした中、リビアの政府高官からもカダフィ体制からの離脱の動きが拡大した。リビアの国連代表イブラヒム・ダバシ次席大使をはじめ、アウジャリ駐米大使、さらにはカダフィ大佐の身内で従兄弟のアウダリ・カダフなども亡命、あるいは政権非難を行って役職を辞任するなどし、カダフィ政権の孤立化が一層顕著になった。しかしカダフィ大佐は国民評議会との一層の対決姿勢を強め3月には自らの親衛隊を中心に反撃を開始、国民評議会軍をエジプト国境へと押し戻した。この結果、国民評議会は国際社会の軍事支援を求める動きを強めるが、飛行禁止区域の設定や直接的な軍事支援についても米・EU・中露各国間で意見の対立が相次ぎ、その間反政府軍はカダフィ政権軍の空爆を受けるなど危機的な状況が続いた。

紆余曲折を経て、最終的に8月より NATO 軍を中心とした空爆支援を受けた反政府軍は一転反転攻勢に出てカダフィ政権派に奪われた拠点を次々に奪回、8月20日にはトリポリに達し、空港や政府省庁ビルなどを抑えた。8月23日、リビアの国民評議会軍はついに首都トリポリにおけるカダフィ派最後の拠点ハーブ・アディジャ地区へ侵攻、NATO 軍の支援を得て5時間に及ぶ激戦の末これを陥落させた。さらにカダフィー族も相次いでトリポリを脱出し、ついにトリポリも陥落した。

今回のリビア革命の原因は先に述べたようにチュニジア・エジプトと同様にカダフィ長期独裁政権に対する不満が一つの要因であったことは否めない。しかし、カダフィ大佐は自らが政権を獲得して以降、国民生活の改善に尽力してきた。王政時代、王族に独占にされてきた石油利益を国民に還元し、国民が必

要とする生活物資を安価に提供してきた。教育にも力を入れ国公立学校の教育費は完全無料。国民の識字率は82%、これはエジプトの57%をはるかに凌ぐ。また人口600万人のうち公務員は100万人以上で、ブルーカラー系の仕事はアフリカ・アジアからの出稼ぎ労働者が行っている。リビアは政治体制に問題はあっても、経済状況に関しては中東・北アフリカの中では良好な国家であったのだ。

また今回のリビアにおける政権交代を「自由を求めた国民の民主革命である」と見なす見解も広がっているが、それは実情とはかけ離れているかもしれない。国民評議会の拠点となっているベンガジは王政時代の首都で、カダフィ大佐の出身部族とは異なる部族勢力の中心地であった。彼らはカダフィ政権に対する不満を長年蓄積させており、「民主革命」はそれをカムフラージュするための方便に使用されたにすぎなかったという指摘も出ている。リビアの政権交代はアラブ社会独自の「部族主義」の対立こそが根底にあると指摘する意見も少なくない。

中央アジアでの政権交代の可能性

なお余談であるが、筆者の専門である中央アジア各国で同様の事態が発生する可能性について少し見当してみたい。長期間に及ぶ抑圧的な体制や縁故主義、さらに深刻な経済状況など中央アジアでは政変が発生した中東の国々と共通した部分も多い。

中央アジア各国はいずれも非常に抑圧的な体制である。例えばウズベキスタンとカザフスタンは、独立以来20年以上に渡ってイスラム・カリモフ、ヌルスルタン・ナザルバーエフの両指導者によって統治されている。またキルギスでは大半の国民が一日1ドル以下での生活を余儀なくされるなど貧困問題も深刻だ。

こうした点は一連の中東における政変の原因と共通しており、中央アジア各

国でも同様の事態が発生する可能性を窺わせる。事実これまでに中央アジア各国では大規模な反政府暴動が幾度も発生してきた。2005年3月、キルギスでは当時のアカエフ体制が倒れる「チューリップ革命」⁸が、さらに同年5月にはウズベキスタンで5万人規模のカリモフ退陣を求めるデモを政府が武力鎮圧した「アンディジャン事件」⁹が発生している。また記憶に新しい所では、昨年4月再びキルギスでバキエフ政権が打倒され、政権交代が実現した「キルギス騒乱」などが挙げられよう。このように中央アジア各国での反政府暴動は度々発生しており、中央アジア各国政府は今回の中東における政変の影響が自国に波及することを警戒している。

中央アジア各国では今回の中東における事件に関して厳重な報道規制を行っている。さらに事件後、特にインターネットメディアの統制を大幅に強める措置を取った。

例えばトルクメニスタンでは自宅でインターネット・サービスを利用するには一カ月に7,000ドルもの利用料金を支払わねばならない。国民一人当たりのGDPが600ドルの同国ではこれは法外な価格であり、大半の国民は自宅で気軽にインターネットを利用する環境にない。またインターネットカフェも存在はするが、「トルクメンネット」という政府公認のサービス以外利用することは出来ず、you tube やフェイスブック、ツイッターなどへのアクセスは不可能である。こうした制限に加え利用者はパスポートを提示しなければならないという規則も存在する。

ウズベキスタンではインターネットカフェに「反国家的、あるいは宗教的過激団体のサイトの閲覧を禁ずる」とあり、独立系メディア、ウェブサイトへのアクセスは禁じられている。しかしウズベキスタンではトルクメニスタンほど徹底したインターネット規制が行われておらず、反体制的なフォーラムに参加しているインターネットユーザーも少なくない。Arbuz.comはその代表的なフォーラムの一つであるが、利用者間で「保安局の摘発に注意せよ」との書き込みもなされている。すでに複数の逮捕者も出ており、政府は今後さらなるイ

ンターネット規制を設ける模様だ。

中央アジアで最も経済的に発展を遂げているカザフスタンでもインターネット規制は2009年より厳しくなり、2010年にはさらに厳しさを増したようだ。アクセスは自動的に政府系サイトに接続され、満足に検索することすらできない。カザフスタンにも反政府系インターネットメディア「リパブリカ」が存在するが、一般のアクセスは非常に困難である。

このように中央アジア各国はインターネット規制にいち早く着手しているが、衛星放送や国外から帰国した人々によって、中東での出来事はすでに人々に知られるところになっているという。

しかし現状では中央アジア各国で中東の政変に煽られる形での反政府運動が活発化するかは疑問だ。上記のようにインターネットメディアはほぼ全面的に統制されている状況であり、インターネットメディアの普及率そのものが低い。また国民も不満を持ちながらも大規模な反政府運動には否定的な側面もある。例えばウズベキスタンでは700名以上の死者を出したアンディジャン事件の記憶がまだ生々しく残っており、国民の大半は反政府運動が再び厳しい政府の弾圧を招くことを恐れている。キルギスは昨年4月の大規模な流血事件を経てようやくオトゥンバエワ新政権が発足したばかりであり、国内情勢は依然安定していない。このため国民の間ではしばらく様子を見極めたいという雰囲気根強い。¹⁰ またトルクメニスタンやカザフスタンでは比較的好調な経済状況から現政権に対する支持は依然として高い模様だ。

中央アジア各国政府の弾圧を逃れて国外で反体制運動を行っている団体も多い。しかし国内での知名度は極めて低く、国民への影響力は乏しい。加えて中央アジア各国政府がいち早くインターネットの規制を強化したため、彼らの主張が国民に届く機会は著しく減少している。

しかしこれまで見てきたようにインターネットメディアの存在にかかわらず、中央アジア各国では幾度も大規模な反政府運動が発生しており政権転覆にも成功している。国民がその忍耐力を超えた時、反政府運動は何時でも起こり

うる。今後中央アジアで注目すべきは依然国内情勢が不安定なキルギスであり、貧困問題が深刻化しつつあるウズベキスタンであろう。中央アジアではインターネットを原動力にした今回の中東型の政変よりも、従来型の政変の可能性の方が高そうである。

今後の展望

「アラブの春」に関し、欧米は「今後各国で民主的かつ平和的な政権樹立に向けて進展することを望み歓迎する」としているが今後中東各国で欧米が望む政権が樹立されるかは疑問だ。

10月27日、「アラブの春」の出発点となったチュニジアでは総選挙が実施され、長らく非合法化されていたイスラーム政党「アンナハダ」が定数217議席のうち4割の議席を獲得し、圧倒的な勝利を印象づけた。チュニジア国民の答えは「イスラーム」だったのである。またエジプトでも今後イスラーム政党「ムスリム同胞団」が躍進することが確実視されている。

すでにムスリム同胞団の有力政治家であるムハンマド・カタトニ氏は「外国人観光客に対する観光制限を設け、アルコールの飲酒やピラミッドなどへの観光も制限すべきである」と発言している。チュニジアのアンナハダは第一党とはいえ過半数を制するに至らず、エジプトのムスリム同胞団も選挙での躍進が確実視されているものの、やはり過半数を制するかは未定である。何より「今後欧米から一定の支援が必要な状況では仮にイスラーム政党が権力を握ってもただちにイスラーム色が強い政策を打ち出せるか疑問だ」とする意見もある。しかしエジプトはすでにイランとの接近を強め、軍艦の寄港まで許可している。アラブの大国エジプトのイスラーム化は今後進展するとみなす方が自然であろう。

リビアの状況はより深刻である。国民評議会は10月23日ベンガジで式典を開催し、リビアの解放を祝うと共に新体制作りへの今後の構想を発表した、ジ

ブリル暫定首相は「我々は新たな時代を切り開く困難な課題に直面している。少なくとも八カ月以内に選挙を行いたい」とした。しかし同時に「憲法はシャリーア(イスラーム法)を基盤とする」と述べており、今後制定される新憲法ではシャリーアを厳格に適用し、イスラーム銀行の創設に関しても踏み込んだ発言を行った。

リビアの新政権内部ではイスラーム原理主義者たちが急速に勢力を増してきている。例えば国民評議会の事実上の最高軍事指導者であるアブドゥルハキーム・ベルハッジ氏、そしてトリポリ議会で力をつけてきているアブドゥルラーズク・アルハジャル氏などが挙げられる。ジブリル暫定首相はイスラーム原理主義者に対し否定的な立場になるが、ベルハッジ氏の支持者は「ジブリルは退くべきである」としてすでに暗殺を計画しているとも言われる。ジブリル暫定首相は22日に辞意を表明し、新政権内でも要職に就かない意志を表明したが、想像以上にイスラーム原理主義者の脅威を感じているからではないだろうか。

かつてカダフィ大佐はアル・カーイダをはじめイスラーム原理主義者を徹底的に取り締まり、それは欧米にとって少なからぬ利点となっていた。しかしそのカダフィはもはやいない。さらに欧米はベンアリ、ムバラクと数十年間友好関係にあった重用な人物を失った。

かつてパナナム機爆破事件に関与したとされるカダフィでさえも2003年には核開発を放棄し、欧米にとって特に不都合な政権でもなかった。むしろ彼らは欧米の中東政策を決定する上で重要な情報をこれまで供与し、無くてはならない存在だった。彼らに代わって中東の表舞台に登場する権力者はイスラーム色が強い、あるいはイスラーム原理主義勢力そのものであった。結果として欧米は貴重な情報源を失い友好な政策を立案できない状況にあるという。

欧米流の「民主主義」の例から言えば、民衆が改革を求めて長期独裁政権を打倒したことを支持しないではいられない。しかし、その後に出現したのはイスラーム原理主義を標榜する勢力であり、それを大衆が支持しているという結

果は欧米にとって深刻なジレンマに他ならない。今後エジプトやリビアでも同様の事が起こらない保障はどこにもない。その時欧米は彼らの勝利を本心から祝えるであろうか？

● 注

- 1 “How Are The Protests In Egypt, Tunisia's Jasmine Revolution Being Viewed In Iran?” *Radio Free Europe.*(以下 *RFE* と略す) < <http://www.rferl.org/> > , May 24, 2011.
- 2 実質的に大統領権限を引き継いだのはエジプト軍評議会の最高幹部、タンタウイ国防相とアナン参謀長である。具体的な改革の取り組みとしては、①「大統領職を務めることが出来るのは最高2期まで」、②「大統領任期の6年から4年への短縮」、③「副大統領の設置」、④「非常事態宣言の布告は最高6か月まで」などとし上で、「60人以上の推薦があれば大統領候補への立候補を可能」とし、立候補資格の軽減を行っている。これらの軍最高評議会の決定は2月14日の国民投票で投票者の77%が賛成票を投じた。
- 3 各国別のフェイスブックの利用者数はエジプト510万人、サウジアラビア303万人、チュニジア202万人などであり、この三カ国だけで1,000万人を超えている。Socialbakers, 24 January, 2011.
- 4 “More Protests Reported In Bahrain, Yemen” *RFE* , February 17, 2011.
- 5 “U.S. Defense Secretary In Saudi Arabia To Discuss Mideast Unrest ” *RFE* , April 6 , 2011.
- 6 “UN Chief Calls On Qaddafi To Stop Fighting ” *RFE* , April 22 , 2011.
- 7 佐々木義昭東京財団ブログ NO・1937「フェイスブックの英断かあるいは偏向か」 <<http://www.tkfd.or.jp/blog/sasaki/2011/04/>>
- 8 チューリップ革命は2005年3月下旬にキルギスで発生した政権交代事件。同年3月13日の議会選挙において政権与党である「進めキルギス」が定数75の過半数を占めて圧勝したと発表したことに「不正があった」と野党が批判し、同国南部のオシユ、ジャラルアバド両州で抗議行動を開始。抗議行動は日を追って拡大し、19日までは野党勢力が南部を中心にキルギス全7州のうち3州の州庁舎を占拠する事態にまで発展した。政権側は当初治安部隊の投入に消極的であったが最終的にデモ隊の強制排除に踏み切った。
しかしこうした強政策は群衆の怒りをさらに強め、抗議集会が一層大規模化する結果を招いた。同日1万人を超えるデモ隊が州庁舎前に殺到し、ついに治安警察もこれを抑えることが不可能となった。しかし、アカエフ大統領は「先の議会選挙には不正は一切ない」として野党を批判。この発言が南部

諸州に留まっていた反政府行動を一挙に首都ビシケクにまで拡大させ、南部諸州を勢力下に置いた野党勢力は首都ビシケクに向かい 24 日にアカエフ大統領とその家族はキルギス脱出を余儀なくされた。

- 9 アンディジャン事件は 2005 年 5 月 13 日にウズベキスタンの東部都市アンディジャンで発生した反政府抗議行動事件。キルギスでの政権が伝わると長期に渡って貧困や失業に不満を持っていた民衆は反カリモフ抗議行動を開始、短時間のうちに最大 5 万人もの「カリモフ政権打倒」を訴える大規模デモとなった。

しかしアンディジャンでの暴動にカリモフ政権は迅速に容赦ない弾圧を加え、翌 14 日には数百名、15 日に 500 名以上の死傷者が出た。暴動はアンディジャンだけに留まらなかった。同日 14 日、アンディジャンから遠くないカラス市でも反政府暴動が発生し反カリモフ勢力がカラスの市長を拘束した。カリモフ大統領はカラスの暴動に対しても政府軍を投入、200 名以上の死傷者が発生した。またカリモフ政権の過酷な弾圧から逃れるべく、数万人の難民がキルギスとカザフスタンのへと脱出、深刻な問題へと発展した。アンディジャン事件の最終的な死者は 700 名とも数千名とも言われる。

- 10 2010 年 4 月 7 日、首都ビシケクで大幅な電気料金値上げに端を発する大規模な反政府デモが発生、これに治安部隊が発砲し 80 名以上の死傷者が発生した。また政府が野党指導者を拘束したことでデモが大規模化、一挙にバキエフ政権転覆事件へと発展した。

バキエフはチュエリッパ革命以後、キルギスの指導者となったが、汚職・腐敗体質が強まり、政権末期には野党主導の反政府デモが頻発するようになった。

バキエフ大統領は弟のシャニベク・バキエフを大統領警護隊長、長男のマラト・バキエフを国家保安局の副長官に就任させるなど一族支配を強め、特に次男マクシム・バキエフを国家投資発展委員会の委員長に就任させて国家のあらゆるビジネスを手中に収めた。マクシム氏は他人の会社や事業を一方的に簞奪するなど専横の限りを尽くしたとされ、この政変の背景にはこうしたバキエフ一族の国家の私物化に対する国民の激しい怒りも指摘されている。これはエジプトでの政権の原因の一つともいわれるムバラク大統領が息子「カマル・ムバラク氏」への権力世襲を図っていた点と類似する。

バキエフ大統領は首都から自らの支持基盤である南部のオシユ市に脱出し、大統領職に留まる意向を示した。しかし、臨時政府がバキエフ大統領の息子 2 人と弟を殺人罪で指名手配し、バキエフ氏拘束に向けた特殊作戦を準備中と発表するとバキエフ氏は「自らと家族の安全と治安の回復」を条件に大統領を辞任。キルギス初の女性大統領となるオトゥンバエワ暫定政権が誕生するに至った。

— 中東情勢理解のための資料 —

アラビア半島の最近の情勢とイスラーム世界

森 伸 生

平成 23 年 7 月作成

1 多様なアラブ諸国

(1) 特性

アラブ 22 カ国：共和制 14 カ国 君主制 8 カ国

経済格差：イエメン GDP：1,060 ドル（09 年）⇔カタール GDP：59,990 ドル（09 年）

人口格差：エジプト 7,870 万人（2008 年）⇔カタール 160 万人（本国人 30 万人）

アイデンティティーの多重性： 宗教 民族 国籍 部族 地域

(2) 「アラブの春」（民主化運動）状況

政変：チュニジア、エジプト

騒乱継続：リビア、イエメン、シリア

危機的状況脱出：バハレーン

デモ発生も安定：アルジェリア、ヨルダン、オマーン、サウジ、イラン、イラク、レバノン、モロッコ、クウェート、

平穏：カタール、アラブ首長国連邦

2 「アラブの春」の始まり

(1) チュニジア青年の自殺：2010年12月17日、26 歳大卒青年ブーアジージー

(2) 「尊厳革命」

尊厳「カラマ」の要求

生活する権利（衣食住）

⇒ 社会的権利（勤労機会の平等、発言の自由、報道の自由等々）

⇒ 政治的権利（民衆の政治参加、政党結成の自由、宗教活動の自由）

(3) 自殺に対するイスラーム法的見解

- 1) 自殺に対する基本的見解：禁止
- 2) イスラーム法学者への批難：自殺者を責めるよりも圧制者を責めよ

3 アラブ諸国に共通している状況

(1) 長期独裁政権による圧政状況

(2) 国民への説得材料：国家の安定（反帝国主義、反過激主義）⇒軍事力強化⇒治安強化⇒反体制派 = 国家の敵として弾圧

(3) 国民の生活保護 ←国際社会からの支援獲得、資源収入

(4) 長期独裁政権に対する西側諸国の黙認

- ・東西冷戦時代、西側諸国は旧ソ連への対抗上
- ・イスラーム過激派のテロの封じ込め

(5) ムチとアメ（弾圧と生活保障）バランスの崩壊

- 1) 人口増加 若者層を中心とした失業
- 2) 穀物高騰により生活必需品価格の高騰
 - ・食糧価格 02～04年⇒2008年 2倍以上 ⇒ 2011年1月 過去最高

4 戦闘状態になることなく政変が起こったチュニジア、エジプト

(1) チュニジア政変

- 2010年12月17日 青年の焼身自殺を契機に各地で抗議デモ発生
- 2011年1月14日 ベン・アリー大統領、サウジアラビアへ亡命
- 3月7日 ベジ・カイド・エセブシ新首相、新内閣発表
- 3月9日 新政党10政党、既存の政党22政党と合計31政党
- 5月7日 首都チュニスを中心に夜間外出禁止令発令
- 6月8日 議会選挙7月24日から10月23日に延期発表

(2) エジプト政変

- 2011年1月25日 大規模な反政府デモが発生し、全土に拡大

- 2月11日 ムバーラク大統領辞任、国軍最高会議が暫定的に国家運営（軍政）
- 3月19日 国民投票で憲法改正案承認（大統領2期8年に）
- 4月8日 タハリール広場でムバーラクと家族の訴追を求め大規模デモ
- 4月9日 軍、武力でデモ排除
- 6月15日 夜間外出禁止令解除
- 7月3日 タハリール広場でデモ隊と武装集団が衝突し多数の負傷者

(3) 両国に共通する内容

- 1) 市民社会の成熟度＝教育を受けた中間層の存在
- 2) 「国民」対「政権」の対峙＝国民の統合
- 3) 軍の国民支持
- 4) 大国の影響
- 5) インターネット、ソーシャルネットワークシステムの普及＝国際メディアの活躍

(4) 政変後の状況

1) チュニジアの場合

- ・民主化への移行？ 旧政権との完全なる決別？ 軍部の中立？
- ・経済の低迷 ⇒ 経済・社会格差の是正？ 地方での行政サービス活性化？
- ・治安悪化：イスラーム過激派の活動（世俗映画館襲撃、弁護士襲撃）
- ・イスラーム組織「ナフダ」に代表されるイスラーム勢力の政治への影響

2) エジプトの場合

- ・文民政府樹立に向けた権力の平和的移行 9月に人民議会及びシュウラ評議会両選挙、その後に大統領選挙の実施予定
- ・全ての国際的・地域的な約束・条約の遵守等
- ・経済の低迷：観光産業不振、労働者のデモやストライキも発生

* エジプト産種子、EUが輸入禁止「O104感染源疑い」（7月7日）

* 暫定政府：2011 / 2012 年度予算案⇒IMF の借入を拒否 = 国民の自信

・治安悪化：コプト教徒とムスリムの対立 = イスラーム主義者活動活発化

・ムスリム同胞団の影響

6月6日 「ムスリム同胞団」が「自由公正党」設立

7月1日 米政府が「ムスリム同胞団」と接触

・パレスチナとの関係？イランとの関係？イスラエルとの関係？

2月22日 イラン軍艦船2隻スエズ運河を通過

4月11日 カイロでハマースとファタハが合意発表

5月28日 ガザとの境界にあるラファ検問所の封鎖を解除

5 戦闘激化しているリビア、シリア、イエメン

(1) リビア

1) 分裂状況

2月15日 東部ベンガジにて人権活動家釈放要求デモが発生

2月27日 反体制派、ベンガジで国民評議会設置、議長にアブドルジャ
リール前法相就任

3月17日 国連安保理、飛行禁止区域設定を決議、軍事力行使を容認

3月19日 米英仏の多国籍軍、リビア軍への空爆開始

6月1日 リビア騒乱死者 1万～1万5000人 国際調査委

7月1日 アフリカ連合リビア調停案「交渉からカザフィ大佐除外」

7月1日 カザフィ大佐、出国も政権手放す意志もない、欧州に戦争を
波及させることができる、と発言

7月3日 トルコがリビアの国民評議会を承認、リビア資産を凍結

2) 混乱状態になる要因（部族社会国家＝軍事力で統制）

・カザフィー族対東部の諸部族

・精鋭部隊は最高指導者とその家族の私兵

カザフィ大佐への忠誠、人気？ = 反帝国、反植民地主義の一貫性、貧者救済

・ 高度な装備の政府軍と反政軍 (NATO 軍支援)

今後：調停者によって停戦か？

⇒ 政治主体：暫定国民評議会？ ⇒ カザフィー家の処遇？

国際社会の動き：「リビア・コンタクト・グループ会合」を開催し、リビアの政治的プロセスの開始、人道支援の重要性等について国際社会の連帯を確認。(第一回会合は4月13日にカタールで、第二回会合は5月5日にローマで、第三回会合は6月9日にUAEにて開催。日本は第一回会合より参加。)

⇒ 国民評議会への支援活発化

(2) シリア

1) 混乱状態

3月15日 ダマスカスにて政治改革要求の小規模デモ発生

3月18日 シリア南部、ヨルダン国境に近いダラアにて反政府デモ拡大、数名の死者発生

4月9日 シリア内務省、反政府運動に対する取り締り強化を宣言

4月21日 1963年に導入された非常事態法解除

4月25日 以降 南部ダラアにて戦車と大規模部隊による弾圧実施

5月7日 以降 レバノン国境や中西部に軍が展開

6月13日 軍がトルコとの国境の町ジスル・アッシュゲールを制圧

6月20日 シリア大統領が演説、国民対話や一党独裁の見直しなど懐柔策

6月27日 CNNなど外国メディア特派員に入国許可

6月27日 シリア政府、反体制派と7月10日に会合を開くと発表

7月1日 「追放の金曜日」、全土でアサド政権退陣を求める抗議デモ、中部のハマ(1982年に特殊部隊により1~3万人殺害された町)で50万人の抗議デモ

(人権団体によると、これまでの全土での死者は 1,500 人以上)

7 月 2 日 アサド大統領がハマの知事を解任、暴動参加者の摘発

2) 国際社会の対応

4 月 29 日 ジュネーブ人権理事会にてシリア非難決議採択

4 月 29 日 米は対シリア制裁に関する大統領令を発出、5 月 18 日、アサド大統領を含む 7 名のシリア政府高官に対する制裁措置を追加

5 月 9 日 EU は対シリア制裁に関して 13 名の政府高官を対象とする資産凍結及び渡航禁止などの制裁措置を決定。5 月 23 日、アサド大統領を含む 10 名を追加

6 月 8 日 英、仏、独、ポルトガル、シリア政府による反政府デモ弾圧を非難する決議案を国連安全保障理事会に提示

* リビアとの対応の違い ・シリア崩壊後の混乱の地域への影響

* 民衆のデモの遅れ? 政変後の不安←リビアへの NATO 支援

3) 混乱要因 (モザイク国家 = 軍・秘密警察で統制)

・ 支配体制バアス党・アラウィー派

(アラウィー派 = シーア派分派・シリア国民の 12% : ねじれ現象)

・ アラウィー派による軍の忠誠⇒政権軍

・ 大統領の弟マーヘル の指揮下にある軍と治安部隊 = 弾圧、殺戮

・ 反政府民衆の武器 = イラクから流入?

今後: 政府と民衆 (代表は誰になるのか?) の話し合い?

和解・合意? ⇒ 騒動の首謀者調査、弾圧

話し合い決裂? ⇒ 弾圧激化 ⇒ 混乱の一途?

・ 地域情勢との関連

イスラエル: 6 月 5 日ゴラン高原における衝突発生

レバノン: 6 月 13 日 親シリア派内閣の誕生

トルコ：6月中旬以降、トルコ側に流入したシリア人難民は一万人、トルコ赤新月庁が保護・支援中

(3) イエメン

1) 分裂状況

- 1月16日 サヌア大学で学生によるサーレフ大統領退陣を要求する集会開催
- 2月2日 サレフ大統領が今任期（2013年）での引退を表明
- 2月3日 南部では独立を掲げる「南部同盟」によるデモも発生
- 2月16日 警官隊がデモ参加の市民2人射殺
- 2月27日 ハーシド部族連合とバキール部族連合、野党連合「合同フォーラム」による反体制側支持表明
- 4月17日 GCCによる調停、サウジアラビアにて反体制派と会談
- 4月30日 サレフ大統領、GCC仲介案への署名を拒否
- 5月22日 GCC調停案、三度目の署名拒否
- 5月28日 南イエメンのアブヤン州の州都ジンジバル、武装勢力制圧
- 6月3日 サレフ大統領負傷、4日サウジに治療のため移動
- 6月25日 ベルギーのブラッセル、南イエメン独立目指す政治集会
- 6月29日 サレフ・イエメン大統領、ハーディー副大統領にGCC案に基づき反政府勢力と交渉するよう指示
- 6月29日 イエメン軍兵士300人超が離反、大統領の息子率いる部隊（共和国防衛軍）からも同日、同国南部ジンジバルでイエメン兵士とアルカーイダ系武装勢力との戦闘。少なくともイエメン兵26人と武装勢力17人が死亡

2) 分裂要因（部族社会国家＝調停者としての大統領？）

- ・サーレフ大統領一族 対 主要部族、
- 北部シーア派ハウスィー派の抵抗、

- 南部の独立勢力の抵抗、
 - アラビア半島のアルカーイダ勢力の活動
 - ・サーレフ大統領の息子の治安部隊
 - ・反政府軍の武器のソマリアからの密輸
 - ・石油資源の枯渇⇒経済状況の悪化 カートの栽培⇒農業の疲弊
 - ・欧米の投資困難 ← 誘拐事件
 - ・6月29日、CNN テレビのインタビューで、ハーディー副大統領が、政府は5つの州で支配権を失ったが、サーレフ大統領には依然として300万人の支持者がいると語った。
 - ・7月7日 サーレフ大統領、イエメン国営テレビにて、「憲法や法律、民主主義に基づいた対話への参加を歓迎する」と強調。対話を求める一方で、改めて辞任要求を拒否する考えを示した。
- 今後：GCC 調停によって停戦？
- ⇒サーレフ大統領後の統治ができる人物の不在？
- ⇒ 国家統一の困難？ ⇒ 南北分裂？

6 混乱のないサウジアラビアの特異性

(1) 民主化デモの経緯

- 1月28日 ジェッダの洪水被害、インフラ不備などで政府に抗議デモ発生
- 2月10日 政治活動家や知識層が「ウンマ（イスラーム共同体）党」設立宣言
- 2月23日 40人の若者が政治改革要求の公開書簡提出
- 2月23日 国王、帰国した際に、緊急の福祉政策発表
- ・失業手当制度の導入、住宅ローン等の拡充、公務員給与引き上げなど総額1,350億サウジ・リヤール（約360億ドル）の経済・社会対策
- 2月27日 知識人123人が憲法制定など政治改革要求の声明をネット上で発表

- 3月5日 デモ禁止令発令
- 3月7日 最高ウラマー会議：ウラマーによるデモ禁止ファトワー
- 3月11日 サウジ自由青年同盟が「怒りの日」デモ計画
- 3月14日 部隊約 1,000 人がマナーマへ進駐
- 3月18日 国王勅令 大規模福祉政策
・住宅建設、公務員・軍人に対する臨時ボーナス支給、公務員最低賃金の引き上げなど総額 5,000 億サウジ・リヤール(約 1,330 億ドル)の追加経済・社会政策
- 3月22日 地方評議会議員選挙の実施を発表(2011年9月22日実施)
- 4月3日 GCC(湾岸協力会議)緊急外相会議、リヤードにて開催、イランがバハレーンなど湾岸諸国情勢に介入しているとして非難する声明を出す
- 4月5日 リヤードなどで雇用、給与格差の是正等を求める小規模なデモが発生
- 4月29日 勅令にて出版規則改正。シャリーア(イスラーム法)に反する内容の書籍出版禁止、イスラーム法学者を非難中傷してはならない、などであり、それに違反した場合には最高 50 万サウジリヤールの罰金が科せられる
- 5月31日 車運転で拘束のサウジ女性、1週間ぶりに釈放
- 6月1日 サウジ原発建設計画、2030年までに16基
- 6月14日 GCCはイエメンの権力移譲に向けた政権側と野党勢力の仲介を再開する方針を明らかにした
- 6月10日 国王勅令、女性服飾店にて女性就業許可
- 6月12日 アムネスティ報道、今年これまで約 27 人の斬首刑
- 6月16日 バハレーンのハマド国王の息子、ハリド王子がサウジアラビアのアブドラ国王の娘と婚約
- 6月17日 クリントン国務長官がサウード外相との電話会談で、サウジでの女性の自動車運転禁止について触れる

(2) サウジの安定要因

- 1) **石油収入**⇒社会福祉充実（無所得税、教育、医療、生活必需品低額等）、最低生活保障（貧富差あるが）、若者非就業者多数（生活苦に結び付かない、仕事の選り好み）、汚職腐敗に対する綱紀粛正・撲滅キャンペーン（3月18日勅令）
- 2) **民意反映システム**：試問評議会（150名）、国王・王族及び高官のマジュリス
- 3) **王制の正統性**：第一次サウード王国（18世紀）、第二次サウード王国（19世紀）を経て現在の王国が1932年に成立しており、歴史的に統治の正統性が確立している。
- 4) **王制の正統性の支持**：スンナ派ワッハーブ主義の宗教勢力、同盟及び婚姻関係によって構築された有力部族
- 5) **軍、国家警備隊**：サウード家に忠誠心強いナジュドの部族により構成
- 6) **国王への信頼大**
- 7) **GCCで結束**〔GCC 中東の湾岸地域における地域協力機構。サウジアラビア、バハレーン、クウェート、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦の6カ国から成る〕

(3) 不安要因

- 1) **シーア派との関係**：今回のシーア派の要求＝拘束されているシーア派学者の釈放＝反体制派運動ではない
政府のシーア派への対策：シーア派地区のインフラ整備、シーア派指導者との対話（1990年代半ばにて和解成立）
- 2) **若者層の失業率上昇**：若者の仕事の選り好み⇒改善策必要＝若者意識も徐々に変化の兆し
- 3) **王族の腐敗、汚職**：西側マスコミによる批難の対象⇒国民にとって基本的に批難の対象ではない⇔社会福祉、無税
- 4) **女性の人権問題**：特に女性の自動車運転要求

(4) 周辺国へのかかわり

- 1) チュニジア： ベン・アリー大統領の受け入れ
- 2) エジプト： 40億ドルの資金援助 ← 5月29日 エジプト、イラン
外交官追放の後に=エジプト・イラン関係良好化への懸念？
- 3) ヨルダン： 王制維持 ⇒ GCC（湾岸協力会議）加盟呼び掛け⇒4億
ドルの援助発表（6月2日）
- 4) バハレーン：王制維持 ⇒ 軍派遣、多額援助
- 5) シリア：シリア情勢を懸念しているが、正式表明していない。シリア政
権崩壊後の混乱が波及してくることを恐れている。
- 6) イエメン：サーレフ大統領受け入れ。原油300万バーレル無償供与（6
月9日）
- 7) イラン：イランの脅威に対抗する防衛戦略 ⇒ 王制国家連合？
5月10日 GCC 首脳会議声明にて、モロッコとヨルダンに GCC 加盟呼
びかけた

7 他の湾岸諸国

(1) バハレーン

1) 民主化デモ経緯

- 2月11日 政府は、「国民憲章一〇周年」を名目に全世帯に1000ディーナ
ール（約二二万円）の支給を決定
- 2月14日 マナーマ郊外で政治的権利の拡大を要求してシーア派民衆デ
モ
- 2月19日 デモ隊、真珠広場占拠
- 3月14日 バハレーンの要請を受けて、GCC 軍進駐
- 3月15日 ハマド国王、3カ月間の非常事態宣言発令
- 3月16日 真珠広場のデモ隊を強制排除、夜間外出禁止令発令、全集会
とデモ禁止

3月17日 政府はシーア派系の野党指導者ら6名拘束

5月8日 ハマド国王が3月15日に期間3カ月で発令した非常事態宣言を、6月1日に解除するよう命じた。2月14日以降、現在まで少なくとも30人が死亡し、20人超の活動家が国家転覆を試みたとして有罪判決を受けている。

7月2日 政府・野党が対話開始、デモは終息せず

2) バハレーンの混乱要因

- ・ 支配層のスナナ派：国民の3割 シーア派国民7割 ねじれ構造
国民のスナナ派化：シリア、ヨルダン、パキスタンなどからのスナナ派イスラーム教徒に国籍を与え、軍や警察などに雇う「政治的帰化」。民主化デモ、「政治的帰化」停止要求
- ・ 民主化要求・待遇差別化撤廃要求
デモ隊への発砲など弾圧⇒民衆意識は政権打倒へ
政府はスナナ派對シーア派の構図を利用して軍事力行使（イランの介入主張）
- ・ GCC 軍の進駐により強気の姿勢
- ・ 対話継続姿勢 ⇒ 実質的な政治改革へ進むか？

(2) オマーン

1) デモの経緯

1月17日 マスカットで物価の上昇と失業の拡大に抗議して若者たちがデモ実施

2月18日 賃上げと在任長期に及ぶ閣僚の退陣を求めたデモが発生

2月26日 カブース国王が小幅な内閣改造（不人気の閣僚を交代）。

2月27日 北部の工業都市ソハールで大規模な反政府抗議行動が発生、警察部隊との衝突で2名が死亡

4月17日 政府は抗議者の要求を満たすために10億リヤール（約26億

ドル) を支出する旨を発表

5月8日 諮問評議会に立法権の一部を付与することを決定

2) 混乱への対応

- ・内閣改造 (2月26日、3月5日、3月7日)
- ・都市と地方における雇用の地域格差、官民格差 ⇒ 2月27日、5万人の雇用創出、求職者への手当支給月150オマーン・リヤール(390ドル)、民間部門に就労する自国民の最低賃金引き上げ(43%、月額200オマーン・リヤールに)等発表
- ・GCCが100億ドルの支援基金設立

(3) クウェート

1) デモの経緯

- 1月19日 サバーハ首長は、建国50周年などを祝い、国民全員に1人当たり現金1千クウェート・ディナール(約30万円)の支給と、1年2カ月間の食料無料配給を政府に命じた。
- 2月11日 ビドゥーン(無国籍者)が権利要求のデモ実施
- 3月1日 「サラフィー連合」も首相の辞任を要求
- 3月8日 インターネット上で若者の呼びかけに野党党派が呼応、首相の即時辞任や憲法改正要求
- 3月17日 バハレーンのシーア派デモ隊鎮圧に抗議するシーア派住民のデモ発生
- 3月21日 バハレーンへ海軍の軍艦数隻派遣
- 3月31日 ナーセル内閣は総辞職のため辞表を提出した。
- 5月8日 サバーハ首長は、再指名したナーセル首相が率いる新内閣を承認する首長令を出し、第7次ナーセル内閣が発足した。外相や内相、国防相は留任したが、石油相などが交代した。
- 5月20日 反政府系団体によるナーセル首相退陣等を求めるデモ(数百

から数千人規模)

2) デモが深刻化しないクウェートの特性

- ・アラブ諸国の中で議会制民主主義制度をいち早く導入した国
- ・首長：議会解散権、首相任命権
首相、内閣の要職 = サバーハ家
- ・民主的側面
2005年5月 女性参政権、6月初の女性閣僚
2009年5月 国民会議（議席50）選挙 女性議員4人当選
報道の自由
- ・政府と議会の対立 = 常態化 ← 民意が政治に反映されない不満、政治家や役人の汚職、腐敗への不満 ⇒ 首相は変わらず内閣改造
- ・バハレーン情勢でスンナ派・シーア派対立 軍艦派遣 = シーア派に対する配慮
スンナ派サラフィー会派：派兵を要望
- ・344万人（内クウェート人109万人（全体の約32%））（2008年末）、一人当たりGDP36,412ドル（2010年、IMF）

8 最後に

- ・アラブ諸国の首長制と共和制の国民意識の相違
- ・政変後、旧政権時代の利権構造解体の困難さ ⇒ 市民生活改善の施策
- ・地域の社会風土に基づいた民意反映システム構築の必要性
⇒ 国民国家としての民意形成？
⇒ 部族社会国家の中で民意形成？
- ・日本の対応：日本独自の公正な判断、態度が必要

追記：2011年11月18日 「混乱後のイスラーム化現象」

自由と民主化を求める民衆運動によって2011年1月14日に独裁政権が崩壊

したチュニジアでは、ようやく10月23日に制憲議会選挙（217議席）が実施され、イスラーム政党「ナハダ党」が90席を獲得して第一党となった。第二党は30議席を獲得した世俗派の中道左派政党「共和会議（CPR）」である。ナハダ党の前身であるナハダ運動は1980年代に誕生したが、誕生後も政権によって非合法化され弾圧を受けてきた。だが、全国でその活動を維持し続けてきた。今回、圧勝した要因はその組織力であった。同時に、民衆が混乱後の秩序回復と生活の価値観をイスラームに求めた結果ともいえる。選挙後にナハダ党首はイスラーム的には穏健な政策の実施、さらに宗教差別撤廃や国民の権利平等を実現することを主張した。このような主張の裏には、イスラーム政党が政権を握ることに不安を抱く者がいるからである。その不安はイスラームに対する負のイメージ（暴力的、独善的、反欧米的）による。それを払しょくするためである。フランスのジュベ外相が11月6日に、チュニジアのナハダ党に対してイスラームと同時に民主主義を尊重する国家を望むと発言して、ナハダ党に信頼を寄せた。それは欧州全体の意見ともとれる。同外相は10月下旬のG8からのチュニジアへの支援は民主主義的価値が尊重されることと述べていることから理解される。

エジプトにても、11月28日に人民議会選挙が実施される予定である。エジプト最大のイスラーム主義勢力であるムスリム同胞団系政党（自由公正党）がその組織力によって圧勝すると予想される。その指導部は諸政党の自由な活動や国民の権利の平等を訴えている。ムスリム同胞団は世俗主義勢力ばかりではなく、暫定政権となっている軍最高評議会との調整が重要な政治的駆け引きとなる。

リビアでは10月24日、カダフィーの死によって独裁政権が完全に崩壊したが、すでに九月一二日に反カダフィー派の連合体「国民評議会」のアブドルジャリール議長がイスラーム法（シャリーア）に基づく国家建設を表明した。シャリーアを持ちだす背景には、政権を打倒するまでに活躍した諸部族の主張を取りまとめるためリビア社会の共通項が必要であり、それをシャリーアに求めたと考えられる。10月31日に、国民評議会は暫定政府の新首相に電気工学を専

門とする学者出身のアブドルラヒーム・アルキーブ氏を選出した。同氏はトリポリ出身であり、イスラーム主義者とリベラル派、部族的地域間対立などの調停をすることに期待が寄せられている。今後、組閣、憲法制定などが急務されるが、先にあげられたシャリーアの扱いをどのようにするのが注目される。いずれの国においても、今後、イスラーム政党が主導的立場に立った時に、先にあげたイスラームへの負のイメージがなぜ出てきたかを自己反省する必要がある。そして、民主化と同時にシャリーアをどのように施行していくかが問われることになる。イスラームと民主主義の政治制度の目的は、压制者や独裁者の排除であり、双方にそのための機能が備わっている。例えば、イスラームの統治制度では、悪政防止制度として、各界の識者と協議するシューラー委員会制度、統治者の過ちを正す忠告制度、イスラーム法的地見地からの勧善懲悪制度などである。重要なことはその制度が十分に機能することである。シューラー委員会は様々な識者によって構成されるが、中でもウラマー（イスラーム法学者）は常に現状に即した見解を出すように研鑽を積むことが求められる。さらに重要なことはウラマーを含めた識者が政治権力に臆することなく進言することである。それによって、イスラームの求める公正、平等、自由が社会に反映することになる。

平成 22 年度 第 2 回イスラーム講演会記録 インドネシアにおけるイスラーム法の現状

エルム・アルクルアーン大学神学部学部長
ファーイザ・アリー・シブロマリシ博士

日 時 平成 22 年 10 月 16 日

場 所 拓殖大学文京キャンパス C 館

التشريع الإسلامي في إندونيسيا

I. インドネシアにおけるイスラーム法適用の経緯

1. イスラームを国教としないムスリム多数国

كما هو مفهوم أن إندونيسيا ليست دولة إسلامية، ولم تكن من الدولة العلمانية بالرغم من أغلبية سكانها يعتنقون الإسلام. ولكن هذا التعداد الاغلب من المسلمين يتيح لهم الفرصة لامكانية تطبيق الاحكام المقامة بناء على التشريع الإسلامي .
فالجهد المبدولة من أجل تطبيق الحكم الإسلامي بشكل رسمي تأخذ شكل القانون الوضعي الحالي، لذلك نراها تنبثق من حين إلى آخر في كل مرحلة من مراحل تطور التاريخي للشعب الإندونيسي، بدأ من قيامها كدولة حتى العصر الحاضر.

インドネシアは、その国民の大多数がムスリムであるにもかかわらず、イスラームを国教する国家でもなければ、世俗国家でもない解釈されています。しかし、その大多数の人々に対しイスラームに則った法律を施行する機会が与えられています。イスラーム法を正式な国の法律として制定するための取り組みは、インドネシア国家の設立から現在に至るまでの歴史の発展のあらゆる段階で、常に行われてきました。

2. イスラーム法とパンチャシラ

وإن اتخاذ الشريعة الإسلامية في إندونيسيا كمصدر قانوني للدولة، يجب أن تتلائم تلك القوانين الشرعية مع البنشاسيلا لكون إندونيسيا بوصفها كدولة بنيت على أساس البنشاسيلا وليست كدولة قائمة على الأساس الديني. ورغم ذلك منحت حكومة إندونيسيا الحرية والحماية لجميع مواطنيها في ممارسة الشعائر الدينية.

国内法の法源としてのイスラーム法を施行するには、インドネシアが宗教に基づく国家ではなく、パンチャシラ（建国5原則）に基づく国家であることから、それらの法が建国5原則と調和している必要があります。とは言え、インドネシア政府は全ての国民に宗教儀礼を行う自由と保障を与えています。

3. インドネシア国民へのイスラーム法の影響

تعتبر الشريعة الإسلامية من إحدى مصادر القوانين القومية بجانب القوانين التقليدية والقوانين الغربية المطبقة منذ القدم، وقد ساهمت الأحكام الشرعية في إثراء القيم والقوانين القومية السائدة لدى المجتمعات الغير المتجانسة بإندونيسيا. ولم يكن غريبا لأن الشريعة الإسلامية قد تم تطبيقها فعلا منذ دخولها إلى إندونيسيا.

イスラーム法は、慣習法と西洋法とともに、国内法を形成する1つの法源と見なされています。とくに、イスラーム法は、インドネシアの様々な社会の中で主要な法的規範や価値判断の部分で多くの役割を果たしてきました。

それは不思議なことではありません。なぜなら、イスラーム法は、インドネシアにイスラームが伝えられて以来、実際に施行されてきたからです。

4. イスラーム法施行の試みと努力

(1) 成果：1974年第1号結婚法と1991年イスラーム法大全の成立

ومن أجل تطوير عملية تحليل القانون الشرعي في صلب القانون الوطني يتطلب مشاركة جميع الهيئات ذات الصلة كرجال الدين، قادة المنظمات الاجتماعية، والمسؤولين الدينيين، والمتقنين المسلمين مع النخبة الحاكمة (The Rulling Elite) أي السياسيين ومسؤولي الدولة.

国内法の中にイスラーム法を適用させるプロセスを進展させるためには、それに関わる全ての機関の参加が必要とされます。それは、ルーリングエリートと呼ばれる政治家や国家の高級官僚たちとともに、イスラーム法学者、社会組織の指導者、宗教関係者やムスリムの文化人などが参加することです。

وقد أسفر هذا الجهد على تشكيل قانون رقم 1 عام 1974 المتعلق بالزواج ، ومجمع التشريع الإسلامي عام 1991 عن قانون الزواج المنطبق على جميع مواطنين الجمهورية الإندونيسية، وهكذا أصبح هذان القانونان جزءا من القانون الوطني والمستنطب غالبا من القرآن والسنة النبوية وإجماع الفقهاء واجتهادهم التي تمت موائمتها للعادات والتقاليد في إندونيسيا، طالما لا تتعارض مع مقاصد الشريعة .

この努力はインドネシア共和国の全ての国民に適用される、1974年第1号婚姻法と1991年イスラーム法大全の婚姻法成立という結果をもたらしました。

このようにして、この二つの法は国内法の一部となりました。そして、それは、クルアーンと預言者のスンナ(言行録)、イスラーム法学者たちのイジュマーウ(意見の一致)、そしてイスラーム法の意図と矛盾しない限りにおいて、インドネシアの習慣および伝統との調和がなされた法学者たちのイジュティハード(イスラーム法解釈)から抽出されたものです。

ومن مميزات أحكام قانون رقم 1 عام 1974 ومجمع التشريع الإسلامي عام 1991 المتعلقة بالزواج ، على سبيل المثال: تسجيل الزواج عند الحكومة (هذا يعني بأن عقد الزواج الغير مسجل لا تعترف به الحكومة) .

و الحد الأدنى لسن النكاح "للذكر 19 وللأنثى 16" ، وتقسيم الممتلكات المشتركة في حالة الطلاق، والتلفظ بتعليق النكاح في عقد الزواج ، وضرورة وقوع الطلاق في المحكمة ، ولزوم أخذ إذن الزوجة إذا أراد الزوج أن يتزوج عليها ، والتفاضي على أسباب الطلاق الذي تم تحديدها مثل الزنا أو الخيانة الزوجية أو العنف داخل الأسرة.

(2) 1974年第1号法および結婚に関するイスラーム法学大全の法令の特徴

結婚に関する1974年第1号法およびイスラーム法学大全の法令の特徴は次のようなものがあります。

たとえば、政府への結婚登録です。(これは、登録されていない結婚契約は承認されないということを意味しています)

また、結婚できる最低年齢は「男性は19歳、女性は16歳」としています。そして、離婚の際には共有財産は分割されることや、結婚契約の時に結婚の条件を文書にて示すこと、離婚は裁判所にて成立すること、夫が他に結婚を望むのであれば妻の承諾を得ること、妻は離婚の原因となる事柄たとえば夫の浮気、妻に対する背信行為、あるいは家庭内暴力によって裁判所に離婚を訴えることができることなどをあげることができます。

ونظرا لضيق الوقت، فسأتأقش عن كون الشريعة الإسلامية في إندونيسيا كمصدر للقوانين الوضعية حاليا بشكل موجز من خلال المواضيع الآتية، وهي النكاح، واللباس، ثم عن الأعياد والأطعمة، وبالتالي عن باب الجنائز.

時間の関係から、要約した形で、現在の実定法の法源としてのイスラーム法について以下の論点に注目して話したいと思います。すなわち、結婚生活、衣服、それから祝祭と食べ物、加えて葬式について話したいと思います。

Ⅱ. インドネシア社会におけるイスラーム的慣習

1. MENYAMBUT KELAHIRAN ANAK

mayoritas umat islam yang mampu menyambut kelahiran anaknya dengan mengadakan selamatan “Aqiqah” , sesuai dengan Sunnah Rasulullah SAW. Yaitu menyembelih seekor kambing, jika bayi yang dilahirkan itu anak perempuan dan dua ekor kambing jika anak yang dilahirkan laki-laki, sebagai tanda syukur orang tua kepada Allah atas karunia berupa anak kepadanya. Daging kambing itu dimasak dan dibuat jamuan bagi tamu-tamu yang di undang dalam acara aqiqah tersebut , seperti keluarga , kerabat teman ,sahabat dan sebagainya.

1. 子供が誕生した時の儀式

十分な経済力のある大多数のイスラーム教徒は、子供が誕生すると預言者ムハンマドのスナ（慣行）に従い、“Aqiqah” という儀式を行います。親は、アッラーに対し子供を授かったことへの感謝の証として、生まれた子供が女の子なら山羊を1頭、男の子なら山羊を2頭屠畜します。その肉は料理され、親類縁者や友人など Aqiqah に招待された人たちの食事に出されます。

Sebagai tanda ikut bersuka cita para tamu membawa hadiah untuk si bayi. Begitu acara yang diselingi pembacaan Maulid Nabi SAW selesai dibacakan, dilangsungkan pengguntingan rambut bayi oleh para tamu, meskipun secara simbolis, dua atau tiga helai saja, atau masing-masing tamu hanya mengusap kepala bayi dengan air yang sudah dicampur kembang setaman dan tangan sang tamu diolesi lebih dulu dengan sedikit parfum. Dalam kesempatan itu juga orang tua ,biasanya sang ayah ,dalam sambutannya memberi tahu para tamu nama yang telah diberikan keluarga kepada anak tersebut

招待客は喜びの証として赤ん坊にプレゼントを持参します。人が集まったところで預言者ムハンマド生誕の読み物が読まれた後、招待客によって赤ん坊の断髪式が行われます。これは形式的なもので、招待客が髪の毛を2・3本だけ切るか、あらかじめ少量の香水を塗った手や、花を浮かべた水で赤ん坊の頭を撫でたりします。この時、基本的には父親が、その子に名付けた名前を招待客に披露します。

Jika kebetulan orang tua tidak mampu menyediakan seekor kambing biasanya diadakan acara selamatan secara sederhana, hanya mengundang keluarga terdekat atau dengan kata lain undangan terbatas. Jamuan juga sangat sederhana ,cukup dengan ayam dan sayur-sayuran. Pemberian nama juga diumumkan pada kesempatan yang sama, meskipun tanpa acara gunting rambut.

もし両親が1頭の山羊を準備することができなかった場合は、普通一番近い親類だけを招待し、簡素な祝宴を催すことになります。その時の食事は、鶏肉と野菜類で料理された簡素なものになります。子供の名前は、そのときに発表されますが、断髪式は行われません。

2.KHITAN

Mengenai khitan, pada anak laki-laki biasanya dilangsungkan ketika anak berusia 5 sampai 7 tahun., berbeda dengan kebiasaan yang berlaku dinegara-negara Arab, dimana anak laki-laki di khitan pada usia seminggu sampai satu bulan. Acara khitanan ini dilangsungkan oleh keluarga yang mampu dirumah masing-masing, kemudian dilanjutkan dengan pesta, mengundang sanak famili dan kenalan keluarga. Para tamu yang di undang memberi hadiah kepada anak yang di khitan atau uang. Tentu saja anak laki-laki senang di khitan karena

iming-iming hadiah ini.

2. 割礼

次に割礼に就いてお話しします。

割礼は、男の子が生後1週間から1ヵ月で行われるアラブ諸国の習慣とは異なり、通常5才から7才のときに行われます。この割礼は裕福な家庭のそれぞれの家で行われるものです。その後パーティーが開かれ、親類縁者や家族の知人が招待され、招待客は割礼を受けた子どもにプレゼントやお金を上げます。このプレゼントのおかげで男の子は割礼を喜ぶというわけです。

Berbeda dengan anak laki-laki, anak perempuan juga dikhitan, tapi ketika usianya mencapai seminggu sampai satu bulan, namun secara diam-diam tanpa pesta seperti khitan anak laki-laki. Karena khitan anak perempuan hukumnya tidak wajib, hanya makrumah maka tidak semua orang tua di Indonesia mengkhitan bayi perempuan .

男の子とは違い、女の子の場合は、男の子の割礼のようなパーティはなく、生まれて1週間から1ヵ月くらいのときに密に行われます。というのは女の子の割礼はイスラーム法的義務ではなく、ただ名誉であるという程度なので、インドネシアでは全ての両親が女の子に割礼を受けさせるわけではないからです。

Apalagi ada larangan dari Menteri Kesehatan untuk mengkhitan perempuan, dengan alasan mengganggu dalam perkawinannya kelak atau karena ada alasan kesehatan. Larangan ini ditolak oleh mayoritas umat Islam. Majelis ulama Indonesia(MUI) mengeluarkan fatwa menolak larangan tersebut, bukan hanya karena belum pernah terbukti khitan bisa membahayakan kesehatan bayi , pelarangan khitan juga dianggap sebagai intervensi negara terhadap ritual

keagamaan.

加えて厚生省は将来結婚の障害になることや健康上の理由から女の子の割礼を禁止しています。しかしこの禁止はほとんどのイスラーム教徒により拒否されています。それはインドネシア・イスラーム学者評議会が、割礼により赤ん坊の健康が危険にさらされるという証明がないということだけではなく、これは国家による宗教儀礼に対する干渉だとして、これを拒否するよう指示しているからです。

3. PERNIKAHAN DAN TATA CARANYA

Pernikahan dilangsungkan setelah acara pinangan, dimana keluarga calon pengantin laki-laki datang kerumah calon pengantin perempuan untuk meminta anaknya dikawinkan dengan putranya. Jika disetujui dimulailah pembicaraan seputar mahar, tanggal perkawinan, biaya perkawinan, tanggal pernikahan, dan penentuan tempat dan tanggal walimah. Acara pernikahan biasanya dilangsungkan dirumah mempelai pengantin perempuan, jika pengantin itu berasal dari keluarga menengah dan kebanyakan. Jika pengantin itu dari golongan orang kaya maka pernikahan dilangsungkan di mesjid raya dimana pengantin perempuan berdomisili. Bisa dilangsungkan beberapa hari sebelum walimah atau beberapa jam sebelum walimah.

3. 結婚契約儀式

結婚式は、男性側の家族（後見人となる父親）が女性側の家を訪ね、結婚の許可を得る求婚式のあとに行われます。承諾された場合は結納金、日取り、結婚費用、場所の決定や披露宴をめぐる話し合いが始められます。結婚式は新婦が中級または一般の家庭出身であれば、通常新婦側の家で行われ、裕福な家庭の出であれば新婦が居住する地区のマスジド（礼拝堂）で行われます。この結婚契約式は披露宴の数日前または数時間前に通常行われています。

Acara pernikahan dihadiri oleh undangan ,terbatas bagi orang- orang yang dihormati, baik oleh pihak keluarga pengantin wanita maupun pihak keluarga pengantin laki-laki. Dalam akad nikah, pengantin perempuan diwakili oleh ayahnya jika sang ayah masih hidup. Jika sang ayah sudah meninggal perwalian berpindah kepada kakak laki-laki atau paman atau petugas dari Kantor Urusan Agama. Ketika Akad nikah, sang ayah sebagai wali menjabat tangan pengantin laki-laki dan mengucapkan dua kalimat syahadat ,lalu ia mengatakan kepada calon laki-laki.” Saya nikahkan kamu fulan bin fulan dengan fulanah bin fulan dengan mahar sebesar …… Rupiah” . Sang pengantin laki-laki menjawab dengan membaca dua kalimat syahadah lebih dulu lalu ia mengatakan:” Saya terima nikahnya dengan fulanah binti fulan,dengan mahar sebesar…… rupiah.

この式には、新郎、新婦側からそれぞれ敬意を払われている人に限り、招待され出席します。結婚契約では、新婦はワリー（後見人）をたてますが、父親が健在であれば新婦の父親が、既に亡くなっている場合には兄、または伯父または宗教局職員が代わります。婚姻の契りの際には、後見人が新郎の手を握り信仰告白「ラーイラーハ・イッラッラー、ムハンマドン・ラスールッラー」を唱え、新郎に“私は結納金… ルピアを以って誰それと誰それを結婚させます”と申し出を行います。そして新郎は信仰告白を唱えた後、“私は結納金… ルピアを以って誰それとの結婚を受けます”と応答します。

Kemudian sang wali menanyakan kepada yang hadir apakah pernyataan pengantin laki-laki sudah benar, yang berarti sudah mantap. Jika pernyataan itu masih dilingkupi keragu ragan ,maka yang hadir mengatakan kepada pengantin laki-laki untuk mengulangi pernyataannya sampai mantap. Setelah pembacaan akad nikah acara dilanjutkan dengan pembacaan ta’ lik nikah jika diinginkan. Sesudahnya mauizah hasanah atau nasehat-nasehat dari pemuka agama atau orang yang ditunjuk untuk itu baru ditutup dengan do’ a, dengan

harapan perkawinan itu bahagia, langgeng dan memiliki keturunan yang solihah.

続いて後見人が出席者に新郎の応答は正しいか、つまり問題がないか質問します。もしまだ迷いがあるようであれば、出席者は新郎が自信を持って言えるまで繰り返すように求めます。この契約の後、希望すれば ta' lik nikah 「結婚の生活」が読まれ、式が続けられる。その後宗教指導者、あるいはその役割を担った人物により、mauizah hasanah と呼ばれるアドバイスが与えられた後、結婚生活が幸せで末永くあるよう、また神への信仰を持った子孫繁栄を願う祈りをもって完了します。

4. MAHAR DALAM PERKAWINAN

Besar kecilnya mahar yang harus diserahkan kepada calon pengganti perempuan tergantung pada kesepakatan kedua belah pihak dan posisi perempuan dan keluarganya di masyarakat. Tentu saja mahar yang diberikan kepada pengantin di kota lebih besar dari di desa. Selain karena faktor kerelaan pihak pengantin perempuan, orang desa masih sangat sederhana dan tidak banyak menuntut, biaya perkawinan di kota lebih mahal, karena harga barang-barang di kota jauh lebih mahal daripada di desa. Nilai mahar tentu jauh lebih besar dari sebulan gaji, apalagi kalau pengantin laki-laki dari golongan orang kaya.

4. 結納金

花嫁に渡されるべきその額は、新婦とその家族の社会的地位と両家の合意によります。当然金額は農村部よりも都市部でのほうが大きくなります。農村部の新婦は素朴で多くを要求しない一方で、都市部では田舎よりも遥かに物価が高いため結婚費用も高くなるからです。通常、結納金の金額は1ヵ月分の給料よりはるかに多く、もし新郎が富裕層なら尚のことです。

5. BIAYA RESEPSI PERKAWINAN

Besarnya biaya perkawinan itu sngat relative, tergantung pada posisi keluarga di masyarkat, status dan dana yang tersedia . untuk 500 undangan (beserta suami atau istri menjadi 1000 orang) di gedung yang sederhana , bukan di hotel, biayanya bisa mencapai seratus juta lebih(kurang lebih 10 000 ribu dolar us). Apalagi kalau dilangsungkan di hotel-hotel berbintang. Itu sebabnya untuk meringankan biaya banyak keluarga menggelar resepsi di kediaman mereka.

5. 披露宴にかかる費用

その規模によって大きく異なります。社会における家族の身分や地位、によります。500人（新郎側と新婦側あわせて1,000人）招待するのに、ホテルではない通常の建物で行う場合でも、10万ルピア以上（およそ1万ドル）にも達します。もし一流ホテルで行うのなら尚更です。このため、多くの家族が費用を軽くするため、密かに披露宴を行う理由となっています。

Bukan hanya karena faktor biaya tapi juga karena waktu penyelenggaraan resepsi menjadi lebih panjang bahkan sampai seharian. Kebanyakan keluarga di kampung menggelar resepsi di rumah -rumah mereka, karena kekeluargaan masih sangat kental dan keakraban juga masih terjaga ,mereka bergotong royong membantu keluarga yang punya hajjat, sehingga ia tidak perlu menyewa perusahaan catering untuk menyediakan konsumsi para tamu. Otomatis biaya perkawinan bisa ditekan.

費用だけではなく、披露宴の時間の問題もあります。中には丸1日に及ぶものもあるのです。農村部では、家族意識がまだ非常に強く、親密さも保たれているため、披露宴はそれぞれの家で行われます。そこでは相互扶助の精神で、祝宴のある家族の手伝いをするため、招待客に出すご馳走を仕出し業者に発注する必要もないので自ずから結婚費用も抑えられることになります。

6. PANDANGAN GENERASI MUDA TERHADAP LEMBAGA PERKAWINAN

Menikah dan membangun rumah tangga adalah naluri dasar manusia. sebagai mahluk, manusia ditakdirkan memiliki pasangan dan berupaya bertemu dengan pasangannya. Itulah ketetapan Ilahi:” Segala ssesuatu telah kami ciptakan berpasang pasangan supaya kamu mengingat (kebesaran Allah)” (QS adz – Dzariat [51]:49 .

6. 結婚の慣行に対する若年世代の見解

結婚して家庭を築くことは人間の基本的な本能であると言う事です。人類は生物として伴侶を伴うことを運命づけられており、伴侶を見つけようとするように創造されているのです。そのように神が決められたのです。「われは、全てのものが対になるように創った。それはあなた方が（神の偉大さを）忘れないためにである。」（クルアーン、（アッ・ザーリヤート）章 [51]:49）。

Motivasi dan tujuan menikah tentu berbeda-beda pada setiap orang, namun secara umum tujuan pernikahan adalah pertama melaksanakan perintah Allah SWT. Anjuran untuk menikah tertulis dalam surah an –Nur [24]: 32” Dan kawinkanlah orang-orang yang sendirian diantara kamu, dan orang-orang yang layak (menikah) dari hamba-hamba sahayamu yang perempuan. Jika mereka miskin Allah akan memampukan mereka dengan karunia-Nya. Dan Allah Maha Luas (pemberiannya) lagi Maha Mengetahui.

結婚する動機や目的は当然によって様々ですが、まとめると、結婚する第一の目的はアッラー（全ての栄光と誉れを）の命令に従うことです。結婚の勧めについてクルアーン、アン・ヌール章 [24]:32 に次のように記されています。「あなたがたの中独身の者、またあなたがたの奴隷の男と女で廉正な者は、

結婚しなさい。かれらがもし貧しければ、アッラーは恩恵により裕福にされよう。・・・」

Kedua Menikah adalah mengikuti sunnah rasul-NYA. “Barang siapa yang mampu menikah, tetapi tidak menikah maka ia bukanlah termasuk golonganku.” (Hadist Riwayat Thabrani dan Baihaqi). Ketiga memiliki keturunan ,keempat menjaga kesucian diri(iffah). Keempat menumbuhkan ketenangan jiwa.

また第二の目的は預言者ムハンマドのスナ・言行に従うことです。預言者の言葉に“だれでも結婚できるのに、結婚しようとしなない者は、私に属するものではない”（ハディース：サブラニとバイハキの伝承集）。とあります。3つめは子孫を持つこと、4つめは自らの純潔を守ることがあります（iffah）。この4つめは精神の安定を生むこととなります。

Sebenarnya masih banyak tujuan mulia dari pernikahan yang bermanfaat bagi kesehatan jiwa dan jasmani pelakunya serta memperkokoh persaudaraan. Namun pandangan generasi muda saat ini terhadap lembaga perkawinan mulai berubah. Yang memprihatinkan, jumlah perkawinan menurun dibawah angka perceraian.

実際、結婚にはこれら以外にも結婚する者の精神的、肉体的健康、また親族関係を強くするなど、まだまだ皆さんの崇高な目的があります。しかしながら若年世代の結婚慣行に対する今日の見解は変わりつつあります。注目すべきは、結婚数が離婚数よりも低くなったことです。

Lembaga perkawinan saat ini menghadapi tantangan yang semakin berat. Menurut Menteri Agama Suryadharma Ali, salah satu tantangan itu adalah

adanya desakralisasi nilai perkawinan. Hal ini muncul bersamaan dengan tantangan hidup secara umum. Perkawinan yang selama ini dimaknai sebagai institusi yang luhur dan sakral, tak jarang dianggap hanya sebagai hubungan orang perorang secara perdata, tak ada hubungannya dengan norma agama dan kemanusiaan. Demikian apa yang dikatakan mentri agama dalam acara penutupan pemilihan keluarga sakinah nasional di Jakarta (surat kabar Republika,17 Agustus 2010)

今日の結婚はますます厳しい問題に直面しています。宗教大臣 Suryadharma Ali 氏は、今年の8月ジャカルタで行われた全国サキーナ(平穩)家族コンテスタの閉会式において次の様に語りました。

『その問題の一つに結婚価値の脱イスラーム化(脱神聖化)があります。これまで結婚は崇高で神聖な行為と解釈されてきました。しかし、今は単に個人同士だけの問題で、宗教的、人道的な規範のない関係として認識されることが珍しくなくなりました。』

Akibat dari pandangan diatas marak terjadi perceraian, selingkuh, kumpul tanpa nikah dan gonta ganti pasangan dianggap hal yang lumrah, tak ada beban bagi pelakunya. Padahal perilaku semacam itu berdampak buruk bagi masa depan anak-anaknya yang kelak akan mengabaikan nilai-nilai sakral dan agama dalam sebuah perkawinan.

つまり、若者の間で離婚や不倫、婚前交渉、頻繁にパートナーを替えることが普通となり、負い目を感じなくなっているのです。そのような行いが、子どもたちの将来にとって悪い影響を与え、結婚における宗教的、神聖な価値をやがて無視するようになる恐れは十分に考えられます。

Bimbingan Masyarakat Islam Departemen Agama Republik Indonesia

mencatat berbagai masalah penyebab perceraian ,diantaranya:Ketidak harmonisan keluarga/rumah tangga 6.723 kasus. Faktor ekonomi 24.252 kasus. Krisis keluarga 4.916 kasus. Cemburu 4.708 kasus. Poligami 879 kasus. Kawin paksa 1.692 kasus. Kawin dibawah umur 284 kasus. Kekerasan dalam rumah tangga 916 kasus. (Republika Ahad 22 Maret 2009).

インドネシア宗教省のイスラーム社会指導局は離婚の原因を次のように発表しています。家族・家庭内の不調和 6,723 件、経済的要因 24,252 件、家庭の危機 4,916 件、嫉妬 4,708 件、多妻婚 879 件、強制婚 1,692 件、未成年婚 284 件、家庭内暴力 916 件となっている。(2009 年 3 月 22 日 Republika Ahad)

7. SIKAP PEREMPUAN INDONESIA DAN GENERASI MUDA TERHADAP POLIGAMI

UU No.1 Tahun 1974 dan KHI tentang Perkawinan mempertegas tafsir ayat tentang syarat kebolehan beristeri lebih dari satu yang disebutkan dalam firman Allah QS. al-Nisa' 4/3 bahwa dibolehkan untuk berpoligami jika dapat berlaku adil terhadap para istri.

7. 一夫多妻制に対するインドネシア女性と若年世代の姿勢

婚姻に関する 1974 年法律第 1 号および婚姻に関するイスラーム法大全は、クルアーンの婦人章 3 節に述べられているように、妻たちそれぞれに対し公平に処遇することが出来る限りにおいて一夫多妻を認めることが述べられています。

Seseorang tidak dapat berlaku adil, jika tidak mampu biaya/nafkah untuk para isteri dan anak-anaknya. Dalam lanjutan ayat 3 surah al-Nisa' itu dikatakan: “... Kemudian jika kamu khawatir tidak akan dapat berlaku adil, maka (kawinilah) seorang saja” . Jadi syarat dibolehkan berpoligami itu adalah dapat berlaku adil,

jika tidak bisa berlaku adil cukup satu isteri saja.

条文では、複数の妻を持つことの許可条件について強調しているのです。夫が妻と子供に生活の糧を十分に与えられない場合、その人は公平であるとは言えないのです。このクルアーンの節にも「だが公平にしてやれそうにもないならば、只1人だけ」とあります。つまり、一夫多妻婚を許可する条件は、公平に振舞えることであり、公平に振舞えなければ、一人の妻で十分だということです。

Syarat-syarat boleh berpoligami dipertegas dan dirinci oleh KHI tentang perkawinan, seperti istri tidak mampu menjalankan tugasnya karena sakit yang permanent, istri tidak bisa memberi keturunan, harus ada izin dari istri dan harus ada izin berpoligami dari pengadilan. Poligami diizinkan dengan persyaratan yang sebenarnya sangat sulit dan berat untuk memenuhinya.

一夫多妻制を認める条件については結婚に関するイスラーム法大全によってより詳細に、そしてより明確に規定されています。たとえば妻が慢性的な病のために仕事ができなかったり、子孫を残すことができな場合などは、妻からの許可と共に裁判所からの一夫多妻婚の許可証がなければなりません。

Jadi dapat dikatakan bahwa poligqami itu adalah suatu jalan keluar dari keadaan darurat, tujuannya untuk melindungi perempuan-perempuan (para isteri) dan anak-anak yang banyak terlantar akibat poligami. Disamping itu pada prinsipnya tidak ada perempuan yang mau di poligami. Hanya kerena terpaksa mereka mau berbagi suami dengan perempuan lain yang dinikahi suami mereka.

一夫多妻婚は本来極めて満たすことが厳しく難しい条件を満たして初めて許

可がおりるものなのです。よって一夫多妻制の目的は、多妻制の結果取り残された女性（妻たち）や子どもたちを守ることであり、危機から脱するための手段と言えるのです。その一方で多妻制を望む女性はいません。仕方なく一人の夫を他の女性と共有しているだけなのです。

Walaupun UU No 1 th 74 tentang perkawinan telah berlaku untuk seluruh warga negara, namun sebagian orang islam masih berpegang pada doktrin fiqh, dari pada mengikuti UU perkawinan, seperti dalam masalah poligami sehingga masih banyak yang poligami liar dan itu dianggap wajar, walaupun bertentangan dengan UU perkawinan diatas. Akibatnya perceraian yang terjadi karena suami poligami cukup tinggi (menurut catatan Bimas Islam Kementrian Agama tahun 2008 perceraian akibat poligami mencapai 879 kasus)

婚姻に関して1974年法律第1号が全国民に適用されているにもかかわらず、一夫多妻制の問題のように、一部のイスラーム教徒はまだこの婚姻法ではなく、純粋なイスラーム法解釈の実施を主張し、上記の婚姻法に反する、不適當な一夫多妻婚がたくさん横行していたとしても、それをイスラーム法上妥当であると考えています。しかし、一夫多妻制の結果離婚したケースは非常に多いのも事実です。(2008年の宗教省イスラーム社会指導局の記録によると、一夫多妻婚を原因とする離婚は879件に達する。)

Dengan adanya UU No.1 Tahun 1974 KHI tentang Perkawinan, para isteri sudah banyak mengetahui hak-haknya sebagai isteri. mereka sudah banyak mengetahui bahwa para isteri boleh mengajukan cerai gugat ke pengadilan agama, jika suaminya tidak bertanggung jawab dan tidak memenuhi hak-hak isterinya atau melakukan kekerasan terhadap isteri (KDRT) dan lain-lain.

婚姻に関する法律第1号とイスラーム法大全により、今では女性は妻としての権利の多くを知ることになりました。彼女らは夫が責任を果たさず女性の権利を満たさなかったり、家庭内暴力を行った場合、宗教裁判所へ離婚訴訟を申請することができるようになりました。

8. PAKAIAN ISLAMI BAGI PEREMPUAN

Pakaian Islami atau memakai jilbab atau kudung tidak dikenal sebelum dan beberapa tahun pasca kemerdekaan. Buktinya seorang gadis menolak berkerudung sebagai tanda menjaga kehormatan dirinya, dengan alasan ‘ ISLAM ‘ .bukan ‘ ARAB’ . Menjadi muslim menurutnya tidak perlu meniruniru pakaian orang Arab. Dalam hal ini Hijab atau jilbab belum disadari sebagai perintah Allah melalui alQur” an, tetapi berkonotasi sebagai budaya Arab. jilbab dan hijab juga belum populer pada masa pemerintahan orde baru berkuasa.

8. 女性のイスラーム衣服

ジルバーブ（ベール）のような女性のイスラーム衣服は、独立以前また以後数年間はほとんど知られていませんでした。その根拠は、ある一人の少女が“アラブ”ではなく“イスラーム”を理由として、自己の尊厳を守る証としてベールの使用を拒否したことがあります。彼女からするとイスラーム教徒であることと、アラブの人の服装を真似ることは関係がないという主張でした。

Bahkan pada masa Daud Yusuf menjabat sebagai Menteri Pendidikan Nasional Indonesia Ia melarang murid-murid sekolah Menengah Atas Negri (SMAN) dan murid murid Sekolah Lanjutan Atas (SLTA) memakai pakaian Islami ke sekolah, Daud Yusuf bahkan bersikeras agar para pemakai jilbab harus keluar dari sekolahnya.

この事に関しては、ヒジャーブやジルバブがアラブ人の服装ではなくクルアーンに書かれたアッラーの命令であることがまだ認知されておらず、ただアラビア文化だと思われていたためなのです。ヒジャーブやジルバブは、まだ新秩序が力をもった独立初期の政権時代では知られておらず、それどころか国家教育大臣の Daud Yusuf 氏は、高等学校の学生に学校へイスラームの衣服を着用してくることを禁止し、さらにはジルバブを着用する学生を学校から退出させるという強硬な態度をとったほどでした。

Berkat perjuangan umat Islam yang menyikapi dengan keras larangan tersebut dan menolaknya, pemakaian jilbab saat ini sudah bebas. Di Indonesia yang berparadigma negara yang berketuhanan yang Maha Esa Muslimah boleh memakai jilbab sesuai kehendak dan keyakinannya. Tidak ada larangan tapi juga tidak ada keharusan dari negara

しかし、現在はそのような禁止を拒み、強い態度でそれと戦ったイスラーム教徒のおかげで自由に着用できるようになりました。建国五原則（パンチャシラ）にあるように、唯一神への信仰を国家規範とするインドネシアでは、意思や信念に則ってジルバブを着用してもかまわないのです。国から禁止も強要もありません。

Saat ini jilbab sangat populer bagi perempuan Indonesia, bahkan bagi generasi mudanya. Jilbab tidak hanya dipakai disekolah-sekolah, tapi juga dikantor-kantor, di acara-acara resmi pemerintah bahkan di resepsi-resepsi perkawinan. Yang menambah populer jilbab di Indonesia adalah jilbab juga dikenakan oleh para artis. Kalau dulu kita jarang melihat ada toko yang menjual pakaian Islami, sekarang ini berbagai majalah dipenuhi bermacam model baju Islami dan iklan-iklan penjualan baju muslim dengan berbagai model dan coraknya.

今日、ジルバーブは若い女性も含めて、インドネシア女性のあいだで非常に人気があります。ジルバーブは学校で着用されるだけでなく、会社や政府の公式行事や結婚披露宴でも着用されています。インドネシアでさらにジルバーブの人気を高めたのはジルバーブが芸能人にも着用されるようになったことです。以前ならイスラーム衣服を売る店を減多に見ることはありませんでしたが、現在では様々なイスラームファッションや様々なスタイルや柄のイスラーム衣服の販売広告で雑誌が埋め尽くされているほどです。

9. WARISAN DAN PEREMPUAN

Masalah warisan di Indonesia telah diatur Undang-Undang No 1 tahun 1974 dan Kompilasi Hukum Islam (KHI). Ini berarti Hukum warisan telah menjadi bagian dari hukum Negara,yang berlaku bagi semua pemeluk Islam. Menurut hukum ini, bagian warisan anak perempuan separuh dari bagian anak laki-laki. Sampai saat ini hukum ini tetap berlaku dan dipatuhi oleh masyarakat.

9. 遺産と女性

インドネシアにおける遺産問題は既に1974年法律第1号とイスラーム法大全によって整備されています。これはつまり遺産問題については既にイスラーム教徒全てに適用される国家の法律の一部分になったということです。この法律によれば、女子の遺産相続分は男子の遺産相続分の半分と決められています。今日もこの法律は効力を持ち、社会に認められています。

Namun memang ada upaya mengubah keputusan negara ini untuk menyamakan bagian warisan antara perempuan dan laki-laki. Diantara enam belas masalah dari Counter legal Drafting KHI yang diajukan tim Pengarus Utamaan Gender Departemen Agama adalah masalah warisan perempuan , yang mereka anggap tidak sesuai dengan perspektif gender,pluralisme, dan demokrasi. Usulan mereka ternyata memancing protes dari berbagai kalangan,

antara lain Majelis Ulama Indonesia (MUI), yang mengirim surat penolakan kepada Menteri Agama Republik Indonesia. Melihat penolakan masyarakat tersebut, Menteri Agama Maftuh Basyuni membatalkan usulan Tim CLD KHI. Sampai saat ini hukum warisan islam bagi anak perempuan dan laki-laki tetap berlaku counter legal.

もちろん男女間の遺産を同じくするために政府決定を変える試みはあります。それは宗教省の性別に関する諮問評議会が提出した16の問題に関するイスラーム法大全改訂案の中にあります。それは、女性の遺産問題が性別、社会的多元性、民主主義の見解に則っていないと彼らが認識したということです。しかし結果は彼らの提案は様々な筋から、とりわけ宗教省に抗議文を送りつけたウラマー評議会からの抗議を誘発しました。このような社会の反対を見て、宗教大臣 Maftuh Basyuni はイスラーム法大全改訂案対策チームの提案を取り下げたのです。今日まで男子と女子のイスラームにおける遺産法はいまだに国法と矛盾しています。

10. PENDIDIKAN ISLAM BAGI PEREMPUAN-PEEREMPUAN INDONESIA.

Pendidikan menurut ajaran agama, bukan hanya menjadi suatu hal yang wajib bagi laki-laki, tapi juga bagi perempuan. Sejalan dengan ajaran agama, Pemerintah Indonesia memberlakukan wajib belajar sembilan tahun bagi warga negaranya, laki-laki maupun perempuan, tanpa ada perbedaan. Tujuan pendidikan adalah mencerdaskan anak bangsa dan menciptakan generasi yang memiliki sumber daya manusia yang tinggi, disamping memiliki iman dan tqwa..

10. インドネシア女性のイスラーム教育

イスラームの教えでは、教育は男性のみではなく女性にとっても義務であるとしています。この教えに則って、インドネシア政府は男女問わず国民に対し

て9年間の義務教育を施行しています。教育の目的は信仰心や敬虔さを身につける他、子どもの知的水準を高め、高等な人材の世代をつくり出すことにあります。

Oleh sebab itu Pemerintah menyelenggarakan sekolah dari tingkat sekolah dasar sampai universitas bagi putra putrinya, dimana pelajaran agama menjadi salah satu materi wajib untuk dipelajari, sesuai dengan agama yang dianutnya. Memang ada sekolah-sekolah yang diselenggarakan oleh swasta seperti madrasah, pesantren, dan sekolah-sekolah Kristen yang memisahkan antara murid laki-laki dengan murid perempuan, dan porsi materi pelajaran agama yang diajarkan juga lebih besar, dengan tujuan mencetak kader-kadernya yang tidak hanya cerdas secara intelektual tapi juga memiliki moral dan penguasaan ajaran agama yang lebih mendalam

そのため、それぞれ信仰する宗教に則り、政府は宗教科目を勉強すべき必須教科のひとつとして、子どもたちのため、小学校から大学まで準備しています。もちろん、ただ学問的知識習得に終わらず道徳性とより深い宗教の教えに精通した人物の育成を目標とし、そのための宗教科目の授業により多くの時間を割いているマドラサ（イスラーム系教育機関）やイスラーム寄宿学校や男女別のキリスト教学校などの私立学校もあります。

11.MAKANAN HALAL

Kriteria makanan yang halal dan haram sudah jelas bagi pemeluk agama islam.namun banyak sekali jenis- jenis makanan dan minuman dipasaran yang kandungannya diragukan kehalalannya. Karena diantara komposisi bahannya ada mengandung unsur-unsur yang diharamkan agama, seperti mengandung lemak babi, mengandung alcohol melebihi ambang batas yang disepakati ulama kebolehanannya. Untuk memberi ketenangan dan kenyamanan umat islam

dalam konsumsi makanan dan minuman, disamping upaya menjalankan ajaran agamanya.

11. ハラル (イスラーム法上食べられる) 食品

食べられる食品かそうでないものかという判断基準はイスラーム教徒にとっては明白です。しかし現在、市場に出回る多くの種類の食べ物や飲み物の成分のハラール性が疑われています。そこに豚の脂肪やウラマー（イスラーム法学者）が許容する一定値を超えるアルコールを含んだものなど、食べてはならない性質（ハラーム）のものがあるからです。

Majlis Ulama Indonesia bekerja sama dengan Institute Pertanian Bogor membentuk Lembaga Penelitian Pangan dan Obat-Obatan. Melalui lembaga ini makanan ,minuman dan obat-obatan diteliti, diaudit dan dianalisa kandungan dan komposisinya. Hasil kajian ini dipelajari kembali oleh Komisi FatwaMUI dari sisi hukum halal dan haramnya, untuk kemudian ditentukan status halal dan haramnya dengan pemberian sertifikat atau label halal. Upaya LP POM ini sangat dihargai oleh masyarakat ,terbukti mereka lebih memilih makanan atau minuman yang berlabel halal dibandingkan yang tidak.

教えを守るほかに、イスラーム教徒が落ち着き安心して食べ物や飲み物を消費するために、イスラーム学者評議会は、ボゴール農業大学と提携し、食品薬品化粧品検査研究所（LP POM）を設立して、食べ物、飲み物また薬の成分や原材料について調査、分析を行っています。その結果を受けてイスラーム学者評議会のファトワー委員会で協議され、認められるとハラールの証明書あるいはラベルが発行されています。

Persoalan makanan halal atau tidaknya sangat diperhatikan oleh umat islam , karena keyakinan bahwa makanan yang haram dapat mempengaruhi kualitas

ibadah mereka.Masyarakat cepat tanggap dan bereaksi jika ada pedagang yang berusaha mencampur atau mengoplos makanan yang halal dengan makanan yang haram. Untuk menghindari hal-hal yang tak di inginkan, Pemerintah ikut turun tangan menginspeksi makanan ,minuman dan obat-obatan yang dijual bebas dipasaran.

イスラーム教徒にとってハラールかそうでないかということは非常に重要な問題です。なぜならハラームの食品はその人の信仰の質に影響を及ぼすという思想があるからである。もしハラールの食べ物とハラームの食品を混ぜようとする業者があれば、社会はすぐに気付き反応するでしょう。

contohnya belakangan ini polisi menangkap pedagang abon sapi yang mengoplos kandungan abonnya dengan daging babi, penjualan daging sapi di oplos dengan daging babi hutan. Polisi juga menangkap pedagang jamu (minuman tradisionil) dengan kadar alcohol yang tinggi yang sangat berbahaya bagi kesehatan orang yang mengkonsumsinya.

望ましくない事態を回避するため、政府も市場に自由に出回っている食品、飲料、薬品の調査に介入します。たとえば最近ではアボン（乾燥肉でんぶ）の成分に豚肉を混ぜた牛肉アボン業者や、牛肉と一緒に猪の肉を販売した者が警察に逮捕されました。また同様に消費者の健康に大変危険のある高いアルコール度数のジャムー（伝統的な飲み物）商人も逮捕されています。

12. PENGURUSAN JENAZAH.

Pengurusan jenazah seorang muslim tentu sesuai dengan tata cara yang diajarkan agama, seperti dimandikan,dikafani dan disholatkan di mesjid, baru dikuburkan di pekuburan umum atau dipekuburan khusus milik keluarga atau yayasan tertentu. Biaya penguburan di pekuburan umum tentu lebih murah

dari pekuburan milik swasta. Sebagaimana pekuburan dikota jauh lebih mahal dari harga tanah pekuburan di desa.

12. 葬儀、埋葬について

イスラーム教徒の遺体の処置は当然、宗教の教えに従って行われます。体を清め、白い布で包み、マスジド（礼拝堂）で祈りを捧げた後、公共の墓地、あるいは家族や特定の財団の所有する私有墓地に埋葬されます。当然、私有墓地よりも公共の墓地のほうが埋葬料は安いです。同様に農村部の墓地の価格より都市の墓地のほうが遥かに高価です。

Pekuburan umum milik pemerintah mewajibkan ahli waris untuk membayar harga kuburan ketika akan menguburkan mayat dan membayar iuran bulanan serta pajak dan pemeliharaan kuburan setiap bulannya , jika tidak dibayar secara rutin, pekuburan itu dianggap tidak bertuan, sehingga pengelola kuburan boleh menguburkan kembali mayat orang lain diatas kuburan tersebut. Tidak banyak perbedaan diantara kaum muslimin tentang tata cara penguburan jenazah, kecuali pada hal-hal yang saya anggap khurafat, bukan dari ajaran agama.

政府が所有する公共墓地は、相続人が埋葬時の埋葬費のほか、月極使用料、税金、および墓地管理費を支払うことが義務付けられており、もし毎月の支払いがなされない場合、その墓地は空き地と見なされ、管理者はその上から他の遺体を埋葬してよいことになっています。私が宗教教義ではなく、迷信と見なしている事柄を除くと、遺体の埋葬方法についてはイスラーム教徒グループの間で大差は見られません。

Pada malam pertama kematian biasanya keluarga meminta orang lain dan membayarnya untuk membaca al-Qur' an diatas kuburan yang meninggal.

Pengajian ini bisa berlangsung tiga hari, tujuh hari, tergantung pada kemampuan keuangan keluarga yang meninggal.

Keluarga juga mengadakan acara selamatan dan do' a bagi yang meninggal, pada malam pertama, ke tiga, ketujuh dan empat puluh harinya. Bahkan ada yang mengadakan selamatan untuk hari ke seratus dan hari keseribu, tergantung pada kemampuan keuangan keluarga, posisi dan jabatan yang meninggal dan tentunya kecintaan keluarga kepada yang meninggal.

死亡した最初の夜には、遺族は他人にお金を払い、故人の墓のうでクルアーンを唱えるよう依頼するのが普通です。これは遺族の経済力により3日間、あるいは7日間続けられることがあります。また遺族は故人のために最初の夜、3日目、7日目、40日目に来訪者に食事をふるまい、祈りを捧げます。その他、遺族の金銭能力や、故人の社会的地位、あるいは故人に対する家族の愛情により、百日目や千日目に同様に祈りの会をひらくこともあります。

第1回タフスィール研究会報告

クルアーン第6章家畜章 第1～26節

森 伸 生

日 時 平成22年5月29日
会 場 拓殖大学文京キャンパス

家畜章 سورة الأنعام

本章は、アラビア人の間で行われていた、家畜に関する迷信について、第137節以下に述べられるにちなみ、家畜章と名付けられる。その大部分はマッカ後期の啓示であるが、マディーナ啓示に属するものも含まれ、91節からの3節、そして151節からの3節がマディーナ啓示である。

家畜章の特徴

家畜章は二つの徳がある。一つは一度に下されたことである。二つ目は7万の天使につれ添われたことである。それは、この章がタウヒード(唯一神信仰)、公正さ、預言者性、復活を証明すると共に、虚言の輩と無神論者を論駁するものだからである。

イブン・ウマルが預言者の言葉を次のように伝えた。「家畜章が私に一度に下った。その周りには7万の天使が広がっていた。彼らはタスビーフ(スプハーナッター (アッラーは超越せしかな)と唱えること)とタフミード(アルハムドリッター (アッラーに称えあれ)と唱えること)を行っていた。」

家畜章の中で6節はマディーナ啓示であるが、預言者はそれをその章の中であるべき場所に置くように命じた。

ジャービルによると、預言者は言われた、「家畜の章の最初の三節、『またか

れはあなたがたの、働いて得たもの（の応報）をも知っておられる。』までを三回読んだ者にはアッラーが4万の天使を派遣し、彼らは彼に審判の日まで彼らのなすイバーダ（崇拜行為）と同じものを書き留める。そして第七天から鉄棒を持った天使が下り、悪魔が彼にささやいたり、心になにかを吹き込もうとすると、それを打ち、彼と悪魔の間には70の覆いを作る。そして審判の日になると、至高なるアッラーは仰せられる。『わが陰のほかに陰のない日に、わが陰の中を歩め、そして、わが樂園の果実から食べ、カウサルカウサルの池の水から飲み、サルサビールサルサビールの泉の水で洗淨をせよ。おまえはわがしもべであり、われはおまえの主である』』。

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

テーマ（1）「アッラーの存在と唯一性と創造の証明」

1節. 天と地を創造し、諸々の暗闇と光を定められる、アッラーを讃える。だが信じない者は、かれらの主と（外のものを）同位に置く。

- (1) 「アッラーを讃える」：すべての称賛はアッラーのものである。被造物すべてがアッラーを称賛している。
- (2) 「諸々の暗闇」：複数で表しているのは、闇には様々な原因があるからである。無知の闇、不信仰の闇、夜の闇など。
- (3) 「光」：単数で表している。光の根源はアッラーのみであるからである。
- (4) 「信じない者」：明証がありながらも信仰を拒否する者。
- (5) 「かれらの主と（外のものを）同位に置く」：アッラーのほかに神を並べて崇める。

2節. かれこそは、泥から、あなたがたを創り、次いで（生存の）期間を定められた方である。一定の期間が、かれの御許に定められている。それでもあなたがたは疑うのか。

- (1) 「泥から、あなたがたを創り」：あなたがたの父祖アードムを創造した。
- (2) 「（生存の）期間」：誕生から死までの期間。
- (3) 「一定の期間」：死から復活までの期間。
- (4) 「疑うのか」：人間の創造をした御方であると知りながら、復活や来世の存在を疑うのか。最初の創造が可能な御方にはそれを繰り返すことはさらに可能である。

3節. かれこそは天にあっても、地でもアッラーであられる。かれはあなたがたの隠すことも、現わすことも知っておられる。またかれはあなたがたの、働いて得たもの（の応報）をも知っておられる。

- (1) 「かれこそは天にあっても、地でもアッラーであられる。」：いかなる場所に置いても崇拝に値するのはアッラーのみである。
- (2) 「あなたがたの、働いて得たもの（の応報）」：あなたがたが行う良いことでも悪いことでもすべてのこと。

まとめ：

- (1) アッラーのみが称賛に値する御方である。称賛はアッラーの恩恵に対して様々な形で表される。
- (2) アッラーの唯一性の確立。すべての称賛はアッラーのみであり、アッラーに並ぶものはない。
- (3) アッラーの力、知識、意思の証明として、天地に始まり万物の創造。
- (4) 不信者はアッラーの恩恵を否定する者たちである。アッラーがそれらすべてを創造しているにもかかわらず。

- (5) 人間の創造は泥からである。
- (6) アッラーは現世や復活の時を定める。アッラー以外に誰もそれを知ることはない。
- (7) アッラーは天地にあって、崇拜される唯一の御方である。アッラーは天地を制御し、そこにあるものすべてを知り尽くしている御方である。

テーマ（2）：「不信者たちが創造主の徴を否定する原因と、来世での懲罰の警告」

4節. かれらは主から如何なる印をもたらされても必ずそれから顔を背けてしまう。

- (1) 「かれら」：マッカの住人
- (2) 「主から如何なる印」：クルアーンの諸節。そこにはアッラーの存在、唯一性、ムハンマドの預言者性などが明らかにされている。クルトビーは「印」を月の割れた現象など「終末の近い印」としたが、タフスィール学者イブン・カスィール（H774年没）はアッラーの唯一性を証明する奇跡とした。

5節. 真理（クルアーン）がかれらの許に来ると、かれらは常にそれを虚偽であるとした。だがかれらの嘲笑していたことの知らせが、間もなく（事実となって）かれらの許に来るであろう。

- (1) 「知らせ」：嘲笑した結末（懲罰）

6節. われはかれら以前に、次から次に幾世代も滅ぼしたかを、かれらは見なかったか。われは地上でかれらを代々安住させ、あなたがたにすらしなかったものを与えた。われは、かれらの上に雲を送り（雨を）注ぎ降らせ、その足許に川を流れさせた。だが、すべての罪のためにかれらを滅ぼし、その跡に外

の世代を出現させた。

- (1) 「幾世代」:「世代」QARN の原義は 100 年を意味するが、それから転じて、同時期に住んでいた人々の共同体を意味している。
- (2) 「かれらは見なかったか」: 不信者たちはシリアやその他の地方を旅行するたびに、見なかったか、見たはずである。
- (3) 「すべての罪のためにかれらを滅ぼし」: 彼らの罪は二通りあり、一つは諸預言者をうそつき呼ばわりして否定したこと。もう一つはアッラーの恩恵を否定したことである。

まとめ:

- (1) 預言者たちの呼びかけに対する不信者の態度: 拒絶的で頑なな態度であり、嘲笑的な態度。
- (2) その態度の結果、彼らは、アッラーの唯一性を示す万物の創造などに現れている徴に目を向けることがない。その徴があるときには、月の割れるようなことであつたり、または超常現象を起こす奇跡であつたりもする。
- (3) マッカの住人によるクルアーンの否定、預言者の否定の結果: アッラーは彼らに懲罰を警告し、預言者には忍耐を求めた。そして、現世と来世での懲罰をもたらすことになる。
- (4) アッラーが示した過去の懲罰とは与えた多くの恩恵を消滅させたことである。

テーマ (3): 「書き物による啓示と天使を求める不信者の頑なな態度」

7節. たとえ、われがあなたに紙上に(書いた)啓典を下し、かれらが自分の手でそれに触れても、不信心な者はきっと、「これは明らかに魔術に過ぎな

い。」と言う。

(1)「自分の手でそれに触れても」：触れることにより、ただ見るよりもさらに疑念が消えるためである。

(2)「魔術」：まやかしであり、真実ではない。

啓示の背景：タフスィール学者アルカルビー（H785年没）は次のように伝えている。マッカの不信者たちは「ムハンマドよ、アッラーに誓って、我々はあなたを信じない。アッラーの許から書き物を持って来るまでは。」と言った。その時、預言者の周りには4天使がいて、彼らは「それはアッラーの許からのものであり、あなたはアッラーの使徒である」と証言した。そこで、この節が下った。

8節。かれらはまた言う。「何故天使が、かれ(ムハンマド)に遣されないのか。」もしわれが天使を遣したならば、事は直ちに決定されて、かれらは猶予されなかったであろう。

(1)「事は直ちに決定されて」：彼らの破滅が決定されて。

(2)「かれらは猶予されなかったであろう。」：悔悟や弁明の猶予は与えられなくなる。つまり、彼らが要求して、そのことが実現しても、なおアッラーと預言者を信じなかったならば、壊滅されることは決定的となる。

啓示の背景：ムハンマド・ビン・イスハークが次のように語った。「アッラーの使徒は人々にイスラームへ呼びかけ、語りかけ、伝えていた。そこで、使徒にザムア・ビン・アルアスワド・ビン・アルムッターリブ、とアンアダル・ビン・カラダ、とアバダ・ビン・アブドヤゲース、とアウバイユ・ビン・ハラフ、とアルアースィー・ビン・ワーイル・ビン・ヒシャームが『もし、ムハンマドよ、そなたとともに天使がいて、そなたに人々に対して語らせているそうなの。そこで、そなたとともに天使を見たいものだ』と言った。その時に、アッラーはこの節を下した。』

9節. たとえ、われがかれ（使徒）を天使としても、必ず人間の姿をさせ、（今）かれらが惑うように、きっと惑わせたであろう。

（1）「必ず人間の姿をさせ」：天使は人間の目には見えないので、アッラーは天使を人間の姿にさせる。しかし、人々はそのために人間の姿をした天使を見ても、今、天使を見ないで困惑してのように、困惑するだけである。

まとめ：

- （1） 要求に応じても不信的な拒絶と頑固さは変わることはない。
- （2） 第一の要求である、啓示を書き物として下すことに対して、結局はそれに対しても嘘呼ばわりすることは明白である。
- （3） 第二の要求である、天使を下すことに対して、人の目に見える形で下したならば、やはり信じることはしないであろう。預言者イブラーヒームにも預言者ルートにも天使は人の姿をして現れた。また、預言者ムハンマドにも教友の一人、ディフヤ・アルカルビーの姿で現れ、アーイシャがそばにいたが、預言者がそのことを知らせるまでは気づくことはなかった。

テーマ（4）「嘲笑する者と嘘呼ばわりする者の結末」

10節. あなた以前の使徒たちも、確かに嘲笑されていた。だが嘲笑したものは、その嘲笑していたこと（懲罰）に取り囲まれるであろう。

（1）「あなた以前の使徒たちも、確かに嘲笑されていた」：預言者ムハンマドへの慰めの啓示である。

（2）「取り囲まれるであろう」：逃げることはできない。ムハンマドを嘲笑する者たちも同様に懲罰を受けるであろう。

11節. (ムハンマドよ、嘲笑する者たちに)言ってやるがいい。「地上を旅して、(真理を拒否し)嘘呼ばわりした者の最後が、どうであったかを見なさい。」

(1)「嘘呼ばわりした者の最後」：懲罰による滅亡という最後。預言者ムハンマドに嘲笑した者たちの末路を示して、慰めを与えている。

(2)「嘘呼ばわりした者」：例えば、アードの民（古代アラビアの部族、アラブ人預言者の1人フードがそのもとに遣わされたが、彼の呼びかけに背き、烈風によって滅ぼされた民とされる）、サムードの民（古代アラビアの部族。クルアーンでは、アラブ人預言者の1人であるサーリフがそのもとに遣わされたが、彼が神の印としてもたらした雌ラクダを殺し、神を認めなかったため、地震によって滅ぼされた）、フィルアウンの民（クルアーンでは、ムーサーとの関わりのなかで多く述べられ、「出エジプト記」との共通点もみられる。それによれば、アッラーがイスラエルの民をフィルアウン「ファラオ」から救い出し、紅海を分けてファラオたちを溺れさせたという）、ルートの民（クルアーンに登場する預言者の1人。旧約聖書のロト。イブラーヒームの甥にあたる。クルアーンに、ルートはアッラーの使徒としてその民に遣わされたと述べられている。彼は人びとに、神を畏れ、不義（同性愛や強盗）をやめるよう警告したが、彼らは聞き入れず、懲罰として彼らの町は滅ぼされた）などである。

(3)「どうであったかを見なさい」前例を見て、教訓とし、自分自身のことを考えなさい、と警告する。

まとめ：

- (1) 諸預言者への嘲笑は昔からの不信者の行いとして知られていることである。
- (2) 嘲笑する者たち、嘘呼ばわりする者たちへの懲罰はアッラーの慣わしである。
- (3) 上記の二節は預言者ムハンマドへの慰めのためである。

テーマ（5）「アッラーの唯一性と復活について他の証明」

12節. 言ってやるがいい。「天と地にあるすべてのものは、誰の有であるのか。」
言ってやるがいい。「アッラーの有である。かれは慈悲を御自分の勤（つとめ）
となされる。審判の日には、必ずあなたがたを召集されよう。それに疑いの余
地はないのである。」だが自分の魂を滅ぼしてしまった者は、信じないであろ
う。

（1）「天と地にあるすべてのものは、誰の有であるのか。」：批難、叱責として
の問いかけ。なぜなら、かれらはすでにアッラーが創造主であることを知って
いたからである。アッラーは、「あなたがもしかれらに『天地を創造されたの
は誰か』と問えば、かれらはきっと『アッラー』と言うであろう」（31章25節）
と彼らについて語っている。

（2）「アッラーの有である。」：その返答である。たとえ、彼らがそう答えなく
ても、答えは一つだけであると、返答の在り方を示している。

（3）「かれは慈悲を御自分の勤（つとめ）となされる。」：慈悲はアッラーの属
性の一つである。アッラーは創造されるときに慈悲をもって創造される。不信
者にも優しく呼びかけ、かれらにも猶予を与え、寿命を延ばし、生活の糧を与
えている。

（4）「審判の日には、必ずあなたがたを召集されよう。」：慈悲の結果として、
審判の日を知らせているのである。審判の日を知らされることなく、現世を過
ごすならば、人々は好き勝手な無法な行いで世の中を乱してしまうからであ
る。

（5）「自分の魂を滅ぼしてしまった者」：理性も知性も働かず、自分自身を見
失った者たちであり、懲罰に身をさらすことになった者たちである。つまり、
アッラーの知識について確信することができず、かれらは不信を選択し、ゆえ
に信じることができない人たちとなった者たちである。

13節. 夜と昼とに住むすべてのものは、かれの有である。かれは、全聴にして全知であられる。

(1)「夜と昼とに住むすべてのもの」：この世に存在するすべてのもの。

(2)「かれの有」：アッラーはすべてのものの主であり、創造者であり、主宰者である。ゆえに、すべてのものがアッラーの支配のもとにあり、アッラーの監督から外れる事はありえない。

14節. (不信者たちに) 言ってやるがいい。「わたしは、アッラー以外の加護をどうして求めるだろうか。かれは天と地の創造者で、(すべてを) 養い、(誰からも) 養われない」 言ってやるがいい。「わたしは (かれに) 服従、帰依する者の先き駆けとなり、『多神教徒の仲間となってはならない』と命じられた。」

(1)「わたしは、アッラー以外の加護をどうして求めるだろうか。」：アッラー以外に仕えることない。

(2)「かれは天と地の創造者で、(すべてを) 養い、(誰からも) 養われない」：ゆえに、アッラーは崇拝し仕えるに値する御方であり、主とする御方である。そこで、預言者ムハンマドは不信者たちにこのようなアッラーの属性を告げるように命じられた。そして、そのようなアッラーから預言者はこの共同体で帰依服従する最初の者となるように命じられ、さらにアッラーに多神を並べる者となってはならないと命じられた。それから、アッラーは、自分に背いた者への懲罰について伝えることを、預言者に命じた。

15節. 言ってやるがいい。「わたしがもし主に背くならば、偉大な日(復活の日)の懲罰が本当に恐ろしい。」

(1)「わたしがもし主に背くならば」：アッラー以外のものに仕えたならば。

(2)「偉大な日の懲罰」：復活の日の懲罰。預言者さえもその懲罰を恐れるも

のである。

16節. その日（懲罰を）まぬがれる者は、すでに彼（アッラー）が彼に慈悲をおかけになったのである。それは明らかに至上の幸福の成就である。

(1) 「すでに彼（アッラー）が彼に慈悲をおかけになったのである」：アッラーの慈悲によって、彼は信仰を持ち、善行にいそしむことができたのである。

(2) 「至上の幸福の成就」：アッラーからの救済である。

まとめ：

(1) これらの節は教義の基本を定めている。それは、タウヒード（アッラーの唯一性）、復活と審判、預言者性である。

(2) 不信者たちは、アッラーが創造主であり、すべてのものの主宰者であることを再認識したのちに、さらにアッラーが不信者への懲罰を早めたり、猶予を与えたりすることができ、さらに死後の復活を可能にする御方であることを知らされることになる。

(3) アッラーの慈悲により、復活、審判、懲罰の存在が知らされ、さらに不信者に対する懲罰は猶予されることにもなる。

(4) すべての人は審判の日におけるアッラーの懲罰を恐れることが求められている。

テーマ(6)「アッラーからの災厄、預言者の真実性、不信者との論争」

17節. もしアッラーが、あなたを災厄で害されれば、かれの外にこれを除くものはない。もしかれが、あなたに幸福を届けられれば、本当にかれはすべてのことに全能であられる。

(1) 「災厄」：人間に精神的、肉体的、物質的に苦しみを与える苦難であり、

病気や貧困など。

(2)「幸福」:人間にとって真の価値となるものすべてであり、健康や富裕、知性、知識、自由、平等など。

(3)「本当にかれはすべてのことに全能であられる」:アッラーの御意志のままに災厄も幸福も与え、取り上げもする御方である。

18節. かれは、そのしもべたちの上におられる至高者であり、かれは英明にして全知であられる。

(1)「そのしもべたちの上におられる至高者」:すべてのものに優越した全能者である。

(2)「英明にして全知」:アッラーの被造物についてすべてを理解して知っている御方。

19節. 言ってやるがいい。「証言において、最大なものは何か。」

言ってやるがいい。「アッラーであり、彼は、わたしとあなたがたの間の証言者であられる。このクルアーンが、わたしに啓示されたのは、わたしがあなたがたそして届く限りの者に、それによって警告するためである。あなたがたは（アッラーの外に）他の神があることを、証言出来るのか。」

言ってやるがいい。「わたしは証言することは出来ない。」

言ってやるがいい。「本当にかれは唯一の神であられる。わたしは、あなたがたが信仰するものとは全く無関係である。」

啓示の背景: タフスィール学者アルカルビー（H785年没）は次のように伝えている。マッカの支配者たちは次のように言った、「ムハンマドよ。そなたの伝える啓示について誰もそなたを信じていないようだが。我々はそなたについて、ユダヤ教徒やキリスト教徒たちに尋ねたところ、彼らはそなたについて彼らのもとは何も記されておらないと主張していた。そこで、そなたが主張す

るように、使徒であることを証言する者を見せてくれ」。そこで、この節が下された。

(1)「彼は、わたしとあなたがたの間の証言者であられる」：アッラーは預言者の真実性を証言し、預言者の敵対者の状態を明らかにした。そして、この節は預言者を疑った者たちへの完全な反論を示したことになる。

(2)「このクルアーンが、わたしに啓示された」：それから、アッラーは預言者の重要な任務を明らかにした。それは啓示を受けることであり、そして、すべての人々にそれを伝えることである。

(3)「それによって警告するためである。」：時に、信じる者たちには、天国を吉報として知らせ、信仰を拒否する者たちには来世での懲罰や地獄を警告として知らせ、恐怖を与えることになる。

(4)「あなたがたは(アッラーの外に)他の神があることを、証言出来るのか。」：批難するための問いかけである。

(5)「わたしは証言することは出来ない。」：そのようなことは預言者にはできないし、当然、不信者たちにもできないことである。

(6)「本当にかれは唯一の神であられる。わたしは、あなたがたが信仰するものとは全く無関係である。」：ここでアッラーの唯一性を明らかにし、偶像崇拜をしている不信者たちとは無関係であることをムハンマドに証言させた。

まとめ：

(1) アッラーはすべての所有者、支配者であることを知らせ、人間の苦難も幸福もアッラーの意思のままであることを知らしめる。そのことによって、真理を悟り、信仰へと誘う。

(2) アッラーはムハンマドの預言者性についての証言者である。その証言はアッラーの唯一性、啓示の真実性、預言者の奇跡を証明することになる。

(3) 預言者の使命はアッラーの啓示を受けることであり、それを伝えることである。そのためにも、預言者は不信仰からはまったく無謬な状態

である。

テーマ（7）「預言者ムハンマドに対する啓典の民の認識、アッラーへの彼らの虚偽、来世での彼らの態度」

20 節. われが啓典を授けた者たちは、自分の子を認めるように彼を認める。だが、自分の魂を滅ぼした者は（彼を）信じない。

（1）「われが啓典を授けた者たち」：ユダヤ教徒、キリスト教徒。

（2）「自分の子を認めるように彼を認める」：彼らは啓典の中に預言者ムハンマドの特徴を見出すことができたので、自分の子供のことよりもよくムハンマドのことを理解することができ、彼を認めることができた。

啓示の背景：伝承によると、預言者がマディーナに到着すると、アブドッラー・ビン・サラーム（ユダヤ教徒）は入信した。ウマルは彼に尋ねた。「アッラーはマッカで彼の預言者について『われが啓典を授けた者たちは、自分の子を認めるように彼を認める。』と言われたが、どのように知ることができるのか？」すると、アブドッラーは「ウマルよ、私は彼を見た時に、自分の子供を認めるように彼を認めた。自分の子供よりもムハンマドのことをよく知っていたからだ」と答えた。

（3）「自分の魂を滅ぼした者」：啓典の民の中でも、理性も知性も働かず、自分自身を見失った者たちであり、懲罰に身をさらすことになった者たちである。

この節は「啓典の民」の認識を示すことによって、預言者ムハンマドの預言者性の正当性をマッカの住民に明らかにしている。

それから、アッラーはアッラーに対する虚偽は彼ら自身の心に対する不義であることを示した。

21 節. アッラーについて虚偽を作り上げ、またはその印を拒否するより、甚だしい不義があろうか。本当に不義を行う者は決して成功しないであろう。

- (1)「アッラーについて虚偽を作り上げ」：アッラーに子がいるとか、同伴者がいるなどと主張することである。
- (2)「その印を拒否する」：アッラーが下したクルアーンを否定すること。
- (3)「甚だしい不義」：これ以上の不義はなく、それはその者の心に対して不義をしていることである。自分自身を騙していることになる。
- (4)「本当に不義を行う者は決して成功しないであろう。」：不義の結末である。

22節. われが一齊にかれらを召集する日、邪神を信仰した者たちに（問うて）言う。「あなたがたが言い張っていた、仲間（邪神ども）はどこにいるのか。」

- (1)「召集する日」：審判の日、不信者たちは自分たちが主張していた神々について尋ねられる。しかし、彼らは答えることができない。それで、思い余って、次のように答えた。

23節. その時かれらは、こう言う外に口実はないであろう。「わたしたちの主、アッラーにかけて誓います。わたしたちは決して外の神々を信仰した者ではありません。」

- (1)「口実」：アラビア語でフィットナである。この原義は「惑わし」であり、騒乱などにも使われる。ここでは、不信者の答えとして使われている。なぜなら、彼らの答えは虚偽だからである。

24節. （ムハンマドよ）見なさい。如何にかれらが自らを欺くか。またかれらの虚構したものが、かれらから離れて行ったかを。

- (1)「如何にかれらが自らを欺くか。」：彼らは自分たちの多神教を否定して、自分自身に対しても嘘をつくことになった。

(2) 「かれらの虚構したものが、かれらから離れて行ったか」：崇拜した偶像や神々が現れもせず、助けにも来ない。

まとめ：これらの節は不信者の二つの立場を示している。

- (1) 啓典の民（ユダヤ教徒、キリスト教徒）は預言者ムハンマドの特徴や彼の命令の正当性、彼の正しさ、彼のメッセージを証明しているものを知っていた。しかし、彼らの一部は頑迷な人々であり、自分自身の魂を見失い、本当に彼らにとって有益なことを失うことになった。
- (2) 偶像崇拜をしている多神教徒たちはアッラーに対して、あり得ないことを関係づけたりして、虚偽をなしていた。また、アッラーの唯一性や預言者ムハンマドの預言者性を証明する奇跡や証拠などを嘘呼ばわりしていた。
- (3) 不信者の結末：多神教徒や頑迷な啓典の民や偽信者たちは審判の日に、一堂に集められる。彼らはアッラーと多神を同位に並べて崇拜し、それらがアッラーの許で執り成しをしてけると主張していたが、審判の日に彼らはそれについて何も主張することはできず、何も証明することはなく、ただ彼らは現世での多神教の信仰を否定するのである。

テーマ（8）「クルアーンに対する頑迷な不信者の状態」

25節. かれらの中には、あなたに耳を傾ける者もあるが、われはかれらの心に覆いをしたので、これ（クルアーン）を理解しない。またその耳を鈍くした。だから、かれらはたとえ各種の印を見ても、これを信じない。そして、かれらがあなたの許にやって来るのは、議論するため（だけ）である。信じない者たちは、「これは昔の物語に過ぎないのです。」と言う。

(1) 「かれらの中には、あなたに耳を傾ける者もあるが、われはかれらの心に覆いをしたので、これ（クルアーン）を理解しない。またその耳を鈍くした」:

不信者の一部は預言者がクルアーンを誦する時に、聞きにやってくる。しかし、彼らは何も理解することはできない。なぜなら、すでに、アッラーが彼らの耳にふたをしたからである。クルアーンに「信仰を拒む者たちを警えるならば、なんと呼びかけられても、呼び声と叫び声のほか聞けない者のようで、話すこともできない、聞くこともできない人たちである。したがって、かれらは理解することができない。」(2章171節)と彼らの状況を繰り返して示している。つまり、彼らのなかで拒否する覆いや壁は、彼ら自身の頑迷さからできたものであり、結果的に彼らはたとえクルアーンを聞いても、真実と虚偽を区別するために聞こうとしているのではない。その状態をすでにご承知であるアッラーは耳にふたをしたと表現したのである。

(2)「だから、かれらはたとえ各種の印を見ても、これを信じない。」：印はクルアーンのことであり、たとえ、彼らはクルアーンの中に示されている様々な証明や奇跡を目の当たりにしても、これらを信じることも出来ない。彼らの状況について、クルアーンの別の個所にも「アッラーがもしかれらに良いところを認められれば、かれは必ずかれらに聞かせられる。だが、かれがたとえ聞かせられたとしても、かれらは(辞退して)背き去るであろう。」(8章23節)と説明がある。

(3)「そして、かれらがあなたの許にやってくるのは、議論するため(だけ)である。信じない者たちは、『これは昔の物語に過ぎないのです。』と言う。」：そして、彼らはムハンマドのところにやってきて、クルアーンを揶揄するだけである。さらに、彼らは預言者を嘘つき呼ばわりして、彼の教えに従うことを、預言者の真実性を信じることを、クルアーンを信じることを、人々に禁じたのである。

その結末は、彼らはその行為によって彼ら自身を惑わすだけであり、そのことに気づくことがなく、ただ、彼らは預言者ムハンマドを傷つけることができると思っていた。アッラーはそれらの頑迷な多神教徒たちを、時には、バドルの戦いやまたは他の試練によって、滅ぼしたのである。

啓示の背景:イブン・アッパースは次のように伝えた。アブースフヤーン・ビン・

ハラブ、アルワリード・ビン・アルムギーラ、アンナドル・ビン・アルハリス、ラビーアの二人の息子たちのウトバとシャイバ、ウマイヤ・ビン・ハルフ、ウバイヤ・ビン・ハラフ、彼らがアッラーの使徒の許にクルアーンを聞きに来た。そこで、彼らはアンナドルに「アバークタイラよ。ムハンマドは何を言っている。」と尋ねた。彼は「私には彼が何を言っているのかわからない。ただ、私には彼の口が動いているのが見えるだけである。彼は、私があなた方に聞かせたことがあるような、昔話を言っているだけだ。」と言った。アンナドルは昔話をたくさん知っていた。

そこで、アブースフヤーンは「彼の言っていることの一部は真実であるように思う」と言った。すると、アブージャフルは、「いや、そのうちの何ものであれ決して認めてはならない。」と言った。

26節. かれらはほかの者をそれから遠ざけ、また自分たちもこれを避ける。だがかれらは自ら自分の魂を傷つけるだけで、自分はそれに気付かない。

(1) 「かれらはほかの者をそれから遠ざけ、また自分たちもこれを避ける。」：彼らは他の者が預言者に従うのを阻止した。そして、彼ら自身も預言者から遠ざかり、彼を信じなかった。

(2) 「だがかれらは自ら自分の魂を傷つけるだけで、自分はそれに気付かない。」：だが、彼ら自身にその行為の結果が降りかかるだけである。しかし、彼らはそのことによって自分自身を滅ぼすことを、まったく知らなかった。

啓示の背景：アルハーキムはイブン・アッバースが次のように言ったと伝えている。「この節はアブーターリブに関して下った。彼は不信者が預言者に害するのを阻止したが、彼自身は預言者がもたらしたことを信じなかった。」

ただし、この伝承に対しては異議があり、これに先立つ節は不信者のやり方を非難するものであることから、「かれらはほかの者をそれから遠ざけ」もまた批難であると解釈すべきであり、また、これに続く「だがかれらは自ら自分の魂を傷つけるだけ」も批難を意味するもので、良い行為である「不信者が

預言者に害するのを阻止した」という意味にはつながらない。

まとめ：

- (1) これらの節は不義のはびこる世界で真理を知らせることの難しさを示している。
- (2) 不信者たちは考えることも理解することもできる賢者であり指導者であるにもかかわらず、彼らは預言者から聞いたことに、自分たちのためになるものを見出すことはできなかった。そして真理へとたどり着くことができなかった。彼らは、まったく聞くことも話すこともできない状態と同様であった。
- (3) アッラーは、彼らがクルアーンを拒否する頑迷な態度を明らかにした。なぜなら、彼らは月が裂けるのを見ても、それは魔術に違いないと言い、クルアーンが彼らの知るアラビア語の文体において奇跡であると知っても、それは昔話にすぎないと言っていた。
- (4) 不信者の特徴は「かれらはほかの者をそれから遠ざけ、また自分たちもこれを避ける。」に集約されており、彼らは自分たちが信じないことで満足せず、人々をイスラームの教えからも阻止した。これにより、彼らは不信の罪を受けるばかりではなく、信仰への道を阻止された者たちの罪までを背負うことになる。
- (5) アブータリブについて：預言者ムハンマドはアブータリブの臨終にさいし、イスラームに帰依する最後の機会を逃さないように努力したが、ついに果たせず、悲しみと失望の中にあるとき、アッラーは「本当にあなたは、自分の好む者（のすべて）を導くことはできない。だがアッラーはみ心のままに導き下される。」(28章56節)を下した。
ハディースより：アッバース・ビン・アブドル・ムッターリブによると彼はこういった。「アッラーのみ使い様、あなたを保護し守ってくれたアブータリブが有利になるよう、あなたは何かなさいましたか」これに対しみ使いは「はい、それゆえ彼は地獄の最も浅い処にいます。

もし私がそう取計らわなければ、彼は地獄の最も深い底にいることになったでしょう」と言われた。

アブドラー・ビン・ハリスは、アッバースがこう語ったと伝えている。アッバースは「アッラーのみ使い様、まことにアブー・ターリブはあなたを保護し、また助けた方です。そのことが彼の役に立っていますか」と質問した。み使いは「その通りです。私は彼を地獄の底で見付け、最も浅い処に連れ出したのです」といわれた。

第2回タフスィール研究会報告 クルアーン第6章家畜章 第27～53節

有見次郎

日時 平成22年6月19日
会場 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

- 1 - 業火を目の当たりにした不信者たち、および彼らの破滅のゆくえ
- 2 - 来世での主の前の不信者たち、復活の状況と現世の真実
- 3 - 信仰の放棄、以前の使徒たちを否認する声明に対する預言者の嘆き
- 4 - 預言者の布教を拒否、啓示を要求する不信心者たち
- 5 - アッラーの知識は完全、御力は完璧、クルアーンの事柄に無頓着であつてはならない
- 6 - 艱難にあつてはアッラーだけを頼ること
- 7 - 神の御力と唯一性の証明
- 8 - 啓示による預言者の知識の限界と警告の重要性、弱き者を排除しない

- 1 - 業火を目の当たりにした不信者たち、および彼らの破滅のゆくえ
- 27節 あなたがもし、かれらが火獄の前に立たされる姿を見たらどうであろう。その時かれらは言う。「ああ、わたしたちがもし送り返されるならば、決して主の印を拒否しないで、必ず信仰するでしょうに。」
- 28節 いや、かれらが今まで隠していたものが、今自分たちの前に明らかになったに過ぎない。それでかれらが仮令再び戻されても、かれらは必ず禁じられたことを繰り返すであろう。かれらは本当に虚言の徒である。
- 29節 かれらは言う。「この世の生があるだけで、再び甦るなどということは

ないのです。」

不信者たちは業火を目の当たりにして、現世でもう一度正しい行いをするために戻りたいと願うが、アッラーは彼らの言うことが嘘であると判断した。預言者に従い、彼の呼びかけに従うことを拒否する不信者たちは、結局自らを滅ぼしているのである。彼らがどのように破滅に至るのかこの節で説明されている。

「ああ、わたしたちがもし送り返されるならば、決して主の印を拒否しないで、必ず信仰するでしょうに。」もし現世に戻れたら、アッラーのメッセージ、神の唯一性を拒まず使徒たちを信頼し、アッラーと来世、天使たち、諸啓典、預言者たちを信じ、罪を悔い改めアッラーの祝福する善い行いを行なうのに。

かれらの願いに「いや、」とアッラーは答えた。

「その日あなたがたは（審判のため）みな剥き出しにされ何一つとして隠しおおせないであろう」69 真実章 18 節

「仮令悪を行なう者が、地上の凡てのもの、なおそれに倍するものを所有し、審判の日おける懲罰の苦難から、逃れる身代金にしようと思っても（無益である）その時かれらが思い及ばなかったことが、アッラーからかれらに現されよう」「かれらの稼いだ沢山の悪事に出会い、嘲笑していたものがかれらを取り囲むであろう。」39 集団章 47 - 48

「かれらが仮令再び戻されても、かれらは必ず禁じられたことを繰り返すであろう」

アッラーは、たとえかれらが現世に戻されたとしても、不信、頑迷、背信、叛逆の徒となるとした。「われわれの命は現世だけである。時〔年齢〕だけがわれわれを滅ぼし来世での報償や懲罰もない」とかれらが言っていたためである。

まとめ：

(1) アッラーの約束は真実である。来世には天国があり、地獄の業火もあることは真実なのである。やがて不信者は暴かれ地獄の業火の懲罰に見舞わ

れる。

- (2) アッラーの懲罰を逃れる者は誰一人ない。不信者たちは現世に戻ることが出来たなら、正しい教理に基づき善い行動をしよう。しかし信仰のためではなく、目の当たりにした懲罰を恐れたためである。
- (3) その日、不信者は、信仰を拒否していたことを隠していたことも顕にされ、かれらが業火の火中にあるのを見て、現世に戻ることが希望するが、アッラーは、かれらが信仰者とはならないことをご存知である。
- (4) 「かれらは本当に虚言の徒である。」とあるように現世において預言者を嘘つき呼ばわりしていたことが明かされる。
- (5) 「この世の生があるだけ」と来世を信じない不信者たちが言っているように、物質主義者も、この世こそが大切と考え来世を信じない。
- (6) 厳しい懲罰から逃れるために信仰しても、アッラーは懲罰から逃れるための関わりについては、すべて公正に審判する。

2 来世での主の前の不信者たち、復活の状況と現世の真実

- 30 節 あなたがもし、かれらが主と向かい合っ立たされる時をみたらどうであろう。その時（主は）仰せられるであろう。「これは真実ではないか。」かれらは言う。「そうです。主にかけて（誓って）。」かれは仰せられよう。「あなたがたは、信仰を拒否したために懲罰を味わいなさい。」
- 31 節 アッラーに会うことを虚偽であるとする者は、確かに失敗者である。その時が突然くれば、かれらは言う。「ああ、悲しい、わたしたちは何と疎かなことをしたことか。」かれらは背に自分の重荷を負っている。ああ、かれらの負う重荷こそ災いである。
- 32 節 現世の生活は、遊びか戯れに過ぎない。だが主を畏れる者には、来世の住まいこそ最も優れている。あなたがたは悟らないのか。

来世とアッラーのメッセージを拒否する不信者たちに、来世での彼らの状況

について解き明かされる。現世と来世の真実を比較して述べられている。

「かれらが主と向かい合って立たされる時」とは、37 整列者章 24 節によって内容がより鮮明になっている。「かれらを待たせておけ。かれらに尋ねることがある。」尋問や裁決がアッラーの御手に限られ、他のものにはないこと。

「これは真実ではないか。」天使の言葉を通してアッラーは、かれらに熟慮させる。この約束は真実ではないのか？あなたがたの考えてきたことが間違えていたのではないのか？

「あなたがたは、信仰を拒否したために懲罰を味わいなさい。」これ以上の刺激を味わえないほどに、味わうことになる。

「アッラーに会うことを虚偽であるとする者」一般論として、主に見えることを嘘であるとしたことにより、突然やってくるその時が突然やってくれば間に合わないこと。また、悪しきことに奔走し、人間の本性を喪失してしまうことのないように、と明かされる。7 高壁章 177 節に、「悪いのはこの例のように、わが印を偽りであるとし、自らの魂を損なっている者たちである。」これらの者は失敗者となる。

「ああ、かれらの負う重荷こそ災いである。」かれらの背負うものが何と悪いことよ。

イブン・ジャリール・タバリーやイブン・アビー・ハーティムによれば、「復活の日、悪しき行い、不正を働いた者たちは、腐敗臭の漂う、どす黒い顔の醜い男の姿になる。」

「主を畏れる者」品行が修まらず、放蕩に耽るものとは逆の人々。

まとめ：

- (1) 現世の裁判で審議に見落としがあれば、罪を免れることもあろうが、アッラーに誓って来世は必ず訪れ審判が下ることは、本当のことなのである。誰もそこから逃れられない。
- (2) 不信者には痛ましい懲罰が用意されていること。
- (3) その時がやってくることは既に天使によって伝えられている。

- (4) その時と、復活について、
- (イ) 嘘であるとした者たちへの報いが鮮明となる。
 - (ロ) 背中に重荷を負わされる。
- (5) 「ああ、悲しい、わたしたちは何と疎かなことをしたことか。」
厳しい懲罰が下るようなことをしたことをかれらは嘆き悲しむ。
「これらの者は、導きの代わりに、迷いをまかなった者で、かれらの取引は利益なく、また決して正しく導かれない」2牝牛章 16節
- (6) 現世の2つのスタイル
- (イ) 現世にのみ重きを置き善き事も有益なこともしない者。かれらには来世での享樂はない。厳しい懲罰があるのみ。
 - (ロ) 善行に励んだ者に対し、来世でも報償が用意される。
- (7) 「あなたがたは悟らないのか」人間は思慮ある者として、理性を働かせ、成功する者となるように、そのためには現世でメッセージに背かず、愛すべきこととしてメッセージを受け入れること。
- (8) 「来世の住まいこそ最も優れている」現世の良きこととは、軽んじられることもあるが、来世のそれは名誉なことなのである。
- (9) 現世と来世の比較：
現世の至福には多くの汚れや失敗が混在する。一方、来世のそれは完全であり、最も優れ、もっとも好ましいものなのである。

3－信仰の放棄、以前の使徒たちを否認する声明に対する預言者の嘆き

33節 われはかれらの言葉が、あなたを如何に悲しませるかを知っている。かれらが虚言の徒とするのは、あなたではない。不義者たちは、専らアッラーの印を否定しているだけ。

34節 あなた以前にも、使徒たちは虚言の徒と呼ばれた。それでわれの救助を得るまで、かれらは拒否と迫害を耐え忍んだ。誰にもアッラーの御言葉を変えることは出来ない。使徒たちに関する一部の消息は、既にあなた

に伝えられたのである。

35節 もしかれらが反抗して去るのがあなたに酷く苦痛ならば、あなたに出来るなら、地にトンネルを掘り、または天に梯子をかけて、かれらに印を現せ。アッラーがお好みになるならば、(正しい)導きの上にかれらを集められる。それであなたは、無知な者の仲間となつてはならない。

啓示の背景：

マッカの多神教徒への布教が説かれている。人々がムハンマドを信用できる人物なのか、嘘つきなのかについて囁やいていた時に啓示された。

アブー・ジャハルが預言者に言った。「わたしたちはあなたが嘘つきであるとは思わない。しかし、あなたが齎したものを信用しない。」(ティルミズイー)と言ったとき次の啓示が下った。

「かれらが虚言の徒とするのは、あなたではない。不義者たちは、専らアッラーの印を否定しているだけ。」

他のハディースにも背景が伝えられている。アッスッディーが伝えるところによれば、アルアフナス・イブン・シュライクがアブー・ジャハル・イブン・ヒシャームに会った時アルアフナスがアブー・ジャハルに言った。「アブーハカムよ、ムハンマドについて教えてくれ。彼は信頼できるのか、それとも嘘つきなのか?」「私以外お前の言葉をここで聴いている者はいない」と言ってアブー・ジャハルは答えた。「アッラーに誓って、ムハンマドは本当に信頼できる。決してムハンマドは嘘つきではない。だが、クサイイ部族の旗の下、水の供給などなど…クライシュの行方はどうなるんだ。」

3つの内容：

- (1) 天使ではなく人間ムハンマドの預言者性について
- (2) 死後の世界の真実について
- (3) 預言者をあからさまに魔術師、詩人、巫者、狂える者との批判について

「あなたを如何に悲しませるかを知っている」ムハンマドを嘘つき呼ばわり

していることや悲しませていることをアッラーはご存知。

「もしかれらが、この消息(クルアーン)を信じないならば、恐らくあなたはかれらの所業のために苦悩して、自分の身を減ぼすであろう。」18 洞窟章 6節
「だからかれらのために嘆いて、あなたの身を損なってはならない。」35 創造者章 8節

「不義者たちは、専らアッラーの印を否定しているだけ。」嘘つきであると非難しているのではなく真理に叛いているだけのこと。

この章句がもっとも顕著に不信者の立場を顕し、ユダヤ教徒、キリスト教徒の立場を明確にしている。かれらは立場を護持するため反対はするものの、アッラーの使徒であることを知っている。そのためアッラーはかれに耐え忍ぶよう諭す。それは以前の使徒たちがたどった道でもあった。

「誰にもアッラーの御言葉を変えることは出来ない。」

現世と来世でのアッラーの約束は必ず実現する、したがって啓示を変更、改竄してはならない。

「かれらはあなたを嘘つき呼ばわりするが、あなた以前の使徒たちも虚言者と呼ばれた。」35 創造者章 4

「仮令かれらが、あなたを虚言の徒であるとしても、かれら以前にも、ヌーフの民も、アードもサムードも(その預言者を)信じなかった。またイブラーヒームの民も、ルートの民も。」22 巡礼章 42 - 43節

迫害に対しても、耐え忍ぶよう説かれる。

「あなたは耐え忍べ。かつて使徒たちが、不屈の決意をしたように耐え忍べ」46 砂丘章 35節

「かれらの言うことを耐え忍び、かれらを離れよ。立派に身をかわせ。」73 衣を纏う者章 10節

アッラーは繰り返し使徒を気遣い、アッラーの知恵が授けられる。そして耐えたことによりイスラームの布教が成功し、東西に教えが広まった。

「本当に困難と共に安楽はあり、本当に困難と共に安楽はある。」94 胸を広

げる章5－6節

「使徒たちに関する一部の消息は、既にあなたに伝えられたのである。」嘘つき呼ばわりする人々に対しては、耐えることが効果があり、アッラーが勝利を齎すと、以前の使徒たちにも伝えたことが強調されている。

「本当に現世の生活においても、また証人たちが(証に)立つ日においても、われは必ずわが使徒たちと信仰する者たちを助ける。」40 ガーフィル章51節

「信仰する者よ、あなたがたがアッラーに助力すれば、かれはあなたがたを助けられ、その足場を堅固にされる。」47 ムハンマド章7節

「もしかれらが反抗して去るのがあなたに酷く苦痛ならば」

ムハンマドの布教に耳をかさない民に対し、心悲痛になるムハンマドにかれらを避けるよう諭す。一人悩むことなくアッラーに任せればよい。それでも自分に自信があり出来るなら、「地にトンネルを掘り、または天に梯子をかけて、かれらに印を現せ」

凡ての使徒はアッラーのサポートなく決して何かが可能となることはないこと。

奇跡を強要するユダヤ教徒の例：「かれらは言う。『わたしたちのために、あなたが地から泉を湧き出させるまでは、あなたを信じないであろう。またあなたがナツメヤシやブドウの園を所有し、その間を通して豊かに水を流れさすまでは。またあなたが(あり得ると)言明したように、大空を粉々にしてわたしたちに落とすまで。またアッラーそして天使たちを、わたしたちの(面前に)連れて来るまで。またはあなたが、黄金(の装飾)の家を持ち、(梯子を踏んで)天に登るまでは。いや、わたしたちに読める啓典をもって下るまで、あなたの昇天をも信じないであろう。』言ってやるがいい。『主に讃えあれ、わたしは使徒として(遣わされた)一人の人間に過ぎないではないか。』」17夜の旅章90－93節

まとめ：

- (1) 不信者たちは、暗に否定するどころかあからさまにクルアーンと預言者性を否定した。
- (2) 不信者たちは、かれが嘘つきであるとは言わない。かれを正直者と呼んでいたほどである。アッラーの許からの使徒であると想像することは出来たが、預言者としての立場や啓示に関しては否定した。
- (3) 民はムハンマド自身を嘘つきであるとは言わないが、使徒であること、啓示を携えてきたことを否定した。
- (4) 不信者は奇跡が齎されても、それは魔術であるなどと、多くの預言者、使徒たちを嘘つき呼ばわりした。だが多くの預言者が耐えたように不正を働く不信者たちに対し耐え忍ぶことを求められた。
- (5) 使徒たちと信者たちに対し勝利が齎されるというアッラーの約束に変更はない。

4－預言者の布教を拒否、啓示を要求する不信心者たち

36節 耳を傾ける者だけ、呼びかけに答えるであろう。(あえて聞かない) 死者は、アッラーがこれを甦らせ、それからかれの御許に帰らせられる。

37節 かれらは言う。「何故かれに、主から啓示が下されないのでしょうか。」
言ってやるがいい。「アッラーは確かに印を下す御力をもっておられる。
だがかれらの多くは、理解しないのである。」

啓示の背景：

この啓示はウフドの戦いの後の戦い（ハムラーウルアサド）の後に下ったとされる。啓示を伝えられた人々のカテゴリーを2つに分けている。

- (1) アッラーからの証拠や明証を注意深く聞き、理解する人々。
- (2) 思慮を巡らせなければ聞き入れようとしめない人々、聞き入れない様子はまるで死人のような人々。

「死者は、アッラーがこれを甦らせ」復活の日、墓から死者を甦えさせる力は、アッラーだけにある。

「アッラーは確かに印を下す御力をもっておられる。」預言者よ、アッラーは啓示を下す力を持っていると言え。しかしかれの英知は、それに遅れてやってくる。なぜなら人々の希望どおりに啓示したとしても、かれらが信じないため以前の共同体に起きたように懲罰に急ぐことになるためである。

「われが印を下すことを控えるのは、昔の民がそれを偽りであるとしたからに外ならない。われは以前サムードに、明らかな印の雌ラクダを授けたが、かれらはそれを迫害した。われが印を下すのは、只畏れの念を抱かせるために外ならない。」17夜の旅章 59節

「もしわれがそのつもりとなり、点から印を下せば、かれらはそれに恐れ入って謙虚になるであろう。」26詩人たち章 4節

「だがかれらの多くは、理解しないのである。」「仮令われがあなたに紙上に(書いた)啓典を下し、かれらが自分の手でそれに触れても、不信心な者はきっと、『これは明らかに魔術に過ぎない。』と言う。」6家畜章 7節

「かれらは仮令印を見ても、背き去って、『これは相変わらずの魔術だ。』と言うであろう。」54月章 2節

まとめ：

- (1) クルアーンの章句に耳を傾けることとは、真の要求を理解し、預言者の呼びかけに応じること。これは啓示を聞き入れる信者の道である。
- (2) 熟慮せず聞き入れもしない人々は、心も体もないまるで死んだ状態。これが不信者なのである。
- (3) 実は人々の信仰を糾すために、アッラーは啓示を下していることを、多くの者は知らない。使徒に性急に啓示を求めるなどは、神の望みと神の意思以外には、預言者に啓示が下されることはない。

5-アッラーの知識は完全、御力は完璧、クルアーンの事柄に無頓着であってはならない

38節 地上の生きとし生けるものも、双翼で飛ぶ鳥も、あなたがたのように共同体の同類でないものはない。啓典の中には一言でも、われが疎かにしたものはない。やがてみなかれらの主の御許に召集されるのである。

39節 わが印を拒否する者は、暗黒の中で耳が聞こえない者。ものを言えない者である。アッラーはお望みの者を迷うに任せ、またお望みの者を正しい道につかせられる。

現世には、様々な動物、鳥類が存在する、人間もまた様々なグループに分けられる。この状況を知る者はアッラーのみである。

「天と地の創造と、その間に撒き散らされた生きとし生けるものは、かれの印の中にある。またかれは、御望みの時に、一斉にかれらを召集なされる権能者である。」42 相談章 29 節

被造物すべてについての知識は、アッラーの御許にある。「地上の凡ての生き物で、その御恵みをアッラーからいただいていないものはないかれはそれらの居場所と寄留所を知っておられる。凡てははっきりと書物に(記されて)ある。」

11 フード章 6 節

「やがてみなかれらの主の御許に召集されるのである。」復活の日にアッラーは、人間、動物、そしてあらゆる共同体のものを集められる。「様々な野獣が(恐怖の余り)群れをなし集まる時」81 包み隠す章 5 節

「わが印を拒否する者は、暗黒の中で耳が聞こえない者。ものを言えない者である。」

「かれらを譬えれば、火を灯す者のようで、せつかく火が辺りを照らしたのに、アッラーはかれらの火を取り上げられ、暗闇の中に取り残されたので、何一つ見ることが出来ない。聾啞で盲人なので、かれらは引き返すこともできないであろう。」2 牝牛章 17 - 18 節

まとめ：

- (1) 人間の共同体のように動物も、鳥もアッラーの慈愛を受けている。
- (2) 復活の日には凡ての被造物が集められる。
- (3) 凡ての共同体は導きを得ている。しかし不信者は聞くことも見ることも出来ず導かれぬ。
- (4) 「アッラーはお望みの者を迷うに任せ」導きも迷いもアッラーの意思による。

6－艱難にあつてはアッラーだけを頼ること

40節 言つてやるがいい。「あなた自身考えてみなさい。もしアッラーの懲罰があなたがたに下り、または(死の)時があなたがたに訪れたならば、アッラー以外のものを呼ぶのか。あなたがたが本当のことを言っているとすれば。」

41節 「いや、あなたがたは、かれだけを呼ぶであろう。もしかれの御心があれば、あなたがたがかれに祈つたことによって、(その災厄を)除かれよう。その時あなたがたは、信仰していた邪なものを忘れるであろう。」

42節 われは、あなた以前の各民族にも(使徒たちを)遣わし、人々が謙虚になるよう、不幸と災厄で人々を懲らしめた。

43節 わが災厄がかれらに下つた時、何故謙虚でなかつたのであろうか。かれらの心はかえつて頑固になり、悪魔はかれらに対し自分たちの行なつたことを立派であると思わせた。

44節 それでかれらが、自分たちに授けられた訓戒を忘れた時、われは凡ての(良い)ことの門をかれらのために開いた。かれらがその与えられた者に歓喜していた時、われは突然襲つてやった。見なさい。かれらは絶望に陥つてしまった。

45節 こうして不義を行つた民の子孫は、絶えてしまった。万有の主、アッラーに讃えあれ。

「いや、あなたがたは、かれだけを呼ぶであろう。」大異変、破局の時となれば、不信者たちが祈りを捧げていた偶像に頼れないことが分かり、それらを捨て去り、アッラーに縋ることになるであろう。

「あなたがたが海上で災難に会うと、かれ以外にあなたがたが祈るものは見捨てる。だがかれが陸に救ってくださると、あなたがたは背き去る。人間はいつも恩を忘れる。」17夜の旅章67節

「かれらは船に乗っていると、アッラーに信心の誠を尽くして祈る。だがかれが、陸に無事に送ってくださると、たちまちかれらは偶像を拝みだし、」29蜘蛛章65節。31ルクマーン章32節参照

アッラーは真の創造主、唯一なるお方として服従し、人間の天性にとめ置くべきである。かれの力は目も眩むほどであり、天と地にあるもの凡てを超越している。だが神を否定する者には、厳しい試練が下される。「あなたの顔を純正な教えに、確り向けなさい。アッラーが人間に定めた天性に基づいて。」30ビザンチン章30節

「われは、あなた以前の各民族にも（使徒たちを）遣わし」人々に唯一神、アッラーの教えを布教するために、以前の共同体にも使徒を遣わした。

「それでかれらが、自分たちに授けられた訓戒を忘れた時」使徒たちが、警告と朗報を齎したがそれを忘れた時。

まとめ：

- (1) アッラーを拒否する者への論駁。「言ってやるがいい。「あなた自身考えてみなさい。」
- (2) 祈念は、快適な時、困った時に唱えるよう命じられている。「われに祈れ、われはあなたがたに答えるであろう。だがわれに仕えるのに高慢な者たちは、必ず面目潰れの中に地獄に陥るであろう。」40ガーフィール章60節

- (3) 不信者の頑迷さについて。「かれらの心はかえって頑固に」「悪魔はかれらに対し自分たちの行なったことを立派であると思わせた。」
- (4) 信徒に対し慈悲が示される「われは凡ての（良い）ことの門をかれらのために開いた」

7 一神の御力と唯一性の証明

- 46節 言ってやるがいい。「あなたがたは考えなかったのか。アッラーが、もしあなたがたの視覚や聴覚を奪い、また心を封じられれば、アッラーの外にどの神がそれをあなたがたに返し授けられるかを。」見なさい。われは如何に印を繰り返したか、それでもかれらは背き去った。
- 47節 言ってやるがいい。「あなたがたは考えてみなさい。仮令アッラーの懲罰が、突然また公然と来ても、不義の民の外誰が減ぼされようか。」
- 48節 われは吉報の伝達者が警告者の外には、使徒を遣わさない。だから信仰して身を修める者には、恐れもなく憂いもないであろう。
- 49節 わが印を虚偽であるとする者は、その背いていたことに対し処罰されるであろう。

アッラーの御力の確証、アッラーの存在と唯一性がテーマとなっている。偶像崇拜をする多神の無効、使徒とその使命の重要性が説かれる。

「言ってやるがいい。『あなたがたは考えなかったのか。』」使徒よ、これらの嘘つき呼ばわりし、教えを拒否する多神教徒たちに。

「それをあなたがたに返し授けられるかを」あなたがたから奪ったものを、あなたがたに齎す。それはアッラー以外にはいないこと。

「われは吉報の伝達者が警告者の外には、使徒を遣わさない。」信者には天国と良きことの吉報を、不信者には、懲罰と地獄の業火の警告を届ける使徒を遣わすこと。遣わされた者が齎したものを心から信じて、身を正す者は、現世で

も来世でもかれらに恐れはなくアッラーの懲罰も課されない。したがってアッラーに見える日に悲しむことはない。

なぜならアッラーが凡ての恐れから護ってくれるから。

「大きな恐れがかれらを悩ますことはなく、天使たちは出迎えて（言うであろう）『これが約束された、あなたがたの日です。』」21 預言者章 103

「地上において起こる災厄も、またあなたがたの身の上の下るものも、一つとしてわれがそれを授ける前に、書冊の中に記されていないものはない。それはアッラーにおいては、容易な業である。それはあなたがたが失ったために悲しまず、与えられたために、慢心しないためである。本当にアッラーは、自惚れの強い高慢なものを御好みになられない。」57 鉄章 22 - 23 節

まとめ：

- (1) アッラーは凡てのものを創造した。それらをよく聞き、よく見て、理性を働かせることにより、知識の鍵が増加される。
- (2) 使徒の使命は吉報、警告を伝えることにある。「これらの町や村の人々が信仰して主を畏れたならば、われは天と地の祝福の扉を、かれらのためにきっと開いたであろう。だがかれらは（真理を）偽りであるとしたので、われはかれらの行なったことに対して懲罰を加えた。」7 高壁章 96 節
- (3) 人間の個人の善悪が記録される。アッラーを主として崇め、行動を律するならば、安心、至福、喜びが得られる。だが使徒たちが齎したものを嘘であるとするならば、不信ゆえに懲らしめが待ち受ける。

8－啓示による預言者の知識の限界と警告の重要性、弱き者を排除しない

50 節（不信者に）言ってやるがいい。「アッラーの宝物がわたしの手にあるとは、あなたがたに言わない。またわたしは、不可視界についても知らな

い。またわたしは天使であるとも言わない。わたしは、只わたしに下されたことに従うだけである。」言ってやるがいい。「盲人と正常の目の人と同じであろうか。それでもあなたがたは反省しないのか。」

51節 あなたは主に召されることを恐れる者に、それ（クルアーン）によって警告しなさい。かれの外にかれらを愛護するものも、執り成すものもないのである。恐らくかれらは主を畏れるであろう。

52節 主の御喜びを求めて、朝夕、かれに祈る者を追放してはならない。かれらの（善悪の）清算は、少しもあなたの任ではなく、あなたの清算は少しもかれらの任ではない。それで、あなたがかれらを追放するならば、あなたは不義の徒となるであろう。

53節 このようにわれは、かれらのある者で外を試みる。それはかれらに、「アッラーが恩恵を与える者は、わたしたちの中の、これらの人々ですか。」と言わせるためである。本当に感謝する者を、最もよく知る方はアッラーではないか。

啓示の背景：

イブン・ハッバーンとアル＝ハーキムが伝えているハディースに拠れば、サアド・イブン・ワッカーズが言った。「この章句（52－3節）は、われわれが6人でいた時に下された。わたしとアブドラー・イブン・マスウードと4人であった。」かれらはアッラーの使徒に言った。「かれらを追い出してください。あなたがこのような者たちと一緒にいるのが恥ずかしい。」その時啓示が下った。「主の御喜びを求めて、朝夕、かれに祈る者を追放してはならない。…本当に感謝する者を、最もよく知る方はアッラーではないか。」

サアドは次のように伝えている

「私に関して次の一節が下りた。『また汝（預言者）は朝な夕な主に祈る者を追放してはならない』（第6章52節）（注）この一節は六人に関連して下りたものだが私とイブン・マスウードは彼らの内の二人であ

る。そのとき預言者はマッカの多神教徒達によって「このような（下賤な）者達をお前（預言者）は近づけている」と非難されていた。」

（注）マッカ時代の初期に入信した者の多くはクライシュ族の指導者達が全く人格を認めない下層の貧困者だった。

そしてこのような下賤な者達と預言者のもととはいいながら同席することを望まない者達が彼らの追放を要求していた。サアドはこうした貧しい下賤の人々の一人であった。

そして彼ら多神教徒達はこれらの下賤な者達とは同席しないという条件で預言者を認めてもいいと主張していた。サアドは次のように伝えている。「私達、預言者と一緒にいたのは六人だった。そこで多神教徒達は預言者にこう要求した。これらの者達を追い出して下さい。私達に大胆な態度を取らないためにも。ついで彼は次のように伝えた。それは私とイブン・マスウードとフザイル族出身のある男とピラールとそれに名前の分からない二人の男でした。そこでアッラーの望まれることがアッラーの使徒の心にわき起こり彼は独り言を言ったが、そのときアッラーは次の一節を下した。」“サヒーフムスリム” vol.3 p p 408 - 409、日本サウディアラビア協会 1989

かつて多神教徒たちは、預言者に奇跡を目の前に齎すよう要求していた。預言者はかれらに、「わたしが不可視界を知っているとは言わない。それはアッラーの手の中にある。」と言った。

「かれ（だけ）が不可視界を知っておられ、その秘密を誰にも漏らされはしない。かれのお気に召した使徒以外には。」72 アル・ジン章 26 - 27 節

「アッラーの宝物がわたしの手にあるとは、あなたがたに言わない。」アッラーの宝物をわたしは持っていない。それを分け与えることも出来ない。それはアッラーだけが信徒に与えるのである。

「またわたしは、不可視界についても知らない。」不可視界については、「かれだけが不可視界を知っておられ、その秘密を誰にも漏らされはしない。かれ

の御気に召した使徒以外には。」72 アル・ジン章 26 – 27 節

預言者は、神的威力を持ち合わせず、不可視界のことも知らない。天使の一人でもなく、多くの使徒たちが啓示を受けたように、アッラーからの啓示を授かる一人の人間に過ぎない。

「只わたしに下されたことに従うだけである。」そこから逸脱することはない。

「盲人と正常の目の人と同じであろうか。」嘘つきとする多神教徒たちに対して。

「主からあなたに下されたものが、真理であることを知る者と、(盲人がものを見られないように) 物事を見られない者と同じ (ように報いられる) であろうか。」13 雷電章 19 節

「それ(クルアーン)によって警告しなさい。」復活の日の清算を。

「その日、どの魂も外の魂のために(役立つ) 何の力も持たない。命令は、その日アッラーのもの」82 裂ける章 19 節

信者たちは、アッラーと不可視界、来世を信じる。かれらにはクルアーンが役に立つ。「荷を負う者は、他人の荷を負うことは出来ない。もし荷を負わされる者が、その荷のため他人を呼んでも、近親者ですら、その一部さえ負うことは出来ない。」35 創造者章 18 節

「かれに祈る者を追放してはならない。」クライシュ族の名誉のためとして、弱きムスリムを追いやったり、社会的弱者を追放することが禁じられた。

「朝な夕な、主の慈顔を求めてかれに祈る者と共に、あなた自身を堅く守りなさい。また現世の生活の栄華を望んで、かれらからあなたの目を逸らせてはならない。またわれが、その心にわれを念じることを忽せにさせた者、また私欲に従って、自分のことにのりを超えたものに付き従ってはならない。」18 洞窟章 28 節

「かれらの（善悪の）清算は、少しもあなたの任ではなく、あなたの清算は少しもかれらの任ではない。」

「誰もがその稼ぎに対し、報酬を受ける」52山章21節

「それぞれの魂は、その行なったことに対し（アッラーに）担保を提供している。」74包まる者章38節

「このようにわれは、かれらのある者で外を試みる。」貧しい信者で金持ちの多神教徒に試練を与える。高貴な者や金持ちたちが嫌悪して、わたしたちの間で彼ら貧しい者に施しを授けるのかと言っていた。

「本当に感謝する者を、最もよく知る方はアッラーではないか。」誰が信仰心に厚くアッラーに感謝しているかをご存知。

まとめ：

- (1) 使徒はアッラーの宝物を持っていない。
- (2) 使徒は人々の要求に従って啓示を下せない。
- (3) 使徒は不可視界を知らない。
- (4) 使徒は吉報と警告の啓示を伝えるだけ。
- (5) 使徒は信徒の清算を負わない。
- (6) 信仰は貧富の差ではない。「もしあなたがたが感謝するなら、われは必ずあなたがたに対する恩恵を増すであろう。だがもし、恩恵を忘れるならば、わが懲罰は本当に厳しいものである。」14イブラーヒーム章7節

第3回タフスィール研究会報告 クルアーン第6章家畜章 第54～79節

四 戸 潤 弥

日 時 平成22年7月23日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

1. アッラーの慈悲の具体例 (54-55 節)

わが印を信じる者があなたの許に来たならば、言ってやるがいい。「あなたがたに平安あれ。あなたがたの主は、慈悲を御自分の務めとされる。それであなたがたの中、無知で悪事を行った者も、悔悟してその身を修めるならば（許される）、本当にかれば寛容にして慈悲深くあられる。」54 このようにわれは、印を詳細にわたって解明した。これは罪を犯す者の辿る道を明示するためである。55

ラーズィー^{*}の見解：

アッラーを信じる人であれば誰でも、このもてなしを受ける権利があるというのが近い。

※ファハルディーン・ラーズィー (543-606H) 哲学、言語学、論理学に通じ、シャーフィー派。著書 (タフスィール・カビール (クルアーンの大解説書))

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範

1-1. アッラーは弱者たちを厚遇する。ここで言う弱者たちとは、アッラーが預言者ムハンマドに拒絶してはいけないとした人たちで、厚遇とは具体的は、「あなたに平安がありますように」との挨拶から始まり、そこから広がるものである。

1-2. 54節から学ぶこと：義人（サーリフ）への敬意は義務であるが、具体的には義人を怒らせたり、苛めたりしてはいけない。それはアッラーの怒りを招

く原因ともなり、罰が待っている。

2-1. 罪（前記の行為）を犯した唯一信仰の信徒たちは悔悛し、以後行いを糾せば、アッラーがその悔悛を受け入れる可能性は残されている。

2-2. クルアーンにある他の根拠：ター・ハーの章20章82節「**だが悔悟して信仰し、善行に動かし、その後（正しく）導かれる者には、われは度々寛容を示す。**」(82)」

2-3. 預言者言行録（ハディース）からの根拠：

アッラーの使徒はマムーズ・ビン・ジャバルに言った。

「信徒に対するアッラーの権利は何であるか分かるか？何も（アッラーと）共に拝まないことである。」

「（信徒たちが）それ（何もアッラーと共に拝まない）をした時の、アッラーに対して信徒たちの権利が何か分かるか？アッラーが（信徒たちを）苛めないことだ。」

2-3-1. ハディースの系譜：アブー・フライラ（經由）アフマド

3-1. アッラーの信徒に対する慈悲の広さ。アッラーは御自身に、慈悲と丁寧な扱いを義務となされた。

3-2. そのことは正しい情報であり、権利としての約束である。

3-3. アッラーの慈悲の深さを示すクルアーンの根拠：

「またわたしたちのために、現世も来世でも、幸福を授けて下さい。本当にわたしたちは、改峻してあなたの許に戻って来ました。」かれは仰せられた。「われは、自分が欲する者に懲罰を加える。またわれの慈悲は、凡てのものにあまねくおよぶ。それ故われは、主を畏れ、喜捨をなし、またわが印を信じる者にそれを授けるであろう。」（高壁の章7章156節）

4. イスラームの法規定の全てはクルアーンの中で説明されているが、この節では、1）アッラーの存在と、2）唯一神性が証明され、同時に信徒たちが必要とする宗教規定が具体的に説明されている。

2. 預言者と多神教徒との間の論争の決着（56-58節）

言ってやるがいい。「わたしはあなたがたが祈っているアッラー以外のものに仕えることを禁じられたのだ。」言ってやるがいい。「わたしは、あなたがたの虚しい望みに従わない。そうなれば、わたしは迷ってしまって、（正しく）導かれない。」56 言ってやるがいい。「わたしは主からの明証の上に（立つ者であるが、あなたがたはそれを虚偽であるとした。あなたがたが急ぐこと（懲罰）は、わたしに出来ることではない。裁決はアッラーにだけ属する。かれは真実を説かれ、最も優れた裁決者であられる。」57 言ってやるがいい。「もしあなたがたの急ぐこと（懲罰）が、わたしの手の中にあるならば、事はわたしとあなたがたとの間で、直ぐ決定されよう。だがアッラーは、不義を行う者を最もよく知っておられる。58

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範

1. 真実と虚偽：

1-1. 真実（ハック）と虚偽（バーティル）は相否定する。真実には常に根拠があり、理性によって真実を知ることができる。

1-2. 虚偽は気ままな想像や欲から生じる。

1-3. アッラーの使徒は（使徒の民族への使徒となる）気ままな想像によって作りされた像を拝するとか、あるいは偶像崇拜の徒になってしまった自分の民族の気ままな想像に追随することはない。アッラーの使徒は根拠もない、まともな抗弁もできないことには従えない。それは真理を知っているからだ。

2. アッラーが懲罰を定め、行う

2-1. 人間である預言者ムハンマドには、アッラーの懲罰を猶予したりする能力はない。アッラーの命令と決定判断は、アッラーだけのものである。

2-2-1. その根拠は、クルアーンの章句：「決定判断というものは、アッラー以外のよることはない」

2-2-2. 根拠の解釈：アッラーがなされた時以外、信徒は何もできない。だから、アッラーがなされた時を除いてアッラーを否定する行為を気ままにするのだ。

アッラー以外に決定判断はないとの限定表現であることから裏付けられる。

3. 他人の権利を不当に奪う者たちへ懲罰の時期と、懲罰の程度

3-1. アッラーのみが他人の権利を不当に奪う者たちへ懲罰の時期と、懲罰の程度を知っておられる。

3-2. 時期を早めたり、遅くしたりすることも、懲罰の程度もアッラーが欲するがまま、そしてそれはアッラーの叡智に基づいてなされる。

3. アッラーの知の完全性 (59-62 節)

幽玄界の鍵はかれの御許にあり、かれの外には誰もこれを知らない。かれは陸と海にある凡てのものを知っておられる。一枚の木の葉でも、かれがそれを知らずに落ちることはなく、また大地の暗闇の中の一粒の穀物でも、生氣があるのか、または枯れているのか、明瞭な天の書の中にないものはないのである。

59 かれこそは、夜間あなたがたの魂を召される方で、あなたがたが昼間行ったことを知っておられる。またかれは昼間、あなたがたを目覚めさせ、定められた（あなたがたの生活の）期間を全うなされる。それからあなたがたはかれの御許に帰る。その時かれは、あなたがたに自分が行ったことを告知らせる。

60 かれは、しもべたちの上に権能をもつ方であられ、あなたがたに保護者（の天使）を遣される。死があなたがたの1人に臨む時、われが遣したもの（天使）たちは、それ（魂）を取り上げる。かれら（天使たち）は、（わが命令に）怠慢ではない。61 それからかれらは、真の主、アッラーに戻される。裁決はかれがなされるのではないか。かれは清算する際は極めて速い御方であられる。」

62

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範

1. アッラーの知：

1-1. アッラーは降雨（不可視界）と、現実界（可視界）について、その全容と細部に至るまで常に知っておられる。

1-2-1. アッラーだけが知っている知には5つある。

1) 現世の終末の時、2) 降雨時期と降雨量、3) 胎内に宿る生命の人生と固有の性質、4) 未来、5) 人々の定命である。

1-2-2. アッラーの知は、1) 動と静、2) 生物（動植物）、無生物、3) 人の隠し事、4) 本音の眩（つぶや）き、5) 心情について全てを掌握しているほどである。

1-2-3. アッラーには不視を知るに至る道ではなく、不視そのものに精通している。その知は彼以外にない。アッラーが不視を見せたいと望んだ者にはそれを見せるし、不視を見せたくない者に対しては隠す。

クルアーンにはアッラーの使徒に不視に関する知を伝えていることが記されている。

1) イムラーン家章 3章 179節

「アッラーは、信者たちの善い者の中から悪い者を区別されるまでは、決してかれらを今の状態で放置されないであろう。またアッラーは**幽玄界（今回の説明では「不視」としている）**のことを、あなたがたに現わされない。だがアッラーは御心に適う者を使徒に選ばれる。だがあなたがたは、アッラーとかれの使徒を信じなさい。あなたがたが主を信じて畏れるなら、偉大な報奨を受けるであろう。」

2) アル・ジン（幽精）の章 72章 26-27節

「かれ（だけ）が**幽玄界**を知っておられ、その秘密を誰にも漏されはしない。26 かれの**御気に召した使徒以外**には。それで、かれは、前からも後ろからも護衛して、（使徒を）赴かせられた。27」

2. 予報、予告、占い：

2-1. アッラーの降雨についての知については、アッラーの御言葉である啓示には記されていないが、信徒の中からアッラーに選ばれた使徒たちに伝えられることもある。従って、信仰のある者は、「明日、雨が降る」と不信仰者のように断言せずに、断言できないが降雨の兆候が見られると告げるに止めるのが良い。胎内にあるものを知っているという者は不信仰者である。

また断言せずに、暁の時、西方に流星を見、同時期に、それに対応するように東方に別の星が現れれば、それを「バナッ」であると言う。その時にはアッラー

は通常、望む量だけの雨を降らせる。この言動は不信仰にはならないが、話さない方が良いのは、不信仰の輩の言に似ているからである。彼らはアッラーの叡智の優しさを知らないのだ。アッラーは望むときに雨を降らせるが、バナッ（前掲）の時もあれば、そうした兆候なしで降雨させることもある。

2-2-1. 過去と不可視についての知を「カハーナ」と言い、過去と未来の知を「イラーファ」というが、二つとも嘘であるのは、不可視の知はアッラー以外には知っていないという真実に反するからである。

2-2-2. 預言者言行録からの引用（書名 サヒーフ・ムスリム）

預言者は「過去未来の占師」に占ってもらった者の礼拝は40夜の間、受け入れられない」と言った。

同ハディースは、預言者の数人の妻たちが伝えている。

2-2-3. イブン・アブドル＝バッル^{*}の意見

「禁止された稼ぎには、利子取得行為、売女の婚資、詐欺取引、賄賂、服喪泣き女の報酬、歌の報酬、古い師の降雨占いと天候予言、笛吹き、遊びなどがあり、全て虚偽である。」

※アブー・ウマル・ユーセフ・ビン・アブディッラー・ビン・ムハンマド・ビン・アブディル＝バッル・ビン・アースィム・アッナムリー・アルアンダルスイ・アルクルトビー・アルマーリキー（368-463 H）。アンダルシア生まれ。

最初ザーヒリー派で、後にマーリキ派となったが、シャフィー派法学に傾倒した。

3. 明らかな書の示すもの：

明らかな書、すなわち天に保存された書かれたものが示しているもの：天使たちがそのことを認めるためにあるので、アッラーはそれを書かれなかったので、忘れたのではない。

4. アッラーは人間のことにについて采配する：

人間の死には二つあり、睡眠は小死、通常言われる「本当の死」は大死である。二つの死の違い：

小死（睡眠）：魂が捕らえられ、動きが停止するが、生命は残っている。

大死（本当の死）：魂が最終的に捕らえられ、動きが停止し、魂は身体から剥ぎ取られる。

定命が終わると、魂は出て、生は止まり、死となる。動きも呼吸もなくなる。

5. アッラーが不信仰者たちに猶予を与えているからといって、彼らの不信仰の罪を知らないのではない。アッラーはあらゆることを数え上げるようにして知っている。知っており、それがどのような行為であるか断じている。しかしながら、彼らにも恵みを与え、生活をさせているが、それには限りがある。それから（死が訪れて）、アッラーへと戻り、報いを受ける。

6. 定命と死（アッラーへ戻ること）の時は決まっている。また清算と報いも決まっている。アッラーは、メッカの多神教徒たちを急いで罰しないで猶予を与えているが、それは叡智からである。そして来世の懲罰は現世の懲罰よりも激しく強いものであり、現世の懲罰を逃れても来世の懲罰は逃れられない。

7. 死の天使：

7-1. アッラーのために、天使たちは信徒の仕事を支え、彼らをいろいろな災いから護っている。また天使たちはそれ以外の仕事として、魂を捕らえる仕事がある。死の天使には、身体から魂を剥ぎ取って、渡して助けてくれる天使たちがいる。

7-2. アッラーが人間の本当の死を決定し行うのであるが、死の天使がアッラーの命を受けて、人間の死を司っているように言われる。

1) 天使が人間の死を司っていると解釈しがちな章

1-1) サジダ（伏拝）の章 32章 11節

「言ってやるがいい。「あなたがたを受け持つ死の天使があなたがたを死なせ、それから主に帰らせる。」」

1-2) 家畜の章 6章 61節

「かれは、しもべたちの上に権能をもつ方であられ、あなたがたに保護者（の天使）を遣される。死があなたがたの1人に臨む時、われが遣したもの（天使）たちは、それ（魂）を取り上げる。かれら（天使たち）は、（わが命令に）怠慢ではない。」

2) アッラーが人間の死を決め、死なせることを示す章：

2-1) 集団の章 39章42節

「アッラーは（人間が）死ぬとその魂を召され*、また死なない者も、睡眠の間（それを召し）、かれが死の宣告をなされた者の魂は、そのままに引き留め、その外のものとは定められた時刻に送り返される。本当にこの中には、反省する人びとへの種々の印がある。」

*直訳：「アッラーは生命が死に至る時に、生命に死を与える」

2-2) 跪く章 45章36節

「言ってみようか。「アッラーが、あなたがたに生を授け、それから死なせ、それから復活の日に、あなたがたを召集なされる。それに就いて疑いはない。だが、人びとの多くは、これを理解しない。」

2-3) 大権の章 67章2節

「（かれは）死と生を創られた方である。それは、あなたがたの中誰の行いが優れているのかを試みられるため、かれは偉力ならびなく寛容であられる。」

8. 審判の日での、絶対的決定はアッラーにある。そしてアッラーの清算は素早く、即決である。

4. アッラーは人を暗黒から救い出す（63-64節）

言ってみようか。「陸と海の暗闇の中から、あなたがたを救うのは誰か。あなたがたは心虚しく、畏れかしこんでかれに祈る。『あなたがもし、これからわたしたちを御救いになれば、わたしたちは必ず感謝を捧げる。』と。」63 言ってみようか。「アッラーはあなたがたをこの事から、また凡ての苦悩から御救いになられる。だがあなたがたは、邪なものを崇拜する。」64

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範

1. 啓示が伝える人の性質と理性、そして誓いの祈り

1-1. 人の性質

人は約束を守ることができない場合が多い。また正しい道を歩み続けること

も容易でない。誠実であることも容易でなく、裏切り行為もする。

苦しい時は神（アッラー）を頼み、恐怖に襲われれば神（アッラー）へ庇護を求め、苦しみや恐怖が去れば、神（アッラー）を忘れ、元の悪行へと戻り、道を踏み外し、真理を忘れ無知となる。

1-2. 理性の役割

理性は前記の人の性質を克服し、正しい信仰と実践を向かう役割を持っているので、それに頼ることが義務となる。

1-3. 誓いと祈り

道を踏み外す、あるいは破滅を恐れる、あるいはアッラーへ祈る、あるいは「私1-3.（状況）を脱したなら、従順にして義の人となります」と誓うような状態に語っている。

2. 多神教徒への非難

2-1. 多神教徒は、アッラーに救われても、他の神を併せて祈る。

2-2. クルアーンの根拠 家畜の章 6章64節「それからあなたたちは（アッラーに）他の神を併せて祈る」

3. 多神教徒の信仰の誤りと、真理

3-1. 多神教徒の謝り： 誠実な信徒であること、信仰が唯一信仰であることの条件を満たしていないこと。

3-2. 誤りの証明材料

困難な時、人は神に救いを求めるが、それは本能からであり、人の固有の性質からであるということ。

困難の時、人は4つの行為を行う。1) 祈り、2) 称名と訴え、3) 誠実な心の吐露、4) 感謝の表明と祈りであるが、困難が去ると、元に戻ってしまう。

5. アッラーは帰依しない者に懲罰を下す（65-67節）

言ってやるがいい。「かれはあなたがたの上から」、また足許から、懲罰を下すことが出来、またあなたがたを仲間割れさせて混乱に陥らせ、またある者に、外の暴虐を味わわせることも出来る。」われは、如何に印を示すかを見なさい。

恐らくかれらは会得するであろう。65 これは真理であるが、あなたの民は虚偽であるとした。言ってみよう。[わたしは、あなたがたの後見人ではない。] 66 「それぞれの御告げには、それぞれ一定の期限がある。間もなくあなたがたはそれを知るのである。」 67

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範：

1. アッラーの慈悲と懲罰：

1-1. アッラーには、慈悲、恩寵と、それと反対の極にある懲罰と厳しい報いを下す力がある。

1-2. アッラーは人間の本性に則って、多様で、異なる形の恵みと安全を、さらに豊かにし、さらに安寧を確かなものにする。危険から護り救出する。

1-3-1. 懲罰の種類：

自然災：投石、落石、台風、強風、地震、火山の噴火（アードの民、サムードの民、シュワイブの民、ロトの民、ノアの民がこれらの懲罰を受けた）

人災：戦争、反乱 内乱、紛争（イスラーム教徒が敵の占領下に置かれる、イスラーム教徒同士の抗争、内乱などの試練も含む）

1-3-2. アードの民

1-3-3. サムード（紀元4000年前から2世紀前頃）イエメンでサムードの町を建設し、後にサウディアラビアのヒジャーズ地方（メッカ、メディナ）へ移住。

1-3-4. シュワイブ：

シュワイブはイブラーヒーム（アブラハム）の孫で、ムーサ（モーゼ）の妻の一族であるパレスチナの砂漠の遊牧民メディアン族に属し、詐欺行為を止めるよう警告しなさいとのアッラーの命を受けてアッラーの使徒となった。しかしシュワイブの民は警告を無視し、滅ぼされた。シュワイブはヘイブライ語聖書で、ムーサの義父とされる。

1-3-5. ロト：

ロト（『創世記』11章後半-14章、19章）イブラーヒーム（アブラハム）の甥。イブラーヒームと共にエジプト、カナンを旅途、対立して、ロトは東ヨルダン、

ソドムへ移住する。エラム王ソドムを攻撃、ロト一族を捕虜とするがイブラーヒームが救出。アッラーがソドムとゴモラを滅亡をさせることを決める。ロト一族脱出が、ロトの妻、ソドムを振り返って見て、塩の柱となる。ロト一族、洞窟へ避難、血筋断絶の危機が訪れる。長女、次女の二人、ロトを酔わせ、長女はモワブ（父から）、次女はベン・アミ（肉親の子）と命名され、アンモン族の祖となる。洞窟は死海東南岸のデイル・アイン・アバタ Deir 'Ain 'Abata で巡礼地となっている。

1-3-6. ヌーフ（ノア）（『創世記』5～10章）ノアの方舟（箱船）

2. 不信仰者への警告：遅い早いの別はあっても滅亡からは逃れることができない。

3. イスラーム信徒への警告：

3-1. クルアーンの教えに従順でないのは、クルアーンの啓示を虚偽とする不信仰者の態度に近いとの警告。

3-2. フッシラ（解明）の章 41章52-53節

「言ってるがいい。「あなたがたは考えないのか。もしそれが、(本当に) アッラーから (下された) ものであっても、あなたがたは信じないのか。遠く離れ去って分裂する者ほど、酪く迷った者が (外に) あろうか。52 われは、わが印が真理であることが、かれらに明白になるまで、(遠い) 空の彼方において、またかれら自身の中において (示す)。本当にあなたがたの主は、凡てのこの立証者であられる。そのことだけでも十分ではないか。53」

6. クルアーンを笑いものにする者たちとの同席拒否と懲罰 (68-70節)

わが啓示に就いて無駄なことに耽る者を見たならば、かれらが外の話題に変えるまで遠ざかれ。仮令悪魔があなたに忘れさせても、気付いた後は不義の民と同席してはならない。68 主を畏れる者には、かれら不義の徒の清算に就いて少しも責任はない。だが念のため訓戒しておく、恐らくかれらは主を畏れるであろう。69 自分の教えを、遊びや戯れとする者と、現世の生活に欺かれ

ている者たちは、放っておきなさい。そして各人はその行いによって、自ら破滅に陥ることをそれで訓戒しなさい。アッラーの外には、どんな守護者も執り成す者もない。凡ての代償を提出しても、受け入れられないであろう。これらの者は自分の行ったことによって滅び、主を拒否したために煮えたった湯を飲み、また痛烈な懲罰を受けるであろう。70

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範：

1. この箇所（の節）からの教え

1-1. クルアーン、預言者、イスラーム法規範を揶揄（やゆ）する座から離れる。クルアーンを揶揄するような者はクルアーンについて話す権利はない。また話しても歪められる恐れがある。

1-2. イブン・ジュワイズ・マングードの見解：

「信仰者、不信仰者を問わず、アッラーの啓示を論じる者がいたら、その座を去りなさい。」

イブン・ジュワイズはクルトビーのクルアーン解釈書の7章3節 ムタシャービハートに出てくるといいますが、はっきりしない。

「かれこそは、この啓典をあなたに下される方で、その中の（ある）節は明解で、それらは啓典の根幹であり、他（の節）はあいまいである。そこで心の邪な者は、あいまいな部分にとらわれ、（その隠された意味の）欠陥を求めて、それに勝手な解釈を加えようとする。だがアッラーの外には、その（真の意味）を知るものはない。それで知識の基礎が堅固な者は言う。「わたしたちはこれ（クルアーン）を信じる。これは凡て主から（賜わったもの）である。」だが思慮ある者の外は、反省しない。」

ムタシャービハート：クルアーンには明示があるが、それについてはアッラー以外知る由もないこと。例として：審判の日の時期、「神の御手は私たちの上にある」（クルアーン48章10節などで、後者はアッラーが人間のように手があるとされるが、だからと言って、神の御手はどのようなものか分からない。人間と同じでは創造主ではないことになる。従って、表現の意味は分かるが、

実態は分からない。クルアーンのこのような表現をムタシャービフ（似ているもの）と言う。

2. 訓告や助言を受け入れないような人には、同じような態度を取ること。

3. 不信仰者たちとの交際についての法学者たちの見解

3-1. イブン・アラビー：これは（アッラーが否定した罪を犯す）悪人たちとの交際を否定したものである。

3-2. マーリキ派：敵の領土内と、敵対するキリスト教会に入ってはいけない。その場合には商業取引行為もいけない。不信仰者たちや、イスラームの異端の人たちと座を同じくしてはいけない。彼らとの親交を期待するな。彼らの言葉や見解を信じるな。

4. 物忘れについて：

4-1. 預言者たちはイスラーム法規範を人々に伝える使命があるが、それを忘れることはない。しかし日常生活一般においては、他の人間と同じように間違っても物忘れもある。

5. 不信仰者、義人でない人たちの行為の報いを受けることはない。

6. 宗教において他人を翻弄させるような行為は法規範や信仰に限らない。彼らは生活の上部だけを見て、良い本能が腐り、善を求めない状況になっている。

7. クルアーンは人々に、滅亡の憂き目に合わないよう、来世での懲罰を受けないようにと警告を発している。

8. アラーは、来世で助勢も、執り成しも受け入れない。

8-1. クルアーンの根拠：

1) ターハー章 20章 109節

「その日、慈悲深い御方に御許しを得ている者以外の執り成しは無益であろう。その者の言葉は、かれに受け入れられる。」

2) サバア章 34章 23節

「かれが御許しになられた者の外、御前での執り成しは無益である。やがてかれらの心の怖れが消えると天使たちは言う。「あなたがたの主は、何と仰せられたのですか。」するとかれらは（答えて）、「真理でした。かれは、至高にし

て至大の御方です。」という。」

3) 預言者たち章 21 節 28 節

「かれは、かれら（天使）以前にあるものも、以後にあるものをも知っておられ、かれが受け入れる者の外は、執り成しをしない。かれら（天使）はかれに畏れ仕える。」

7. アッラー信仰の特質と、多神信仰への弾劾（71-73 節）

言ってやるがいい。「わたしたちはアッラーの外に、わたしたちに益もなく害もないものに祈れようか。わたしたちは一度アッラーに導かれた後に、地上で悪魔の誘惑に迷わされた者のように、わたしたちの踵を返せるであろうか。かれには（よい）仲間たちがいて、『わたしたちのもとに来なさい』と正しい道に招いているのではないか」言ってやるがいい。「アッラーの導きこそ（真の）導きである。わたしたちは、万有の主に従服、帰依しなさいと命じられている。」
71 「また『礼拝の務めを守り、かれを畏れなさい。かれこそはあなたがたを御許に召集なされる方であられる。』（と命じられている。）」72 またかれこそは真理をもって、天と地を創造された方であられる。その日は、かれが「有れ」と仰せになれば、即ち有るのである。かれの言葉は真実である。ラッパが吹かれる日、大権はかれに属する。かれは幽玄界も現象界をも知っておられる。かれは英明にして凡てに通暁しておられる。73

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範

1. 真理（啓示の意味）とアッラーの導きが知らせた後に、この二つの確定（揺るぎないもの）にして、改竄（かいざん）や粉飾による無効を知って、迷いや多神から離れる。
2. クルアーンの中に示されているアッラーの導きは真実の導きである。イスラーム信徒は導き手で、人間世界、幽鬼世界など全ての世界の主であるアッラーに誠実であること。礼拝実践行為とその他の義務を完全にすること。
3. 礼拝の対象は、益と害を自在に下せる方であるべきである。それはアッラー

のみである。アッラーは真実によって創造主であることが明らかである。アッラーは恵みを与え、命令が実行できる能力のある者に命令する（注：法的能力がある大人のこと）。アッラーは現世と来世において自由自在の権能を持つ。アッラーは可視界、不可視界に通暁し、叡智溢れ、大小の区別なく詳細に熟知している。

4. 学派のアッラーの権能に対する見解：

スンニー派：全ての現象を掌握し、全ての存在者や物を掌握する。

ムアタズィラ（ムウタズィラ）*：真理とは、人間にとって利益あるもので、アッラーは人間に有益なものをもたらす。

※ 8-10世紀、イラクのバスラとバグダードの両都市の知識人グループ。

神の御言葉の理解において、クルアーンの他の箇所にある説明や、預言者や彼の教友たちの言行録を使った解釈（伝承による解釈）よりも、理性に基づいた推論、論理により解釈する。

5. アッラーの創造行為：「あれ、すると存在する」とある通り、素早い。審判の日の清算も同じく素早い。

6. アッラーが崇拝の対象であることは真理である。

7. 天使イスラフイルの喇叭（ラッパ）吹きの描写。アッラーは人々に命を与える。

8. イブラーヒーム（アブラハム）と父アーザルの多神教廃棄をめぐる論争（74-79節）

イブラーヒームがその父アーザルに、こう言った時を思え。「あなたは偶像を神々となさるのか。本当にあなたとあなたの民は、明らかに誤っていると思う。」

74 われはこのように、天と地の王国をイブラーヒームに示し、かれを全く迷いのない信者にしようとしたのである。75 夜（の暗闇）がかれを覆う時、かれは一つの星を見た。かれは言った。「これがわたしの主です。」だが星が沈むと、かれは言った。「わたしは沈むものを好みません。」76 次いでかれは月が昇るのを見て、言った。「これがわたしの主です。」だがそれが沈むと、かれは

言った。「わたしの主がわたしを導かれなかったら、わたしはきっと迷った民の仲間になったでしょう。」77 次いでかれは太陽が昇るのを見て、言った。「これがわたしの主です。これは偉大です。」だがそれが沈むと、かれは言った。「わたしの人びとよ、わたしはあなたがたが、崇拜する者と絶縁します。78 わたしは天と地を創られた方にわたしの顔を向けて、純正に信仰します。わたしは多神教徒の仲間ではない。」79

生活とイスラーム法解釈、あるいは法規範

1. 唯一信仰の確定をめぐるイブラーヒームの見解と論争、言葉が不要なほど明解さと、その証拠。

2. イブラーヒームの4つの見解と彼の優れた論争能力と実行力

2-1. 父への見解表明

1) マリヤム章 19章42節

「かれが父にこう言った時を思え。「父よ、あなたは何故聞きも、見もしないで、また僅かの益をも与えないもの（木石の偶像）を崇拜なさるのか。」

2) 家畜の章 6章73節

「イブラーヒームがその父アーザルに、こう言った時を思え。」

2-2. 彼の一族への見解表明：

家畜の章 6章75節「夜（の暗闇）がかれを覆う時、」

2-3. 王への見解表明：

牝牛章 2章258節

「アッラーがかれに王権を授けられたことから、（高慢になって）主に就いてイブラーヒームと論議した者を、あなたは知らなかったのか。イブラーヒームが、「わたしの主は、生を授けまた死を賜う方だ。」と言った時、かれは「わたしも、生を授けまた死を与える。」と言った。イブラーヒームは言った。「アッラーは、太陽を東から昇らせられる。それであなたは、それを西から昇らせなさい。」そこでかの不信者は当惑してしまった。アッラーは不義を行う民を御導きになられない。」

2.4. 不信仰者への実力行使による見解表明：

21章58節

「こうしてかれは、必ずかれらがそこに返って来るであろうと（思って）、唯一体の巨像を除きそれらを叩き壊した。」

3. イブラーヒームが否定した崇拜物：星、月、太陽：これらは現れ、消える。創造主は隠れもしないし、隠されることもない。

4. 信仰は心、本能、伝心、アッラーの導き、理性、感性によって不動である。

5. 家畜の章 6章77節「わたしの主がわたしを導かれなかったら、」は仮定で、イブラーヒームにはアッラーの導きはあった。導きの確証は、開端の章 1章6節「真つ直ぐな道へ私たちを導き給え。」から明らかである。

6. イブラーヒームは「顔を向けた」、実際に、星、月、太陽が神でないことを人々に伝えた。

7. ファハルッディーン・ラーズイーの見解：この世界において、能力、英知、叡智において創造主アッラーに同位の存在はいない。しかしながら、他のものを神にしている例は多い。星辰崇拜、創造主否定、キリスト教徒がイーサ（イエス）を神としていること、偶像崇拜など。

8. 宗教の歴史：偶像崇拜が最古であるのは、私たちが知ることのできる最古の預言者ヌーフ（ノア）が偶像を否定したことでも知ることができる。

ヌーフ章 71章23節

「かれらは言います。『あなたがたの神々を捨てるな。ワッドもスフーウも、またヤグースもヤウークもナスルも、捨ててはならない。』」

9. ラーズイーのアッラーのイメージ：1) 身体をもたない、2) 性質はない、変化するものだから。3) 伝承ではなく、明証によって証明される、4) 預言者たちが伝えたアッラーについての知識は本能によって知りえる。5) アッラーは被創造物から知ることができる。

第4回タフスィール研究会報告 クルアーン第6章家畜章 第80節～103節

遠藤利夫

日 時 平成22年9月25日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマと節区分：

1. イブラーヒームと彼の民との論争（80節～83節）
2. 預言者たちの父イブラーヒーム、預言者たちの教えと導き方の特徴（84節～90節）
3. 預言の確証、預言者たちへ啓典を下したこと、クルアーンの重要性（91節～92節）
4. アッラーに対する虚偽捏造とアッラーからの懲罰（93節～94節）
5. 宇宙に輝くアッラーの偉力（95節～99節）
6. アッラーに同位者（ジンや息子や配偶者）を配したこと、アッラーの存在は視覚で捉えることはできない（100節～103節）

1. [イブラーヒームと彼の民との論争 80節～83節]

本文 80. だがかれの人びとは、反論した。かれは言った。「あなたがたはアッラーに就いて、わたしと論議するのか。かれは確かにわたしを御導き下された。わたしはあなたがたが、かれと並べて崇めるものを、少しも畏れない。わたしの主が御望みにならない限りは（何事も起こり得ない）。わたしの主は凡てを、御知識の中に包含なされる。あなたがたは留意しないのか。81. わたしがどうして、あなたがたの崇拜するものを畏れようか。かれが何の権能も授けられないものを、あなたがたは恐れずにアッラーに並べて崇めているではないか。

それで両群（一神教と多神教）のどちらが、もっと平安を得るに値するのか。あなたがたがもし知っているなら（答えなさい）。82. 信仰して、自分の信心に不義を混じえない者、これらの者は安全であり、（正しく）導かれる者である。」83. これはわれがイブラーヒームに授け、その民を説得するために述べた確証であった。われは嘉する者の（英知や徳性の）階位を高める。誠にあなたの主は英明にして全知であられる

語の説明：

80節-[かれの人々は、反論した]：イブラーヒームの民が宗教について彼に議論した。もし偶像を見限って棄てたら偶像が彼に災いをもたらさだろうと脅した。

[アッラーについて]：アッラーの唯一性について。

1節-[わたしがどうして]：私は何の力もない偶像を恐れようか。

[あなたがたの崇拜するものを畏れようか]：あなたがたの崇拜する偶像は何に對しても無力であるゆえ、私（イブラーヒーム）は恐れない。

82節-[信心に不義を]：アッラーに同位のもを置く多神教

解説：

唯一神信仰を受け入れず、伝統に執着し、偶像にすがりつく民たちの宗教の誤りを論ずるために、イブラーヒームはかれの民を説得しようとして、アッラーの偉大な力について説明をする。アッラーとはあらゆる物事を司るお方、平安をもたらすお方、叡智を授けてくれるお方である、アッラーなしには何事も起こらないと説明する。それに対し彼らの偶像神は害をなすことも、益をもたらすこともなく、また物事を見通したり、聞きつけたりする力もなく、また勝利をもたらしたり、取り成しをしてくれることも無いと説いて、民たちを唯一神への信仰（タウヒード）へ向かわせようとする。民人たちの反論の例として次のようなものがあった。

かれらは言った。「フードよ、あなたはわたしたちにたった一つの明証すら、もたらさない。わたしたちは(単なる)あなたの言葉のために、わたしたちの神々を捨てない。またあなたの信者にもならない。わたしたちの神々のあるものが、

邪悪な言動であなたを魅惑したのだと言うだけである。」かれは（答えて）言った。「わたしは、立証をアッラーに御願います。あなたがたも、わたしが（神々を）配することに、関りないことを証言して下さい。かれ以外（の神々を仲間とし）て、皆でわたしに対し策謀しなさい。何も猶予はいらない。わたしの主であり、あなたがたの主であられるアッラーを、わたしは信頼する。凡ての生きものの一つでも、アッラーが、その前髪を掴まれないものはない。本当にわたしの主は、正しい道の上におられる。」（11章 フード章 53～56節）

イブラーヒームが偶像の権能（權威）を恐れないことについての言葉。「それともかれらに（主の）同位者があって、アッラーが御許しになられない宗教をかれらのために立てたのか。」（42章 相談章 21節）「それらは、あなたがたや祖先たちが名付けた（只の）名前に過ぎない。アッラーは（どんな）權威をも、それらに下されなかった。」（53章 星章 23節）

82節 - 自分の信心に不義を混じえない - との啓示が下りたときの状況についてのハディース：

アブドラー・イブン・マスウードはこう伝えている。本節が啓示された時、教友たちは非常な不安にかられ口々に「我々の仲間て一体、誰が誤ちを犯さない者がいるだろうか」といい合った。これに対しアッラーのみ使いは次のようにいわれた「この啓示の意味は、あなたたちが想像するようなものではありません。賢者ルクマーンが彼の息子にむかって「息子よ、アッラーに他の神を同等に配してはならない。それを配するのは大変な不義である」（第31章 ルクマーン章 13節）と述べた時の言葉なのです」

「われは嘉する者の（英知や徳性の）階位を高める」の意味は、アッラーはお望みなれば現世において知識と知恵を使徒に与えられるが、それは信仰の位階、知識の位階、叡智の位階、成功などの位階を上げられること。クルアーンに次の言葉がある。「われは、これらの使徒のある者を外の者より以上に遇した。かれらの中である者には、アッラーが親しく御言葉をかけられるし、またある者は位階を高められた。」（2章 雌牛章 253節）アッラーはイブラーヒームに対しても權威を授けて位階を上げられた。誠に主は言葉、行為において英

明であり創造において全知であられ、お望みの者を導かれ、お望みの者を迷わされる。それは次の言葉にある通りである。

「本当に（罪が深いために）主の御言葉通りになった者は、信仰しないであろう。例え凡て印がかれらに齎されても、かれらが（自分で）痛ましい懲罰を見るまでは。」（10章ユースス章96～97節）

生活上の教え：

至高のアッラーはイブラーヒームに対して、民が理解できるようにすべての理性的論拠を教えられた。また、民たちの疑いと主張を導きによって消し去った。これについて、至高のアッラーの言葉、「これはわれがイブラーヒームに授け、その民を説得するために述べた確証であった。」（83節）

民たちは偶像を恐れていたが、彼は民たちに、断じて恐れることはないと言われし続けた。何故なら、恐れは有益と有害を自在に操るものに対して起こるものであり、彼らの偶像は益することも害をなすことも出来ないからである。

預言者たちの義務はタウヒード（唯一神信仰）の確立と多神教の廃棄であり、偶像は想像と迷信から派生したものである。

論争と論拠は真の宗教を確立するためであり、無益な宗教の存立は否定される。

2. [預言者たちの父イブラーヒーム、預言者たちの教えと導き方の特徴 84節～90節]

本文 84. われはかれ（イブラーヒーム）に（子）イスハークと（孫）ヤアコーブを授けて、それぞれ導いた。先にヌーフも導いた。またかれの子孫の中には、ダーウードと、スライマーン、アイユーブ、ユースフ、ムーサー、ハールーンがいる。われはこのように善い行いをする者に報いる。85. またザカリーヤ、ヤヒヤー、イーサーとイルヤースがいる。それぞれみな正義の徒であった。86. またイスマーイール、アル・ヤサア、ユーススとルートがいる。われはかれらを、皆世に秀でた者とした。87. またかれらの祖先と子孫と兄弟

の中、われはかれら（のある者）を選んで正しい道に導いた。88. これはアッラーの導きであり、かれはそのしもべの中から、御好みになられる者を導かれる。もしかかれらが（神々をかれと）並べたならば、凡ての行いは、かれらにとって、虚しいものとなろう。89. これらの者はわれが、啓典と識見と預言の天分を授けた者である。それでもしかかれらがこれを信じないならば、われはこれらを拒否しない(別の)者にこれを委ねるであろう。90. これらの者は、アッラーが導かれた者であるから、かれらの導きに従いなさい。言ってやるがいい。「わたしはこのために、どんな報酬もあなたがたに求めない。これは只諸民族に対して（アッラーの真意を）思い起させるだけである。」

語の説明：

84節-[ヤアコーブ（ヤコブ）]: イスハーク（イサク）の息子

[かれの子孫の中には]: かれとはヌーフを指す。イブラーヒームではない。ルートはイブラーヒームの甥であり、イブラーヒームの子孫にはならない

[スライマーン（ソロモン）]: ダーウード（ダビデ）の息子

[ユースフ（ヨセフ）]: ヤアコーブの息子

[ハールーン（アロン）]: 出エジプト記にある指導者

85節-[ヤフヤー（ヨハネ）]: ザカリーヤー（ザカリア）の息子

[イーサー（イエス）]: マリヤム（マリア）の息子

[イルヤース（エリア）]: ハールーン（アロン）の兄弟の息子

86節-[イスマ-イール（イシュマエル）]: イブラーヒーム（アブラハム）の長男 [アル・ヤサウ（エリシャ）]: ユダヤ第2王国の時代の預言者

[ルート（ロト）]: イブラーヒーム（アブラハム）の甥

(訳者注) 預言者がミーラージ（昇天）時に七天で会った預言者たち: 「そのしもべを、(マッカの) 聖なるマスジドから、われが周囲を祝福した至遠の(エルサレムの) マスジドに、夜間、旅をさせた。わが種々の印をかれ(ムハンマド) に示すためである。」(17章夜の旅章1節)

第一天 : アーダム

第二天 : イーサー、ヤヒヤー

第三天：ユースフ

第四天：イドリース

第五天：ハールーン

第六天：ムーサー

第七天：イブラーヒーム

要点：

至高のアッラーがイブラーヒームについて語った後、アッラーはタウヒード（唯一神信仰）の確証として彼に数々の恩恵を与えられた。アッラーの言葉、一つめは、「これはわれがイブラーヒームに授け、その民を説得するために述べた確証であった。」、二つめは、「われは嘉する者の（英知や徳性の）階位を高める。」、三つめは、「われはかれに授けた」である。即ち、アッラーは彼に現世における名声を与えられた。何故なら、アッラーは預言者や使徒たちの子孫に名誉を与えられたからである。この栄誉は復活の日迄、預言者たちの子孫に与えられた。

解説：

アッラーは彼の預言者イブラーヒームに栄誉を与えられ、イスハークを贈られた。イブラーヒームは子供の出来にくい体のため、彼も妻サーラも子供をあきらめていた。そこへ天使が彼の元に来て吉報を伝えた。彼ら（天使）はルート民に遣わされた者たちだった。妻は驚いた。「ああ、情ない、わたしは老婦人であり、この夫も老人なのに（子が）産めましようか。本当にこれは不思議なことです。」かれら天使は言った。「おお、この家の人びとよ、あなたがたは、アッラーの命令に驚くのか。アッラーの慈悲と祝福があなたがたの上にあるように。本当にかれは讚美すべき方、栄光に満ちた方であられる。」（11章 フード章 72～73節）また彼ら二人が子供を作るのには高齢に達していたが、預言者の天分があると吉報を伝えた。至高のアッラーは言われた。「またわれは正しい人物、預言者イスハークの（誕生の）吉報をかれに伝えた。」（37章 整理者章 112節）これは吉報の成就であり、大きな恩恵であった。至高のアッラー

は言われた。「イスハークの後、ヤアコーブの（産れる）吉報を伝えた。」（11章 フード章 71 節）

このイブラーヒームへの報奨は、彼が民たちの中で孤立したため、彼らから離れアッラーの信仰を行える地に移住したことによるもので、それで至高至大なるアッラーは彼の民の代わりに宗教に堅固な子供を与えられた。これについてのアッラーの言葉。「それでかれ（イブラーヒーム）が、かれらとアッラー以外にかれらが仕えるものから離れ去った時、われはかれにイスハークとヤアコーブを授けた。そしてわれはかれらをそれぞれ預言者にした。」（19章 マリヤム章 49 節）、また「われはかれ（イブラーヒーム）に（子）イスハークと（孫）ヤアコーブを授けて、それぞれ導いた。（6章 家畜章 84 節）」。即ち、アッラーは彼にイスハークとヤアコーブを与え二人を預言者とされた。そしてイブラーヒームに預言者の天分を与えたのと同じく彼らに叡智と論証する聡明さなどを与えた。また、イスマールではなくイスハークについて述べたのは、信仰と善行、そして完全な帰依と誠実さへの報奨として高齢になった彼と彼の妻サーラの不妊に対し至高なるアッラーの賦与の印を与えられたためである。また他の理由として、イスハークやヤアコーブを祖先とするイスラエル族の預言者たちを述べる目的でもあった。それに対しイスマーイルはムハンマド（アッラーの祝福と平安が彼の上にありますように）を除き預言者として堅固ではなかった。

アッラーはヌーフの子孫であるイブラーヒームに伝えた。「かれらは、一系の子々孫々である。」（3章 イムラーン家章 34 節）

ヌーフはイブラーヒームの叔父で、祖先たちの名誉であり、また預言者たちの榮譽である。なぜなら啓典と預言者性を与えられたからである。アッラーの言葉。「われは、以前、ヌーフとイブラーヒームを遣わした。またわれは両者の子孫に預言の天分と啓典を授けた。それでかれらの或る者は導かれた。」（57章 鉄章 26 節）

アッラーはイブラーヒームの子孫に預言者の天分と叡智を授けた。ザカリーヤー、ヤヒヤー、イーサー（イエス）、イリヤース、イスマーイルは、言葉

と行いにおいて誠実な者たちであった。

また、アッラーがイスマーイールの子孫に選ばれた者（アッラーの祝福と平安が彼の上にありますように）をみる事が出来る。アル・ヤスア、ユヌス、ルートらには世界で他のものよりも恩恵を与えた。

しかし、ルートについてはイブラーヒームの子孫ではない。ルートはアザールの息子ハールーンの兄弟の子であった。至高のアッラーは言われた。「ヤアコブが臨終の時、あなたがたは立ち会ったか。かれがその子孫に向かって、『わたしが亡き後、あなたがたは何に仕えるのか。』と言うと、かれらは、『わたしたちはあなたの神、イブラーヒーム、イスマーイール、イスハークの神、唯一の神（アッラー）に仕えます。かれに、わたしたちは服従、帰依します。』と言った。」（2章 雌牛章 133 節）また、「それで天使たちは、イブリースを除き一斉にサジダした。」（15章 部屋章 30 節 及び 38章 サード章 73 節）

イーサー（イエス）はイブラーヒームの子孫で母はマルヤム（マリア）で父はいなかった。これに似て、父親が亡くなった後に宗教的リーダーになったのが預言者の子孫ハサンとフセインである。両者の母はファーティマであった。これについてハディース（ブハーリーの真正集）によると、神の使徒が説教中にアル・ハサン・ビン・アリーがやって来た時、彼は「この子は長となり、恐らくアッラーは彼によってムスリムの両派を和解させ給うであろう」と言われた。

預言者たちの特徴は次の3つのカテゴリーに分けられる。

1. ダーウードと、スライマーン、アイユーブ、ユースフ、ムーサー、ハールーン：（権力を持った預言者たち）彼らは全員、預言者の天分と使命を持ち、王や首長、知事などになった。ダーウードとスレイマーンは王であった。アイユーブは王子であった。ユースフは大臣と知事であった。ムーサーとハールーンは知事であったが王ではなかった。クルアーンの中では宗教の導き手として階梯をあげられた。彼らを功績順にすると、ムーサーとハールーン、次にアイユーブとユースフ、次にダーウードとスレイマーンである。アッラーの言葉。「われはこのように善い行いをする者に報いる。」（6章 家畜章 84 節）

2. ザカリーヤ、ヤヒヤ、イーサーとイルヤース：現世で禁欲を優先した。アッラーは彼らを誠実者として記述している。

3. イスマーイール、アル・ヤサア、ユヌス、ルート：彼らは第一グループのように王にはならず、また第二グループのように禁欲主義でもなかった。彼らはその時代で恩恵を与えられた。預言者たちの中において、イブラーヒームはルートよりも優れていた。ムーサーは彼の兄弟で大臣になったハールーンよりも優れていた。イーサーは叔母の息子のヤヒヤよりも優れていた。

このようにアッラーは彼らの祖先や子孫や兄弟たちを選んで正しい道に導かれた。たとえばイブラーヒームやヌーフの子らである。それについてのアッラーの言葉。「われは、以前、ヌーフとイブラーヒームを遣わした。またわれは両者の子孫に預言の天分と啓典を授けた。それでかれらの或る者は導かれた。だが、多くの者はアッラーの掟に背く者たちであった。」(57章 鉄章 26節)

それからアッラーは預言者たちの中から特に目立たせることがあり、正しい道すなわちまっすぐな真の宗教へと導かれた。そして、アッラーの導きには2種類あり、一つはアッラーからその人物に有能な預言者の天分を授けるなどして積極的に関わる場合で、たとえばアッラーは「われはかれらの（ある者）を選んで、」と述べられている。この導きについて、アッラーの言葉、「かれはさ迷っていたあなたを見付けて、導きを与え」(93章 朝章 7節)とある通りである。

しかし、多神を崇拝する者については、彼らの行為が無益なものとなると警告されている。それについてのアッラーの言葉。「われは既にあなたに啓示した。あなた以前の者たちに（啓示）したように。もしあなたが（邪神をわれに）配したならば、（現世における）あなたの行いは虚しいものになり、」(39章 集団章 65節) また、天使はアッラーの娘である、イーサーはアッラーの子であるなどと言うことは許されない。これについてのアッラーの言葉。「言ってやるがいい。『もし慈悲深き御方が子を持たれるなら、このわたしがその最初の崇拜者となる。』」(43章 金の裝飾章 81節)、「もしわれが戯れを望み、仮りにそうするならば、わが手近なもの（非物質的な霊的なもの）から選んだであろう。」(21章 預言者章 17節)、「アッラーが子を持つと御望みなら、御自

分の創られるものの中から、望みの者を選ばれる。かれに讃えあれ。かれはアッラー、唯一にして（万有の）征服者である。」（39章 集団章4節）

クルアーンの中で言及されている預言者たちはタウヒード（アッラーの唯一性）を宣教するために遣わされた。ムーサーへのトーラー（旧約聖書）、ダーウードへのザブール（詩篇）、イーサーへのインジール（福音書）など啓典や叡智を与えられた。イブラーヒームについて至高のアッラーの言葉。「主よ、英知をわたしに授け、」（26章 詩人たち章83節）ムーサーについて。「だが、主はわたしに知識を授けて、使徒の一人となされたのである。」（26章 詩人たち章21節）ダーウードについて。「ダーウードよ、われはあなたを地上の代理者にした。だから人びとを、真理によって裁き、私欲に従って、アッラーの道を踏みはずしてはならない。」（38章サード章26節）ダーウードとスレイマーンについて。「われはそれをスライマーンに理解させた。そしてそれぞれに判断力と英知を授け、またわれはダーウードに山々や鳥たちを従わせて（主を）共に讃えさせた。それは（皆）われの仕業であった。」（21章預言者章79節）啓典の書や預言者の天分について不信の態度をとったのはマッカの多神教徒たちであった。89節の「それでもしかれらがこれを信じないならば」の彼らとはマッカの住人を指している。

遣わされた使徒たちは、クルアーンの宣教のためにお金や特別な財物を要求することない。これについてのアッラーの言葉。「私はそれに対して、何の報酬もあなたがたに求めてはいない。わたしはあなたがたの近親としての情愛だけを求める。」（42章 相談章23節）

3. [預言の確証、預言者たちへ啓典を下したこと、クルアーンの重要性 91節～92節]

本文91. かれらが「アッラーは人間に何も（啓示を）下されていない。」と言うのは、アッラーを尊崇すべきように、尊崇していないからである。言うてやるがいい。「ムーサーが齎した、人間にたいする光明と導きの啓典を、下した

のは誰か。あなたがたはそれを紙に書いて、それ（のあるもの）を示すが、多くを隠すではないか。あなたがたもあなたがたの祖先たちも知らなかったことを、教えられたではないか。」言ってやるがいい。「アッラーであられる。」だから放って置け、かれらには空論で遊戯に耽らせておきなさい。92. これはわれが下した祝福された啓典で、以前に下したものを確証し、また諸都市の母（マッカ）とその周辺に、あなたが警告するためである。来世を信じる者は、かれらの礼拝を守りそれを信仰するであろう。

語の説明：

91 節 - [彼らは]：ユダヤ教徒は。

92 節 - [諸都市の母（ウンム・ル・クラ）]：マッカの別名。（注：ムスリムはマッカと単独では言わずマッカ・ムカッラマ「祝福されたマッカ」と言う。）

啓示理由：

91 節：ユダヤ教徒のマーリク・ビン・アッサイフが来て預言者と議論をした。預言者が彼に「ムーサーに啓示されたトーラーを朗読しよう。トーラーの中で、アッラーは太ったラビ（ユダヤ教の宗教学者）を嫌われるというのがありますか。」と言われた。その頃のラビは太っていたので彼は怒って「アッラーは人間に何も啓示されていない。」と言ったので、この啓示が下された。

イブン・アッバースは次のように伝えている。ユダヤ教徒が、ムハンマドよ、アッラーがあなたに啓典を下されたのか。」と言ったので、預言者は「そうです。」と答えられた。それで、「言ってやるがいい。『ムーサーが齋した、人間にたいする光明と導きの啓典を、下したのは誰か。』」の啓示が下された。

解説：アッラーの使徒に反対し啓示を否定したのはクライシュ族、または啓示理由で述べたユダヤ教徒の集団であった。

イブン・アッバースは次のように述べている。最初（クライシュ族の者に啓示が下りたこと）はマッカでは容認されていた。また、ユダヤ教徒は天から啓示が下ることを否定していなかった。クライシュ族とアラブの指導者たちはムハンマドが普通の人間だったため預言者として遣わされたことを否定してい

た。これについてアッラーの言葉。「われがかれら（マッカ人）の中の1人（預言者ムハンマド）に啓示して、「あなたは人びとに（不信心の結末を）警告しなさい。」（10章 ユーヌス章2節）、また至高至大のアッラーの言葉。「導きがかれらに下された時、人びとの信心を妨げたのは、かれらが、『アッラーは（わたしたちと同じ）一人の人間を、使徒として遣わされたのか。』と言った（こと）に外ならない。言ってみよう。『もし地上を悠々と往き来しているのが天使なら、われはきっと一天使を使徒として、天からかれらを遣わしたことであろう。』」（17章 夜の旅章94-95節）。そして本節でのアッラーの言葉。「かれらが『アッラーは人間に何も（啓示を）下されていない。』と言うのは、アッラーを尊崇すべきように、尊崇していないからである。（89節）」

実際、本当にアッラーを知った者はアッラーがあらゆることにおいて、すなわち世界のすべてにおいて力があること知るであろう。アッラーの慈悲はあらゆるところに広げられていることや人間には天啓の書が必要不可欠であることなど。また、かつて人類は無秩序であり不安や心配の渦巻く世界にいたが、預言者たちの教えは倫理的社会の改善の道など社会に秩序をもたらすものであった。これに対し、預言者たちの教えを否定する者たちは、真のアッラーの知識や真の力について知ることがない。これについてのアッラーの言葉。あなたがたに『もしわたしたちに啓典が下されたならば、きっとかれらよりもよく導きに従ったであろうに。』」（6章 家畜章157節）

まとめ：

「あなたがたもあなたがたの祖先たちも知らなかったことを、教えられたではないか。」という説教はアラブの多神教徒に対するものである。即ち、アッラーは以前に知らせたことを、クルアーンを通じて教えられたのである。

また、ザム・ハシャリー及び他の者がこう述べている。「教えられたではないか。」という言葉はユダヤ教徒への説教であり、トーラーで知らされていたことをムハンマドの言葉で教えたのである。それについてのアッラーの言葉。「本当にこのクルアーンは、イスラエルの子孫に、かれらが議論している最も

大きな問題について語るものである。」(27章 蟻章 76節)、さらにザム・ハシャリーはこの説教はクライシュ族の中で信じている者に対してであると付け加えた。これについての至高のアッラーの言葉。「祖先がいまだ警告を受けず、それで気付かないでいる民に、あなたが警告するためのものである。」(36章 ヤー・スィーン章 6節)

「啓典」とあるクルアーンの重要性についてであるが、以前にムーサー下されたトーラーと同じく真理の道へ導くものであり、すでに下された啓典の書を支えるものである。アッラーに服従する者に対する天国の吉報、報奨や許しを知らせるものである。またアッラーに反抗する者に対しては地獄での懲罰を警告するものである。またマッカの人々やその他の人々、すなわちアードムの子孫であるアラブ人や非アラブ人の集団に警告するものである。これについてのアッラーの言葉。「言ってやるがいい。「人びとよ、わたしはアッラーの使徒として、あなたがた凡てに遣わされた者である。」(7章 高壁章 158節)、
「わたしがあなたがたそして届く限りの者に、それによって警告するためである。」(6章 家畜章 19節)、「だがそれを信じない一派の者たちは、火獄がかれらの約束された場所である。」(11章 フード章 17節)、「万民への警告者とするために、かれのしもべに識別を下された方に祝福あれ。」(25章 識別章 1節)、
「また啓典を授けている人びとと啓典を授けていない者たち(アラブの多神教徒)に言いなさい。「あなたがたは服従、帰依したのか。」もし服従、帰依すれば、たしかに正しく導かれ、仮令かれらが背き去るにしても、あなたの務めは、只(啓示を)かれらに伝えるだけである。本当にアッラーはしもべたちを(漏れなく)御存知であられる。」(3章 イムラーン家章 20節) ハディースによると、アッラーの使徒はこう言われたという。「私は私の以前の預言者たちの誰にも与えられなかった五つのものを与えられた。」そのうちの一つを述べられた。「他の預言者は自分の民に特別に遣わされたが、私は人類凡てに対して遣わされた。」(ブハーリー)

生活上での教え：

1. アッラーを賛美することは義務である。人類への慈悲と生活の改善のため

めに預言者たちに啓典が下されたことを受け入れることが必要。

2. アッラーの命令や教えられたことを世界に明らかにすることは、義務である。

3. アッラーの言葉。「アッラーは人間に何も（啓示を）下されていない。」と言うのはムーサー（彼に平安あれ）の警告したこと同様クライシュ族の不信の徒に対するものである。

4. クライシュ族やユダヤ教徒、多神的なキリスト教徒はムハンマド（彼に祝福と平安あれ）の預言者の天分を否定する。

5. クルアーンは祝福に満ちた贈り物であり、また天上にある書を確認するもので、原本は真正なものである。

6. クルアーンの節は派遣された預言者が対象とした人々だけではなく、すべての人類や集団、民族に対するもので人種を分け隔てたり、特定の時代や時、場所に限定されない。

7. 審判の信仰は宗教の根本であり、それを信じる者はクルアーンを信じる者である。礼拝は宗教の柱であり、礼拝を捧げる者は宗教のすべてを実践することであり、礼拝をなおざりにする者は宗教のすべてをなおざりにすることである。

4. [アッラーに対する虚偽の捏造とアッラーの懲罰 93節～94節]

本文 93. アッラーについて、虚偽を作り上げる以上に、不義を行う者があろうか。また何も啓示を受けないのに「わたしに、啓示が下った。」と言う者。あるいは「わたしはアッラーが下されたのと、似たものを下せる。」と言う者（以上に不義者があろうか）。これらの不義の徒が、末期の痛苦の中で、天使たちが手を差し出して、「あなたがたの魂を渡せ。あなたがたはアッラーに就いて、真実ではないことを言ったりその印にたいして傲慢な態度をとってきたりしたことに、今日恥ずべき懲罰を載くのだ。」と言う時の姿をあなた（ムハン

マド)に見せてやりたいものである。94. (復活の日にかれらはこう言われるであろう。)「まさにあなたがたは、われが最初あなたがたを創った時のように、一人々々われの許に来た。われがあなたがたに与えていたものを、凡て背後に残してきた。われはあなたがたが主の同位者と主張していたその執り成す者もあなたがたと一緒に見えてはいない。今あなたがたの間の絆は断たれ、あなたがたの主張していたものも離れ去った。」

語の説明：

93節-[アッラーについて、虚偽を作り上げる]：アッラーに子がいるとか、同伴者がいるなどと主張すること。また預言者と自称しながら、預言内容を公表しないこと。

「わたしに、啓示が下った。」：偽預言者ムサイリマについて下された。

[その印にたいして傲慢な態度]：アッラーからの印に対し思い上がり、不遜な態度をとった。

[恥ずべき懲罰]：侮辱され不名誉なこと。クルアーンの中の他の表現。「不面目を忍んでそれをかかえているか」(16章 蜜蜂章 59節)

94節-[一人一人]：一人で。家族も財産も子供もなく。

[最初あなたがたを創ったように]：素足で、裸で、割礼をしていない状態で。

[あなたがたの間の絆は断たれ]：人とのつながり、集団や社会とのつながりがなくなる。

啓示理由：

94節：アッ・ナダラ・ビン・アル・ハーリスが「アッラートとウッザーに病気を治して貰う。」と言ったので「まさにあなたがたは、われが最初あなたがたを創った時のように、一人々々われの許に来た。われがあなたがたに与えていたものを、凡て背後に残してきた。われはあなたがたが主の同位者と主張していたその執り成す者もあなたがたと一緒に見えてはいない。」との啓示が下りた。

解説：

「アッラーについて、虚偽を作り上げる以上に、不義を行う者があるか」とあるように、アッラーに対して誰一人として虚偽を作れない。アッラーに対し同位者を置いたり、子供がいるとしたり、預言者の天分や啓示を自分のために求めたりすることは出来ない。また、アッラーはそのような者を人々に派遣することは出来ない。クルアーンの中にある言葉、「もしわたしたちが望むならば、これらと同じことが言えるであろう。」(8章 戦利品章31節) のように、自分のために啓示がくると偽って、ムハンマドへの啓示を否定することは、存在しないものを確実にあるとしたり、既に存在するものを否定するようなものである。ムサイリマという偽預言者は、ムハンマドはクライシュ族の預言者で、自分はハニーファ族の預言者であると言っていた。

天使たちが、不義の徒から魂を取るに際し、不義の徒に厳しい懲罰を加える様については、次のようなアッラーの言葉がある。「天使たちが、かれらを召しよせ(死んでしまうこと)かれらの顔や背を打ったならどうであろうか。」(47章 ムハンマド章27節)、「今日恥ずべき懲罰を載くのだ。」(6章 家畜章93節)、「あなたがたが言い張っていた、わが仲間たち(の神々)は何処にいるのか。」(28章 物語章62節)、「あなたがたが、崇めていた(神々)は何処にいるのですか。アッラーを外にして(拝していたもの)はあなたがたを助けられるのですか、または自分自身を助けられるのですか。」(26章 詩人たち章92-93節)

「その日、どの魂も外の魂のために(役立つ)何の力も持たない。命令は、その日アッラーのもの。」(82章 裂ける章19節)

魂を取り出されるとき、不信心者は粗らしく扱われ苦痛が伴うが、信者たちは優しくされ喜びに満ちたものになる。そして信者たちの魂はアッラーに会うことに熱心になる。それに関するハディース。「誰でもアッラーにお会いすることを望んだ者は、アッラーがその者に会うことを望まれる。また、誰でもアッラーにお会いすることを嫌う者は、アッラーはその者と会うことを嫌われる。」(アフマド、バイハキ)

「最初あなたがたを創った時のように」についてのハディース。アーイシャ

は次のように伝えている。「アッラーのみ使いは、『復活の日、人々は、裸足で裸身、割礼を受けてない状態で集合させられる』と言われた。私は、この時み使いに『その日、男も女も一緒にされ、お互いを見ることができるのですか』と聞いた。み使いは、『アーイシャよ、この時、お互いを見ることは大変困難であろう。』と言われた。」即ち、復活の日は「その日誰もかれも自分のことで手いっぱい。」(80章眉をひそめて章37節)となるからである。

5. [宇宙に輝くアッラーの力 95節～99節]

本文 95. 穀粒や堅い種子を裂き開くのは、本当にアッラーである。かれは死から生を齎し、また生から死を齎される。それがアッラーである。どうしてあなたがたは背き去るのか。96. かれは、夜明を打ち開く方であり、また休息のために夜を定め、太陽と月を計算のために置かれる。それが、偉力ならびなく全知であられる方の摂理である。97. かれこそは、あなたがたのため群星を置かれた方で、あなたがたはそれによって、暗黒の陸でも海でも（正しい道に）導かれる。われは知識ある人びとに印の特恵を与えている。98. かれこそは、1人からあなたがたを創られた方で、（あなたがたのために）安住と寄留の所を（定められた）。われは理解ある人びとにわが印の特恵を与えている。99. かれこそは、雨を天から降らす方である。われはこれをもって凡てのもの（植物）の芽を萌え出させ、次に新緑（の群葉）を出させ、累々と穀物を実らせる。またナツメヤシの莢から、（重く）垂れ下がった房（を生え出させ）、またブドウ、オリーブ、ザクロ等、同類異種の果樹（を育てる）。その果実が結び、そして成熟するのを観察しなさい。その中には本当に信仰する人々への印がある。

語の説明：

95節 - [穀粒]：小麦やそれに類したもの。

[種子]：果実の種。ナツメヤシやブドウなど。

[かれは死から生を齎し、また生から死を齎される]：人間や鳥を精液や卵から。

[どうしてあなたがたは背き去るのか]: 明証があるのに、どうして信仰から背き去るのか。

97節 - [暗黒の陸でも海でも (正しい道に) 導かれる]: 旅するときに導かれる。

98節 - [1人から]: アーダム (人類の祖アダム) から。

98節 - [安住と寄留の所]: 子宮や地上の滞在場所。アッラーの言葉、「地上には、あなたがたのために住まいと、かりそめの生活」 (2章 雌牛章 36節) (7章 高壁章 24節)。

[理解ある人びと]: 熟考し深く理解する人々。

99節 - [信仰する人々への印]: 不信仰者とは異なり、信仰する人々には益がある

要点:

前節で至高のアッラーがタウヒード (アッラーの唯一性) や預言者の派遣を明らかにした後、創造者の説明に戻り、創造、再生、死、星の動きや昼夜の交替を管理する力に言及している。

解説:

本節では、至高なるアッラーのいくつかの偉力と叡智を数え上げている。植物についての例から説明されている。固い種子が土の中で芽を出し成長し、やがて色や形などが異なる果実が出来る様はアッラーの力を示すものである。次に黎明から夜明けを開き、休息のため夜を作る。即ち、光と闇を形成するのがアッラーの偉力であると説明されている。これらについて、多くのアッラーの言葉が示唆している。「彼は昼の上に夜を覆わせ、夜に昼を慌ただしく相継がしめなされ」 (7章 高壁章 54節) 「また休息のため、あなたがたの睡眠を定め、夜を覆いとし、昼を生計の手段として定めた。」 (78章 消息章 9-11節)

太陽と月の運行は年月を計算するためのもので、それについてのアッラーの言葉。「太陽と月は、一つの計算に従い (運行し)」 (55章 慈悲あまねく章 5節) 「かれこそは太陽を輝やかさせ、月を灯明とされ、その軌道を定め、年数 (と時日) の計算をあなたがたに教えられた方である。」 (10章 ユーヌス章 5節)

この世界が秩序だっていることはアッラーの力によるものである。アッラー

の言葉。「本当にわれは凡ての事物を、きちんと計って創造した。」(54章 月章 49節)

人間の創造についても言及がなされている。アッラーの言葉。「人びとよ、あなたがたの主を畏れなさい。かれはひとつの魂からあなたがたを創り、またその魂から配偶者を創り、兩人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる。」(4章 婦人章1節)

食べ物についてのアッラーの言葉。「同じ水で灌漑されても、食物としてあるものを外のものよりも優れたものになさる。」(13章 雷電章4節)「そして水から一切の生きものを創ったのである。」(21章 預言者章30節)「また地上には、隣り合う(が相異った)地域がある。ブドウの園、穀物の畑、一つの根から出た、またはそうでないナツメヤシの木、同じ水で灌漑されても、食物としてあるものを外のものよりも優れたものになさる。」(13章 雷電章4節)

生活上の教え：

本節には創造主としてのアッラーの偉力、叡智などが5種類示されている。

1. 植物や動物を生存させる：アッラーは穀粒や種子を創られ植物や木々を成長させるために種子を裂き開き、柔らかな新鮮な植物や野菜を生育させる。
2. 天体を存在維持する：これはアッラーの御業である。木や植物の種子を開かせるように暗闇から夜明けの光を出現させる。この現象には地上における三つの徴が含まれている。①光と闇を創られ、暗闇を開き、光を出される。②夜は休息の場とされた。③太陽と月を計算するものとされた。
3. 天地の現象を司る：至高のアッラーは星を人間に益するように作られた。その光は海や陸地の暗闇の中で人々を正しい方向へと導く。これはアッラーの叡智と慈悲である。また天空の星や月や太陽はキブラ(マッカの方向)を知るためのものでもある。アッラーの言葉、「本当にわれは、星々で下層の天を飾り」(37章 整列章6節)、シャイターン(悪魔)に石を投げつけるために、「悪魔たちに対する礫(流星)となし」(67章 大権章5節)、天地の壮大さを考える要因として、「天と地の創造に就いて考える者は言う。『主よ、あなたは徒らに、これを御創りになったのではないのです。あなたの栄光を讃えます。火の

懲罰からわたしたちを救って下さい。』(3章 イムラーン家章 191節)

4. 人間の存在の証:人類は一人から、即ちアダム(アダム)から創られた。人間の体の中に背骨と子宮を置いた。それで、アッラーの言葉、「またあなたがた自身の中にもある。それでもあなたがたは見ようとししないのか。」(51章 撒き散らす章 21節)

5. 多様な植物や異なる種類の果物、種子を生育させている:アッラーは天(雲)から雨を降らして、異なった種類の植物を成長させ、耕地の水となした。多種多様な種子や果物、多様な形や匂いの花々など、恩恵と慈しみの表われである。これらは、節の終わりの表現にある通りである。「われは知識ある人びとに印の特恵を与えている。(97節)」、「われは理解ある人びとにわが印の特恵を与えている。(98節)」、「その中には本当に信仰する人々への印がある。(99節)」

本節において4種類の木について言及されている。

ナツメヤシ、ブドウ、オリーブ、ザクロである。これらは食料として栽培されている。中でもナツメヤシはアラブの重要な食料である。次にブドウが言及されているが、ブドウは果物の中でも有用性が高く、干しブドウとして使用されたり、シロップや酢になる。

6. [アッラーに同位者(ジンや息子や配偶者)を配したこと、アッラーの存在は視覚で捉えることはできない 100節～103節]

本文 100. かれらは幽精〔ジン〕をアッラーと同位に置く。だがかれら(幽精)はかれが創られたもの。またかれら(不信者)は知識もなく、愚かにもかれに男児や女兒があるとする。かれに讃えあれ。かれはかれらが同列にするものの上に、高くおいでになられる。101. かれは天と地の創造者であられる。かれには配偶もないのに、どうして子を持つことが出来ようか。かれは万有を創られた。かれは凡てのことを知っておられる。102. それがアッラー、あなたがたの主である。かれの外に神はないのである。凡てのものの創造者である。だからかれに仕えなさい。かれは凡てのことを管理なされる。103. 視覚ではか

れを捉えることはできない。だがかれは視覚そのものさえ捉える。またかれはすべてのことを熟知され、配慮されておられる。

語の説明：

100節 [ジン]： アッラーに創られた被造物。「またわれは先に燃え盛る炎から幽精 [ジン] を創った。」(15章 27節) 被造物はアッラーと同格にはならない。

[かれら (不信者) は知識もなく、愚かにもかれに男児や女児があるとする]： 真実を知らずにアラブの多神教徒は、天使をアッラーの娘と言っていた。ユダヤ教徒はウザイルをアッラーの息子と言っていた。キリスト教徒はイエスをアッラーの子と言っていた。

[あるとする]： 嘘をでっちあげた。捏造した。

101節 [配偶もないのに、どうして子を持つことが出来ようか]： アッラーは天と地の創造者である。アッラーはご自身の子供を否定された。子供は男女の関係から出来るもので、アッラーにはそのような関係も似たようなものもない。それなのにどうして対等の子がいるのか。

[凡てのもの創造者である]： 「かれは (人びとの)、以前のことも以後のことをも知っておられる。かれの御意に適ったことの外、かれらはかれの御知識に就いて、何も会得するところはないのである」(2章 雌牛章 255節)

103節 [視覚ではかれを捉えることはできない]： イブン・アッバースは言った。「現世での視覚ではアッラーを知ることが出来ないが、復活の日、信仰者はアッラーを見ることが出来る。」アッラーの言葉、「その日、或る者たちの顔は輝き、かれらの主を、仰ぎ見る。」(75章 復活章 22-23節)

要点：

前節で神性と能力や慈悲の完全性を五つの説明で明確にした後でも、人々はアッラーにジンを加えて共同者として配したり、アッラーが男の子や女の子を作るなどと考えた。

解説：

この節では、アッラー以外のものを崇拜するアラブの多神教徒やアッラーに

並べてジンを信仰することへの拒否が述べられている。アッラーの言葉、「かれらはかれを差し置いて、女の像に祈っている。それは反逆した悪魔に祈っているにすぎない。アッラーはかれ(悪魔)を見限られた。だがかれは言った。『わたしはあなたのしもべの中、相当の部分の者をきっと連れさるでしょう。またわたしはきっとかれらを迷わせて、その虚しい欲望に耽らせ、またかれらに命じて家畜の耳を切り、アッラーの創造を変形させます。』誰でもアッラーの外に悪魔を友とする者は、必ず明らかな損失を被るのである。(悪魔は)かれらと約束を結び、虚しい欲望に耽らせるであろう。だが悪魔の約束は、欺瞞に過ぎない。」(4章 婦人章 117-120 節)

ブハーリーとムスリムの伝承によると預言者は言われた。「あなたがたは復活の日に主に会うことができるでしょう。雲のない満月の夜に月を眺めるように、また一片の雲もない日中に太陽を見るように。」このように信仰者は主をみる事が出来るが、不信仰者はみる事が出来ない。アッラーの言葉、「いや、本当にかれらは、その日、主(の御光)から締め出される。」

生活上の教え：

「かれらは幽精〔ジン〕をアッラーと同位に置く。(6章 100 節)」の節はアラブの多神教徒に対してであるが、彼らはジンを立て至高至大のアッラーに服従するがごとくジんに服従している。それでこの節はジンを奉り、アッラーが男児や女兒を持つとする無知な多神教徒への非難となっている。

多神教徒の種類：

1. 偶像崇拜者。隷属の立場でアッラーに偶像を並び立てるが、創造や形成する力はない。
2. イブラーヒームの時代にいた星の崇拜者。彼らは、アッラーは地上世界の管理を委託したと述べていた。
3. 二元論者または拝火教徒。この世に二つの神がいて、一つは善を行い、他の一つは悪を行うとする。

第5回タフスィール研究会報告

クルアーン第6章家畜章 第104節～128節

徳 増 公 明

日 時 平成22年11月27日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

家畜章と今回の内容について：

この章にある206節の多くはマッカ後期の啓示である。預言者の宣教がある程度成功し、マッカの多神教徒にとってイスラームは脅威となり、預言者に対する迫害が酷くなってきた。今回の内容はアッラーの慈悲に対する多神教徒の頑なな反抗は欺瞞にすぎず、かれらはアッラーによって処罰されるというもの。

テーマ：

- 1 - 明証に目を開く者、目を閉ざす者、多神教徒へのアッラーの対応（104節～107節）
- 2 - 偶像を中傷することの禁止（108節～110節）
- 3 - 多神教徒の信仰の明らかな強情さと絶望（111節～113節）
- 4 - クルアーンは預言者のメッセージを信じる根拠（114節～115節）
- 5 - 多神教徒の過ちとかれらの屠殺したものを食べることの禁止（116節～121節）
- 6 - 信仰に導かれた信者と間違った道を進む不信者の例え（122節～123節）
- 7 - 多神教徒の当惑な質問と預言者の要求（124節）
- 8 - 信仰に備える者とそうでない者におけるアッラーの慣行と真理が明かされた後の二つの集団（ジンと不信者）への報い（125節～128節）

1 明証に目を開く者、目を閉ざす者、多神教徒へのアッラーの対応 (104節～107節)

104節 本当に明証が、あなたがたの主から下ったのである。だから目を開く者は自分の魂を益し、目を閉ざす者は自分の魂を傷つける。わたしはあなたがたが行っていることの見張り人ではない。

105節 われはこのように印を提示する。

これはかれらが、「あなたは、克明に教えられた。」と言い、また知識ある人々にそれを解明するためである。

106節 主からあなたに啓示されたものに従え。

かれの他に神はないのである。あなたは多神教徒から遠ざかりなさい。

107節 もしアッラーの御心があれば、かれらはかれ以外を崇拜しなかったであろう。かれは、彼らの行為の監視をあなたに委ねない。あなたはかれらの後見人でもない。

啓示の背景：アッラーが唯一神と全知全能の神であることを説明された後、イスラームの布教、啓示、預言者について言及された。

解釈：「本当に明証が、あなたがたの主から下ったのである。だから目を開く者は自分の魂を益し、目を閉ざす者は自分の魂を傷つける。」目を開いた人々よ、あなた方のもとにやってきたものはクルアーンに含まれている明証や証拠であり、使徒がもたらした真の信仰に基づいた知的明証、口伝えの明証である。そこには人の生き方、社会の一般的規則、倫理・礼儀の基本も明らかにされている。真実に目を開く者は信仰し、それは自分自身のためになるが、真実に目を閉ざす者は自分の生きる道に目をそらし、自分自身の罪を犯すことになる。他の啓示でもそのことを述べている。「人びとよ、主から真理が齎されたのである。導かれる者は、只自分を益するために導かれ、迷う者は、只自分を害するために迷う。」(クルアーン 10章 108節)

「目を閉ざす者は自分の魂を傷つける。」目を閉ざす者は悪い結末となること。

関連の啓示。「本当に盲人となったのは、かれらの視覚ではなく、寧ろ胸の中の心である。」(クルアーン 22章 46節)

「わたしはあなたがたが行っていることの見張り人ではない。」わたしはあなた方の守護者でもなければ監視人でもない。わたしは単にメッセンジャーであり、警告者である。アッラーは望まれた者を導かれ、望まれた者を迷わせる。「われはこのように印を提示する。」この章の中で何回か神の唯一性について詳説し、また無知な人々にいくつかの節を明解に説明する。ムハンマドは以前の啓典の民から習い、かれらから学び、ムハンマドがもたらしたものはアッラーからの啓示ではないと言う、多神教徒や無信仰者や虚偽者が言うことの誤解を解くためである。

「また知識ある人々にそれを解明するためである。」われは真実を知り、それに従い、虚偽を避ける人々にそれを解明する。この明証はクルアーンに提示されているものを理解できる知識ある人々には有益である。一方、クルアーンの明証を理解できなかった人々は、それから益をえることはない。

「主からあなたに啓示されたものに従え。」アッラーはアッラーの使徒とかれに従う者に啓示に従い、多神教者から遠ざかるように命じた。アッラーからあなたに啓示されたものは唯一神の疑いもない真理である。あなたにアッラーが勝利をもたらすまで、彼等からの迫害に耐えなさい。もしアッラーがすべての人々を導くことを望まれたならばすべての人々は信仰するであろうが、しかしアッラーはかれらを不信仰に向くように造られた。そして、彼らの行為については彼らの自由な選択に任せられた。

「かれは、彼らの行為の監視をあなたに委ねない。」われはあなたにかれらの言動の監視をさせなかった。あなたは絶対的な主権者でもなく、あなたはかれらを支配することもできない。単に吉報の伝達者であり、警告者である。そしてアッラーが彼らの行為を清算する。

まとめ:ここでは、啓示の真実性、預言者ムハンマドの預言者性、吉報伝達者、警告者として人に強制しない、人の行為を監視しないという預言者の任務について述べている。また真実に目を開く者はイスラームを信仰し、クルアーンを信

じ、自分の魂を益し、真実に目を閉ざす者は自分の魂を害することが述べられている。

使徒は布教と啓示を伝える任務がある。また任務において、啓示を伝えた後は、多神教徒から遠ざかることである。アッラーがその気になれば、彼らを一神教の信者に導くことができるからである。使徒の任務は彼らの振る舞いの監視ではない。彼らが信仰を受け入れることについては自由な選択に任せた。

「もしアッラーの御心があれば、かれらはかれ以外を崇拜しなかったであろう。」多神教の信仰について、アッラーはかれらを強制的に信仰に導かず、報酬ある信仰への選択をかれらに任せられた。

2－偶像を中傷することの禁止（108節～110節）

108節 あなたがたは、かれらがアッラーを差し置いて祈っているものを誇ってはならない。

無知のため、乱りにアッラーを誇らせないためである。

われはこのようにして、それぞれの民族（ウンマ）に、自分の行うことを立派だと思わせて置いた。

それからかれらは主に帰る。その時かれらは、かれらにその行ったことを告知知らされる。

109節 かれらは、非常に厳かにアッラーにかけて誓い、「もし印がかれらに下るならば、必ずそれを信仰するのに。」と言う。

言ってやるがいい。「すべての印は、ただアッラーの御許にある」。だが、たとえ印が来ても、かれらが信じないことを、どのようにしてあなたがたに分からせようか。

110節 かれらが最初これを信じなかった時のように、われはかれらの心と目を混乱させて、かれらの反逆を放任し、当てもなくさ迷わせるであろう。

啓示の背景：アブドルラッザークが言った。「ムアッマルがカタールから聞いたことをわれわれに伝えた。『かつてムスリムの人たちが多信仰者の偶像を誇っ

ていた。多信仰者はアッラーを誇っていた』そして、この啓示が下った。イブン・アッバースが言った。「本当にあなたがた（不信心者）も、アッラーの外にあなたがたの崇拜するものも、地獄の燃料である。」(21章98節)の啓示が下ると、多信仰者たちが言った。「ムハンマドよ、われわれの神々を中傷することは止めてくれ。さもなければあなたの神を侮辱する。」そこでアッラーはムスリムにたいして、かれらの偶像を中傷することを禁じ、多神教徒も知識もなく敵意からアッラーを中傷することを禁じた。

この啓示は、預言者の啓示は人々から学んだものであり、人々が書き残したものであるという多神教徒の言葉に関連している。これを聞いた一部のムスリムは怒り、これに反対し、多神教徒の神々を中傷する恐れがあり、アッラーはそのことを禁じられた。なぜならば、もしあなたが彼らの神々を中傷したら、たぶんかれらはアッラーの望まれない言葉でアッラーのことを言うであろう。

解釈：「あなたがたは、かれらがアッラーを差し置いて祈っているものを誇ってはならない。無知のため、乱りにアッラーを誇らせないためである。」

イブン・アッバースが言った。「アッラーは使徒ムハンマドと信者に多神教徒の神々を中傷することを禁じられた。中傷することに益はあるが、それ以上の不利益があるからである。」ムスリムたちよ、アッラー以外を崇拜する多神教徒の神々を中傷するな。中傷すれば、全知全能のアッラーの偉大さを知らない多神教徒のアッラーに対する中傷や悪口は度を越えた悪意のある敵意に満ちたものになるだろう。このことは反抗や腐敗をもたらず服従や利益は放置した方が良いことを意味している。かつてアッラーがムーサーとハールーンにフィルアウンに優しく語りかけるように命じた。「だがかれにもの静かな説き方で語れ。かれは訓戒を受け入れるか、またわれを畏れるであろう。」(20章44節)「われはこのようにして、それぞれの民族(ウンマ)に、自分の行くことを立派だと思わせて置いた。」

アッラーはこれらの多神教徒が偶像を愛することで、それぞれの民が不信仰や迷いからの不正な行為をすることで、着飾られた。つまり彼らが伝統として、

また無知から、昔から行ってきた慣習、習慣を良いものとしていることをアッラーは放置された。そして、この着飾りは強制することなしにかれらの選択に任せられた。

「それからかれらは主に帰る。その時かれらは、かれらにその行ったことを告げ知らされる。」

アッラーはある者の心には不信仰や悪事があるように、ある者の心には信仰心と善行があるように、創られた。そして、現世でかれらを放置されたが、かれらは死後、主のもとで、その結果が問われることになる。

「かれらは、非常に厳かにアッラーにかけて誓い、『もし印がかれらに下るならば、必ずそれを信仰するのに。』と言う。」

ムハンマドよ、正しい道を求めるわけでもなく、執拗に印をあなたに質問するそれらの人々に、これらの印はアッラーのもとにあると言え。アッラーは全能であり、もし望まればあなた方の許に印が届く、もし望まなければ届かない。クルアーンで言われているように印はアッラーの英知によって下される。「だがどの使徒も、アッラーの御許しによる外、印を齎すことはなかった。」(40章78節)それから、アッラーは、かれらが信仰するために提案している印の到来を望んでいることを、預言者と信者たちに語られた。かれらは、もし印が届いても信じようとしな。あなた方はそのことを知らないであろうが、われはそのことを知っている。われがかれらの心を真理や信仰を知ることから変えてしまったこと、かれらの開いていた目を変えてしまったこと、かれらと真理の間を遠ざけ、かれらは真理を知らないこと、あらゆる印がかれらのもとに届いても信じないこと、をいかにしてあなた方に分かってもらえようか。「仮令われがかれらのために天の門を開いて、(随時)かれらを登らせようとしても、かれらは必ず、『わたしたちの目は本当に眩んでしまった。いやわたしたちは魔法にかけられている。』と言うであろう」(15章14, 15節)

実際に、知的根拠や科学的根拠からなるクルアーンに述べられていることに満足できなかつた者を実際にかれが見た印で満足させることができない。

まとめ：信者たちは不信仰者と適合したり、互いに中傷したり、罵倒したり、悪口を叩いたりしてはならない。破壊・墮落の口実を防ぎ、詭計の発生を防衛するためである。たとえそこに多少の利益と報酬の意図があろうとも、それはアッラーを中傷することや大きな破壊・墮落を起こすことに対して小さなものである。そして、真実を知らず、アッラーとアッラーの神聖さを知る心を持たない愚かなかれらと適合することから抜け出すことができる。この啓示が教えることは、イスラーム共同体（ウンマ）に常に存在することである。不信仰者がイスラームやムスリムの権力に対抗したり、従わなかった時、かれらがイスラームやアッラーや預言者を中傷することが懸念される。ムスリムがかれらの十字架や宗教や教会を中傷することは許されない。なぜならばその行為は反抗・反乱の発生を刺激することになるかもしれないからである。このことは中庸・穩健の対応であり、口実を防ぐ法的根拠でもある。またここでは、宗教に弊害を齎す場合、正しい者が自分の権利を止めることを示している。アブドッラー・ビン・オマルが伝えるプハーリーとムスリムのハディースがそれを確認するものである。「アッラーはかれの父を中傷する男を呪われた。するとある人が預言者に尋ねた。『預言者よ、いかにしてその男はかれの父を中傷したのですか？』すると預言者が答えられた。『かれが男の父を中傷した。するとその男はかれの父を中傷した。ある人がかれの母を中傷した。するとかれはその人の母を中傷した。』イブン・アラビイが言った。『アッラーはクルアーンで、だれでも危険を齎す行為をすることを禁じられた。』

一方、執念深い多信仰者たちは、たとえ印がかれらの許に届いても信仰しないであろう。かつてクライシュの多神教徒は使徒に奇跡を起こすように頼み、もし起きたら、信仰すると誓った。するとアッラーは言われた。たとえかれらが誓って、奇跡が起きたとしても、かれらは信仰しないことを知っている。

3－多神教徒の信仰に対する強情さと絶望（111節～113節）

111節 仮令われが、かれらの天使たちを遣わし、また使者がかれらに語りかけ、また凡てのものを、かれらの前に集めても、もしアッラーが御好みになら

ない限り、かれらはきっと信じないであろう。全くかれらの多くは無知なのである。

112節 こうしてわれは、どの預言者にも敵を作った。それは、人間とジンの中の悪魔であって、そのある者が他を感激させ、はなやかな言葉で、唆し騙している。

主の御心であるならば、かれらはそうしなかったであろう。だからかれらのその虚偽を放って置きなさい。

113節 来世を信じない者の心をそれに傾かせてかれらをそれで喜ばせ、その行っていることに満足させるためである。

啓示の背景：イブン・アッバースが言った。「使徒がマッカの不信仰者の集団のところへやってきた時、かれらは使徒に言った。『あなたがアッラーの使徒であると証言する天使たちをわれわれに見せなさい。または死者たちにあなたが言うことが正しいか、間違っているか質問するためにかれらをわれわれのところへ送りなさい。あるいはアッラーと天使たちをわれわれの目の前に連れてきなさい。』すると啓示が下った。」ここの啓示は以前の啓示「だが、たとえ印が来ても、かれらが信じないことを、どのようにしてあなたがたに分からせようか。」の説明である。アッラーは、不信仰者が使徒の真実性を確かめるため、天使を遣わせとか、死者たちと話すために生き返させよとか要求するが、たとえそれに応じてもアッラーが望まれない限り、かれらには誤りの根が深くはっていて信仰しないことを明らかにした。

解釈：「仮令われが、かれらの天使たちを遣わし、また使者がかれらに語りかけ、また凡てのものを、かれらの前に集めても、もしアッラーが御好みにならない限り、かれらはきっと信じないであろう。」もしわれが、アッラーを信仰する努力をすると誓うというかれらの問いかけ、すなわち、かれらの許に信仰するために印が届き、天使がかれらの許に下り、アッラーからのメッセージと預言者たちの真実性をかれらに伝えること、に応じて、かれらは「またアッ

ラーそして天使たちを、(わたしたちの) 面前に連れてくるまで。」(17章 92節)
「アッラーの使徒たちに与えられたようなものが、わたしたちに下るまで信じないであろう。」とかれらは言うであろう。

「もしアッラーが御好みにならない限り、かれらはきっと信じないであろう。」
信仰は自分で選択することで、強制されるものではないことを意味している。しかしながら、これらの多くの多神教徒は自分たちの信仰や自分たちが持っている不信仰について無知である。自分たちの要望で、信じたり、信じなかったりする。かれらは導かれるか、報酬がないと信じない。また分別ある行動を見放すようにすすめられ、正しい道を間違え不信仰者となる。これはタバリーの意見であるが表面的な意味において優先される。

「全くかれらの多くは無知なのである。」ザマクシャリーの解釈では、「多くのムスリムは、アッラーが多神教徒のかれらに強要し、提案した印がかれらにやって来ても、かれらが信仰を望む以外、かれらが入信しないことを知らない」である。ザマクシャリーは「かれらの多くは」のかれらを不信仰者ではなくムスリムとしている。

「こうしてわれは、どの預言者にも敵を作った。それは、人間とジンの中の悪魔であって、そのある者が他を感激させ、はなやかな言葉で、唆し騙している。」アッラーは預言者に対して、重い任務の軽減と慰めを望まれた。そして、預言者たちにジンと人間の敵を置いたことについて説明された。「こうしてわれは、どの預言者にも敵を作った。」すなわち、「ムハンマドよ、あなたに反対し、妨害する敵を作った。あなたの以前の預言者たちにも敵を作った。それゆえ悲しまないで欲しい。」このような試練は彼だけでなく、外の預言者にも受けたことを明らかにすることによって、かれを慰めたのである。「あなた以前にも、使徒たちは虚言の徒と呼ばれていた。そこでわれの救助を得るまで、かれらは拒否と迫害を耐え忍んだ。」(6章 34節)「われはこのように、それぞれの預言者に、罪深き者の中から敵を創る。」(25章 31節)

人間のシャイターンもジンのシャイターンも同様に敵意がある。ムジャーヒドとアクラマとカタールダとハサン・バサリーが言った。「シャイターンはジンに

もいて、人間にもいてお互いに靈感を交換している。」カターダが言った。「わたくしは聞いた。アブー・ザッルがある日礼拝をしていると、預言者が言われた。『アブー・ザッルよ、人間とジンのシャイターンから守ってもらうようにアッラーに祈れ。』アブー・ザッルが言った。『人間のシャイターンですか?』預言者が答えられた。『そうだ』すると啓示が下った。『かれらは信仰する者に会えば、"わたしたちは信仰する。"と言う。だがかれらが仲間のシャイターンたちだけになると"本当はあなたがたと一緒なのだ。わたしたちはただ信者たちを愚弄していただけだ。"と言う。』(2章14節)」シャイターンとはジンと人間のうち傲慢な反逆者と言う説がある。人間のシャイターンとは人間と共にいるシャイターンとも言われる。ジンのシャイターンとはジンとともにいるシャイターンであるとも言われる。イブン・アッバースが言った。「ムジャーヒドとカターダが言った。

『人間のシャイターンはジンのシャイターンより一層反逆的である。なぜなら、ジンのシャイターンが義人の信仰者を欺くことができない時、人間のシャイターンがその義人を欺き誘惑するのを助けるからである。』

「主の御心であるならば、かれらはそうしなかったであろう。だからかれらのその虚偽を放って置きなさい。」もし、アッラーが、かれらにこのような不正な行為をすることを望まれなければ、かれらはその行為をしなかったであろう。しかし、アッラーはかれらを正しい道へ導くことを望まれなかった。人々が自分の道、すなわち善い道と悪い道、を自分で選択することを望まれた。「更に二つの道をかれ(人間)に示したではないか。」(90章10節)これはムアタズィラの意見である。

「その行っていることに満足させるためである。」かれらの虚偽による罪を得ることをそのままに得させておくことである。

まとめ：アッラーがご存じのように多神教徒は信仰しないであろう。たとえ使徒たちを信用することを示す奇跡や印がかれらのところへやって来ても、またアッラーがかれらの要求に応えられ、かれらに天使を遣わされたり、死者を生

き返らせ、かれらに話しかけても、かれらの面前にすべての印を集められても、かれらは不信心の根が深く、信仰しないであろう。かれらは真実へ服従するための受け入れ準備を失ってしまった。かれらの多くは真実を知らない。アッラーの慣行で、預言者たちやかれらの支持者に対して人間とジンの敵を登場させられた。真実をその反対である虚偽でもって、知るためでもある。虚偽の人々はジンと人間のシャイターンのささやきに耳を傾ける。そして、かれらは正しくなく、不安定で、信念のない虚偽に飾られた言葉に満足する。

マーリク・ビン・デナールが言った。「人間のシャイターンはジンのシャイターンより酷い。わたしがアッラーに救いを求めるとジンのシャイターンはわたしから逃げる。すると人間のシャイターンがやってきてわたくしを悪への道へ誘惑する。」アッラーは多神教徒をムスリムへ導ことができるが、アッラー御英知と慣行でかれらに選択の自由を与えられた。それは実際に起きたことに対して、来世での報酬を公平にするためでもある。

「主の御心であるならば、かれらはそうしなかったであろう。」は明らかに、アッラーがかれらに信仰することを望まれなければ、かれらは信仰しないことを示している。そしてアッラーがかれらに信仰することを望まれれば、かれらは信仰することを示している。

このようにしてかれらへの罪となる虚偽の懲罰は、アッラーが求められているものではないが、善悪の区別を公平にするためのものでもある。

4ークルアーンは預言者のメッセージを信じる根拠（114節～115節）

114節（言ってやるがいい。）「どうしてわたしがアッラー以外に裁きを求めようか。

かれこそは、詳細に説明された啓典を、あなたがたに下された方ではないか。」われが啓典を授けた程の者ならば、それがあなたの主から、真理によって下されたことを知っている。

だからあなたは疑う者の仲間になってはならない。

115節 あなたの主の言葉は、真実公正に完成された。

誰もかれの言葉を変えることは出来ない。かれは全聴にして全知であられる。

啓示の背景：ここの啓示はクライシュ族の多神教徒が、ムハンマドとかれらの間のことを裁く者をユダヤ教徒かキリスト教徒から選び、預言者ムハンマドについてかれらの啓典に書かれていることを、かれらに告げるよう求めたことにより下された。アッラーは、もし印がわれわれのもとに来れば、それを信じると誓う、不信心者を暴露された。そして、もしこれらの印が現れたとしても自分たちの主張を固守するので無駄である。またアッラーはムハンマドの預言者性を示す論拠をふたつ明らかにされた。

1) アッラーは、多くの知識と完全な言葉の明白で詳細な啓典をムハンマドへ下された。被造物はムハンマドの預言者性を示すそのような啓典に反対することはできない。

2) 旧約聖書と新約聖書に、ムハンマドが真の預言者であること、クルアーンはアッラーからの真の聖典であることを示す印が、含まれている。「われが啓典を授けた程の者ならば、それがあなたの主から、真理によって下されたことを知っている。」(6章114節)

アッラーがクルアーンは奇跡であることを明らかにされた後、奇跡のクルアーンはムハンマドが真の預言者であることを証明した。

解釈：「(言ってやるがいい。)『どうしてわたしがアッラー以外に裁きを求めようか。かれこそは、詳細に説明された啓典を、あなたがたに下された方ではないか。』われが啓典を授けた程の者ならば、それがあなたの主から、真理によって下されたことを知っている。」アッラーは預言者にアッラー以外を崇拜する多神教徒たちに、「わたくしはわたしとあなたがたの間の裁きを望む者ではない」と言うように命じられた。なぜならばアッラーの裁きより公平なものはなく、アッラーの言葉より信用できるものはないからである。アッラーの言葉は啓示を集大成したクルアーンであり、そこには信仰、法律、道徳等すべてのことについて正しい裁きが明らかにされている。預言者は言われた。「わたし

は40歳をこえたが、知識、情報、過去と未来について知らせてくれるこのようなもの（クルアーン）はなかった。どうしてわたくしがアッラー以外に裁きを求められようか。アッラーがあなたがたに下された明瞭な啓示で、どのような問題もあなたがたを満足させることができるのに。」関連の啓示として「その（啓示）前に、わたしは確かにあなたがたの間で、一生ほどの（40年の）歳月を過ごした。あなたがたは未だ悟らないのか。」（10章16節）

「われが啓典を授けた程の者ならば、それがあなたの主から、真理によって下されたことを知っている。だからあなたは疑う者の仲間になってはならない。」もしこれらの多神教徒がクルアーンの優先権を否定するなら、それは虚言である。啓典の民であるユダヤ教徒やキリスト教徒は、クルアーンはかれらの主から真実のものとして下ったもので、かれらのもとへ吉報としてやってきたものであることを、かつての預言者たちから伝えられて、知っている。「われが啓示を授けた者たちは、自分の子を認めるようにそれを認める。だがかれらの一部の者は、承知の上で真理を隠す。」（2章146節）

ムハンマドよ、扇動されたり、暗示にかけられて、疑う仲間になってはならない。「あなたがもしわれの命令したものに就いて疑うならば、あなた以前の啓典を読んでいる者に問え。確かに真理は、主からあなたに齎されたのである。だからあなたは懐疑に陥ってはならない。」（10章94節）

「あなたの主の言葉は、真実公正に完成された。誰もかれの言葉を変えることは出来ない。かれは全聴にして全知であられる。」

アッラーの言葉であるクルアーンは何も追加する必要がない。驚くべき充実した内容で、真実に基づいている。したがって言っていることは真実であり、裁きは公平であり、幽玄界についての情報も信憑性があり、伝えられているすべてのもの真実で見せかけや疑いが無い。命じたものはこれ以外にない公平なものであり、禁じた凡てのものは不正なものである。アッラーは善いことしか命じられないし、不正なものや悪事以外禁じられない。「かれは正義をかれらに命じ、邪悪をかれらに禁じる。」（7章157節）またクルアーンにある命令、禁止、物語、情報などのすべては永遠に変わらない。アッラーの言葉

に代用するものではなく、誰も現世と来世のアッラーの裁きを見直しすることができない。アッラーはかれの僕たちの言葉を聞き、かれらの行動や振る舞いについてすべてご存知であられる。

まとめ：最初の節は多神教徒がかれらと預言者の間の裁きの問題についての決定的な決議である。その決議はかれらが返答すること出来ないもので、ムハンマドの預言者性を決定づける論拠をふたつ示した。

1－クルアーンによる確証。クルアーンは預言者であることを立証する永遠の奇跡である。

2－啓典の民の認知。かれらの預言者たちの吉報による預言者としてのムハンマド、ムハンマドの正直さ、クルアーンの真実さの認知。

次の節はクルアーンの証拠に従わなければならないことを示している。なぜならば真実はすべてのものを隠すことができないアッラーからのもので、真実と矛盾するもので変えることはできないからである。

5－多神教徒の過ちとかれらの屠殺したものを食べることの禁止 (116節～121節)

116節 あなたがたがもし地上の多くの者に従うならば、かれらはアッラーの道からあなたを迷わすであろう。

かれらは只憶測に任せて、虚言をこととするに過ぎない。

117節 本当にあなたの主は、かれの道から迷い去った者を最もよく知っておられる。

また正しく導かれた者を最もよく知っておられる。

118節 だからあなたがたが、もしアッラーの啓示を信じるならば、かれの御名が唱えられたものを食べなさい。

119節 あなたがたは、アッラーの御名唱えられたものを、どうして食べないのか。

かれは、あなたがたに禁じられたものを、明示されたではないか。だが止むを

得ない場合は別である。

本当に多くの者は、知識もなく気まぐれから（人びとを）惑わす。

あなたの主は、反逆者を最もよく知っておられる。

120節 公然の罰も内密の罰も避けなさい。

本当に罪を犯した者は、その行ったことに対し報いを受けるであろう。

121節 またアッラーの御名が唱えられなかったものを食べてはならない。それは実に不義な行いである。

しかし悪魔は、自分の友を唆し、あなたと議論させようとする。

あなたがもしかれらに従うならば、あなたがたは正に多神教徒である。

啓示の背景：イブン・アッバースが伝えるアブー・ダーウドとアル＝テルミズィのハディースによると、「人々が預言者のところにやってきて言った。『アッラーの使徒よ、わたしたちは自分たちが殺したものを食べ、アッラーが殺したものを食べないのですか？』」するとこの啓示が下った。またイブン・アッバースが伝えるアブー・ダーウドとアル＝ハーキムたちが伝えるハディースによると。「人々（多神教徒）が預言者に尋ねた。『アッラーが屠殺したものをあなたがたは食べなく、あなたがたが屠殺したものは食べるのですか？』」すると「しかし悪魔は、自分の友を唆し、あなたと議論させようとする。」の啓示が下った。多神教徒たちが言った。「ムハンマドよ、もし羊が亡くなったら誰が殺したかわれわれに知らせて欲しい。」預言者は言われた。「アッラーが殺した」。するとかれらは言った。「あなたやあなたの教友たちが殺せばハラール（食べられるもの）で犬や鷹が殺したのもハラールで、アッラーが殺したものはハラーム（食べられないもの）ですか？」するとこの啓示が下った。

アッラーは不信心者の疑いに応えられ、ムハンマドの預言者性の正当性を示された後、間違った道を進み、墮落した信念に従う無知な者の言うことには、関心をもたないよう言われた。

解釈：「あなたがたがもし地上の多くの者に従うならば、かれらはアッラーの

道からあなたを迷わすであろう。かれらは只憶測に任せて、虚言をこととするに過ぎない。本当にあなたの主は、かれの道から迷い去った者を最もよく知っておられる。また正しく導かれた者を最もよく知っておられる。」真の法律やクルアーンでは、多神教徒や迷ったひとたちの墮落した信念に従う生き方には焦点を合わせていない。ムハンマドよ、もしあなたとあなたに従う多くの者たちが、宗教の事について、不信心者や多神教徒に従えば、あなたはアッラーがあなたに下されたクルアーンに違反したことになる。かれらは神への信仰、信仰への道、真理や公平への道で間違っている。かれらは自分の願望、墮落した信念、虚偽以外に従わず、神からの啓示や知的証拠を認めようとしなからである。かれらはナツメヤシや葡萄の実を評価するように、正しいこと、真実についても表面的な推測で評価するのみである。かれらの信念は神からの啓示や論拠からではなく推測や評価によるものである。このことからかつては地上の多くの人々が信仰において間違っていた。かれらは多信仰であり、預言者を認めず、死肉、血液、酒を容認していた。「昔の多くの祖先たちも、確かに迷っていた。」(37章71節)「仮令あなたが如何に望んでも、人びとの多くは信じないであろう。」(12章103節)

「だからあなたがたが、もしアッラーの啓示を信じるならば、かれの御名が唱えられたものを食べなさい。あなたがたは、アッラーの御名唱えられたものを、どうして食べないのか。かれは、あなたがたに禁じられたものを、明示されたではないか。だが止むを得ない場合は別である。」多神教徒たちが多神からアッラー以外の名前で屠殺していた時、多くの人々は迷いと不信仰の中にあつた。そこでアッラーは信者たちにアッラーの信仰を命じられ、アッラーの名前を唱えて食べることを、アッラーの名前を唱えて屠殺するように命じられた。そして、アッラーは「かれの御名が唱えられたものを食べなさい。」と言われた。すなわち、アッラーは、偶像やアッラー以外の名前で屠殺したものに対しては用心し、アッラーの名前を唱えて屠殺したものを食べよと言われた。このアッラーからの許しは、信仰に基づきアッラーの名前を唱えて食べる信者に対するものであるが、昔から自分たちの信仰、信心に基づき屠殺し、神々に近づいて

いた多神教徒たちに対するものである。また啓示から、アッラーの名前を唱えないものは許されないことであり、またクライシュ族の不信心たちが偶像等の名前を唱えて屠殺したものを食べることは合法的とみなされていないことが分かる。

クルアーン解釈の一般的学者はこの啓示は有益なふたつのことを示しているという。

1 - 正しい道を迷わす人たちに従うことのないようにする。

2 - 「だからあなたがたが、もしアッラーの啓示を信じるならば、」は条件であり、その答えはアッラーの名が唱えられたものだけを食べなさい、である。またアッラーはアッラーの名を唱えることを褒め称え、アッラーの名を唱えて屠殺したラクダなどの肉を食べないように呼びかけることに対して、非難した。そしてアッラーは言われた。「あなたがたは、アッラーの御名唱えられたものを、どうして食べないのか。」

「かれは、あなたがたに禁じられたものを、明示されたではないか。だが止むを得ない場合は別である。」アッラーは禁じられたものを明示された。「言ってみよう。『わたしが啓示されたものには、食べたいのに食べることを禁じられたものはない。只死肉、流れる血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。』」(6章 145節)

だが、アッラーは必要で不可避の場合を例外とし、その場合はあなたがたに禁じられているものを食べられるようにした。これはイスラーム法の基本にある「必要不可欠のものは禁じられていても許される」または「必要不可欠なものはその必要範囲内で決められる」のひとつの例である。

「本当に多くの者は、知識もなく気まぐれから(人びとを)惑わす。あなたの主は、反逆者を最もよく知っておられる。」アッラーは、死肉を合法的としたり、アッラー以外の名前前で唱えたりする多信仰徒たちの無知について明らかにした。多くの不信仰者が許されるものを禁止したり、禁止されているものを許したりして、人々を惑わせた。それはかれらの根拠のない欲望や好みによるものである。「公然の罰も内密の罰も避けなさい。」アッラーはすべての罪や悪事を避ける

ように命じた。つまり、あなたがたが公然にしたり、秘密にしたすべての悪行や禁止されたものをその多少にかかわらず避けよるように命じられた。たとえばその中には姦通のように身体行為に関するものや憎悪、ねたみ、傲慢、陰謀のように心に関するものがある。「だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛大にして慈悲深くあられる。」(6章145節)「しかし罪を犯す意図はなく、飢えに迫られた者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。」(5章3節)

「またアッラーの御名が唱えられなかったものを食べてはならない。」この啓示は118節で述べた「かれの御名が唱えられたものを食べなさい。」と許したもののに対して、禁止するものを明示したものである。つまり、死んだもの、屠殺しなかったもの、アッラーの名前を唱えなかったものは食べてはならない。

「しかし悪魔は、自分の友を唆し、あなたと議論させようとする。あなたがもしかれらに従うならば、あなたがたは正に多神教徒である。」これは死肉を許すことについて議論する多神教徒へのアッラーからの返答である。つまり人間の悪魔とジンの悪魔が多神教徒の主人たちに死肉を食べることについてムハンマドやかれの教友たちと議論するように囁く。その時、もしあなたがたが死肉は合法であると主張するかれらに従うならば、あなた方はかれらのように多神教徒である。あなたがたはアッラーの命令やアッラーの道から外れ、アッラー以外の言葉に変えてしまい、その言葉を優先してしまったからである。「かれらは、アッラーをおいて律法学者や修道士を自分の主となし、」(9章31節)

まとめ：1－ムスリムが屠殺し、アッラーの名を唱えたものは合法（許されたもの）である。

2－飲食したり、屠殺するときはアッラーの名前を唱える。

3－アッラーの法（シャリーア）を信じ実行し、従う。

4－アッラーの名前が唱えられなかったものやカアバ神殿の周りの石などの上で屠殺されたものは合法的ではない（許されない）。

5－避けられない法的必要性がある場合、その必要性に応じた範囲内で、禁止

されたものが許される。

6 - アッラー以外の名前前で唱えたり、非合法的なものを合法とみなす誤った多神教徒の意見を無視する。

7 - すべての悪事は、それが秘密や公然であっても、手足のような外的行為であろうとも、ねたみや憎悪のような心的行為であっても禁止される。

8 - 最期の審判の時、すべての悪事についての罰は不可避のものである。不服従者はアッラーにより懲罰を受ける。

9 - 禁止するものを合法としたり、合法のものを禁止したり、法律や宗教においてアッラーの法以外に従ったりする、すべての人は不信者であり、多神教徒である。なぜならばかれらはアッラー以外のものを崇拜し、アッラー以外の法を定めたからである。

10 - あるイスラーム法学者たちは、アッラーの言葉「またアッラーの御名が唱えられなかったものを食べてはならない。」を、屠殺人がムスリムで、アッラーの名前を唱えなかったものは合法的でないとして理解している。しかしアッラーの名前を唱えること（タスマヤ）については学者たちの間で意見が異なる。

1 - ダウド・アル＝ザーヒリィ：この節の表面的な意味の通り、故意でも忘れてもタスマヤをしなかった場合、屠殺されたものは合法的でない。

2 - アル＝シャーフィイーヤ：タスマヤをしなくても合法的である。なぜなら「あなたがたに禁じられたものは、死肉、(流れる)血、豚肉、アッラー以外の名を唱え(殺され)たもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、野獣が食い残したものの、(ただしこの種のもので)あなたがたがその止めを刺したものは別である。」(5章3節)で示されているようにタスマヤなしで、屠殺されたものが合法的となっているからである。そしてタスマヤは屠殺を理解する上でその一部に入っていない。アブー・ダウドのハディースによると、ムスリムの屠殺したものはアッラーの名を唱えても、唱えなくても合法的である。しかし、タスマヤは飲食の時は推奨すべきスナとなっている。

3 - 一般学者 (アブー・ハニーファ、マーリク、アハマド)：屠殺の時、意図

的にタスマヤをしないことは禁止行為であり、その肉を食べることが許されない。しかし屠殺の時、タスマヤを忘れてたり、ムスリムの屠殺人が口がきけない場合は食べることが許される。預言者が言われた。「すべてのムスリムの心にはタスマヤがある」人間は心にあるタスマヤを避けられない。意図的に避けることは禁止行為である。忘れた場合はタスマヤを唱えなかったものではない。心の中になかったように、意図が元々なかったものだからである。

6－信仰に導かれた信者と過った道を進む不信者の例え（122節～123節）

122節 死んでいたものに、われは生命を授け、また光明を与える。これによって人びとの間を往来する者と、暗黒の中にあってそれから出られないような者と同じであろうか。

このように不信者には、その行っていたことを立派だと思わせるのである。

123節 このようにわれは、それぞれの町の有力者を罪深い者にして、そこで策謀させる。

しかしかれらは自分自身に対して策謀するだけで、それに自ら気付かない。

啓示の背景：イブン・アッバースのよれば、「これによって人びとの間を往来する者」とは、預言者の叔父ハムザ・ブン・アブドルムッターリブであり、「暗黒の中にあってそれから出られないような者」とはアブー・ジャハルである。アブー・ジャハルは預言者に動物の胃の中身を投げつけた。ハムザはアブー・ジャハルがしたことを知った。その時、かれは狩りから戻ったところで、手に弓を持っていた。ハムザは怒り、弓でアブー・ジャハルを打ったので、かれに懇願して言った。「アバー・ヤアラーよ、かれが持ってきたものを見ないのか。それはわれわれの理性を愚かにし、われわれの神々を中傷し、われわれの祖先に背いている。」すると、ハムザは言った。「おまえたちより愚かな者はいない。おまえたちはアッラーではなく石を崇拜している。わたしは『アッラーのほかには神はなく、ムハンマドはアッラーの使徒である』と証言する。」こう

して、ハムザはムスリムになった。そして、この啓示が下った。言い伝えによると、過った行為の不信信者はアブー・ジャハルであることは同意しているが、導かれた信者はハムザあるいはオマル・イブン・ハッターブと言われている。イブン・カスィールやアル＝クルトビーはこの節は一般的なことで、凡ての信者も不信者も入るとしている。

解釈:「死んでいたものに、われは生命を授け、また光明を与える。これによって人びとの間を往来する者と、暗黒の中であってそれから出られないような者と同じであろうか。」アッラーが困惑し、死んでいた人々の信仰心を生き返らせ、信仰へ導かれた信仰者の例えであり、また無知、欲望、間違いの闇の中にいる不信仰者の例えでもある。また信仰する者と信仰しない者の間の比較でもある。このことについては多くの啓示が下っている。「顔を伏せて(只頑なに)歩く者と、正しい道の上を規則正しく歩く者と、どちらがよく導かれるか。』(67章22節)「この両者を例えてみれば、一人は盲人で耳の遠い者のようであり、外は目も見えれば耳も聞こえる者である。比べてみて両者は同じであろうか。それでもあなたがたは注意しないのか。」(11章24節)

「このように不信者には、その行っていたことを立派だと思わせるのである」。信仰への正しい導き、不信仰と過った闇は人間の選択による。アッラーは信仰する者には良いものを増加させ、不信仰者には背信の混乱の中に放置させられる。アッラーは信者たちには信仰で飾り、不信仰者には不信と悪行で飾られる。すなわちアッラーは両者の行為によって飾られる。信仰者の目には信仰が美しく見えるように飾られ、不信仰者の目には背信、無知、間違いが美しく見えるように飾られるのである。

「このようにわれは、それぞれの町の有力者を罪深い者にして、そこで策謀させる。」アッラーは人間への対応を示すものを引用され、マッカの有力者を罪深い人とされた。またアッラーの道を阻止するすべての町の罪深い有力者を町の責任者とされた。かれらは自分たちの権力や支配力で人々の間に欺きや悪行の促進をすることができる。しかしながら結末は、勝利は善良な信仰者へ、敗

北や失望は不信仰者へ行くことになる。これは、生存の闘争とより良いものの残すとして、知られている社会的基盤を支持するものである。「泡は塵のように消え去る。だが人類を益するものは、地上に残る。」(13章17節)

「しかしかれらは自分自身に対して策謀するだけで、それに自ら気付かない。」この啓示と似たものが別な時にも、啓示された。「かれらは策謀して企んだが、われも策を巡した。だがかれらは(それに)気付かない。だから見るがいい。かれらの策謀の最後がどんなものであったかを。本当にわれは、かれとその民を一斉に滅ぼしてしまった。」(27章50節、51節)かれらは、人間に対するアッラーの掟がどんなものか知らないため、かれらの策謀の結末について気付かないのである。

まとめ：1－死んでいたものがアッラーによって生かされ、導かれた信者は安全で不自由のない正しい生活をする権利を得る。かれは自分の立場、行動、生き方について良く理解しているからである。また自分の宗教について、将来の希望に満ちた楽しいこと、良いこと、永遠の至福についてよく理解しているからである。一方、道を過った不信仰者は、闇のなかで重なり合って、闇の道、無明瞭な闇の将来、いろいろの苦痛に満ちたもの、当惑、心配、不安の中で過ごすことになる。

2－人間社会におけるアッラーの慣行は、罪深い有力者、悪事をする指導者、道を外し預言者たちと敵対する人々の権力や抑圧がいつの時代でも、社会の改善運動に抵抗をするようにさせた。しかしながら、最後の結末は真理と信仰と正道な人々が勝利と喜びを得、不信仰で過った道に進んだひとたちが損失、崩壊、欺きの悪い結末を被ることになる。これはアッラーからの欺き者に対する厳しい罰である。だがかれらはまだ悪い結果がかれらにやって来ることを気付いていない。

7－多神教徒の当惑な質問と預言者の要求 (124節)

124節 (主から) 一つの印がやって来れば、「アッラーの使徒たちに与えられ

たようなものが、わたしたちに下るまでは信じないであろう。」と言う。

アッラーは何処で（また如何に）かれの使命を果たすべきかを、最もよく知っておられる。

やがて罪深い者は、その（しでかした）凡ての策謀に対して、アッラーの御許で屈辱と痛烈な刑を受けるであろう。

啓示の背景：この啓示はワリード・ブン・アル＝ムギールの言ったことに対して下った。かれ曰く「もしわたしが預言者の立場にあったならば、わたくしの方がもっと相応しい。わたしはかれより年が上であり、財産も子供も多く持っている。」

解釈：「（主から）一つの印がやって来れば、『アッラーの使徒たちに与えられたようなものが、わたしたちに下るまでは信じないであろう。』と言う。」多神教徒のところに、使徒が正しいことを述べたクルアーンで証明された印が届くと、かれらはねたみ、虚栄を張って言った。「わたしたちはムハンマドが目の前で、かつての使徒たちが起こした同様な奇跡を起こさなければ使徒として信じない。ムーサーは海をふたつに裂いた。イーサーはらい患者を治し、死者を生き返させた。」かれらは人々の間で、より多くの財産、子供を持ち、高い名声と高位を持っていた。このようにマッカの多神教徒の有力者はかれらの中から預言者が出現することを望んだ。「またかれらは、『何故二つの町の有力な人物に下されなかったのでしょうか。』と言う。かれらは主の慈悲を割り当てるのか。」(43章31, 32節)

「アッラーは何処で（また如何に）かれの使命を果たすべきかを、最もよく知っておられる。」かれらにアッラーは答えられた。アッラーはその使命を置く場所も、誰がそれをするのに適人かをご存知である。使命はアッラーが望まれた者に与えられる恩恵である。

「やがて罪深い者は、その（しでかした）凡ての策謀に対して、アッラーの御許で屈辱と痛烈な刑を受けるであろう。」アッラーは、預言者の呼びかけに耳

を傾けない信仰しない者に忠告を与えられた。罪深い者は最後の審判で屈辱と卑劣な目に会い、厳しい罰を受けることになるだろうと。

まとめ：預言者や使命、およびその下された場所は、アッラーにより命じられたその重責に耐えられる者であり、また場所である。実行力、支配力、財産力、血統、支援者、子供の数など現世の地位によるものではない。人々の信仰は預言者たちがもたらしたものの以外にはない。預言者の存在は明確な証拠や通常起こり得ない奇跡で確かめられる。もし罪深いかれらが信仰しなかったら、軽蔑、屈辱、卑劣な目に会い、来世においてアッラーから厳しい罰を受けることになる。かれらが罪を犯し、欺き、憎悪したためである。

マッカの有力者はムハンマドのような自分たちの預言者と使命を望んだ。追隨者ではなく、追隨される者になりたかった。しかしながら、アッラーは、かれらは預言者になれる人々でなく、屈辱と卑劣な目に会い地獄に投げ込まれることになると明らかにされた。これは預言者に従うことに反対し地上で傲慢で、尊大であったためである。

8－信仰に備える者とそうでない者におけるアッラーの慣行と真理が明かされた後の二つの集団（ジンと不信者）への報い（125節～128節）

125節 凡そアッラーが導こうと御望みになった者は、イスラームのためにその胸を開く。

だが迷うに任せようと御考えになった者には、その胸をまるで天に登ろうとするかのようにしめせばめる（もがき苦しめる）。

このようにアッラーは、信仰を拒否する者に屈辱を加えられた。

126節 かれがあなたの主の道、正しい道である。

われは訓戒を受け入れようとする民のために、印を詳細に示す。

127節 かれらは、主の御許に平安な住まいを得る。

かれは、かれらの行った（正しい行いの）ためにかれらの保護者となれる。

128節 かれが一齊にかれらを召集される日、(主は)「ジンの方々よ、あなたがたは人びとの多くを惑わせたのである。」と仰せられよう。

人びとの中、かれら(ジン)の友がいて言う。

「主よ、わたしたちは互いに利用し合いましたが、あなたがわたしたちに定められた期限が到来しました。」

かれは仰せられよう。「業火があなたの住まいである。」

アッラーの御好みになる限り、永遠にその中に住むであろう。

本当にあなたの主は英明にして全知であられる。

啓示の背景：ここの啓示は前の啓示の継続で、強情な多神教徒の主張とそれに対する、アッラーからのかれらへの返答とかれらの過ちの立証である。またこの件についての結末でもある。そしてアッラーはかれらが信仰を持つ人々ではなく、信仰を受け入れる気もないことを明らかにされている。前の啓示でかれらは預言者を持つ人々でもないことも明らかにした。そして、すべての理解ある者には真実の道が明らかにされた。すべての人類には明白であるが、アッラーが喜ばれる真つすぐな道を受け入れる者が楽園へ行き、それに反抗する者が地獄へいく。

解釈：

「凡そアッラーが導こうと御望みになった者は、イスラームのためにその胸を開く。だが迷うに任せようと御考えになった者には、その胸をまるで天に登ろうとするかのようにしめせばめる(もがき苦しめる)」アッラーが導こうと御望みになった者は、かれの心に光を投じられて信仰を受け入れた。イブン・アッバースによると「イスラームのために胸を開く」について、「アッラーは、かれが一神教の信仰を受け入れるためにかれの胸を広げた」というのが表面上の解釈であると言う。アブドルラッザークが伝えるハディースによると「この啓示について預言者が人々から尋ねられた。預言者は言われた。『それはアッラーからの光がかれの心に入り、信仰へと心が開き、かれはくつろぐのである。』

また、『そこには何か印があるのか』と尋ねられると『永遠の住み家に留まり、虚偽の住み家から抜け出し、死がやって来る前に死の準備をすること』と答えられた。この光が善い心に投げ込まれると心は清められ、アッラーの恵みを受け入れる準備をし、真理に従うように傾く。多神教徒で天性が腐敗した者は罪で汚れていて、かれの胸は非常に狭く、真の信仰から離れている。アッラーは人々を迷わせようとした者の胸を狭く窮屈にし、信仰を受け入れる準備をさせないようにされ、シャイターンに彼を支配する権利を与えられた。

「これがあなたの主の道、正しい道である。」これが導きを望んで胸を開いた者が受け入れたイスラームである。曲がったところのない真っすぐな道である。「われは訓戒を受け入れようとする民のために、印を詳細に示す。」アッラーとその使徒について良く理解し、訓戒を受け入れようとしている民に対してアッラーは印を明瞭に、詳しく説明された。

「かれらは、主の御許に平安な住まいを得る。かれは、かれらの行った（正しい行いの）ためにかれらの保護者となれる。」真っすぐな道を進むこの民は、来世では楽園の平和な住み家で安楽に暮すことになる。そしてかれらの正しい行いによって、アッラーがかれらの保護者となられる。

「かれが一斉にかれらを召集される日、（主は）『ジンの方々よ、あなたがたは人びとの多くを惑わせたのである。』（と仰せられよう。）人びとの中、かれら（ジン）の友がいて言う。『主よ、わたしたちは互いに利用し合いましたが、あなたがわたしたちに定められた期限が到来しました。』かれは仰せられよう。『業火があなたの住まいである。』アッラーの御好みになる限り、永遠にその中に住むであろう。本当にあなたの主は英明にして全知であられる。』アッラーは言われた。「ムハンマドよ、われがあなたに以前に話したことを思い出せ。召集される日、人間とジンのすべてに警告することを。われは言う『ジンの方々よ、あなた方は人々の多くを惑わせた。』」内容が類似の他の啓示。「確かにかれ（悪魔）はあなた方の大部分を迷わせた。どうしてあなた方は悟らなかったのか。」（36章62節）人間はジンを自分たちの欲望のために利用し、ジンは人間を自分たちに従わせることで利用した。しかし、かれらは復活の日が来て後

悔した。われは死の時期が来ることを伝えた。このことはかれらにも知られている。しかしながら、かれらはシャイターンに従い、欲望を求め、復活を偽った。この日になって、かれらは言う。「われわれは恐ろしい日、復活の日、懲罰の日を迎えた。自分たちの罪を認める。アッラーは最も偉大な裁判官です。お望みのように裁いてください。現世で不注意であったことに対して、わたしたちは悲嘆し、後悔しています。」アッラーはかれらに答えられた。「地獄があなたの方やかれらやあなたがたの保護者の行きつく先である。そして、そこに永遠に住むことになる。」関連の啓示。「あなたがたの主が御好みにならない以上、天と地の続くかぎり、その中に永遠に住むであろう。」(11章107節)

まとめ：

- 1 - アッラーは御好みになられた者を導かれ、かれらは正しい信仰、真理、恵みを得ることができる。
- 2 - アッラーが喜ばれる真つすぐな道を受け入れる者が樂園へ行き、それに反抗する者が地獄へいく。
- 3 - アッラーは、人間を信仰出来る者と出来ない者に創られた。
- 4 - 迷ってシャイターンに従った人間やジンはお互いに利用し合ったが、かれらは最後の審判でアッラーから懲罰を受け、地獄へ行く。

第6回タフスィール研究会報告 クルアーン第6章家畜章 第129節～147節

武藤英臣

日 時 平成22年1月22日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

まえがき

本章「第6章(家畜章)」は、アラビア人の間で行われていた、家畜 [Al=Anaam] に関する迷信について、第136節、第138節に述べられていることに因み、家畜章 [Al=Anaam] (アル=アンアーム) と名付けられる。

イブン・アッバースのハディースによれば、預言者がマディーナに遷都前、マッカ時代の後期の在る夜、この章は、7万の天使達がアッラーを賛美している中、一度に下ったと伝えている。また、イブン・オマルは、「この家畜章は、アッラーを讚美し、称賛する7万の天使達に付き添われ、一度に、啓示が下された。」という預言者の話を伝えている。またこの章は、タウヒード(唯一神信仰)、公正性、預言者性、復活に関すること、さらに虚言者達や無神論者達への論駁が含まれているもの。とはいえ一部のマディーナ啓示(第91、92、93、151、152、153各節)も含まれるが、預言者はそれらもこの章中のテーマでありこの章に含めなさいとお命じになったと伝えている。

「タスビーフ : スプハーナッラー = “アッラーは超越されておられる” と言うこと」

「タフミード : アルハムドリッラー = “アッラーに讚えあれ” と言うこと」

「スプハーナラッビヤルアズィーム = “大いなるわが主は超越されておられる” と言うこと」

大部分はマッカ後期の啓示であるが、一部のマディーナ啓示(第91～93節、

第151～153節、計6節)に属するものも含まれる。マッカにおける13年間にわたる聖預言者の宣教が、ようやくある程度の成功を収めて、イスラームは多神教徒にとってこの上もない大きな脅威となり、多神教徒からイスラーム信徒に対する迫害が増大してきた。マディーナに遷都してイスラームへの新たな協力を求めなければならない事態になったころの啓示。

前章まで、人間の精神面の発展史を説き、以前に下された啓示について論じられ、イスラームの生活上における規律が示された。そしてユダヤ教徒とキリスト教徒が、いかに教義の根本に反しているかが責められた。

本章においてはさらに多神教徒の信仰に関連して、アッラーの唯一性が強く解明されている。

家畜章(第6章) 129節～147節迄の項目

テーマ

1. 不義者は互に仲間、無信仰への譴責【129～132節】
2. 最後の審判の日に対する警告【133～135節】
3. イスラーム以前の迷信【136～140節】
4. アッラーの権能に関する根拠【141～144節】
5. ムスリムにとって禁忌すべき食べ物、ユダヤ教徒にとって禁忌すべき食べ物【145～147節】

1. 不義者は互に仲間、無信仰への譴責【129～132節】

6:129 このようにわれは、かれらが行ったことのために、不義の徒は不義の徒同志で近寄らせる。

6:130 「ジンと人間の方々よ、あなたがたの間から挙げられた使徒たちが、あなたがたの許に来て、わが印をあなたがたのもとに復唱し、あなたがたのこの日の会見に就いて、警告しなかったのか。」かれらは申し上げるであろう。「わたしたちは、自分の意に反し証

言いたします。」本当に現世の生活がかれらを惑わせ、自分が不信者であったことを、自分の意に反して証言する。

6：131 これはあなたの主がその民の（犯した不義を自ら）意識しない中に、乱りに町を滅ぼされないためである。

6：132 各人にはその行ったことに応じて、種々の等級があろう。あなたの主は、かれらの行ったことを見逃しになさらない。

以下のようにも訳せる。：

【129】 = このようにしてわれらは、不義の徒でも、自分が稼いだ報いとして、たがいに助けあわせてやる。

【130】 = 「ジンと人間の輩よ、おまえたちから使徒たちが遣わされて、わしのしるしを語り聞かせ、おまえたちが今日の日を迎えることを警告していたではないか」。すると彼らは言う、「私たちは自分のしたことを証言いたします」。彼らは、現世の生活に欺かれていたのである。そこで、自分が信仰にそむいたことを自分で証言しなければならぬのだ。

【131】 = これは、汝の主は、住民が油断しているあいだにみだりに町を滅ぼされるようなお方ではないということである。

【132】 = だれでも自分の行為に従ってそれぞれの段階がある。汝の主は、人間の所業に無頓着なお方ではない。

【このようにわれは、かれらが行ったことのために、不義の徒は不義の徒同志で近寄らせる。】

= ジンや人間は、それぞれの行った行為（神に対する不遜な行為・神を敬[うやま]わない内的・外的人間の意図・行為）によってグループを作り、お互い頼りあうようになる。全て、アッラーがそのようにさせているのだ。

【あなたがたの間から挙げられた使徒たちが、あなたがたの許に来て、わが印をあなたがたのもとに復唱し、あなたがたのこの日の会見に就いて、警告しなかったのか。】

- = アッラーは預言者ムハンマドの口を借りて「おまえ達のなかから選ばれた使徒達が遣わされて、わが[アッラーの]しるしを語り聞かせ、おまえたちが今日の日[最後の審判の日]を迎えることを警告していたではないか。」

【「わたしたちは、自分の意に反し証言いたします。」現世の生活がかれらを惑わせ、自分が不信者であったことを、自分の意に反して証言する。】

- = 「私たちは自分のしたことを証言いたします。」、彼らは、現世の生活に欺かれていたのである。そこで、自分が信仰に背いたことを自分で証言しなければならないのだ。
- = 「はい、私どもは自分の過ちを証言いたします」と。すなわち彼らは、現世にすっかり騙されていた。それで、自分が信仰なき人間であったことを、自分で証言しなければならない。

【これはあなたの主がその民の（犯した不義を自ら）意識しない中に、乱りに町を滅ぼされないためである。】

- = これは、汝の主は、住民が油断しているあいだにみだりに町を滅ぼされるようなお方ではないということである。
- = それというのも、もともと主は、住民たちがぼんやりしているうちに[何の警告も前もって与えないで]、やたらに邑をぶち壊すようなことをなさるお方ではない。

アッラーは、ジンや人間について“類は友を呼ぶ”ように不義者は不義者同士で仲間となる、と述べ、仲間同士この世（現世）で、向かう方向、行動様式、仕事、考え方など同じような仲間が寄り集まると説明している。またそのようにアッラーはせしめている。

前節で；

【6：128 かれが一斉にかれらを召集される日、（主は）「ジンの方々よ、あなたがたは人びとの多くを惑わせたのである。」（と仰せられよう。）

人びとの中、かれら（ジン）の友がいて言う。「主よ、わたしたちは互いに利用し合いましたが、あなたがわたしたちに定められた期限が到来しました。」かれは仰せられよう。「業火ごうかがあなたがたの住まいである。」アッラーの御好みおこのになる限り、永遠にその中に住むであろう。本当にあなたの主は英明にして全知であられる。】

以下のようにも訳せる。：

6：128 【（アッラーが）みんな一緒に御前にお召しになるその日（最後の審判の日）、「これ、妖霊じんのやからよ、汝らじずいぶん人間を（ひどく迷わした）ものだな」と仰ると、人間の中にもあの連中（ジンを指す）の仲よしがいて、「神様、私どもはお互いに利用し合って参りました。そうしてとうとう貴方が決めておかれた期限まで来てしまったわけでございます」と言う。すると「火（ゲヘナの火）が汝らの棲家じゃ。永久にそこに住むがよい」との仰せ。尤もこれもアッラーの御心しだいではあるけれど。とにかくお前の神様はまことに賢明、すべてのことを知り給う。】

6：128 【神が彼らをことごとく呼び集めたもう日に、「ジンの輩よ、おまえたちは多くの人々を惑わした」との御言葉にたいして、人間の中で彼らの一味の者は言う、「主よ、われわれはたがいに利用しあってきました。そして、あなたがお定めになった時期がとうとう来てしまいました」。神は言いたもう、「業火こそおまえたちの住むところ、そこに永遠にとどまるのだ」。ただし、神が欲したもうならば別である。まことに汝の主は聡明にしてよく知りたもうお方である。】

クルアーンに現れた同様な箇所：

「男の信者も女の信者も、互いに仲間である。」（9：71部分）、「信じない者達も互いに守護しあっている。」（8：73部分）。ジンや人間は、お互い“類は友を呼ぶ”ごとく、信仰者は信仰者と、不義者は不義者達と仲間になるものである。

カタードはこの節を次のように説明している：

アッラーは、人間を彼の行為に基づきお互いに守護し合うようにせしめている。信仰者はいかなる場合でも、信仰者同士守護し合う。一方、不信者は、いかなる時や場合でも、“信仰に精進する”とか“喜捨に尽くす”ということではなく、不信者達と仲間となり、相互に利用し合いまたは守護し合う。

タバリーの説明では；アッラーは、ジンや人間達の中にいる多神教徒達を、それらの仲間内のある者の守護せしめたり、ある者達は仲間同士で相互に楽しむようにせしめている。同様に、アッラーを畏れない輩や不遜な行為を行う者達は、あらゆる事態において、多神教徒を多神教徒の守護者にせしめている。このようなことから、本節の意味は「アッラーは、ジンや人間の中の多神教徒達のある者達は、相互に快樂主義に耽りお互い利用し合うようにせしめている。またアッラーは、あらゆることにおいて、アッラーの命に背き、不遜に振る舞うように多神教徒達の別なグループにせしめている、と説明している。

【6：129 このようにわれは、かれらが行ったことのために、不義の徒は不義の徒同志で近寄らせる。】

以下のようにも訳せる。：

【6：129 このようにしてわれらは、不義の徒でも、自分が稼いだ報いとしてたがいに助けあわせてやる。】

【6：129 こうして我らが、不義の徒は仲間同士で仲よしにしてやる。それも結局は自業自得。】

(夜の旅章 16 節)「われが一つの町を滅ぼそうとする時は、かれらの中で裕福に生活し、そこで罪を犯している者に（先ず）命令を下し、言葉（の真実）がかれらに確認されて、それからわれはそれを徹底的に壊滅する。」

“不義”は人間自身にもあるし、他の人々への行為にもある。神を畏れない、神に対する不遜な行為、人々に対する不義、即ち為政者が人民を搾取、不公正な決定、他。

イブン・アッバースの言葉に「もし神が民を嘉（よみ）すれば、国は最善とな

る。もしそうで無いならば（神が民に憤れば）、不義が横行し、国は最悪となる」とある。

上記は個人的事案だけでは無く、統治、権力、その他総てに於いて、あらゆる不義者に対するアッラーのご意志である。

【6：131 これはあなたの主がその民の（犯した不義を自ら）意識しない中に、乱りに町を滅ぼされないためである。】

つまり、多くの使徒や警告者が必ず滅亡された民のところに現れている。

2. 最後の審判の日に対する警告【133～135節】

6：133 あなたの主は満ち足られる御方、慈悲深き主であられる。もしかれが御好みになられるならば、あなたがたを追放することも出来、御心に適う者にあなたがたを継がせられる。丁度外の民の子孫から、あなたがたを興されたように。

6：134 本当はあなたがたに約束されたことは必ず到来する。あなたがたは（それを）逃がれることは出来ない。

6：135 言ってみよう。「わたしの人びとよ、あなたがたの仕方で行いなさい。わたしもまた（わたしの務めを）行う。あなたがたはこの終局の住まいが、誰のものかをやがて知ろう。不義を行う者は、決して成功しないであろう。」

以下のようにも訳せる。：

【133】 = また汝の主は、なに不自由ないお方、慈悲ぶかいお方である。もしアッラーが欲したもうならば、おまえたちを滅ぼし、他の民の子孫からおまえたちを出現させたもうたように、み心のままにおまえたちの後継者をすえたもうであろう。

【134】 = おまえたちに約束されたことは、かならず来る。おまえたちはまぬかれることはできない。

【135】 = 言え、「人々よ、自分の能力に応じて行え。私もそのように行っている。おまえたちは、かの住まいが結局だれのものになるかを知る

であろう。不義の徒は栄えない」

解説：

信仰者への報奨、不信仰者への懲罰を説明したのち、どの時代においても時代の民の特質、信仰に対する段階があったことを説明してきた。アッラーが人々の信仰、篤実を望むのではなく、人が神の寛容・許し・執成し・良き裁定を望むのであって、アッラーご自身は凡てに超越し、何ら依存したり要求したりするお方では無い。アッラーご自身は、ご自身で充足されており、何ら他の要素を必要とされないお方である。とは言え、人の過ちを赦すお方であり、人間を助けるお方で、さらに非常に寛容で慈悲あふれるお方である。

例えば：

【本当にアッラーは人間に、優しく慈悲を垂れられる御方である。】(22:65)、【人びとよ、あなたがたはアッラーに求める以外術のない者である。アッラーこそは、富裕にして讚美すべき方である。】(35:15) とある。

【本当にあなたがたに約束されたことは必ず到来する。】(6:134 部分)

= 「ムハンマドよ、不信仰者達に伝えなさい。来世における報いは必ず来る、良いことを現世で実行すれば、必ず来世でその報いがあり、不義を働けば必ず、それに対する報い（懲罰）がある。これは嘘偽り無いことである」。

イブン・アブー・ハーティムが、アブー・サイード・ホドリーは、預言者が次のように述べたと伝えている「人々よ、もし君たちに知性があるならば、アッラーに誓って、諸君、ご自身の死後について考えなさい。本当にあなたがたに約束されたことは必ず到来します。あなた方出来ないことは無いのです。」と。アッラーは次の表現でも言っている。：

(11：121) 【それで不信仰者に言ってやるがいい。「あなたがたは自分のやり方で行くがいい。わたしたちも（自分の務めを）行く。」

(11：122) 【あなたがたは待ちなさい。わたしたちも待っている。】

3. イスラム以前の迷信【136～140節】

6：136 かれらは、アッラーが創られた穀物と家畜の一部分を勝手な空想によって（供えて）、「これはアッラーに、そしてこれはわたしたちの神々に。」と言う。だが神々に供えたものはアッラーには達しない。そしてアッラーに供えたものが、かれらの神々に達する。かれらの判断こそ災いである。

6：137 こうしてかれらの神々は、多くの多神教徒を魅了してかれらの子女を殺すようにしむけた。これはかれらを滅ぼし、また人々の宗教を混乱させるためである。もしアッラーの御心があれば、かれらはそうしなかったであろう。だからかれらとその捏造したものを放って置け。

6：138 またかれらは「これこれの家畜と穀物は禁じられる。わたしたちが許す者の外に、誰も食べることは出来ない。」などとかれらの勝手な決断により、背中が禁忌になっている家畜、また（屠殺にさいし）それに、アッラーの御名を唱えない家畜などと（捏造して）言う。（これらは凡て）かれに対する捏造である。かれはこの捏造に照らし、やがて報われるであろう。

6：139 またかれらは言う。「この家畜の胎内にあるものは、わたしたち男の専用であり、わたしたちの女には禁じられる。だが死産の場合は、誰でも皆それにあずかれる。」かれは、かれらの虚構に対しやがて報われる。本当にかれは英明にして全知であられる。

6：140 無知のため愚かにもその女兒を殺し、アッラーがかれらに与えられたものを禁じ、またアッラーに対し捏造する者たちは、正に失敗者である。かれらは確かに迷った者で、正しく導かれない。

以下のようにも訳される。:

【136】 = 彼らは、アッラーがふやしたもうた作物と家畜の中から一部分だけをアッラーのためにとりのけて、思いつくままに、「これはアッラーのために」と言い、また、「これはわれわれの神々のために」と言う。

彼らが邪神に供えたものは、けっしてアッラーには届かない。そしてアッラーに供えたものは、自分たちの邪神のところ届く。彼らの判断するところの何とひどいことよ。

【137】 = またかれらの邪神は、多くの多神教徒に、わが子を殺すことさえ立派な行為と思わせた。それは、人々を滅ぼし、人々の宗教を混乱させるためである。もしアッラーが欲したもうたならば、あのようなことはできなかつたはず。だから、彼らが捏造するままに捨ておけ。

【138】 = 彼らは思いつくままに、「これらは禁制の家畜と作物である。われわれの心にかなう者のほかは食べてはならない」と言う。また、嘘を捏造して言う、「これらは背中が禁じられている家畜である。またこれらは、アッラーの御名を唱えてはならない家畜である」。彼らが捏造したことにたいして、アッラーはかならずや報いたもうであらう。

【139】 = また彼らは言う、「これら家畜の胎内のものもつばら男子のためのものであり、婦女に禁じられている。だが死産した場合、みなともにそれにあずかる」。アッラーは彼らの述べたことに報いたもうであらう。アッラーは聡明にしてよく知りたもうお方である。

【140】 = 無知のために愚かにもわが子を殺し、アッラーにたいして嘘を捏造して、アッラーから賜ったものを禁じた者どもは、すでに損失をこうむっているのである。彼らは完全に迷い去り、正しく導かれることはない。

1) 次いで、偽信者たちの腐敗した内面には“人に見せるためで、・・・”と真剣さに欠け、アッラーとの関係や敬虔な気持ちが一つもない。人に見せるため、礼拝は偽善的行為にすぎない。従って、人が見てない日の出前の礼拝、夜の礼拝は殆ど行わない。ムスリムとブハーリーの両ハディース集に「預言者は『偽信者たちにとって非常に重く面倒な礼拝は、夜の礼拝と、日の出前の礼拝である。・・・』と言っている」。

2) “ほとんどアッラーを念じない。” 偽信者たちの礼拝とは、その実態は、

少しの礼拝のみで、誰一人見る者が居なければ殆ど礼拝しない。

- 3) 彼等、偽信者は、信心と不信心の間を揺れ動き、真の信者では無く、また実際の不信心でも無い。表面は信者で、内面が不信心で、信者に近付いたかと思えば、不信心者と仲良くなる。「閃く度にその中で歩みを進めるが、暗闇になれば立ち止まる。・・・」(雌牛章：20)そして、信者たちに勝利があれば、我々は“協力した、我々に分け前を”と要求する。
- 4) 「信者たちは、信者を差し置いて不信心な者を親密な友としてはならない。これをあえてする者は、アッラーから(の助け)は全くないであろう。だがかれらが(不信者)から(の危害を)恐れて、その身を守る場合は別である。アッラーは御自身を(のみ念じるよう)あなたがたに諭される。本当にアッラーの御許に、(最後の)帰り所はある。」(3[イムラーン家]章：28)、「あなたがた信仰する者よ、ユダヤ人やキリスト教徒を、仲間としてはならない。かれらは互いに友である。あなたがたの中誰でも、かれらを仲間とする者は、彼等の同類である。アッラーは決して不義の民を御導きになられない。」(食卓章：51)
- 5) イスラーム国に於いて、一般職に非ムスリム(ジンミー：保護国民)が就任することは禁じられていない。預言者の教友達の時代サービア教徒アブー・イスハークがアッバース王朝で大臣を務めていた。
- 6) 偽信者の罰としてクルアーンに現れる火獄は七層
- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| (1) ジャハンナム (jahannam) | 77 箇所 (2:206 他) |
| (2) ラザン (laza) | 1 箇所 (70:15) |
| (3) アル＝フタマ (al=hutamah) | 2 箇所 (104:4),(104:5) |
| (4) アッサイル (assa' ir) | 16 箇所 (不定形8、定形8)
(22:40,4:10 他) |
| (5) サカル (saqarun) | 4 箇所 (54:48),(74:26),(74:27),(74:42) |
| (6) アル＝ジャヒーム (al=jahiem) | 25 箇所 (2:119 他) |
| (7) アル＝ハーウィヤ (al=haawiyah) | 1 箇所 (101:9) |
- 7) 偽信者の罰が不信者のそれよりも強烈な理由；

イスラームとムスリムへの嘲笑が加重されているため。この懲罰軽減の執り成しと救済者が居ない。

8) 偽信者の悔悟（過ちを悔いる）が受け入れられる四条件：

- (1) 以前の行為を後悔すること
- (2) 偽信仰の汚れを落とす善行に努力すること
- (3) アッラーに縋り付き彼の啓典を勤厳に遵守し、その使徒を敬愛すること
- (4) アッラーに忠実忠誠を尽くし他の者を尊崇しないこと

9) 不信者の場合

唯一悔悟しイスラームに帰依すること

10) 子供殺し

イスラーム以前の最悪で醜悪な慣習が子供殺しであった。イスラームはこれを禁じた。

* 女兒殺しの話：

預言者の教友の一人：親族へ娘を連れて行くと言って女親を騙し、家を出て、途中の井戸に最愛の美しく育った娘を投込んだ。「お父さん殺さないで！お母さんの信頼を無くす！」と言う悲鳴が今でも聞こえる、と語っている。

当時の考え方（父親の）は、戦闘に参加出来ず、略奪の対象、貧困、周囲の目、女兒の次はまた女兒が生まれる、他をおそれた。

4. アッラーの権能に関する根拠【141～144節】

6：141 かれこそは棚を備えた果樹園、また棚のない果樹園を創られる御方であり、またナツメヤシや様々な味の異なった農作物、とオリーブ、ザクロその外同類異種のものをも（創られた御方である）。実が熟したならば食べなさい。収穫の日には、定め喜び捨を供出し、浪費してはならない。本当にかれは、浪費の徒を御愛でになられない。

- 6:142 また、家畜のあるものは荷を負い、またあるものは小家畜である。アッラーがあなたがたに与えるものを食べ、悪魔の歩みに従ってはならない。かれはあなたがたにとって、公然の敵である。
- 6:143 8頭の雌雄のうち羊1対とヤギ1対、言ってやるがいい。「かれは、2雄または2雌、と2雌の胎内にあるものの、どれを禁じられたのか。あなたがたが誠実ならば、知っているところをわたしに告げなさい。」
- 6:144 また、ラクダ1対と牛1対。言ってやるがいい。「かれは、2雄または2雌、と2雌の胎内にあるもののどれを、禁じられたのか。アッラーがこれをあなたがたに命じられる時、あなたがたはその場にいたのか。知識もなく人を迷わせるために、アッラーに就いて虚偽を捏造するより、甚だしい不義があるのか。誠にアッラーは、不義を行う民を導かれない。」

以下のようにも訳されている。:

- 【141】 = 棚のある果樹園、棚のない果樹園、なつめやし、さまざまな作物の畑、オリーブ、ざくろなど、互いに似たもの、似てないもの、すべてこれらのものを造りたもうたお方こそ、アッラーであらせられる。実がなったらその実を食べよ。借り入れの日に納めるべきものは納めよ。しかし、浪費してはならない。アッラーは浪費する者を愛したまわない。
- 【142】 = 家畜には、荷駄のためのものと毛をとるためのものがあるが、いずれもアッラーからおまえたちに賜ったものであるから、食べるがよい。サターン（悪魔）の歩みについていてはならない。彼は、おまえたちの明らかな敵である。
- 【143】 = つがいをなす八頭、うち羊二頭と山羊二頭。言ってやれ、「雄同士二頭を禁じたもうたのか、あるいは雌同士二頭をか。それとも二頭の雌の胎内にあるものをか。もしおまえたちが真実を語っているの

なら、確信をもって私につげよ」

- 【144】 = らくだ二頭と牛二頭。言ってやれ、「雄同士二頭を禁じたもうたのか、あるいは雌同士二頭をか。それとも二頭の雌の胎内にあるものをか。おまえたちはアッラーが命じたもうたときにいあわせたのか。人々を迷わそうとして、なにも知りもしないのにアッラーにたいして嘘を捏造する者より悪い者がどこにしようか。アッラーが不義の民を導きたもうことはない」

141 節啓示の背景と理由：

【… 収穫の日には、定め喜捨を供出し、浪費してはならない。…】 (6:141)

- 1) ザカート徴収時、ザカート以外に何らかの品物を他人に配るのが常であった。中には自分の家族が飢えるのがわかっている、また与えた品物が無駄となり廃棄されるであろうことがわかっている、人々はそれを行っていた。

イブン・ジャリール・アッタバリーは、アブ・ル・アーリヤの話として次のように伝えている：「かつて人々は、定められたザカート以外に何らかの品物を供出していた。次第に人々の間で無駄な供出を競争し合うようになったので本啓示が下された」と語っている。

またアブ・ル・アーリヤは「ザカート徴収時、ザカート以外の品物をも供出していた。次第に供出が昂じてそれらを廃棄処分にすることも多くなった。そのような時、本啓示があった」と伝えている。

- 2) 農作物のザカート供出について

自然の降雨だけで農作物が収穫できる場合は、その十分の一をザカートとして供出。

灌漑用水とか溜池、井戸水を利用し耕作地まで用水を導き作物を収穫する場合は、自然の降雨による収穫に決められたザカート供出量の半分、即ち二十分の一となる。

- 3) 「信仰する者の間にこの醜聞が広まることを喜ぶ者は、現世でも来世でも、痛ましい懲罰を受けよう。あなたがたは知らないがアッラーは知っておら

れる。」(御光章：19)

- 4) 例外的に、大声で叫ぶ者が被害者の場合は、その問題(被害⇔加害者)を為政者、裁判所、その他必要な官憲へ訴えることをしなければならない。被害者は自分の被害を黙って見過ごし諦めてはならない。
- 5) 自分の受けた害悪を加害者へ非難や悪口等で応酬してはならない。関係官庁へ必要な手続きを踏んで訴え、救済処置を講じてもらう。

5. ムスリムに禁忌の食べ物、ユダヤ教徒に禁忌な食べ物【145～147節】

- 6：145 言ってやるがいい。「わたしに啓示されたものには、食べ度いのに食べることを禁じられたものはない。只死肉、流れ出る血、豚肉 —それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる。」
- 6：146 ユダヤの(法に従う)者には、われは凡ての爪のある動物を禁じ、また牛と羊は、その脂を禁じた。只背と内臓に付着し、または骨に連なった脂は、別である。これは、かれらの不正行為に対する応報で、われは本当に真実である。
- 6：147 それでもかれらがあなたを虚言者であるとするなら、言ってやるがいい。「あなたがたの主は慈悲深い主で、凡てを包容なされる方である。だが不義の民は、かれの懲罰は免れられない。」

以下のようにも訳せる。：

- 【145】 = 言ってやれ、「私に啓示されたものの中には、死骸、流された血、あるいは豚肉、これは穢れであるが、あるいはアッラー以外の名で屠[ほふ]られたけがらわしいもの、これらを除いては食べても禁制となるものはなにもない」。なお欲せずして、または違反するつもりではなくて、やむをえず食べた者には、まことに汝の主は寛容

にして慈悲深いお方である。

- 【146】 = ユダヤ教を奉ずる人々には、われらは一枚ひづめのものをいっさい禁じた。また牛や羊の脂肪も、背中やはらわたの部分、あるいは骨に付着しているものを除いて禁じておいた。これは、われらが悪業の罰として彼らに報いたものである。われらの言葉は真実である。
- 【147】 = もし彼らが汝を嘘つきだというなら、言ってやれ、「主は広大なお慈悲をもちたもうお方である。しかし、罪を犯す民から主の力をひきもどすことはできない」

参考文献及び注意書き

1. 「アッ=タフスィール・アル=ムニール」 Vol. 4 ワハバ・アッ=ズヘイリイ著
発行所：ダール・アル=フィクリイ シリア・ダマスカス 第9刷 2007年版
2. 「日垂対訳・注解 聖クルアーン」 (宗) 日本ムスリム協会発行 平成16年3月1日第8刷版
3. 「アル=ジャーミウ・リ・アハカーミ・ル=クルアーン」 第7巻 (Vol. 7)
著者：アブー・アブドッラー・ムハンマド・ビン・アハマド・アンサーリー・アル=クルトビイー
発行所：ダール・ル=キターブ アル=アラビー エジプト・カイロ
1967年版
4. 「世界の名著 15 コーラン」 責任編集 藤本勝次 (まえがき・コーランとイスラム思想)、
訳者：伴康成 (第1章-第25章、第93章-第111章)、訳者：池田修 (第26章-第92章)
中央公論社 昭和45年9月30日初版発行
5. 岩波文庫「コーラン」(全3冊) 訳者：井筒俊彦 (いづつ としひこ) (株) 岩波書店
[1957年11月25日第1刷、2004年2月5日第56刷版]

第7回タフスィール研究会報告

クルアーン第6章家畜章 第148節～165節

柏原良英

日 時 平成23年2月29日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマと節区分：

1. 多神教徒が自分達の多神や禁止の理由をアッラーに結び付けること（148～150節）
2. アッラーの10の禁止あるいは命令（151～153節）
3. タウラート（ユダヤ教啓典）とクルアーンの啓示理由（154～157節）
4. 不信者に対する最後の警告（158節）
5. 宗教における分裂の結末（159節）
6. 善行と悪行の報酬と報い（160節）
7. タウヒードや信仰や人柄におけるイブラーヒームの教えへの帰属（161～164節）
8. 地上の後継者（165節）

1. 多神教徒が自分達の多神や禁止の理由をアッラーに結び付けること（148～150節）

148.（アッラー以外に神々を）崇拜する者は言うであろう。「アッラーが御好みになられるならば、わたしたちも祖先も（他の神々を）崇めず、また何も禁じなかったであろうに。」このようにかれら以前の者も、われの懲罰を味わうまでは（真理）を信じなかった。言ってやるがいい。「あなたがたは、果たして知識があるのか。それならわたしたちに現わせ。あなたがたは、只臆測に従うだけ。本当にあなたがたは、真実ではないことを言うに過ぎない。」

アッラーが御好みになられるならば：このアラビア語の条件文は、イン・シャーアッラーとラウ・シャーアッラーの二つの言い方がある。違いはイン・シャーアッラーは、これからのことで、ラウは過去の取り返しのつかないことへの願望を表わす。ここではラウが使われており、もしアッラーが、我々に多神崇拝や勝手な禁止をすることを望んでいたら、今のような状態には、我々だけでなく祖先もならなかった。こうなったのはアッラーがさせたからで、我々の責任ではないと主張する。

このようにかれら以前の者も、……信じなかった。：これはアッラーからの彼らへの返答。マッカの人や他の多神教徒のアラブ人は、預言者ムハンマドの持って来たものを嘘呼ばわりした（信じなかった）。それは彼ら以前の者たちが、彼らの所へやって来た預言者たちを嘘呼ばわりしてきたのと同じである。その結果、彼らは、滅ぼされた。（懲罰を味わう）これによりアッラーは、彼らの犯した罪によって罰を与えたことが分かる。もし彼らの主張が正しければ、アッラーは彼らを滅ぼすことはなかった。クルアーンでは、アッラーが罰を与えるのは罪を犯したからであって、原因は彼らにあることを繰り返し述べる。

あなたがたは、果たして知識があるのか：ここの知識は、明白な証拠、証明。アッラーは、預言者ムハンマドに彼らの主張の正しさを示す証拠を持って来るよう求めることを命じる（言ってやれ）。もし証拠があるならそれを出せと言う。

あなたがたは、只臆測に従うだけ：結局、彼らには証拠がなく、ただ憶測や想像で言っているにすぎないと言われる。

真実ではないことを言う：アッラーについてうそを言う。

149. 言ってやるがいい。「最後の論証は、アッラーに属する。かれが御好みになられるならば、あなたがたを一勢に導かれたであろう。」

アッラーは、彼らが証拠を持って来られないのを確認した後で、彼らに対し預言者に完全な証明、証拠（最後の論証）はアッラーだけに属すると言うよう

に求めた。

御好みになられるならば：ここでも条件文は、ラウで始まっている。もしアッラーが望むならあなた方だけではなく全ての人間を天使のように元から信者としたであろう。そしてあなた方には正邪を区別する必要もなくなっていただろう。しかし、アッラーは、それを望まなかった。

「もし主の御心なら、地上の凡ての者は凡て信仰に入ったことであろう。あなたは人びとを、強いて信者にしようとするのか。」(10章99節)

最後の論証：完全な証明、証拠とは、アッラーの唯一性を証明する、この世界に存在するものを通して、その後ろにある創造者の存在であり、預言者の行う奇跡のこと。

150. 言ってやるがいい。「アッラーはこれを禁じられたと証言出来る、あなたがたの証人を連れて来なさい。」仮令かれらが証言しても、あなたはかれらと一緒に証言してはならない。またわが印を偽りであるとする者の、虚しい要望に従ってはならない。かれらは来世を信じないで、またかれらの主に同位のを配する者たちである。

次にアッラーが預言者に多神教徒たちに求めるように命じたのは、彼らが禁じている事柄がアッラーによるという主張を証言する証人の招聘である。

仮令かれらが証言しても、あなたはかれらと一緒に証言してはならない。：しかし、たとえ彼らが証言しても、それを信じたり、受け入れてはならない。もしそれを受け入れれば彼らの証言のように、一緒に証言したことになる。彼らは嘘の証言をしている偽の証言者である。

虚しい要望：自分達の欲望。この欲は、アッラーの存在を示す印を嘘呼ばわりする人たちと、来世の存在を信じない人々の抱いているものである。その時、彼らはアッラーに同位の神を並べて崇拝している。

この節から理解されるもの：

1. 多神教徒が自分達の不信仰の言訳をアッラーのせいにすることは、否定さ

れる。何故なら、アッラーは人間に判断するための理性と善悪を理解する能力を与え、そのどちらかを自分の意思で行うことが出来るようにしているからである。もしアッラーが望んでいれば、全ての人間を導き、天使のように悪を犯さないように出来たはずであり、それをアッラーは望まなかったのである。

2. アッラーは、預言者に彼らの証人を求めるよう命じながら、彼らが証言しても彼らの証言を受け入れるなど命じたのは何故か。それは証人が証言する時に、証拠が問われることになり、結局は彼らが嘘の証言者であることが明白になるからである。ここで求められるのは、真の証人であり偽の証人ではない。

2. アッラーの10の禁止あるいは命令（151～153節）

151. 言ってやるがいい。「さて、わたしは主があなたがたに対し禁じられたことを、読誦しよう。かれに何ものでも同位者を配してはならない。両親に孝行であれ。困窮するのを恐れて、あなたがたの子女を殺してはならない。われは、あなたがたもかれらをも養うものである。また公けでも隠れていても、醜い事に近付いてはならない。また、アッラーが神聖化された生命を、権利のため以外には殺害してはならない。このようにかれは命じられた。恐らくあなたがたは理解するであろう。

前節でアッラーは多神教徒たちが禁止したことをアッラーが禁じたと言う主張を彼らの勝手な想像や欲望によるものである事を明らかにした。ここでは本当にアッラーが禁じたり命じている事を明らかにする。

さて：アラビア語では、ここに来なさいと呼びかける。それはアッラーが禁じている事を朗誦するためである。禁じられたことと言いながら、5つは禁止表現で5つは命令表現で語られている。これは禁止を明らかにすることは、それ以外のことは必然的に許されることになるからである。また例えば、両親に孝

行を命じているのは、命令が禁止の反対であることから、その意味するところは両親に対して害をなすことの禁止である。

- 1) 多神の禁止：何ものでも同位者を配してはならない：アッラーは以下の事を命じている。という言葉が隠されている。それは節の最後に出てくる「このようにかれは命じられた。」から分かる。何ものでもとは太陽や月などの自然界に存在するものや天使や預言者や聖者とよばれるような特別な地位や能力を持つもの全てを指す。これらは全てアッラーの被造物であり、しもべである。「天と地にある者全ては、慈悲深き御方のところへ（審判の日）しもべとしてやって来る以外にはない。」（19章93節）
- 2) 両親への孝行：アッラーはしばしば自身に対する崇拜と親孝行を繋げて語る。「あなたの主は命じられる。かれの外何者をも崇拜してはならない。また両親に孝行しなさい。」（17章23節）何故ならアッラーは全ての創造と養いの元であり、親はその仲介者となり子供を養い危害から守るものであるから。それ故に、両親に対する虐待は大罪になり、二人に対する善行は最も徳の高い行いになる。アブドッラー・ビン・マスウードの伝えるハディースで、「私がアッラーの使徒に『どの行いが、一番徳の高いものですか』と尋ねると、『決められた時間内に行う礼拝です』と答えられた。また『その次は何ですか』と尋ねると、『親孝行です』と答えられた。また『その次は』と尋ねると、『アッラーの道のためのジハードです』と答えられた。」とある。
- 3) 貧困を恐れて子供を殺害することの禁止：アッラーは両親への愛情を命じた後、子供達への愛情を命じる。同じ内容の他の節では「貧困を恐れてあなたがたの子女を殺してはならない。われはかれらとあなたがたのために給養する。かれらを殺すのは、本当に大罪である。」（17章31節）とあり、二つの相違は、前節では「われは、あなたがたもかれらをも養うものである」となって、アッラーが養う者としてあなた方が先行している、これに対して後節では、かれら（子供達）が先行する。これは前節では現在あなた方が悩まされている貧困に対するアッラーの養育を指し、後節では将来

の養育から来る貧困の恐れを指していることによる相違である。

- 4) 醜悪なものへの接近の禁止：これらは全ての言行でその罪や醜悪さを示すもので、姦通や貞節な女性信者への中傷など、それが表に表れるものであれ秘密裏に隠れているものであっても禁じられる。かつてイスラーム以前のジャーヒリーヤ時代は、表ざたにならない姦通は罪ではないと見なされていた。アッラーはその両方を禁じた。他の節でも「**本当にわたしの主が禁じられたことは、あからさまな、また隠れた淫らな行い…**」(7章33節)と語られている。また一説では、明らかにされたものは、実際に行為によって行われたもの、隠れたものとは心に関することで、嫉妬や傲慢さに当たるとする。また教友のイクリマは、明らかにされるものとは、人に対する不正であり、隠れたものとは姦通や窃盗のようなもので、それらは秘密に行われるからとしている。
- 5) 権利なしの殺人の禁止：殺人が前の醜いことの中に含まれるにもかかわらずここでは強調的に特別に述べられる。この殺害の禁止は、アッラーがイスラームであるかイスラームの土地に住む啓典の民のような契約によって生命を守られている者の殺害の禁止を含む。アブドッラー・ビン・ウマルの伝えるハディースで預言者は「私は人々がアッラー以外に神は無し、ムハンマドはアッラーの使徒であると証言することと礼拝を行い、ザカートを支払うまで彼らと闘うよう命じられた。そして彼らがそれをなした時は、イスラームの権利以外には彼らの生命と財産は守られるであろう」と語った。また権利のある殺害については、ハディース「ムスリムの殺害は、三つのうちのどれか一つ以外では許されない。それは、姦通した既婚者、殺人者、社会を分裂させる棄教者である。」それら以外の殺害は、人権に対する大罪であり、創造主（アッラー）の創造への侵害である。

このようにかれは命じられた。恐らくあなたがたは理解するであろう。：これらアッラーからの命令や禁止は、恐らくあなた方は理解するであろう。何故ならあなた方はそれを行う益を理解することが出来るからである。

152. 孤児が成人に達するまでは、最善の管理のための外、あなたがたはその財産に近付いてはならない。また十分に計量し正しく量れ。われは誰にもその能力以上のことを負わせない。またあなたがたが発言する時は、たとえ近親(の間柄)でも公正であれ。そしてアッラーとの約束を果しなさい。このようにかれば命じられた。恐らくあなたがたは留意するであろう。

6) 孤児の財産を守ること。その財産に近付いてはならない：あなた方が管理している孤児の財産から何も取ってはならない。しかし例外は、**最善の管理のため**：それが孤児の財産を守ったり、増やしたりする上で彼らに益がある場合、または危険を回避したり、必要性が生じた時は除かれる。孤児の財産を不正に取得する罪の重さについては、他のクルアーンで「**不当に孤児の財産を食い減らす者は、本当に腹の中に火を食らう者。かれらはやがて烈火に焼かれるであろう。**」(4章10節)とある。

近付いてはならない：接近の禁止は、直接的な禁止よりもその原因や手段の禁止も含まれることからより厳しい禁止の表現になる。

孤児が成人に達する：成人は一般的には、ムスリムとしての義務を果すことが求められる年齢。ここでは金銭的な経験を十分に積んだ年齢。アブーハニーファは、孤児に財産を返さない最高の年齢を25歳にしている。クルアーン「**結婚年齢に達するまでは、孤児を試しなさい。もし、立派な分別があると認められたならば、その財産をかれらに渡しなさい。**」(4章6節)つまり、結婚年齢は肉体的な成熟であり、分別は判断能力の確立のことでこの二つが備わった時に成人に達したことになる

7、8) 重量と嵩を公正に量る。

十分に計量し正しく量れ：アラビア語では、穀物などの嵩を量る(カイル)と重さを量る(ワズヌ)と分けてその両方において公正さを果せとなる。それは他人に対してばかりでなく自分にも物の売買において、誤魔化さないことで、他のクルアーンでも「**1. 災いなるかな、量を減らす者こそは。2. かれらは人から計って受け取る時は、十分に取り、3. (相手にわたす)量**

や重さを計るときは、少なく計量する者たちである。」(83章1-3節)とある。われは誰にもその能力以上のことを負わせない。：これは前の公正さにおいて出来るだけの努力を払う限り、アッラーはそれ以上のものを求めない。

9) 証言や裁きでの公正さ。発言する時は：証言や裁きでの発言においては公正であれ。たとえ近親(の間柄)でも：たとえ証言される者が、身内の者であっても公正であれ。他のクルアーン「あなたがた信仰する者よ、証言にあたってアッラーのため公正を堅持しなさい。仮令あなたがた自身のため、または両親や近親のため(に不利な場合)でも、また富者でも、貧者であっても(公正であれ)。」(4章135節)ここでの公正さは、前節での行為における公正さに対して、言葉における公正さを求める。

10) 約束を果す。アッラーとの約束を果しなさい：アッラーの命じることや禁じることに従いそれを実行する。この約束には、アッラーが人間に本性や理性として与えたもの「アーダムの子孫よ、悪魔に仕えてはならないと、われはあなたがたに約束しなかったか。かれはあなたがたの公然の敵である。」(36章60節)や、人間がアッラーに約束したこと「あなたがたがアッラーと約束を結んだ時は、誓約を成し遂げなさい。」(16章91節)や、人が互いに約束したこと「約束した時はその約束を果たし」(2章177節)が含まれる。

恐らくあなたがたは留意するであろう。：アッラーはこれらの事を命じたのは、あなた方が訓戒し、それ以前に行っていた事をやめるよう願ってである。

これらの10の命令は、17章22節から35節にかけても同じことが語られている。これらは様々な規則が定められる前のマッカで最初に下されたもので、ムーサーに下された教えの基礎となくものと同じで、これらは使徒たちによって伝えられる教えの基礎である。クルアーン「かれがあなたに定められる教えは、ヌーフに命じられたものと同じものである。われはそれをあなたに啓示し、またそれを、イブラーヒーム、ムーサー、イーサーに対しても(同様に)命じた。「その教えを打ち立て、その間に分派を作ってはならない。」(42章13節)

153. 本当にこれはわれの正しい道である、それに従いなさい。(外の)道に従ってはならない。それらはかれの道からあなたがたを離れ去らせよう。このようにかれは命じられる。恐らくあなたがたは主を畏れるであろう。」

これはわれの正しい道である：アッラーは最後にこれがまっすぐな道である事を明らかにし、それに従うよう命じ、(外の)道:異なる様々な道(宗教、派閥、勝手な追加など)には従わないよう命じる。何故ならそれらはあなた方をアッラーの真実の道から逸らせ分裂を引き起すからである。

まっすぐな道についてのハディース「アッラーはまっすぐな道について喩えをあげた。その両脇には、二つの壁があり、そこには幾つもの扉がついている。更に、その扉にはカーテンが吊るされている。そしてその道の扉には、呼びかけ人がいて「皆の衆、一緒にまっすぐな道へ急いで入りなさい。バラバラになってはいけません。」と呼びかける。また道の上からも呼びかけ人が呼びかける。そして人がそれらの扉を開こうとすると、彼は、「何てことだ、開けてはいけない、もし開ければ、あなたは、そこへ入る」つまり、道はイスラームで、二つの壁は、アッラーの掟のことで、扉は、アッラーの禁止である。また道の先頭いる呼びかけ人はアッラーの啓典で、道上の呼びかけ人は、ムスリムそれぞれの心の中にあるアッラーの説教師のことである。」

151節の最後は、「恐らくあなたがたは理解するであろう。」で152節の最後は、「恐らくあなたがたは留意するであろう」となっているのは、151節では『多神の禁止と親孝行と子供殺しの禁止と姦通への接近の禁止と権利の無い殺人の禁止』について述べられていてこれらの醜さについては明白であり、理性によってそれが理解できることからの指摘であり、後の5つ(孤児の財産の管理、量りの公正さ、証言や判決に於ける公正さ、約束の遵守)に就いては、彼らがそれを実行していて忘れていればそれを思い出させるための言葉「留意する」はアラビア語では思い出すという意味がある。最後の153節の「恐らくあなたがたは主を畏れるであろう」は、それまでの命令や禁止が確認を示し、153節は、

アッラーが従う事を命じた、真っ直ぐな道に就いての記述で、ここには責任が求められる。そこで終わりは『主を畏れる』となる。つまり来世における地獄から身を守ることの喚起になる。

3. タウラート（ユダヤ教啓典）とクルアーンの啓示理由（154～157節）

154. 以前、われはムーサーに啓典を授けた。これは善行をする者に対する完全、無欠の啓典であり、凡てのことを詳細に解明し、導きであり、慈悲である。恐らくかれらは、主との会見を信じるであろう。

前節でアッラーは10の命令を預言者に伝えるように命じたあと、ここでは預言者ムーサーに啓典タウラートを啓示した理由に就いて告げる。何故ならアラブの多神教徒たちはそれについて聞いていてよく知っているからである。

以前…：アラビア語の出だしは、スンマ（それから）で始まっている。それは前の節で預言者に対して「言ってやれ」という言葉で始まっていた事を受けて、ここでも預言者に対する命令の言葉が隠されている。つまり、それから彼らに言いなさい。われはムーサーに啓典を与えた。

クルアーンではタウラート（ユダヤ教の啓典：律法）の記述が何度も出てくるのは、それがクルアーンとそこに書かれている内容が規則や法律的なことが多く似ているからである。そこが他の啓典インジール（福音書）やザブール（詩篇）と異なる点である。何故なら、アラブの知識人もタウラートのような啓典を求めていたからである。それは自分達の知性に対する誇りから、もしそれが与えられれば彼らより立派に守ると考えていた。

完全、無欠：ここでは善行を行ったムーサーに対する恩恵の完結として啓典を与えたこと。

凡てのことを詳細に解明し：教えの中で必要とするすべての事柄を明らかにするために

導きであり：真理への導きとしての啓典、慈悲である：それによって導かれた者に対する慈悲の原因として下された啓典。

恐らくかれらは、主との会見を信じるであろう。：「恐らく」アラビア語のラアッラは、ここでは「彼らが、～するために」の意味。彼ら（ユダヤ人）が、主との会見（アッラーの約束した報酬や懲罰と審判の日に会うこと）を信じるためにこのタウラートを下した。

155. そしてこれ（クルアーン）は、われが下した祝福された啓典である。だからこれに従って、あなたがたの義務を尽くしなさい。恐らくあなたは、慈悲に浴するであろう。

次に、クルアーンに就いて語られる。

われが下した祝福された：「アッラーが下した」と「祝福された」の二つの言葉は、ともに啓典を修飾する。そこには重要な事柄があり、宗教や生活での多くの益や良いものがある。そこには導きや成功、救助への原因がある。

だからこれに従って：この導く所へ従いなさい。

あなたがたの義務を尽くしなさい：あなたたちに禁じられたことを守ることによって地獄や不信仰から身を守りなさい。

恐らくあなたは、慈悲に浴するであろう。：あなた達が現世でも来世でもアッラーの慈悲を得るために。

156. （これは、）あなたがたに、「啓典はわたしたち以前に、唯二つの宗派にだけ下された。わたしたちはかれらの読むものに、不案内であった」と言わせないためである。

この言葉は、前節の **われが下した** に繋がっていて、マッカの人たちが言い訳として言わせないためにクルアーンを下したとなる。

二つの宗派：ユダヤ教とキリスト教 **かれらの読むもの**：彼らの知識
不案内であった：それが我々の言葉ではないので、その知識が無い。

157. またあなたがたに「もしわたしたちに啓典が下されたならば、きつとかれらよりもよく導きに従ったであろうに。」と言わせないためである。今あなたがたの主からの明証、と導きと慈悲とが正に齎されている。それでもアッラーの印を偽りであるとして、それから背き去った者以上に甚しい不義の徒があらうか。わが印から背き去った者を、われはやがて背き去ったことのために、厳しい懲罰で報いるであろう。

ここでも、彼らの言訳を言わせない。

もしわたしたちに啓典が下されたならば：もし我々にも彼らに下されたものが下されたら。

かれらよりもよく導きに従ったであろうに：我々の方が彼らより賢く、物事を深く考えられるから。クルアーン「かれらはアッラー（の御名）にかけて、厳粛な誓いをたて、もし警告者が自分たちのところに来るならば、どんな民よりも立派に導かれるであろう（と言っていた）。」（35章42節）

今あなたがたの主からの明証・・・もたらされている。：これは彼らの言訳に対する答え。アラビア語は、完了形でやって来た。となる。アラビア人の預言者ムハンマドによってクルアーンがやって来た。その中には明証（規則を明らかにするもの）導き（心の中にある導き）慈悲（それに従う者にアッラーが与える）がある。

アッラーは続いてクルアーンを嘘呼ばわりする者の悪い結末を明らかにする。

アッラーの印を偽りであるとして・・・：クルアーンの正しさを知った後で、マッカの指導者たちのように、その印（クルアーンの節や奇跡）を嘘だと言って、そこから離れるだけでなく他の者にもそれを邪魔をして背かせる者より罪の重い者はいない。クルアーン「かれらは外の者をそれから遠ざけ、また自分たちもこれを避ける。」（6章26節）

次にアッラーは、クルアーンから背き去ったものに対して懲罰と悪い結末を警告する。「厳しい懲罰で報いるであろう。」それは彼らの犯した罪の他に人を

迷わせた罪も負わされるからである。クルアーン「(自ら)信じないで、また(人びとを)アッラーの道から妨げた者には、かれらが災害を広げていたことに対し、われは懲罰の上に懲罰を加えるであろう。」(16章88節)

4. 不信者に対する最後の警告 (158節)

158. かれらは、只天使たちがやって来るのを待つのか、または主が臨まれるか、または(審判の日の接近を知る)主の印の一部がやって来るのを待つばかりである。主の何らかの印がやって来る日、前もって信仰して善行に励んでいない限り、かれらの信仰が魂に役だつことはないであろう。言ってやるがいい。「あなたがたは待て。わたしも待つものである。」

前節で悪い結末を警告し、この節では不信者は三つのことの内の一つがやって来たとき以外には信仰しないし、その時にはその信仰は役立たないことが明かされる。それは彼らの不信仰の継続とそれに対する準備の否定を示す。その三つとは天使が来る時とアッラーが来る時と終末の前兆が現れる時である。ここで不信者が待つものは、彼らが預言者に信仰の条件として求めていたものである。クルアーン「われとの(審判のための)会見を望まない者は言う。『何故天使がわたしたちに下されないのか。また(何故)わたしたちの主が、目の前に見えないのであろうか。』」(25章21節)「またはあなたが(あり得ると)言明したように、大空を粉ごなにしておわたしたちに落すまで。」(17章92節)

かれらは、只天使たちがやって来るのを待つのか：これは、疑問文だが意味は否定で、不信者たちは天使が彼らのところへやって来る事以外には待たないとなり、彼らは天使(死の天使)が来るのをただ待つだけだという意味。

主が臨まれるか：現世での懲罰が下される。

主の印：信仰しなければならなくなるような出来事。例えば太陽が西から上がること。ハディース「終末は太陽が西から昇るまで起きない。そして。太陽が昇り、人々がそれを見ると全員信仰する。しかし、その時は以前に信仰の無かつ

た者の信仰は役立たない。」

クルアーン「84. それからかれらは、われの懲罰を見る時になって、「わたしたちは、唯一なるアッラーを信じる。そしてかれに配していたものを拒否する。」と言った。85. しかしわれの懲罰を見てからの信仰（の告白）は、かれらの役には立たない。」（40章 84-85節）

あなたがたは待て：あなたたちは、自分たちが期待しているような、イスラームが失敗したり、預言者を殺したり、イスラームが無くなるようなことを待っていないさい。

わたしも待つものである：我々もアッラーが約束した勝利と敵に警告した懲罰の実現を待っている。

5. 宗教における分裂の結末（159節）

159. かれらの教えから離れて分派した者に就いては、あなたは少しも関わりはない。かれらのことは、アッラーの御手に委ねよ。かれはその行ったことを、間もなくかれらに告げ知らせられる。

アッラーは、不信者たちに終末での恐ろしい出来事のやって来る事を警告し、悪い結末を約束した後で、今度は信者に対しては、彼らの宗教における分裂、分派を警告する。

分派した者：ユダヤ教徒やキリスト教徒たち。またはこのイスラーム共同体の中のビドア（新たに付け加えた信仰）やシュブハ（似せて紛らわしい信仰）の人々をさす。またパワーリジュ派とも言われる。また全体的に解釈すると不信者になる。イブヌ・カスィールは、この節は一般的なもので、全てのアッラーの教えを変える者に解釈する。彼らは、教えの一部を信じ、一部を放棄する。それは自分達の欲や都合に沿って解釈して派閥を作り、それに固執する。

かれらのことは、アッラーの御手に委ねよ。：アッラーは、預言者に彼らとの争いを避けるよう、彼らのことには関るな、あなたの役割は、アッラーのメッセージを伝えることであると命じる。アッラーは彼らの事を引き受け、清算す

る。

告げ知らせられる：審判の時に、告げられ、報いを受ける。

預言者は、イスラームの分派を警告した。「あなたが以前に、啓典の民は72の派に分かれたではないか？そしてこのウンマでも73の派に分れるであろう。その内の72は地獄へ行き、一つだけが天国に入る。それはジャマーア（スンナの集団）である。」

6. 善行と悪行の報酬と報い（160節）

160. 善いことを行う者は、それと同じようなものを10倍にして頂ける。だが悪いことを行う者には、それと等しい応報だけで、かれらは不当に扱われることはないであろう。

これまでアッラーは、信仰の基本や信者として行なうべき事や禁じられたこと、不信仰の罪などに就いて述べて来て、ここではそれらの行いに対する報酬に就いて明かされる。それは善行と悪行に対するもので、そこにはアッラーの慈悲が見られる。

善いことを行う者は：アラビア語では、（審判の日に）善行を持って来る者となっている。この善行は、実際に行った良い行為と純粋な信仰のような良い性質も含まれる。審判では、それ一つに対する報酬は十倍に計算される。しかしそれは、それだけに止まらず7百倍からそれよりも多くなる。クルアーン「アッラーの道のために自分の所有するものを施す者を例えてみれば、ちょうど1粒が7穂を付け、1穂に百粒を付けるのと同じである。アッラーは御心に適う者に、倍加してくださる。」（2章261節）

悪いことを行う者には：これも善行と同じで、アラビア語では審判の日に悪行を持ってやって来る者となっている。それに対する報いの大きさは、倍化されることはなくそれと同じだけのものに計算される。

かれらは不当に扱われることはないであろう：それぞれ善行を行った者は、その報酬を減らされることは無く、悪行を行った者は、その罰を増加されること

は無い。

ハディース：「アッラーの使徒は、至高なるアッラーから伝えている。『あなたたちの主は、慈悲深い。善行を考えた者が、それを実行しなくても彼に私は、一つの善行を書きとめる。もしそれを実行したら、彼には10倍から7百倍、更にそれより多くの善行を書きとめる。しかし、悪行を考えた者が、それを実行しなかった時は、彼に一つの善行を書きとめる。もし実行すれば私は彼に一つの悪行を書きとめる。あるいはアッラーは、それを消してくださる。』

悪行を実行しなかった者は、3つに分類される。1) アッラーの為に実行しなかった場合。そこには意思と行為が認められるので、一つの善行として書きとめられる。2) 混乱や忘れて行わなかった場合。そこには意思も行為も見られないので、彼は罪もないが、善行も得られない。3) 様々な理由により、努力の結果実行できなかった場合。これは実行したと同じことになる。ハディース「預言者が『ムスリム同士が互に剣を持って戦った時、殺した者も殺された者も地獄に入る。』と語った時、人々は言った。『アッラーの使徒様、それは殺した者の方でしょう。殺された者はどうなるのですか?』彼は言った。『彼は、仲間を殺害に駆り立てたからだ。』」

7. タウヒードや信仰や人柄におけるイブラーヒームの教えへの帰属 (161～164節)

アッラーは、この章の最後に、まっすぐな道、正しい教えは、イブラーヒームのアッラーだけを崇拝する純正な教えであると語る。また全ての人には自分の行いに責任があり、他の人の行為の責任を負うことがなく、そしてそれに対する報いが、来世での幸不幸の基準となると語る。

161. 言ってやるがいい。「本当に主は、わたしを正しい道、真実の教え、純正なイブラーヒームの信仰に導かれる。かれは多神教徒の仲間ではなかった。」

言ってやるがいい。：アッラーは預言者に、彼がまっすぐな道へと導かれた恩

恵を告げるよう命じる。

本当に主は：アラビア語では、主語は私（ムハンマド）は、となつて私の主が私を導いたとなる。つまり、私は私の主に導いていただいたと言う意味。

正しい道：まっすぐで曲がったり、逸れたりしない道、それは真理の上に立つ現世でも来世でも幸福へ導く教え、イスラームのこと。

真実の教え：まっすぐに立つ教え。前の動詞に導くの目的語、あるいは正しい道の言い換え。

純正な：間違つた信仰から正しい教え（イスラーム）に傾倒すること。それは一信教の上に立つイブラーヒームの伝えた宗教でもある。

かれは多神教徒の間ではなかつた。：同じイブラーヒームを祖先に持つユダヤ教は、預言者ウザイルを神と言い、キリスト教はイーサーを神の子と言う。彼らは多神を犯しており、唯一神アッラーだけを崇拜するイブラーヒームの教えから離れている。クルアーン「イブラーヒームはユダヤ教徒でもキリスト教徒でもなかつた。しかしかれは純正なムスリムであり、多神教徒の間ではなかつたのである。」（3章67節）

162.（祈って）言ってやるがいい。「わたしの礼拝と奉仕、わたしの生と死は、万有の主、アッラーのためである。

アッラーが預言者に次に命じたことは、アッラー以外の偶像を信仰しそれらに犠牲を捧げる多神教徒たちに対し、祈りも宗教儀礼も全てがアッラーだけに行われるべきことを告げることである。

わたしの礼拝：あらゆる礼拝や祈り。

奉仕：アラビア語は、ヌスクと言って、犠牲や巡礼儀礼などの表現として多く使用されている。

わたしの生と死：生きている時に行われることと死んだ時に残された信仰と善行はすべてアッラーにだけ捧げられたものである。

163. かれに同位者はありません。このように命じられたわたしは、ムスリムの先き駆けである。」

同位者はありません：その本質においても属性においても並ぶものは無い。

ムスリムの先き駆けである：アッラーの命に従い禁止を避けることでアッラーに服従する最初の者である。

164. 言ってやるがいい。「アッラーは凡てのものの主であられる。わたしがかれ以外に主を求めようか。」各人はその行いに対する以外に、報酬はないのである。重荷を負う者は、外の者の重荷を負わない。やがてあなたがたは、主の御許に帰るのである、その時かれはあなたがたの争ったことに就いて、告げ知らせられる。

前節において神性におけるタウヒードが定められた直後、ここでは主性のタウヒードが語られる。

凡てのもの…：この啓示は、預言者にマッカの多神教徒たちが、「ムハンマドよ、我々の宗教へ戻って、我々の神々を祈れ。そうすればこの世でもあの世でもあなたが望むものを全てかなえると保障しよう。」と言った時、に啓示されたもので、アラビア語では最初に疑問文が来て、強い非難を示す表現になる。アッラーは全てのものの創造主であり、所有者である。そのアッラーに被造物を私にとって主とすることがどうして出来ますか？

各人は…：人は、自分の行いにかかる報酬以外のものをそこから得る事は無い。**重荷を負う者は、外の者の重荷を負わない。**：無実の人は、他人の罪を負う事は無い。これは個人の責任の基本を確認するもので、イスラームの誇りとするものである。イスラーム以前のアラブは自分の親や息子や同盟者の罪まで責任を取らされた。クルアーン「(人びとは) 自分の稼いだもので (自分を) 益し、その稼いだもので (自分を) 損う。」(2章 286節)

例外として「だがかれらは自分の重荷を負い、そのうえ (外の) 重荷をも負う

であろう。」(29章13節)がる。これは「かれらは復活の日に、自分自身の重荷の全部と、知識がないために、かれらに迷わせられた者の重荷をも負う。」(16章25節)他人を惑わした者の罪はその罪も加算されるためである。

争ったこと：様々な宗教で異なったことを裁かれる。クルアーン「それからあなたがたは(皆)われの許に帰り、あなたがたが争っていたことに就いて、われは裁決を下すであろう。」(3章55節)

8. 地上の後継者 (165節)

165. かれこそはあなたがたを地上の(かれの)代理者となされ、またある者を外よりも、位階を高められる御方である。それは与えたものによって、あなたがたを試みられるためである。あなたの主は懲罰する際は極めて速い。しかし、本当にかれは寛容にして慈悲深くあられる。

前節までに全ての人は、審判でアッラー許へ帰り、そこで清算される事が明らかになりました。そしてこの章の最後は、人々はこの地上において、互に生命を連続させるためにそれぞれが後を引き継いでいき、互に有益な行いにおいて競い合うという記述で終る。

あなたがたを地上の(かれの)代理者となされ:お互いにその後継者とした。アッラーは、幾多の国や民族を滅ぼしたが、その後を別の民族で継がせている。

またある者を外よりも、位階を高められる:互に、その程度を異ならせている。貧富の差や、容姿の差、知能や身体能力の差などそれぞれ異なっている。それは「あなたがたを試みられるためである」例えば、金持ちはその富によって試されていて、いかに感謝するかを見られる。貧しい人は、その貧困によっていかに耐えるかを見られている。そしてそれらの行いに対して、アッラーは清算する。それは報酬を得るか懲罰を得るかのどちらかである。「**あなたの主は懲罰する際は極めて速い。しかし、本当にかれは寛容にして慈悲深くあられる。**」ここで懲罰が速いと表現されるのは、全て向こうからやって来るものは近く感じるから。懲罰は現世においては様々な被害として現れる。来世においては地

獄の業火である。一方アッラーは、改悛する者に寛容で、使徒たちに従う信者には慈悲深い。

ここには、タルギーブ（切望）とタルヒーブ（脅威）がある。この二つは一緒に語られることが多い。クルアーン「しかしあなたの主は人間の悪い行いに対し本当に寛容であり、またあなたの主は、懲罰にも本当に痛烈である。」（13章6節）「49. われのしもべたちに、「われは本当に、寛容で慈悲深い者であり、50. われの懲罰は、本当に痛苦な懲罰である。」と告げ知らせなさい。」（15章49-50節）タルギーブは天国と結び付けられ、タルヒーブは地獄と結び付けられる。

ハディース「もし信者が、アッラーの許にあるものが懲罰だと知ったら、誰も天国を望まないであろう。もし不信者がアッラーの許にあるものが慈悲であると知ったら、誰も天国をあきらめないだろう。アッラーは百の慈悲を創造され、その内の一つを互に慈悲深くなるように人間の中に置かれた。残りの99はアッラーの許にある。」また「私（アッラー）の慈悲は私の怒りに勝る」

2011年9月25日発行 第8号

発行所 拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
電話 03 (3947) 9414 (代)

編集委員 柏原良英

発行者 福田勝幸

印刷所 共信印刷(株)